

チーズ組合は直接生産を行っているという点で、他の組織以上に重視されており、また、ジュラの農業生産システムの要の一つともなっているのである。そしてそこでは個人主義と協同主義は、自律性や独立性という言葉で表現される同じものの二つの側面となっている。

しかしながら、以上のような協同組織の存在によっても個人主義と協同組織への志向の間にある一見した矛盾は必ずしも解決しない。実際、チーズ組合も決して常に調和を保った組織なのではなく、様々な対立や葛藤を抱えつつ運営されており、そのような葛藤は時としてチーズ組合自体を崩壊させるに至るのである。こうしてチーズ組合が解散に追い込まれた例の一つが、F村のチーズ組合であった。この場合に個々人の利益と協同組織が齟齬をきたすのは、実際の個々の農家の経営戦略が他の農家の経営戦略と相容れないものとなって、協同組織の運営が破綻をきたすからである。それゆえ、諸個人の社会的結合関係を明らかにしようとするならば、以上で見て来たようなそれぞれの生産要素が、実際にどのように運営され組織化されているのかを見てみなくてはならない。そこで次に、各農業経営体による生産資源の組織化戦略を検討する。

(3) 生産資源の管理

1) 乳牛の管理

ジュラの酪農の農業生産システムは、2つの生産資源と3つの生産組織が互いに組織化されることで成り立っている。このうち2つの生産資源は、それぞれの農業経営体が直接労働力を投下して生産物を生み出し、かつそれ自体も維持されていくものである。したがって、これらの生産資源の労働力投下の仕方、すなわち農業経営戦略は、そのままそれぞれの農業経営体の農業経営の在り方を反映している。そしてまた、生産者協同組織やチーズ組合と農業経営体との関係も、この農業経営体の労働投下の在り方と密接に結び付いているので、農業生産システム全体は、このような農業経営戦略の存在によって維持再生産されていると考えることができる。そこで以下では、農業生産システムの維持再生産の基盤となる、牛と土地の管理の仕方について検討をすることで、農業経営の基本的方向性を明らかにしていくことにする。

言うまでもなく、牛乳生産にとってまず必要な生産資源は乳牛である。乳牛の管理は、それぞれの個体の生産性（泌乳量および牛乳の質）の管理と、育種管理という二つの側面があり、いずれも牛の生物学的特性の管理からなっている。この二つの管理は、泌乳のためには出産が不可欠であり、そのためには人工受精が不可欠であるという点で互いに密接に関連しているとはいえ、基本的には別々の管理に基づいている。

個体管理は、すでに述べたように、人工受精から出産、泌乳という、各個体の持つ一連の成長サイクルの上に乗っている。一度子牛が生まれると、まずオスは出荷されるが、メスは注意深く育てられて乳牛となる。乳牛になった後は生産性が低下するまで搾乳の対象となり、その後は肉用に出荷される。この一連のプロセスはほとんど機械的なものであり、生産性の判断基準の問題（泌乳量のみで判断するのか、質も考慮するのか）と年間の飼育スケジュール（出産期を一時期に集中させるか否か）を除けばそれぞれの農業経営体の間で違いは見られない（生産性を何によって判断するかという問題はすなわち、牛に何をど

の程度食べさせればよいのか、という飼料生産の問題である)。しかし、適切な個体管理によって生産される牛乳の量や質が改善されるならば、その農業経営者は「有能な capable」農民として高く評価されることになる(モンベリアルド種の牛は全ての個体が登録され管理されているので、どの経営体の個体がどの程度の成績を挙げたのかはすぐにわかる仕組みになっており、さらに、優れた個体に関してはその飼育者の名前とともに農業新聞などで公表される)。農民たちは、経済的効果とともにこのような高い評価を求めて個体管理の充実を図っている。

このように個体管理は主としてそれぞれの農業経営体内部でなされるが、育種管理のほうはより広範な社会関係の上に成り立っている。育種は、よりよい生産性を持つ乳牛から生まれた雄牛を種牛とし、その精子を同じくよい生産性を持つ乳牛に与えるという、個体再生産のプロセスの繰り返しからなるが、このとき、より多くの個体を対象に採したほうがより効果的に生産性のよい種牛を見つけることができる。そのためには多くの農業経営体をまたがって育種管理を行ったほうが望ましく、飼育組合はそのような理由で結成されている。しかし、ここでは育種の方法やどのような乳牛を求めるのかによって戦略の相違が現われる。そしてそれぞれの農業経営体は、その目指す経営によってどの精子を使うかが異なってくる。たとえば、ジュラ・ベタイユは1970年代にジュラで最も成功した飼育組合であったが、その育種方法はモンベリアルド種の純粋種を作るというものであり、また、その精子は他の飼育組合の精子よりも高く評価はされていたが値段もかなり高かったという。これに対し、ホルスタイン種との掛け合わせを行う飼育組合や、より安い精子を提供する飼育組合もあり、値段や質などをそれぞれの経営体の経営方針に応じて選択することができる。

このような牛の選択の全体の傾向は、量質ともに優れた牛を求め、かつ、できるだけ「俺たちの牛」であるモンベリアルド種を選択するというものである。他の種との掛け合わせた牛を選択するという少数の例の場合も、その経営体の持つ家畜群のごく一部がそうした牛に割り当てられるだけである。F村のある農家の例では、約50頭の牛のうち15頭がモンベリアルド種と肉牛種であるシャロレー種の掛け合わせであり、しかもこれらはむしろ牛肉生産に向けられた牛であった。しかし、モンベリアルド種に伴う「俺たち」の価値は、必ずしも強固な地域主義的連帯には発展しない。実際、それぞれの個体の管理は各農業経営体に任されているのであり、その各農業経営体が考える「俺たちの牛」の価値は、すなわち生産される牛乳の質の高さという、各経営体に帰属されるもので表現されるからである。ここには、ジュラの地域意識の希薄さとともに、飼育組合の法的結社として特徴が現われているといつてよいだろう。

このように、牛乳の生産性の向上は各経営体にとって基本的な要請である。しかし、この生産性の向上はそれぞれの牛の質の向上に向けられるのであって、家畜群の個体数の無制限な拡大には必ずしも向けられない。実際、オランダや、フランス西部のノルマンディーのような大規模農業地域とは異なり、自然条件に余り恵まれていないジュラではある程度以上の規模拡大はもともと無理であることは農民たちも知っており、またECの牛乳生産制限の導入以降は規模拡大も罰金覚悟でなければできなくなっている。そしてそれ以上に、農民たちは過重な労働をしてまで生産を拡大したいとは考えていないのである。このような、一定限度内の労働投下量によって最大の生産を挙げようとする、適正労働量への

志向は、次に見る土地という生産資源の維持管理にも見られる、農業経営の基本方針である。

2) 土地の所有と相続

農業経営体の生産活動の中心は牛乳の生産であるが、その牛乳の生産には牧草を含めた飼料の生産が不可欠であり、そして飼料の生産は土地に依存している。したがって、農業生産システム全体は土地の再生産過程に大きく依存しているという点で、土地の再生産は牛の再生産以上に農業経営活動を規定している。しかも、土地という生産資源は、環境への適応、家族関係、経済性など、農業経営の本質に関わる側面の全てが関わっており、また私的所有権を通して人格の在り方と生産活動を直接結び付けているものでもある。そのため、土地の再生産過程は大体において農業経営戦略の特質をよく示すものとなっている²¹⁾。そこで以下では、「所有と相続」、そして「取り引き」の二つのプロセスに分けて、土地の再生産過程について詳細に検討する。

土地を基盤とするジュラの酪農では、農業経営上必要とされる土地に自由にアクセスすることができれば、農業経営は非常にやりやすくなる。しかし実際には、酪農の土地利用システムを十分満足させる土地を、初めから十分に確保していることは稀である。アクセス可能な土地は通常は限られており、それらは必ずしも地理的・経済的に望ましい土地とは限らないからである。そこで、効率のよい農業経営のためには、必要な土地を確保するための土地戦略が必要となる。最も基本的な土地へのアクセス方法は相続による土地所有であるが、必ずしも相続された土地が望ましい地理的位置にあるとは限らない。そこで、それを補って必要な土地を手に入れるために、新たな土地の購入、借地、あるいは交換といった手段がとられる。その際、土地に対する権利の主体は、法的には一人一人の個人、あるいは一つ一つの GAEC であり、漠然とした広がりを持つ家族や親族ではない。

相続は土地を手に入れるための最も基本的な手段である。すでに見たように、ジュラではある夫婦の子供たちに対して、家と生産単位は一人の子にのみ継承されるが、財産は男女の別に関係なく平等に分割される均等相続が行われている。この均等相続は中世以来行われてきた慣習であり、家族的領域の構造から来る要請でもある。この均等相続の伝統により、すでにアンシャン・レジーム期にはフランシュ＝コンテでは、比較的裕福な農家を含めて農民の大半では、その保有地は細分化され分散していた (M. Vemus, 1983: 24-25)。19世紀になっても小農民は圧倒的な数を占め、大地主は非常に少なかった。J. Brelot によれば、1866年にはジュラ県全体で、所有面積が7ha以下の零細地主が全地主の7割、7haから30haの中規模地主が全地主の2割を占めていた (J. Brelot, 1953: 63)。北隣のドゥー県では全体の73%が所有面積が3ha以下の小農民で、30ha以上所有する地主はわずか1%だった (J.-L. Mayaud, 1986: 63)。一方、19世紀から20世紀にかけて、農業従事者の数の減少にもかかわらず自作農の数は増え続け、1882年には農民の所有する土地は耕作地全

²¹⁾ ただし、あらゆる農業経営において土地戦略の検討でその経営戦略を十分に明らかにできる、というわけではない。農業経営学においては一般に農業経営組織は作目組織として捉えられてきており、そこでは作目の選択を通して市場と農家の労働力構成の関係が議論されてきた。しかし、ジュラのように酪農に特化した地域の場合、作目組織はそれほど重要ではない。ジュラの酪農の域に、土地所有が細分化・分散化している一方で畑作以上に広い面積を必要とする場合は、土地へのアクセスが農業経営戦略を明らかにする上で重要な要素となっている。

表 21 : F 村における土地所有構造の変化

資料 : Matrice cadastrale de la commune de F¹

	1913		1920		1930		1940		1948		1975	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
0 - 1 ha.	92	14	94	14	98	14	80	8	79	7	68	15
1 - 2 ha.	45	17	47	16	40	16	30	7	31	5	22	3
2 - 4 ha.	39	10	35	9	33	16	30	11	31	9	36	2
4 - 6 ha.	11	6	11	6	14	6	18	9	22	7	8	1
6 - 8 ha.	5	5	6	6	7	5	11	8	11	10	3	-
8 - 10 ha.	9	7	7	4	3	3	5	4	6	3	3	1
10 - 12 ha.	3	3	5	5	5	5	2	1	1	1	6	5
12 - 14 ha.	-	-	-	-	2	2	3	3	1	1	-	-
14 - 16 ha.	1	1	3	2	1	1	1	1	2	2	3	3
16 - 18 ha.	2	2	2	1	1	1	2	1	1	1	2	2
18 - 20 ha.	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	2	2
20 - 25 ha.	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	2	2
25 - 30 ha.	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
30 - ha.	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	208	65	210	63	206	70	184	53	186	46	157	38

A : 土地所有者数 B : F 村の土地を所有する F 村民数

N.B. 土地台帳には 1838 年以降の記録が保存されているが、土地台帳図が 1913 年と 1948 年に作り替えられ、それとともなって土地台帳も新たなものが作られているので、現在に至るまでに 3 つの土地台帳が作られている。しかし、最初の土地台帳はその記述の仕方ゆえに、集計に若干の困難がともなうので、ここでは除外し、1913 年以降を集計の対象とした。ただし、1948 年以降に関しては、1970 年代にコンピューター化がなされたため、1948 年から 1975 年までの記録は、冊子体としては役場にも県文書館にも保存されておらず、1991 年現在、役場で閲覧ができたのは 1975 年の土地台帳である。

体の 3 分の 2 を占め、1918 年には 9 分の 7 にまで上昇している。この自作農の増加は、農家自身の所得の増加と 1870 年代に起きた農業危機がもたらした土地価格の低迷による不在地主の利益の低下による (J. Brelot, 1953: 63)。

F 村に関して言えば、以上のようなジュラ全体の傾向は大体当てはまる。1838 年に作られた土地台帳を見てみると、当時すでに今日と同じ程度に土地が細分化されていたことがわかる。19 世紀には F 村には 40 ha 以上の土地を持つ大地主がいたが、今世紀初頭にはその土地の半分は売りに出され、その土地の半分を相続したその妻もやがてジュラを離れたために残りの土地も売りに出され、第二次大戦前にはその土地は農民たちの間で細分化されてしまった。一方、今世紀初頭から農民たちは、徐々に自分たちの土地を増やしていった。今世紀前半の土地所有の動きをみてみると小規模土地所有者は常に多いが (表 21 参照)、その大半は相続によって土地を得つつ農家を継がずに村の外に出て働いている人々である。また、村外居住者が F 村に持っている土地は小面積のものに限られている。それに対し、村人の土地所有面積は緩やかな上昇傾向を示しており、耕作者がみずからの所有面積を拡大しているのがわかる。その中には、小作農から自作農に転換し、さらに規模を拡大していった者もいる。こうした土地所有構造の変化の背景としては、今世紀に入って

からの農村の急速な人口流出により土地が余りだし、それに加えて農業技術の発展と全国的な経済発展によって農業の規模拡大が可能となり、またそれが必要とされたこと、などが上げられる。こうして、今世紀初頭には大きな農家でもせいぜい数 ha 程度しか土地を持たず、大半の農家ではせいぜい一頭から数頭の乳牛しか持っていなかったのに対し、第二次大戦後には 10 ha 以上の土地を持つ農家が多くなり、経営規模も 10 頭以上の乳牛を持つ農家が多くなり、広い土地を必要とするようになった。

このような土地所有構造の変化は、土地の新たな購入によって引き起こされたが、それでも相続は土地獲得の最も基本的な手段である。というのも、家族的な農業経営は世代を超えた連続性をもって行われ、新たな土地の購入は既にある経営地に対する付加という形で実施されるからである。こうした経営の連続性としての所有地の相続は、両親が年老いてから行われる。相続時期が遅いということは、均等相続による土地の細分化を遅らせるという効果を持つ。ただし、兄弟間の争いを避けるために、父親が死ぬ前に財産を分割するのが望ましいと、だれもが主張する。

相続における土地分配に際してその土地の分割の均等性の基準となるのは、まず何よりも面積である。相続地の分割には、一つの地片を均等に細かく分割して兄弟で分ける場合と、地理的に固まった地片をひとまとまりとしてそれぞれに分け与える場合とがあり、これらの相続方法の相違は、それぞれの家での相続についての考え方の相違である。ある家では一つの地片をさらに分割し、同じ質の土地を均等に子供たちに分けることによって兄弟間の平等を実現しようとし、また別の家では農家を継ぐ子供の便宜をはかって土地が分散して行かないようにしている。しかし、そこに土地の質などを細かく考慮すれば、完全に平等な分割は不可能である。そこで、実際には多くの場合、農業を継ぐ子供とそうではない子供に差をつけている。しかし、その相違のつけ方には必ずしも一定の法則性があるわけではない。ある農家では、農業を継ぐ子供にまとまったよい土地を与える一方、その他の子供に比較的価値の劣る土地を割り当て、その代わりに面積を若干大きめにしている。別の農家では、家を継がない子供に質のよい土地を割り当てることによって、その子がその土地を人に貸し、自分でその土地を直接耕作しなくても土地から利益を得られるようにしている。そのほかにも、いったん土地を面積にしたがって均等に分割したあと、農業を継ぐ子が継がない子から土地を買い取った例もある。それと類似の例としては、家を継がない子供たちの間では土地を分割せず、その土地を人に貸すことで得られる借地料を、その土地に権利を持つ兄弟姉妹の間で分割するという方法をとる場合もある。一般には、あちこちに分散している自分の土地のうち、自分の居住する村から遠くはなれたところにある土地は農業経営にはあまり都合はよくないので、農業を継がない子に相続されることが多い。その場合、その土地を相続した子はその土地をさらに別の人に貸すことが多いが、人には貸さずに自分の別荘を建てたりすることもある。

牛舎は、農業を継ぐ子供に相続される。しかし、農業を継ごうとする子供が二人以上いる場合は、その子たちが GAEC の様な共同経営体を作るのでなければ、牛舎を継がない子供は別の牛舎を探すか、新たな牛舎を建てなくてはならない。その際、すでに空き家になった牛舎を親戚から受け継ぐこともあるが、その時の牛舎の相続は必ずしも父系をたどってなされるとは限らず、妻の父から受け継ぐこともある。兄弟のうち一人だけが農業を継ぐ場合、1950 年ごろまではそれは長男だった。しかし、こうした長男優位の状況は、戦後

の社会状況の変化とともに大きく変わった。農業の生産性はますます他の経済部門に比べて低下し、離農するものが増えていった。また、農業知識の伝達もかつては父から子へとなされていたが、農業技術の急速な進歩により、今では父親の持っている過去の知識の集積だけではとても追いつかなくなってしまった。実際、現在の農業経営にはさまざまな機械や薬品の知識、高度な経営学の知識、さらには経済学の知識も要求される。さらに、日々の農業の動向についての技術情報や市場の動きなどについて、テレビや一般紙、クチコミの情報のほかに、農業新聞（たとえば「農業・農村ジャーナル *Jura agricole et rural*」）や県農林監督局（DDAF、Direction Départementale de l'Agriculture et de la Forêt）²¹、県農業会議所などの機関からの情報などを常に収集し、それらを適切に分析して処理する能力が要求され、そのためにコンピューターを導入する農家もどんどん増えている。こうした経営のノウハウは一世代前の父親から学ぶことは難しく、今では子供たちは農業知識を主として農業高校で学ぶようになった。そして現在では、農業高校を卒業するときに取得する資格で、大学入学資格（バカロレア）と同じレベルのBTA（Brevet de Technicien Agricole、農業技術者免状）が今や農業経営者となるための最低条件となっている。このように、農業経営者に高度の知識が要求される現在、農業を継ごうとする子供にはそれなりの積極的な意欲と能力が要求され、単に長男だからという理由で農業を継ぐことはもはやできなくなっている。こうした状況から今では、古くからの農家でも長男が農家を継ぐとは限らなくなっている。ただし、農作業を実際にして農業経営を行うのはほとんどの場合男なので、娘が農家を継ぐのは、ほかに農業を継ぐ意思のある兄弟がなく、かつその娘の夫がその農家を継ぐ意思がある場合に限られる。

結婚の際には夫と妻のそれぞれが相続した土地は一つにまとめられる。その際、しばしば二人の土地は、それぞれの個人の所有地から共同の所有地に変更される。特に、二人が住んでいる家のある地片はそうなることが多い。また、このような相続の双系的な特徴ゆえに、第二次大戦以前は土地のための結婚が多かったという証言も多い。老人たちによれば、土地が隣接している農家同士の結婚や、土地を目標てにしての土地持ちの娘との結婚が多かったという。確かにその時代には土地が日常生活のなかで重要な位置を占めていたので、配偶者の選択に土地を重要なファクターとして考えることは自然である。とはいえ、周りから「土地のために結婚した」とされる夫婦も、決して自分たちの結婚が土地のためであった、ということ認めることはないで、その意味では、本当にかつては土地が配偶者選択に際して決定的な役割をはたしていたのか、それともそれは今の人々の単なる「かつて」の時代の生活についてのイメージに過ぎないのか、正しく見極めることは難しい。しかも、土地にアクセスする方法は相続以外にもあり、また、たとえ所有地が地理的に分散してしまっていたとしても、後に述べる貸借や交換によって一定の利益を期待できるということを考慮すれば、配偶者選択に際しての土地の役割を過大評価することはできない。このように相続の戦略には、一方で子供たち間の相続上の平等の実現という家族的領

²¹ DDAFは、中央の農業水産省の県レベルでの出先機関であり、自治体としての県とは独立した機関である。その機能は、中央の政策に従って県の農政の調整を行うほか、農業指導などを行うことである。その農業行政は実際には県や地方の行政機関と協調しながら行われているが、この県農林監督局は農民にとってその経営に直接影響を与える行政側の窓口となっている。なお、県より上の地方レベルには地方農林監督局（DRAF）がおかれている。

域の構造から来る要請と、他方で農業を継ぐ子供の生活基盤の確保という経済的要請の、必ずしも一致しない二つの目的によって規定されている。そして、実際の相続における農家ごとに見られる相違は、この平等というものをどのようなレベルで捉えるのか（面積のみか、土地の質や地理的位置も考慮するのか）、そして農業基盤をどのような戦略に基づいて確保するのか、という二つの要素に見られる相違に由来するのである。そして、均等相続をする限りどのような形で相続を行うにしろ土地の細分化は避けられないのだが、たいていの場合は、農業を継ぐ子供は継がない子供たちが相続した土地を借りて耕作するので、事実上細分化の弊害はある程度は避けることができるのである。

3) 土地の売買・貸借・交換

長年にわたる均等相続は土地を細分化し広範囲に分散させるので、通常は相続によって得た土地のみでは、面積の上からも地理的位置の上からも農業経営には不十分である。特に、現代の機械化された農業ではその経営規模に応じて相当広い面積が必要となる。こうした不都合を解消するためには新たな土地にアクセスする必要があるが、ジューの農民たちがそのためにとる手段は土地購入、借地、および交換である。現在、たいていの農家ではその経営面積の半分は自分の所有地で、残りの半分は借地である。したがって、統計上は小作が半数を占めるが、それは決して昔ながらの小作制度が続いていることを意味するのではない。

新たな土地にアクセスする手段である土地購入と借地は、必然的に経営面積の拡大を意味する。しかし交換の場合は必ずしもそうなるとは限らず、またその手続きプロセスもやや異なる。そこでまず土地購入と借地について見てみよう。

土地を借りたり買ったりする相手は、必ずしも一定はしていない。たとえば、村から遠くはなれて住んでいる土地所有者や、年老いて農業を引退し、その子供たちも農業を継ぐ意思が無いといった隣人などから、土地を譲り受けたりする。土地を新たに購入する場合、親族から購入したり友人などに当たって新たな土地を探すこともあるが、それまで借りていた土地を購入することもある。F村の場合、今世紀初頭まで大地主が所有していた広い土地は、当時規模拡大を図っていた中農や小作農によって分割されていった。一般的に、人に土地を貸したり売ったりしようとする場合、まず始めに自分の親族の中で農業を続けているものに話を持ちかけることが多い。特に、古くからこの地域に住んでいる農家の場合、そうした親戚が近くにいる場合が少なくない。そうした親族が土地を必要としていなかたり、あるいはそのような親戚がいない場合は、日常的につきあいのある友人に話を持ちかける。なお、どのような場合でも借地料は、DDAFの指導で1haにつき、牛乳200kgから400kgの販売価格と定められている（したがって、土地の価値は牛乳の市場価値に結び付けられている）。借地料を牛乳販売価格に結び付けたのは、最終後に借地料が高騰したことに対する処置だった。

今までのフランス農村研究ではしばしば、農民が自分の親族から土地を借りたり購入したりするを通して、均等相続によって分散していく土地を再び構築し直していく点が注目され、そこに働く「一族の土地」の一体性を守ろうとする親族イデオロギーが強調されてきた（M.-C. Pingaud, 1978: 114; M. Segalen, 1981: 75-76）。しかし、F村の場合、実際の農民の土地戦略に際してどれだけこうした親族イデオロギーが重要な役割を果たしてい

るのか、非常に疑わしい。確かに親族から土地を買ったり借りたりすることは多いのだが、それは、所有権の散らばってしまった先祖伝来の土地を再びまとめるためというよりも、それらが農業経営上必要な土地であり、かつ、親族からは比較的、土地を手に入れられ易いからという事情が優先している。この点を以下の3つの事例で見てみよう。

一 土地をイトコに売った例（ジルベールのケース）

F村で酪農を営み、コミュニオン議会議員もしたことのあるジルベールは、数km離れた村に住む農家の娘と結婚した。その際、妻の実家の経営規模のほうが元からの自分の経営規模よりも大きかったため、F村を離れて妻の実家のある村に住むことにした。そのため、ジルベールがF村に持っている土地の大半は彼自身にとっては不要となったので、同じくF村で酪農を営み、経営規模の拡大を考えていたイトコ（FBS）のイヴに、その土地の一部を売った。これは単にイヴがジルベールの親戚だったためにまず土地を売る話が来たのであり、決してイヴが一族の土地を再構築しようとしたからではなかった。したがって、この場合は親戚だから譲渡の話が優先したという程度の問題であって、イヴがその土地を必要としなければジルベールは他の人に売ったのである。

二 土地を親戚から借りた例（アンリのケース）

アンリは弟とGAECを形成しているが、その経営地の約半分は借地であり、借地のほとんどは親族から借りたものである。その理由としては、相続によって細かく分割される前は所有地がまとまっていたため、均等相続によって細分化されたとき親戚の土地が自分たちが今持っている土地の隣かすぐ近くにあることが多く、これらの土地を借りたり購入したりすればまとまった面積の土地を手に入れることができるからである。こうして土地を再構築しようとするのは、それが散らばってしまった先祖伝来の土地を再構築というよりは、土地がまとまっていたほうが農業経営がやりやすく、機械化されているときはなおさらコストを下げるからである。したがって、ここでは経営の効率性を追求した結果、親戚から土地を借りたり購入したりすることになったといえることができる。

三 兄弟から土地を買った例（ジャン＝ルイのケース）

ジャン＝ルイは8人兄弟の末っ子で、兄のアルフレッドとGAECを作っている。土地は均等相続の原則にしたがって8人の子供たちの間で平等に分けられたが、その際、すでに農業を継ぐ意思を持って自分でいくつかの土地を買っていたアルフレッド以外は農業を継ぐ意思はなく村を離れていたため、ジャン＝ルイは村を離れた兄弟たちの土地のほとんどを買って入れた（ただし、土地の均等相続は単に数字上の処理としてのみ行われ、実際の土地所有権の分割は行われず、村を離れた兄弟たちは土地の代わりに金銭を受け取った）。その結果、父の土地はほとんど細分化されずに、子供たちの作るGAECに受け継がれた。

この3例でもわかるように、確かに土地の取り引きに際して親族関係は他の人間関係よりも優先される傾向があるが、しかしそれは、決して親族の一体性という価値を強調するからではなく、単に親族だから無下に断わることはできない、あるいは親族だからまず便宜をはかろう、という家族的領域の人間関係が非家族的領域のそれに優先された結果である。しかも、その際の親族とはせいぜい第一イトコまでの領域にとどまる。また、世代深度も浅いので先祖の土地という意識にもおのずと限界がある。むしろ、ここで強調されるべきは親族の集団としての意識というよりも、親族関係の意識である。この時、家族的領域はそこに属する人を一つの社会的まとまりとして組織するのではなく、その構造によって規定された様々な社会関係の集合として現われる。そして人々は、新たな土地にアクセスしようとするとき、親族関係や友人関係をその資源として動員するが、その中において兄弟やイトコといった比較的近い親族（すなわち家族的領域の中心近くに位置する親族）

を優先するのである。しかし、これはあくまでも比較の問題である。そこには土地の質、家や自分の土地からの距離、地片の形など、様々な要素が入り込むので、親族が常に優先される訳ではなく、その意味で土地の取引において親族が特種的位置にある訳ではないといへ、確かに均等相続の性格上、近親の土地は自分の土地の近くにあることが多少とも多くなる。

以上の論理から言えば、土地を借りるのは何も親族からだけとは限らない、と言うのは当然である。実際、友人や近所の人から借りることも非常に多い。特に、農業を引退した夫婦が農業を継ぐ意思を持つ子供を持たない場合は、その土地を近くの農家に貸すことになる。そうすることによって、それまで作り上げてきた土地を無駄にせずすみ、そして引退した老夫婦も借地料をもらうことができるからである。その上、所有地を農地として人に貸すと税制上の優遇措置を受けられるため、税金対策としても有効となる。とはいえ、この老夫婦が亡くなった後は土地を相続した子供たちが死ってしまうこともある。また、F村を離れてすでに何世代も経つような人から土地を借りることもある。この場合もたいていは土地の所有者は、土地を貸すことによって得られる借地料と税制上の優遇措置という経済的利益を見込んでいるのであって、先祖の土地だから手放したくはないという動機は、それ程大きいものではない。また、M Dion-Salitor & M Dion は、親族から土地を借りると、それがかえって土地の拡大を求める戦略にとって足枷になる（すなわち、その土地の所有者である親族の意向を無視できない）と指摘しているが（M. Dion-Salitor & M. Dion, 1972: 116）、このようなこともF村では起きず、農業経営者は比較的自由に土地の取引を行っている。

一度貸借の契約が成立すると、その貸借関係はそう滅多に変更されることはない。それは、農業経営では土地というものは単に与えられた生産資源ではなく、長い年月をかけて継続的に作り上げて行くものである、と言うことを考えればごく当然のことである。もし短期間で耕作者が変わってしまうならば、長期的な作付け・輪作計画などは不可能となり、したがって効率的な農業生産は不可能となってしまうのである。

以上が土地購入と借地に関わる土地戦略であるが、次にもう一つの土地へのアクセス手段である交換について見てみよう。土地の交換は、二つの農家がそれぞれ地理的に見て、自分の耕作にはふさわしくないが相手の耕作にはふさわしい土地を互いに持っている場合、単に口頭の約束によってその使用権を交換することである。その際、交換される双方の土地の面積が大体同じくらいになることが条件であり、それぞれの土地の質は考慮されず、また、書類の作成や金銭の授受は必要ない。土地の交換はあくまでも口約束によって行われるので、それぞれの農民は自分の耕作地ではなく所有地に対して税金を払うことになる。

交換は、一定の土地の条件が満たされていないと行われないので、交換をするための相手の範囲は非常に限られてくる。それゆえ、交換の相手は必ずしも親族同士となるとは限らず、むしろ友人や隣人同士で行うことが多い。特に、自分の所有地が自宅から遠く離れた村にある場合、その遠くの村に住む友人と土地の交換ができるならば、その利益は大きい。このような交換のメリットは、土地の取り引きを非常に柔軟にすることができるという点にある。交換によってまず、細分化されてあちこちに分散した農地を、面倒な法的手続き抜きにまとめることができる。次いで、交換される二つの土地は、それぞれの交換者の所有地であっても、また借地であっても構わないので、たとえば、村から離れている土

地を借りて、その近くに住む者と土地を交換するということも可能である。つまり、貸借という手段と組み合わせることによって、必要ではあるが市場には取れない土地にアクセスすることが可能となるのである。交換はあくまでも二者間関係として行われるので、当事者は交換によって手に入れる土地の本来の所有者が誰であるのかは、知る必要はない。そして、土地の貸借のときと同様、一度土地が交換されると、その交換関係は長い間維持され、時には世代を超えて持続されていく。しかも、交換によって手に入れた土地を耕作者はあたかも自分の土地のように扱うことになるので、逆に、交換によって人に与えた自分の土地に対する興味は徐々に失っていく。こうして交換は、所有権が分散している近くの土地や購入や賃借ではアクセスしにくい土地への、面倒な手続き抜き効果的なアクセスの手段となっているのである。

以上のように、土地取り引きのプロセス全体は複雑で多く人間関係が動員される。この時、F村を始めとする第一プラトリーのばあいは、取り引き相手としては必ずしも親族は優先されない。とはいえ、各々の経営面積が小さく、それほど大きな土地を手に入れる必要が特になく、親戚（すなわち、家族的領域と非家族的領域の中間に位置する人々）は最も手近な取引相手となる。実際、小さな土地の細々した取引では親戚同士で行ったほうがやりやすいため、友人関係よりも親戚関係が優先されるし、また親戚の土地が自分の土地の近くにあるということも多い。したがって、経営規模が小さくすむときには親戚は重要な人的資源となりうる。しかし、経営規模が大きくなると、もはや親戚の土地だけでは経営には不十分となる。こうなると親戚はそれほど重要な人的資源とはなりえない。

とはいえ以上のことは、過去の研究において指摘されてきた親族の重要性と、必ずしも矛盾はしない。実際、それほど経営規模の拡大を必要としなかった時代（第二次大戦以前）では、親族の土地を各々操作するだけで家族の生活に必要な土地は手に入ったであろう。その意味で、土地戦略に家族が重要な位置を占めていたのは、経営規模が小さい時代の適応戦略の一つであった。しかしこの場合も、土地戦略は必ずしも親族集団全体の意思によるのではなく、個々の農民が比較的アクセスしやすい自分の親族の土地を、自らの戦略のなかで社会的資源として有効に使うとしたものと考えべきである²¹⁾。したがって、経営規模が拡大して親族の土地が必ずしも有効な資源と見なされなくなったときは、親族の土地は見向きもされなくなる。実際、ある農民は「家族の土地なんかどうでもいいよ」と言い切っている。土地と結婚の関係も、同様に適応という観点から考えることができる。ブルゴーニュの農村について Marie-Claude Pingaud は、19世紀の間はある家族の土地はその家族の内部で行き来していたが、そのようなシステムは大きく変わった、と指摘している (M-C Pingaud, 1978: 133)。このようなシステムの変化の背景に、今世紀初頭に資本主義経済の発達や農業危機によって生まれた農村の社会構造に大きな変化がある。そして、19世紀における村落内部での結婚の比率の高さやその後の土地所有面積の変化を見てみれ

²¹⁾ M. Dion-Salitor & M. Dion は、新たな土地へのアクセスには家族内部をたどる規則に従った方法と友人関係をたどる方法の二つの異なるオプションがある、と指摘しているが (M. Dion-Salitor & M. Dion, 1972: 67)、この両者は完全に別のアクセス方法なのではなく、家族的領域と非家族的領域の連続性に応じて連続し、家族的領域の持つ構造化性と非家族的領域に対する重要性ゆえに親族の土地には優先的にアクセスしうる、と見るべきである (その意味でそこに「規則」がある訳ではなく、その構造化性と優先性が規則のように見えることもあるということである)

ば、同様のことがジユラでも起きたということは考えられる³⁴⁾。したがって土地と家族のつながりは、農業経営をめぐる様々な歴史的社会的条件（農村の経済構造や法的条件など）に依存しており、「家族の土地」の重要性もそのような条件のなかではじめて現われてくるといえるだろう。

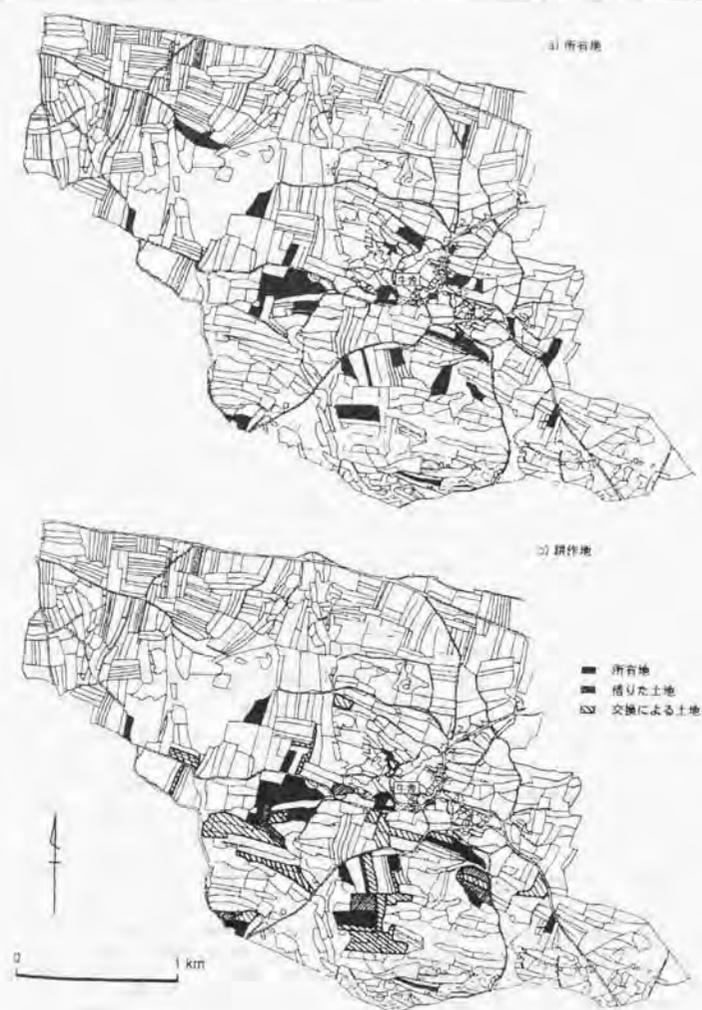
こうした土地戦略を用いる目的は耕作に適した土地を手に入れることにある。ここで「耕作に適した」という言葉が意味するものは、単に生産性が良いという意味だけではない。むしろ、農業経営に必要な面積の土地をなるべく牛舎の近くにまとまって得ることである。このことは、これらの手続きによって実際に行われた土地取り引きの結果を見てみれば、すぐにわかる。その一例が、図 13 に示した GAEC の例である。この例でも、十分とは言えないまでも、ある程度の土地の集約化が実現しているのがわかる。このアクセスの手段にはさまざまな組み合わせ方が考えられる。そのため、仮に結婚に際して土地が重要なファクターとなったとしても、農業経営が配偶者の選択によって決定的に左右されるということとは考えられない。実際、仮に遠くはなれたところに土地を持つ人と結婚したとしても、上記の手段を通じて身近に土地を持つことができるし、またそうしなくても、土地を人に貸したり、あるいは森や子牛の放牧場として使うことで、一定の利益を上げることが可能なのである。それは具体的には牛舎の近くにまとまった経営地を確保することを目指している。

牛舎の近くにまとまった土地を持つことのメリットは、まず仕事が楽になり効率的になることである。近くに土地があればトラクターでの移動や牛の移動にそれほど時間をとられることはないで、仕事量の増加や泌乳量の低下を抑えることができる。また、畑がまとまっていれば、畑の間の移動のための時間もあまりかからずすみ、また機械の使用も効率的になる。さらに気候的には、第一プラトーのように比較的平坦な土地では場所による気候条件の大きな偏差はないので、気候上の危険を分散させるために土地を分散させるという、アルプスのような山岳地帯でとられる戦略はあまり効果はない。この点でも土地をまとめたほうがよいということになる。しかしメリットだけではない。デメリットとしては、土壌という点から見れば地片の間の土地の質は不均質なので、必ずしも牛舎の近くに良い土地があるとは限らないので、手に入れたまとまった土地の質がそれほど良いものとはならない可能性がある。このようなメリットとデメリットを調整するために、それほど距離が重要とはならない子牛の放牧場や、干草のための粗飼料生産のみに当てられた畑には、多少距離があっても良い土地が選ばれ、それ以外に利用される土地については、土地の質よりも牛舎からの距離を優先されている。

以上から、土地の管理においても乳牛の管理でみたのと同様に、必要な労働量を効率的に減らすのを可能にするということ、すなわち適正労働量が追及されていることがわかる。したがって、農業経営全体もこの適正労働量という原則に従って構築されていると考えることができる。

³⁴⁾ この点を確証するためには歴史資料の検討が必要である。しかし既に述べたように、1911年以前の土地台帳はその記述の性格ゆえにデータの集計に大きな困難が伴ったということと、本論の目的があくまでも今日の農民たちの社会形成にあるという理由から、本論での土地をめぐる議論では1911年以降の土地台帳だけを扱っている。19世紀の土地と家族の問題については推測にとどまる。

図 13 : F 村のある GAEC における土地取り引きの例



4) 生産資源管理の論理

各農業経営体は、乳牛と土地という生産資源を管理・再生産することを通じて生産を行っている。したがって、農業経営体の経営戦略の基本的方向性は、まず第一にこれらの生産資源の管理方針によって規定される。

乳牛という生産資源の再生産は飼育管理と育種管理という二つの要素からなっている。飼育管理においては、経済的生産性とともな適正労働量、および有能さという高い評価を求めることがその基本戦略を規定する。そして育種管理において農業経営体が求めるのは生産性であり、どのような生産性を求めるのかに応じてある程度自由な育種管理（すなわち飼育組合の選択）が可能である。これらの乳牛の管理戦略が求めるのは、適正労働量の探究と「俺たちの牛」という言葉で示される生産物の品質の価値である。

乳牛の管理に較べて土地の問題ははるかに複雑な管理のプロセスを持っている。土地へのアクセスの実際は、相続、購入、賃借、そして交換という手段が組み合わされることで非常に複雑なものとなっている。この時、取り引きにおける人間関係はどれも親密さの領域に属するものとなっている。すなわち、相続は家族的領域における社会関係に規定され、購入、賃借、交換の場合、親族関係が優先されるとはいえ、非家族的領域の人間関係（友人関係や隣人関係）も重要な役割を果たしているのである。しかし、こうした複雑な土地戦略の目的はそれほど複雑なものではない。それは結局のところ、乳牛の管理と同様に適正労働量の追及という原則に従っているのである。

このように、牛の管理に見られた適正労働量の原則は土地の管理についてもいうことができる。ジュラの農民たちは自分の経営面積を無制限に拡大することなく、一定の配置のなかに組織化することにより生産を維持しているのである。このとき、土地の管理は完全に個々の農業経営体に任されているので、土地という生産資源はそれぞれの経営体と同一視される生産資源として認識される。このとき、土地戦略自体もかなりの柔軟性を持って展開される。

土地戦略の柔軟性の根本的な原因は、土地の均等相続にある。一見すると土地の均等相続は土地を細分化してしまうために農業生産には負の効果があるように思われるが、しかしまた逆に、均等相続は土地を流動化し、それによって農民たちに、それぞれの経営方針にあった土地を低いコストで調達しやすくする、というメリットがあるのである²⁴⁾。つまり、土地は細分化されることにより、土地を再構築するための交換や賃借が増えるわけだが、農民にとってはその際、自己の生産性やリスクの大きさを考慮して土地を選択する余地が大きくなるのである。こうして、土地の均等相続によって、農民はその時その時の状況に対して柔軟に対応することが可能となる。

以上から明らかなように、牛の管理においても土地の管理においても、それぞれの農民は経済的生産性、適正労働量、高評価追及といった原則に基づいてそれぞれを管理・再生

²⁴⁾ ただし、土地細分化や土地集合化の弊害やメリットには、畑の面積、形、土地の質、家からの距離、各々の畑の間の距離、耕作形態など、様々な要因を考慮しなくてはならないので、J.W. Bentley も指摘するように、それらを評価するための単純な指標は存在しない (J.W. Bentley, 1987: 32-34)。一般的には、多様な耕作形態が組み合わされた農業経営の場合には、土地が分散しているほうが各々の形態にあった土地を選択することができる上、リスクの分散にもつながる。したがって土地の細分化が常に農業経営にとって弊害があるとは限らない。

産している。たしかにジュラ高原の酪農は全体としては斉一性を持っているが、細かく見てみると生産資源の管理に関しては以上のようなヴァリエーションを見ることができ、その意味で各農業経営体にはある程度の経営戦略の自由度が存在しているのである。

(4) 生産組織の運営と農業生産システム

1) 生産要素の組織化

ジュラの農業生産システムでは5つの生産要素が一定の形で組織され、牛乳の生産とチーズという付加価値生産の2つの段階からなる生産過程と、それを支援する生産者協同組織によって財が生み出される。そしてこのシステムの全体は、互いに連結されて一定の経営方針のもとで運営されている。この際、運営の主体となるのはそれぞれの生産組織である。そのため、農業生産システムが機能するためには生産組織が互いに連携して効果的に運営されていく必要がある。それでは3つの生産組織はどのような方針によって連結・運営され、全体としてどのように農業生産システムを作りだしているのだろうか。

家族関係を基礎にして作られている農業経営体は、その労働力と資本を土地と牛に投下する。このとき牛という生産資源に関してはその育種管理の点から、農業経営体を越えた幅広い連携を持つ飼育組合という生産者協同組織に頼ることになる。これに対し土地という生産資源は、基本的には家族と密接に結び付いており、生態学的な条件への適応を図りつつリスクの分散を図るという土地戦略においては家族関係がよく利用される。そして、農業経営単位が消費生活の単位でもあり、これらの生産資源に投下される労働力も家族労働に依存しているという点で、労働市場の存在を前提とした賃労働関係に基礎を置く資本主義的経営とは異なっている。これは、農業経営体において資本と労働が未分化であるということの意味している。このため、農業経営体は利潤の最大化による資本の蓄積を効率的には行うことはできず、生産は利潤の蓄積を目指さない小商品生産という形になる。しかし無限の資本の蓄積を目指さないといえ、生産の効率性は土地戦略などさまざまな形で追及されている。

非家族的領域に基礎を置いた生産者協同組織が関与するのもそのような生産の効率化への支援であり、生産に直接関わる協同組織は生産活動における資本の投下の在り方や育種管理に直接関与し、生産に間接的に関わる協同組織は政策や規制の変化による政治的環境の整備を目指している。しかし、その組織は非家族的領域に基礎を置いており、かつ生産を直接行う組織ではないので、農業生産システムにとって不可欠の存在ということではできず、条件（効率や人間関係）次第では農民は他の代替手段（他の協同組織や民間業者）に乗り換えてしまう。その意味で、農業生産システム全体に占める生産者協同組織の比重はそれほど大きくはない。

一方チーズ組合は、非家族的領域に基礎を置きつつチーズという最終生産物を直接生産する組織である。その意味で、生産者協同組織とは異なり農業生産システムにおいては農業経営体とならんで決定的な重要性を持っている。しかし、チーズ組合と各農業経営体の関係は、各農業経営体の経営努力や意見がチーズ組合に反映し、各農業経営体も自らの生産に見合った報酬を得るという点で、チーズ組合は農業経営体の生産の個別性を犠牲にすることなく、むしろその個別的生産を支え保証する組織として機能している。この点で共

同主義は個人主義を支えるものとなっている。

したがって、農業生産は確かに農業経営体とチーズ組合という 2 段階を経て行われるとはいえず、農業生産システムは農業経営体とチーズ組合の二つの中心を持つというよりは、むしろ農業経営体を基礎に置いているということが出来る。そして農業経営体が家族的領域において形成されているため、農業経営においては家族が構造的な重要性を持っている。それでは家族の農業生産システムにおける役割とは何であろうか。

この、農業生産システムの核となる家族はまず、異世代間の階層的構造に規定され相続という権利と農業経営体に直接絡む、最も EGO に近い親族である。そして、農業労働力はこの範囲から調達される。その外に広がる親族は土地の取り引きにおいて優先される人的資源であり、農業経営者との系譜上の距離が遠ざかるにつれ非家族的領域における親密な人間関係との質的相違は小さくなっていく。そして状況によっては EGO から遠い親族は、非家族的領域における様々な友人関係と同様、経営にとっての資源の一つとみなされるようになる。

2) 経営の方向性

個々の農家は、以上のような農業生産システムを運営することで生産活動を行う。しかし、その運営である農業経営は決して機械的・受動的に組み立てられているわけではない。土地を巡る取り引きにおいて農民は各々土地へのアクセスを巡って多くの手段を有し、それらを複雑に組み合わせることによって、かなり柔軟に自らに有利な経営を組み立てていくことができたのと同様、他の生産要素についても生産物の選択（コンテのための牛乳生産か、エメンタールのための牛乳生産か、牛肉の質を重視するか、など）、土地と土地利用の選択（どのような飼料作物をどこに植えるか、どここの土地を利用するか、など）、資金投下の方法の選択（どのような牛舎や農業機械を導入するか、農業機械を借りるのか共有するのか、副業として何を行うか）、そして協同の仕方（チーズ組合など）といった点など、各農業経営体は相当の自由度を持って複雑な操作をし、独自の経営戦略を構築している。農業生産システムは、こうした経営戦略の一つの帰結ということができる。それでは、このような農業経営はどのような方向性のもとに行われているのだろうか。

農業経営は常に一定の目的の下になされる。その目的の一つは明らかに生産活動自体に関わる目的である。しかし、乳牛の個体管理に見られたように、生産活動はまた同時に、「有産さ」という評価を得ることを求めても展開されている。すなわち、農業経営には生産と周知からの評価という二つの目的を軸に展開しているのである。

第一の農業経営の生産活動自体に関する目的は、言うまでもなく収入を得ることである。とはいえ、土地や牛の管理にみられたようにそれは無制限に収入を得ることではない。確かに、第二次大戦後に経営規模は大きく拡大したが、農民たちはひたすら経営規模を拡大して利潤の最大化を目指しているわけではない。ある農民は言う。「確かに規模を拡大しなくちゃならない。でも、ジュラみたいな土地で 200 ha やら 300 ha やらの土地を手に入れたってどうするんだ。ここはもともとオランダのような土地とは違うからそんな大規模な農業経営はできないし、仮にできたとしても、生活するのにそんな大きな土地は必要ないし、仕事が増えるだけだ。日本人は家庭を顧みずにむやみやたらと働くんだそうだが、俺たちは違う。家族と一緒に生活するために働いているんだ」また、別の機会に別の農民

が言う。「俺には家もあるし妻もいる。子供だっている。別に人をうらやむことなんてないね」確かに、牛乳の生産制限が課せられている現状ではこれ以上の規模拡大は不可能なのだが、そうした外的要因がなくとも、現在の経営規模はほぼ上限であると意識されている。そのため、農民たちは規模拡大と労働量増加による一層の生産性向上を目指すことはせず、むしろ今の経営規模を維持したまま労働量の削減を常に図っている。

必要労働量を減らす努力はさまざまな面に見られる。たとえば、乳牛の人工受精を冬にまとめて行うのも、乳牛の分娩時期を秋に集中させて出産管理を楽にすると同時に、秋の2ヵ月に搾乳の休止をまとめることによって、必要な労働を減らすことができるからである。また、どの家もかつてはホエー（チーズの製造過程で出る上澄み液）を飲ませるための豚を飼っていたが、手間がかかりすぎるため今では豚の飼育はどの家でもやめてしまい酪農に専門化している。農地を牛舎の近くにまとめるという土地戦略も、農地への往復の時間という労働量を節約するためであり、トラクターなどの農業機械の使用も同様である。

しかし、こうした労働量削減の努力には一定の限度がある。むしろそこで目指されているのは、なるべく少ない労働量で生活に必要な利益を引き出すことである。実際、ほとんどすべての経営上の戦略の変更は、一定の収入を確保した上で、仕事の量を減らすためと説明される。しかしそれは労働嫌いのゆえではない。少なくとも農民の大半は農業労働を疎ましいものと思っているわけではない。実際、酪農では毎日牛の世話と搾乳をしなくてはならず、また、収益性もそれほど高いとは言えないので、他の職業も選択できる今日、酪農は好きではないとできない仕事である。ここで労働量削減というのは、むしろ適正な労働量を求めるということである。彼等にとって農業の魅力の一つは、青空の下で誰にも命令されずにでき、しかも時間の拘束もなく家族とともにすごすことができる、と言うところにあるので、生産性向上のための労働強化は本末転倒なのである。つまり労働や生産は家族の生活の自立性を保証するからこそ価値があるのであり、それを超えるような労働はなるべく最小化するのが望ましいことになるのである。つまり、適正労働量は家族生活の自立性の基盤なのである。

生産活動を通じて「有能さ」という評価を得ようとする目的は、生産活動を通じて自分の経営手腕の優秀さを証明して見せるという形で達成される。たとえば新しくトラクターを購入する際にも、それによって農作業の効率をあげるという動機とともに、自分には新しいトラクターを買うだけの経済的余裕があり、それだけ自分の能力は優れているのだ、ということを示す動機もそこにはある。だから、ある老人は自分が最初にその地域でトラクターを使った者であったことをいつも自慢しているし、技術革新への農家同士の競争も、経営の効率化とともに、誰が優れた農業経営者であるかを競うという側面が強いのである。しかし、この一見、適正労働量の原則に反するように見える目的は、みんなが追及するわけでも、こうした評価を求める競争が公然となされることわけでもない。確かにこうした自己顕示の欲求は、一方で、農民を技術革新に敏感にさせることで戦後の農業の現代化の進展に貢献したが、この目的は周囲に対する自己の優位性が若干でもあればその目標は達成されるので、限度なしの労働強化を追及するものとはなりえない。そしてまた、自己の優位性を追及するために労働を強化して必要以上の労働をしているとみなされると、かえってマイナスの評価につながってしまうことにもなるのである。実際、自分の優秀さを顕示しようという行為は、逆にいえば、周囲の人を馬鹿にする行為であり、ひ

いては「嫉妬」によるものであるとみなされうるのである。そのため、露骨に自己顕示をする者は、周りから反発や失笑を買う。しかし反対にあまりにみずぼらしい状態であれば、その人の農民としての、さらには人間としての能力すら疑われて見くびられかねず、したがって、能力評価をめぐる競争から無縁でいることもできないのである。このように、生産活動における自己顕示は、自分を取り巻く人間関係の中への自分の位置付けをめぐるものであり、そのため次章でみるように、村の内部でのさまざまないざこざの引き金ともなる可能性をもっている。

このように、自己顕示によって評価される優秀さとは、結局のところ自分の家族を十分に養えるということであり、その優秀さを証明しようと彼等は経営の拡大や技術革新には熱心だが、それは常に一定の範囲内においてのことであり、過剰な労働をしてまで生産を拡大する気はないのである。

このように、農業生産システムは5つの生産要素が農業経営体を中心に組織化され、適正労働量と自己顕示という原則によって運営されている。そしてそれぞれの生産要素の運営にはある程度の自由度と柔軟性が備わっており、農民たちは3つの生産組織をそれぞれの共同の関係のなかで柔軟に構築することにより、経営の目的を達成しようとしている。ところで、以上での農業生産システムの検討では、外部環境からの影響をまず考慮せずにその内部での生産要素の組織化について論じてきた。しかし実際にはジュラの農民たちは、明らかに農業政策や経済の動きといった外部環境の圧力にさらされており、実際の農業経営戦略の選択はそのような外部環境に大きく影響されている。そして以上で見えてきた農業生産システムはそのような外部環境との関係においてその特性を十分に発揮する。それでは、このような状況において農業経営の方向性はどのように社会的結合関係の問題と結び付いているのであろうか。次章では、以上で見えてきた農業生産システムがどのように実際に運営され、それによって社会的結合がどのように農業経営のなかで実現しているのかを検討する。

農業適応戦略と社会の構築

(1) 農業経営と外部環境

1) 適応戦略と社会の構築

現在のフランス農業はフランス政府やブリュッセルの農業政策、市場の圧力など、外部環境からの様々な規制のなかにある。この状況はジュラにもあてはまり、現実の農業経営においては、前章で見たような生産要素の組織化だけではなく、こうした外部環境からの圧力も考慮しなければ維持できないものとなっている。こうした外部環境の圧力は現在では非常に強いものとなっているので、一見すると農業生産システムの組織化と運営にあたってはそれぞれの農業経営者にはそれほど大きな自由度はないように見える。しかしながら、実際にはそれらの外部環境が農民の全ての行動を決定できるわけではないし、また、その外部環境の農業生産システムへの影響も機械的になされるわけではない。それでは、ジュラの農業生産システムはどのように外部環境の圧力に対応しているのだろうか。そしてその対応の過程でジュラの人々の生活空間における特徴的な社会的結合関係はどのような役割を果たしているのだろうか。本章の目的は、前章で見てきた農業生産システムが実際の外部環境の圧力に対して、どのように反応して自らを再生産しているのかを明らかにすることである。そして、農業経営というものがさまざまな社会的資源を駆使して行われ、社会の物質的基盤を生産するものである以上、このような農業生産システムの機能を仕方論じることそのまゝ、社会の構築を論じることになる。

第 5 章の冒頭で見たように、外部環境は大きく生態学的環境と政治経済的環境の 2 つに分けることができる。ところで、各農業経営体は一定の条件のもとで生産活動を行い、最終生産物であるチーズを市場に出荷すること（より正確には倉庫業者に出荷すること）により収入を得ている。したがって、2 つの外部環境が農業経営に影響を与える筋道は、農業経営の生産条件に直接関与するか、市場を通して生産を規制するかの、2 通りの経路がある。生産条件を直接規制する外部環境としては、自然環境（生態学的条件）と農業政策があり、市場を通して規制する外部環境としては市場環境がある。もちろん、これらは互いに密接に関連しているものである（自然環境と農業政策は環境政策によって、市場環境と農業政策は政府によるなんらかの市場への介入によって結び付けられている）。

このような外部環境に対して各農業経営体は自らの生産を維持するために、さまざまな戦略を用いて適応を試みる。ところで自然環境は、ここで議論するような短いタイムスパンにおいては、一時的な変化や緩やか変化が起こることはあっても、急激で不可逆的な変

化が起こることは滅多にない。それに対し市場環境は常に不可逆的に大きく変化する可能性があり、それに伴って農業政策も常に変化する可能性がある。このような急激な変化が外部環境に起きた場合、各農業経営体も新たな環境に適応するために経営を変化させることを余儀なくされる。しかし、新たな状況に対して全ての農業経営体が全く同じ行動をとるとは限らない。むしろ、それぞれの農家の間の具体的な経営方針に相違が現われることのほうが多いだろう。ところで、既に見たように農業生産システムはさまざまな協同組織や家族関係を巻き込んだ、親密な社会関係を基礎にして形成されている。したがって、外部環境の変化に対する各農業経営体間の経営方針の相違はこのような協同関係に不協和を引き起こし、場合によっては紛争にまで発展してしまう。このような紛争が引き起こされたとき、その紛争を解決しようとする過程では、Victor Turner の言う「境界性」(V. Turner, 1969) が現われ、それぞれの農業経営体が持つ経営戦略構築の論理が表面に現われ、社会的結合関係の一端が露呈する²⁵⁾。

そこで、ジュラの農業生産システムの実際の機能の仕方を検討するに当たり、まず紛争過程を検討することで農業経営の戦略を支える論理の在り方を検討し、次いでその論理が実際にどのように農業経営を支えているのか、そしてそのようにして生み出される戦略に乗る農業経営は実際にどのように外部環境に適応しようのかを検討する。このような検討は、最終的にジュラにおける社会関係の現実における構築の在り方を明らかにするだろう。

2) 戦後の二つの適応戦略

18世紀末以降、フランス社会は常に大きな変化のなかに置かれてきたため、農民たちは常にそうした変化への対応ないしは適応を余儀なくされてきた。第二次大戦以降は特に、経済の高度成長を背景に、生産条件や市場環境は激変し、それに対応して農民たちも経営規模を拡大し、市場を中心に据えた経営を行うようになった。しかし、1970年代以降は牛乳価格は長期の停滞期に入った。こうした状況に直面してジュラの農民たちの間には次のような二つの異なる対応が見られた。後に述べる F 村の紛争の事例には、この二つの路線の対立が基本的前提となっている。

[ジュラ農民の 2 つの経営路線]

- ・伝統路線 より伝統的な農業経営にとどまり、売り上げをあげるための戦略として生産量を増やすことだけに頼ろうとする経営路線
- ・合理化路線 生産の合理化によって生産量だけではなく牛乳の質も改善することで付加価値を高め、市場の動向に対応することで売り上げを上げようとする経営戦略

この二つの路線の相違は、現実にはチーズ組合が農民に払う牛乳の代金は牛乳の量だけ

²⁵⁾ 農民の行動を社会構造や階級構造の従属変数として扱い、農民に何らかの主体性を認めることの少なかった従来の人類学の農民研究に対し、1970年代後半には、農民の行動には社会構造や政策あるいは社会的条件のみには還元しえない多様性があるとして、個人の選択の在り方とその選択を左右する環境条件を特定しようとする、個人中心的アプローチを基本とした人類学的農民研究が行われるようになってきた (cf. P. F. Barlett, 1980)。このような研究は、一定の成果を挙げたとはいえ、社会の構造的要因を軽視し、人格の問題を考慮しなかったという点にその限界があった。重要なことは、個人の選択が社会構造かという二者択一なのではなく、両者が生産においてどのような関係におかれているのかを明らかにすることである。

で決められるべきか（伝統路線）、それとも質も考慮すべきか（合理化路線）、という問題を引き起こすので、農業経営戦略全体の相違として現われてくる²¹⁾。合理化路線に属しているのは F 村に 4 つある GAEC のすべてと 2 つの個人経営体で、伝統路線はすべてが個人経営者である。合理化路線の農民は、現代の農業を取り巻く経済状況に対応した経営を行っていかうと、GAEC を作って経営規模を拡大したり、経営のためにコンピュータを導入したり、さらには県農業会議所が副業として勤めているグリーン・ツーリズムへの参加など、経営の革新に積極的である。とはいえ、伝統路線の農民たちも決して中世以来変わらない経営を目指しているのではない。むしろ、彼等こそ第二次大戦後の農業の著しい変化の担い手だったのであり、決して元からの頑固な保守主義者だったわけではないのである。

農民たちによれば、この合理化路線と伝統路線の相違は、1970 年ごろすでに農民として働いていた者と、それ以降農業の仕事に携わるようになった者との、世代の相違であるという。つまり、合理化路線は比較的若い世代、伝統路線は比較的古い世代というわけである。確かにこの分け方は大ざっぱには二つのグループの特徴を示している。伝統路線の生産の拡大を重視する経営戦略は、EC 共通農業政策に支えられて農産物市場が常に拡大していたためコスト削減の努力を特別しなくてもよかった時期に、より適恰的な経営戦略だったのである。しかし、オイル・ショック以降、市場はほぼ飽和に達し、生産設備への投資に見合うだけの収入が得られる保証はなくなった。伝統路線の農民たちはこうした経済環境の変化にもかかわらずそれまで自分たちが慣れ親しんだ戦略を取り続けた。これに対し、合理化路線に見られる戦略は、オイル・ショック以降の経済状況により適恰的なものであるということができらるだろう。こうした状況では、生産の大幅な拡大は期待できないので、生産コストを切り詰めたり付加価値生産をすることで利潤を確保していくか、あるいは別に副収入を求めていくことを積極的に考えなくてはならないのである²²⁾。

以上のような状況を背景に、以下ではまず、外部環境が生活空間と農業生産システムに

²¹⁾ この相違はジュラで大きな問題となったことがある。1970 年に、ジュラ県選出の国民議会議員で時の農業大臣であった J. Duhamel が農業会議所の支持の下で、チーズ組合の経歴合やチーズの質による評価を重視するジュラ農業の現代化の推進を唱った「コンテ合意書 La charte du Comté」が作られた。しかしその政府主導の姿勢とともにその内容に対しジュラの農民たちは激しく反発し、1972 年には 1,000 人ほどの農民が県庁のあるロンス＝ル＝ソニエでデモを行い、合意書を破壊している (M. Vernus, 1988: 216)。このデモの背景には、ジュラで最も大きな顔育組合となったジュラ・ペティエのカリスマ的指導者である E. Richème 氏が、伝統的な農民の価値を唱えて政府に抵抗したことがある。

²²⁾ このような伝統路線から合理化路線への転換は一般に、「農民 paysan (英語では peasant)」から「農業者 agriculteur (英語では farmer)」あるいは「農業経営者 exploitant」へ、という農業社会学における指摘と一致する (ex. H. Mendras, 1984: 27-28)。1980 年代初頭のフランシュ＝コンテにおいてこうした転換を観察した D. Jacques は、この姿勢の変化の背景には、「労働者」として認知されたいという農民たちの欲求、村の中の社会関係の希薄化、そして村の外へのネットワークの拡大を挙げている (S. Bulle & D. Jacques, 1983: 196)。このことは、彼等の姿勢の変化が状況への対応の中から生まれてきたものである、という事を間接的に裏付けていると思われる。その意味で、若い世代も古い世代も、各々のおかれた状況への対応の中から戦略や姿勢を形づくっていったということができらる。ブルターニュ地方で調査を行った A. Ait Abdelmalek は、このような状況の変化によって、農業は家族的経営の論理から計算に基づく企業へと変化したと指摘するが (A. Ait Abdelmalek, 1996: 213)、しかし経営戦略という点から見るとジュラの場合はもう少し複雑で、家族的経営の論理は生き続けている。

引き起こした影響を紛争の事例から分析し、外部環境の影響に対して農民たちはどのような論理によって対応しているのかを明らかにする。次いで、その対応の在り方がどのように農業生産システム自身を再生産し、かつ外部環境への適応を効果的なものとしているのかを検討していく。

(2) 紛争過程と農業生産

1) チーズ組合を巡る紛争

ジュラの農業システムは5つの生産要素から構成されているが、紛争はその5つの要素全てを巡って引き起こされ得る。しかし、農業経営体内部では家族的領域における構造的秩序が働くために紛争は起きにくく（とはいえ、一度起きると骨肉の争いになる場合がある）、また生産者共同組織は生産活動に直接関与しない上に選択の自由度が大きいので、利害対立は紛争に発展しにくい。これに対し、チーズ組合、土地、牛を巡る紛争は深刻化する。以下ではこのうち、F村において起きたチーズ組合と土地を巡る紛争について検討する⁹⁾。

他のジュラの村と同様にF村でもかつてはチーズ組合があったが、1988年に廃止されてしまった。その背景にはジュラの農業を巡る経済環境の厳しさがあった。ある老人によれば、よいチーズを作る組合の多くは小さな組合だが、ひどいチーズを作るのも小さい組合である、ということであるが、しかし規模の小さなチーズ組合は採算の上でしばしば大きな困難に直面している。このような酪農を巡る厳しい状況に直面していた中でF村のチーズ組合は解散を迎えることになるのだが、しかし、チーズ組合が実際の廃止を決定する直前のきっかけは紛争状況が生まれたためである。

紛争の始めは、村の農民の一人であるジャン＝マリーがチーズ職人といざこざを起したことに始まる。かれはある朝、家庭の都合でいつもより少し遅れてチーズ組合に牛乳を持って行ったのだが、いつもの仕事の手順を狂わされたチーズ職人は、それに怒ってジャ

⁹⁾ 牛に関しては、飼育組合であるジュラ・ペタイユが、1978年に県や政府を巻き込んだきわめて深刻な紛争を引き起こしている。その紛争過程は長期にわたってきわめて広範なアリーナの上で展開しているため、本論では詳細に検討することはできないが、その大まかなあらまは次のようなものである。要に指摘したようにジュラ・ペタイユは有能な農業技術者 E. Richème が1960年代に作った飼育組合で、品種改良に驚異的な成果を挙げた。そして彼はその先進的農業技術とジュラの「協同組合による自律性」というジュラの農民的価値の強調によって、農民たちに熱狂的に支持されるようになった（農民たちはこの飼育組合の提供する積夜の利用者である）。1972年にコンテ合意書に抗議してロンス＝ル＝ソニエでデモを行ったのは、この E. Richème を支持する農民たちだった。しかし1978年、彼は突然理事長を解任され、ジュラ・ペタイユを追い出されることになった。彼と彼の支持者（彼の名を取って「リシェミスト」と呼ばれる）はやむなく新たな飼育組合であるモンベリアルド・セレクトシオン Montbeliard-Selection を作ったが、ここで大きな問題が生じた。E. Richème が確立した育種技術の知的所有権は彼個人ではなくジュラ・ペタイユに帰属するとされていたため、E. Richème は自分の育種技術を用いることができなくなってしまったのである。彼はこれを不当であるとして県や政府に働きかけて問題解決を目指した。そして農民たちの間でもジュラ県全域を二分する紛争となり、深刻な対立を引き起こした。しかし結局は E. Richème の主張は認められず、紛争は終結した。この紛争のプロセスについては F. Pouillard (1984) と D. Jacques (1989) に詳しい報告がある。前者はリシェミストの立場から書かれたものであり、後者は社会学者によってモンベリアルド種の歴史の一貫として書かれたものである。

ン＝マリーに殴りかかったのである。喧嘩はすぐに収まったが、ジャン＝マリー（および彼と GAEC を作る彼の兄ドミニク、および彼の父ジャン）は組合長のアルフレッドに、チーズ職人が彼に謝るように要求したが、アルフレッドは仕事の手順を狂わせたジャン＝マリーのほうが悪い、と取り合わなかった。ジャン＝マリーにしてみれば協同組合である以上、組合員の意見は尊重されるべきだったが、アルフレッドにしてみれば一部の組合員の意見に組合が振り回される言われはない、ということだった。そして、納得しなかったジャン＝マリーは裁判所に訴え、結果としてジャン＝マリーの正当性が認められた。

争い自体はこれで終わったが、アルフレッドによればこの出来事により組合の協同の雰囲気は失われてしまった。ジャン＝マリーとチーズ職人の間にいざこざが起きて以降、農業経営をめぐる合理化路線と伝統路線の二つの意見を調整することは難しくなってしまった。他方、ジャン＝マリーのほうも、いつも自分の主張ばかりして村にいざこざを起こそうとしている、という評判を持つ人物で、そのような性格は彼の家系に数世代にわたって見られる。父親譲りとされるものであった（ここに、姓を共有する家族のなかでの性格の同一視という現象が見られる）。実際、ジュラの農民たちの多くが政治的には保守派を支持するのに対し、彼は社会党支持だった（ただし、彼が支持していたのは協同組合主義志向の強い Michel Rocard であって、François Mitterrand ではなかった）³⁶⁾。また彼は、このいざこざの原因は生産量の多い彼の GAEC の経営に対するみんなの嫉妬だ、と指摘している。

こうして、チーズ組合の継続は誰の目から見ても難しいものに見えたが、任期の切れたアルフレッドに代わって組合長になったルイは理想主義者だったので、協同組合こそもっとも望ましい農業の在り方であると考えていた彼は組合解散を引き伸ばしていた。その一方でジャン＝マリーも状況には納得しなかったが、たまたまその頃、彼の知り合いの一人が別の村で新しいチーズ組合を作ろうとしていたのを知り、彼の GAEC（つまり、彼と彼の兄弟および彼の父）は F 村のチーズ組合を辞めてそちらのチーズ組合に参加することに決めた³⁷⁾。しかし、この比較的生産量の大きな GAEC が辞めてしまうことで、F 村のチーズ組合は経済的には全く採算が合わなくなってしまった。こうしてチーズ組合は解散することとなった。このチーズ組合の解散と共に、村の農民たちは各々、自分たちが最もよ

³⁶⁾ F. Mitterrand はフランス社会党 (PS) 党首として大きな権力を握り、何度か大統領選挙にも出馬した後 1982 年から 2 期にわたって大統領を務めた。それに対し M. Rocard は、1960 年に労働者インターナショナル・フランス支部 (SFIO; PS の前身) から分かれて新成された、自主管理を掲げる統一社会党 (PSU) の書記 (1967 - 1974) だった人で、1974 年に PS に合流して F. Mitterrand の強力なライバルとなった。彼は 1988 年には F. Mitterrand 大統領の下で首相を務めたが、最終的には権力闘争に敗れて失脚した (F. Mitterrand は、政治上の失敗の責任を政敵にうまくすり付けることでライバルを脱落としてきた、としばしば批判されている)。一方、フランスの保守派は、V. Giscard-d'Estaing が率いる中道政党連合のフランス民主連合 (UDF) と、J. Chirac が率いるド・ゴール主義の共和国連合 (RPR) の二大政党を中心としている。しかし、私がインタビューした人の大半は、UDF と RPR の政治的主張の相違は明確には意識しておらず、「保守派」ということで一括してしまっていた (多くの場合彼らは、RPR は J. Chirac の政党、UDF は V. Giscard-d'Estaing の政党、という程度にしか認識していない)。

³⁷⁾ このチーズ組合はいくつかの偶然から倉庫業も同時に行うようになり、その結果価格競争力を持つことができるようになって大きな成功を収め、周辺のチーズ組合を次々と統合して行った。しかし悪い噂も根強く付きまとい、このチーズ組合を非難する農民も少なくなかった (それらの噂の真偽は不明である)。

いと考える別の村のチーズ組合に牛乳を出荷することになった。またこれを機会に、ある GAEC はサイレージ飼料を使うためにコンテではなくエメンダールのための牛乳生産を始めたが、これは酪酸菌の拡散を恐れる周囲の農家との間で問題を引き起こすことになった（この GAEC は、チーズ組合が廃止されたのだから、それぞれが好きなようにやっていいはずだ、と主張した）。

以上のチーズ組合解散の過程には、家族を中心とした派閥形成、合理化路線と伝統路線の対立、嫉妬や協同性などの社会的価値の強調などが見られる。これらの問題は、チーズ組合解散に引き続いて起きた換地事業をめぐる紛争により明確に見て取れる。そこで、次にその換地事業をめぐる紛争を見てみよう。

2) 換地事業を巡る紛争

F 村の換地事業は 1990 年に始まったが、それは村の中に様々な対立を引き起こすことになった。その事業はコミュニケーション会議での決定によって実施が決められたが、8 人の議員の間で意見は割れ、結局村長であるフランソワが事業推進に一票を入れることによって換地事業の実施が決まった。しかしこの時点で既に争いは顕在化しつつあった。換地事業は各々の土地の面積と質とを考慮し、互いの等価交換によって各農民の土地を集約しようとするものであり、その意味では日頃農民たちが行っていた土地の取り引きを一度に体系的にしてしまおうということではない。しかし、どこの土地をどこと交換し、どこに自分の土地を集めるのか、さらには先祖由来の土地をどうするのかなどを巡って対立が生まれるのである。こうした換地事業をめぐる争いの話はジュラには多く、ある村では争いが高じて銃を持ち出すものがいた、とか、自殺者が出た、といった噂が飛び交っている。

この争いの一つは村長のフランソワと彼の前任者であるシャルルを巡るものである。1983 年に村長に選出されたフランソワは、もともと村の出身ではなく陸軍中佐として長い間モロッコに滞在していた。村にやってきたのは彼の父であったが、父が亡くなり彼自身も退役した後、彼は村に住み始めるようになった。また、彼はフランスで最近台頭しつつある極右政党である国民戦線 Front National の支持者でもあった。一方シャルルは、それまで 20 年間村長を務めてきた人物である。シャルルの家は村の古くからの農家で、祖父の代までは小作だったが、彼の父の努力により自作農として経営規模を大きく拡大することができ、彼自身も大変な努力をしてきた人だった。このシャルルにかわってフランソワという「他所者」が村長に選ばれたことは既に村にとって事件だった¹⁵⁾。そのいきさつについては人々の話は一致はしていない。シャルルがフランソワに村長になるように頼んだが、換地事業を巡ってフランソワがシャルルの意に沿わないことをしたと言う人もいれば、シャルルは本当は息子のピエールを村長にしたかったができなかったと言う人や（そしてピエールは助役になったが、それはシャルルを納得させるためだったという）、フランソワがシャルルに自分を村長にしてくれと頼み込んだのだと言う人もいる。ともあれ、他の村人からはその行政能力を期待されてフランソワは村長になり、そして 1989 年には前回ほど問題を起すことなくフランソワは村長に再選された。そして今後の農業の発展には換地

¹⁵⁾ 実は、シャルルが村長になる前にフランソワの父が 3 年ほど村長を務めていたことがある。しかしどのようないきさつで彼が村長になったのか、そしてなぜ任期途中でシャルルに村長が代ったのか（村長とコミュニケーション議員の任期は 5 年）はよくわからなかった。

事業は不可欠であると判断して彼は換地事業に賛成票を投じたが、それが換地事業に反対するシャルルとの対立を決定的とし、潜在的であった様々な紛争を顕在化した。

フランソワにとって難しかったのは、コミューン議員 7 人（本来なら 8 人だが、一人が任期途中で亡くなった）のうち 3 人がシャルルの親族（彼の息子、彼の姉の息子、および彼の姉の娘婿で、前二者は農業に従事）であったことである。彼等は、「F では村長は農民でなくてはならない」とか「フランソワは村長のくせになにもしない」といったシャルルの意見を共有し、様々な嫌がらせや非難をするようになった。これに対し残りの 4 人の議員は互いには親族関係にはないが（あっても極めて遠いため家族とは認識していない）、若い世代の農民たちで互いに友人関係にあった。このシャルルのグループと他の議員のグループは換地事業を巡って対立することになるが、この対立は、既に述べた F 村のチーズ組合の解散の背景となった対立と同じもので、農民たちの間の農業経営の方針の相違と一致する。大まかに分ければ、シャルルのグループは伝統主義に従っており、若い世代は合理化路線に従っている。この対立の下、若い世代は経済的効率性と規模拡大の可能性を求めて換地事業に賛成したのに対し、古い世代であるシャルルのグループの農民はより伝統的な価値に固執し、「先祖の土地」の神聖さを主張して換地事業に反対した。この「先祖の土地」と言う価値はしばしば土地の取り引きに現われる価値だが、その場合の「先祖 *ancêtre*」の価値とは、その土地に結び付いた家族の記憶である。その土地は家族が努力をしてよい畑に作り変えてきたし、また家族の様々な記憶がその土地に結び付いているという点に大きな価値があるのである。シャルルにしてみれば、家族の価値を軽視して経済効率を追求するのは利己的な資本主義者 *capitaliste* のすることなのである（ただし、シャルルのグループの農民も、本当に「先祖の土地」の価値を重要と考えているのかについては、かなり怪しい部分がある）¹⁵⁾。

ともあれ、換地事業は実施が決まり、換地事業小委員会が設けられて実際の土地の評価や土地の取り引きを行うことになった。しかしここでもう一つ別の対立がからみ始めた。それは、若い世代に属する GAEC の一つがフランソワを攻撃し始めたことである。この GAEC は、チーズ組合の解散の直接のきっかけとなったジャン＝マリーが属する GAEC で、ジャン＝マリーの兄嫁のフランソワーズがコミューン議員だった（彼女は換地事業に賛成票を投じた）。ジャン＝マリーの父のジャンはそれまではいつも、前の村長であったシャルルとは対立していたのだが（それはジャンが村を牛耳りたかったからだ、と村の人は説明する）、換地事業をきっかけにジャンの家族はシャルルの家族と急速に親しくなり、共にフランソワを批判し始めた。この接近は他の村人には非常に奇妙に見えたようで、ある人は、要するにジャンはフランソワに対して自分の存在を誇示して、自分に有利に事を運びたいのき、とジャンの家族の評判に基づいて説明した。しかし、ジャンにしてみればフランソワが公平でないから批判しているのだ、ということになる。

このように、換地事業はフランソワとシャルル、若い世代と古い世代、そしてジャンと

¹⁵⁾ ジュラの農村において「資本主義者」という言い方は、「自分の経済的利益の追求のためなら他人の権利を侵すのも厭わない利己主義者」という極めて否定的なニュアンスを持っている。とはいえ、だからといって彼等が経済システムとしての資本主義経済を嫌悪していたり、あるいはそもそも社会主義者である、と言う訳では必ずしもない。この「資本主義者」という言い方と経済システムとしての資本主義とは別に考える必要がある。

フランソワの対立が、各々重なりながら展開することになるが、結局は若い世代が中心となった村長派とシャルルが中心となった反村長派に分かれることになった。対立はしばしば感情的なまでになり、嫌がらせの無言電話まで行われるようになった。

実際の土地の取り引きでも、取り引きはしばしば行き詰まった。シャルル派のジョエルは、使っていない自分の土地をその隣に土地を持っている村長派のジャン＝ルイに与えることを頑強に拒否した。その際の拒否の理由は、その土地は彼が所有する土地のうちで祖先に由来する唯一のものだから、と言うものだった。しかし、彼に対立する人からみれば、ジョエルはジャン＝ルイの農業経営と規模拡大がうまくいっていることに「嫉妬」していて、ジャン＝ルイに嫌がらせをしたくて土地を譲るのを拒否しているのだ、ということであった。ここには「家族の出来事」と「嫉妬」という、人格を巡る二つのテーマが現われている。結局この対立は村の内部では解決できず、県庁に仲介を頼ることでジャン＝ルイに有利な形で決着した。

このような対立は極めて感情的なまでになり、フランソワはその極右政党支持ゆえに彼の反対派からナチスになぞらえられるまでに発展し¹⁴⁾、フランソワを非常に落ち込ませることになった。このような状況を打開するためにジャン＝マリーは県知事に手紙を書いたが、しかし換地事業に関しては県はそれをコミュニティの問題であるとして介入を拒否し、さらにこのような行政に訴えたジャン＝マリーの態度は他の村の人にとっては自分たちの存在を無視するような許し難い行動に映ることになった。ジャン＝マリーはまた、司祭に感情的な対立を収めてくれるように頼み（もともと、村長派にしてみればジャン＝マリーこそ混乱に拍車をかけている張本人の一人だった）、司祭は村人の前で争いをやめるように訴えた。この司祭の言葉は村人の心に残るものとなったが、村人の誰もが自分が嫌がらせを受けていると思っている状況では、この司祭の言葉も解決にはつながらなかった。

このような対立のなかで、ともかく換地事業は1991年10月には終えることになったが、対立根深く残ったままだった（しかし、あれだけ「先祖の土地」と強調したシャルルは、換地事業が終わった後、「この新しい土地もそんなに悪くないね」と言ったそうである）。そして1995年には新たなコミュニティ議会選挙が行われたが、シャルル派の議員は再選されず、フランソワは再び村長に選ばれることになった。

3) 紛争の展開過程

以上の二つの紛争の事例は、その背景としてジュラの農村における二つの経営戦略の相違からくる利害対立がある。この二つの戦略が単なる相違を超えて対立につながるのは、それが様々な点で共通した資源の上で展開されているからである。その資源の一つがチーズ組合という協同生産組織であり、もう一つが村の土地の地理的位置というものであった。これらの共通した資源の意味は紛争の理解にとって重要であるが、まずその前に紛争という社会過程がどのように展開したのかをみてみよう。

F 村の紛争のプロセスには、V. Turner (1976) にならって「社会劇」と呼んでもよいよう

¹⁴⁾ ナチスの問題はフランスでは今も大きな問題であり、ナチスの協力者とされることは最高の侮辱の一つである。それは極右政党も例外ではなく、周囲からはナチスと同類とみられているこの政党も、決して自分からはナチスを積極的に支持するような主張は明言はしていない（とはいえそのナチス支持の姿勢は、言葉の端々からはっきりと伺える）。

な一定のパターンがある。何かの事件（チーズ職人と農民の喧嘩や換地事業実施の決定など）をきっかけに顕在化する利害の対立ではまず、「嫉妬」を中心とした様々な社会的価値を示す言葉が動員され、言葉によるお互いの相手への攻撃により対立はエスカレーションを始める。このエスカレーションが進むと争いほどにも収まらなくなり、和解という方法も難しくなる。この時、裁判所や県庁などの外部権力に訴えることもあるが、その場合はかえって村の人の反発を買うことになる。そしてまた、決して仲裁する者は現われない（誰もが仲裁なんかして馬鹿を見たくないと言う）。そして最後には決裂するに至る³⁵⁾。このように、平等の原則によって利害の対立を最小限に抑えようとする協同組織は、確かに「嫉妬」による争いを最も起こしにくくする組織ではあるが、一度そこに争いが起こってしまった場合にはそのような協同組織のメリットはもはや機能せず、争いによって生じた社会関係の亀裂はしばしば修復不可能にまでなってしまうのである。

このような紛争プロセスにおいては、紛争の当事者は事件の核心となる問題を、単なる自分の個人的な問題からより一般性の高い問題へと変換することにより、事件を有利に解決しようとする。ここにおいて重要なことは、自らの姿勢を正当化してより広い支持者を集めることである。ジュラの場合、この過程は次のように展開する。

まず、どちらの場合も紛争が一度起こると、当事者たちは互いに自分の正当性を主張することで支持を集めようとする。このような支持集めは常に言葉によっており、贈与や物質的圧力あるいは暴力など、言葉以外の物質的な資源が状況を動かすために動員されることはない。たとえば、チーズ組合におけるいざごごの際にジャン＝マリーは自らの GAEC の経済力によってチーズ組合に圧力をかけることはなかった（あるいはできなかった）し、同様のことは換地事業についても言うことができる。これは、各々の農民たちの経営が結局は他の農民たちに依存している、という状況も背景にあるが、しかしこれはそれほど大きなものではない（このような依存がそれほど大きくないことは、チーズ組合の解散によっても経済的に困った農家がなかったことからわかる）。むしろ、このような物質的な手段による強制は「礼儀正しさ」や「優しさ」の価値に反するものとして、かえって評判を落とす原因となりうるので、実際の権力行使の手段とはなりにくい。また、物質的な権力行使の手段としての贈与にしても、ジュラのように頻りに贈与のやり取りがなされたり、小さな贈与行為が無償であることが期待される社会では、規模の小さな贈与によっては相手に反対贈与の義務を課することはできないし、また物質的な力を借りて権力を行使しようとする（例えば自分のところの経済力にものを言わせて自分の意見を強制する、など）は、むしろ人々の反発を買うだけに終わってしまう³⁶⁾。

³⁵⁾ このような紛争プロセスは、村の内部の政治だけではなく、1978年に起きたジュラ・ペタイユを巡る紛争のような村を超えた紛争にも現われる。なお、ジュラ・ペタイユの紛争においては農民の価値の体現者としての E. Richème のカリスマ性も重要な要素となっている。わたしがインタヴューした農民たちは、彼の賛成者も反対者もみなこの彼のカリスマ性を指摘したが、ここには農業技術という論理を農民たちの論理に翻訳した彼の有能さへの賞賛がある（ただし、彼は経営者としてはそれほど有能ではなかったようである）。こうした E. Richème のカリスマ性については D. Jacques (1989) は指摘していないが、F. Pouillard (1984) は彼への賞賛で満ちている。

³⁶⁾ ただし、ルーズな形ではあるが互酬性の観念が存在することは、すでに見たとおりである。したがって、贈与によって相手に一定の行為を押し付けることは不可能ではない。しかしそのためにはその贈与がかなり継続的になされるか、あるいは送られるものに相当の価値がある必要がある。他の地域と同様にジュラでも利益誘導型政治の噂が絶えずあるが、もしその噂が本当であったと

このように言葉により正当性を主張することで、一定の支持者を集めることができる。支持者を増やすことの意義は、それにより政治的な圧力を増すことができるという点と、その支持者の中から新たな資源を見つけること（たとえば、チーズ組合の解散時に別のチーズ組合を見つけたジャン＝マリーのように）が可能になる、という二つの点にある。このような支持者には、親密さの二つの領域に対応して、家族的領域における支持者と非家族的領域における支持者に大きく分けることができる。

フランスの農村においてはしばしば、家族の持つ政治的重要性が強調されてきた。ジュラでも確かに、いくつかの村では何世代にもわたって役場の権力を独占してきた家族がある。しかし、F村の場合はその例はあてはまらない。F村の19世紀末以来の村長のリストと第二次大戦後のコミュン議会議員のリストをみると（表22および表23）、一つの家族がポストを独占してきたというよりは、次々とポストを占める家族が交代してきているのがわかる。しばしば古い世代の人（例えばシャルル）は、村長は村出身の農民でなくてはいけない、と言うことがあるが、実際のリストを検討してみると小作人や「他所者」が村長や議員になった例もみられ、村長や議員になるのに社会的出身（職業や出身地、経済的地位、あるいは既婚か独身か）はそれほど重要ではないということがわかる¹⁷⁾。また、結婚が村における家族の政治力を強めるための手段として使われるということもみられない。むしろ、結婚がそのような価値を人々に押し付けるようになることをジュラの人々は非常に警戒する¹⁸⁾。このような家族と権力との関係の流動性については、土地取引における資源としての家族と同様の議論が可能である。すなわち、親族関係は一定の条件のもと

したら、それは相当の価値があるもの（たとえば、国道や高速道路の建設）の贈与によって引き起こされたものである。

¹⁷⁾ とはいえ、小作人が村長になるのは難しかったようである。戦前に小作人(B23)が一度村長になったことがあったが、その人の墓にのみ「F村の村長を務めた」と墓碑に記されており、よほど珍しかったことを窺わせるし、村の人も「小作は普通は村長にはなれなかったはずだ」と指摘する（とはいえ、「そんなことはない」という人もいる）。彼が村長に選ばれた背景は、村にあった金持ちの農民と貧しい農民との対立であったという。この対立は当時国政レベルで激しかった保守派と社会主義派の対立と重なるものであり、この小作人の村長は村の貧しい農民たちに支持されて当選したのだという。そして、その次に村長となったC23は、前任者に反発した金持ちに支持されて出てきたのだという。

¹⁸⁾ フランスにおいて親族関係や婚姻戦略が地方の政治に大きな役割を果たしていることについての報告は少なくない。C. Karnoouh はロレーヌ地方の村について、婚姻によってキンドレッドを拡大することにより村の支配を強めるといふ戦略を報告し（C. Karnoouh, 1980: 204-205）。M. Segalen はブルターニュ地方の村について、婚姻関係の再構築（renchangement d'alliance）によって定期的に姻族同士で絆を強めることを通じて親族による村の支配を強めている例を報告している（M. Segalen, 1985: 347-352）。またブルターニュ地方についてもL. Levi-Strauss (1975) が村の政治が親族の論理によって動かされている例を報告している。しかしいずれの例にも見られる戦略も、F村では見られず、親族が村の政治関係を左右しているとは言いがたい。また、県レベルも家族関係が重要となっている例をM. Abélèsが報告しているが（M. Abélès, 1986）、ジュラではそのような家族の話は聞かなかった（ただしこの点は人々の知識のレベルでの話であり、M. Abélèsが行ったように系譜関係を体系的に調べた訳ではない）。一方、H. Mendras はジュラとアルプス地方には政治的平等性が追及される「山間部民主主義（*démocratie montagnarde*）が見られ、金持ちはほとんど権力を得られない」と指摘しているが（H. Mendras, 1985: 167）、これはやや言いすぎである。たしかにこのような傾向はあるが、それはまず金持ち自体が弱ったこと（J.-L. Mayaud, 1986: 99-100）、その少ない金持ちたちもアンシャン・レージュム期には重い政治的義務を課して村の権力の座に着こうとしなかったこと（M. Vermus, 1983: 68-69）など、ジュラの人々の文化的価値というよりは一定の利害をめぐる政治プロセスがその背景にあったからである。

表 22 : 19 世紀末以降の F 村の村長 (記号は図 5 参照)

1875 - 1901	A18
1901 - 1905	B34
1905 - 1925	B23 (小作人)
1925 - 1941	C23
1941 - 1953	B2
1953 - 1957	C41
1957 - 1960	アンリ (フランソワの父)
1960 - 1983	C10
1983 -	フランソワ

表 23 : 1953 年以降の F 村のコミューン議員 (選挙年別)

議員	1953	1957	1959	1960	1965	1971	1977	1983	1989	1995	備考(図 5 や本文との対応)
1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	M	○	○	○	-	-	-	-	-	-	C41
3	○	○	○	M	M	M	M	○	○	○	C10
4	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	D12
5	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	D6
6	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	D8
7	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	C29
8	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
9	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	C33
10	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
11	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	C5 の父
13	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	C2
14	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	D3
15	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	D19
16	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	C39
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	D34
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	D33
19	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	E21
20	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	D36
21	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	E24
22	-	M	M	-	-	-	-	-	-	-	C27
23	-	-	-	-	-	-	M	M	M	M	アンリ
24	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	フランソワ
25	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	D23
26	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	E17
27	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	D18
28	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	E14
29	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	D14
30	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	C44 の長男
31	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	D38
32	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	他所者
33	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	CM31 の息子
34	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	他所者

N.B. "M" は村長に選出されたことを示す。

では政治的資源として有効に機能するが、状況によってはそれほど有効ではない、ということである。そして、F村の場合、コミューンの人口もその政治資源も小さすぎることや、人格的な評価や政治力の評価が格別に高いというような人物の欠如などが、これらの親族関係を資源として用いることの有効性を制限しているのである。この傾向は、人口の減少と人々の村落外の友人関係のネットワークの拡大により、一層大きなものとなっていく。したがって、現在のF村の状況では家族関係のネットワークは政治的資源としてはそれほど有効ではない。特にジャンの家族の様に一定のマイナスの評判があるときはなおさらである。

これに対し、有効な資源の一つとなるのが村の外部の友人とのネットワークという、非家族的領域における人間関係である。チーズ組合のいざこざに際してジャンの家族が最終的に組合をやめる決断をした背景にはこのネットワークの存在があったし、組合解散によっても農民たちがそれほど困らなかつたのもこうした外部のネットワークを通じて新たな組合を探すことができたからである。このようなネットワークは、村の人口が減り、カフェのような村の中で人が集まる場所が徐々になくなって行ったのと対照的に、各々の村人が独自に拡大して行ったものである。しかし、このようなネットワークも、あくまで非家族的領域の枠のなかで行われるべきであり、それを越えた範囲のネットワーク（たとえば政党など）に頼ることは権威主義的ととられることになる。

このように、支持者を集める基盤となる社会的ネットワークは、ネットワークは紛争を有利に進めるための支えとなる。しかしそれらは紛争を解決するための決定的な手段になる訳ではない。生活空間の内部で展開する紛争解決においてより重要な意味を持つのは、むしろそれぞれの行動の正当性である。実際、この行動の正当性が支持を集める要因となり、そしてそれらの支持者を一定の行動へと駆り立てるのである。それでは、それぞれの当事者の行動はどのように正当性を持つようになるのだろうか。

4) 政治的正当性の論理

ジュラでは、それぞれの人が持つ社会的ネットワークを動かすためにも、まず言葉によって正当性を主張することが必要となる。その言葉においては様々な論理によって正当性が主張されるが、しかしどんな論理でも権力行使の手段となる訳ではない。たとえば、組合解散に当たって、アルフレッドの次に組合長になったルイのような理想的な主張は、現実の社会過程においては余り意味をも持たない。同様に、フランソワが極右政党支持だったとしても、その極右的主張は村の紛争過程においては全く関係ないものだったし、フランソワ自身も村の問題になると極右政党の主張とは全く関係ない論理で自体を收拾しようとした。このように村の政治においては、自らの主張を基礎づける正当性の根拠としては抽象的な理想を持ち出す理想主義的論理はそれほど有効性もたず、代りに実践的な論理が必要となる。この時、フランソワが参照した正当性の根拠は二種類ある。一つは法令や行政規則を根拠とする法的論理で、もう一つは身近に起きた様々な類似した出来事を正当性の根拠として参照することで現状に解決を与えようとする、出来事的論理である。

法的論理は、公的な法令や行政規則を参照する論理であり、現代フランスが一定の行政システムに基づく法治国家である以上、最も政治的に効果のある論理のはずである。それはチーズ組合を運ぶ紛争においてジャン＝マリーが裁判所や県庁に訴えることで参照した

根拠であり、また軍隊生活の長かったフランス人には最も正当と思われる論理であった。日常生活においてこのような論理は、たとえば県庁などからの行政的な要請の公式文書のような形で、村の政治に現われることが多い（それらの文書の発語主体は、村人の親密さの領域からは隔離した位置にあり、形式的かつ絶対的な体裁をとる）。しかし、このような政治経済的外部環境に由来する、法という客観的で超越的な根拠に訴えることは、現実には非常に権威主義的であるとして反発を買う（実際、フランスではコミューンや県議会には立法権がなく、法律は常にバリの国会で作られるため、法は生活空間の外部にある国家の権威に依存する）。これに対し村人が最も正当と考える論理は、生活空間に基礎を置く出来事的論理のほうである。実際、日常会話からコミューン議会に至るまで、様々な問題を議論するときに使われるのは常に類似した具体例への参照である。この時に具体例とされるものは一連の出来事からなっており、したがってジュラの人々の語りの中に現われる出来事の特徴がそこに現われる。すなわち、それらの出来事はジュラの社会的行為を特徴づける様々な価値によって構築されている実践的なものであり、必然的に「親密さ」の領域に対応している。それゆえ、類似の出来事を参照する出来事的論理では「礼儀正しさ」や「嫉妬」、「自律性」といった価値がその論理の正当性を保証する。実際、チーズ組合でのいざごに際しては、ジャン＝マリイは「みんなはおれたちに嫉妬しているさ」という説明をしているのである。このことはまた、「礼儀正しさ」に反するジャンの家族が大きな支持を得られない理由でもある。

このように、政治過程において使われる論理は、まず大きく理想主義的論理と実践的論理に分けられ、後者は出来事を参照する出来事的論理と法という公式の超越的原則に訴える法的論理に分けられる。

[政治的正当性の論理]

- ・理想主義的論理
- ・実践的論理
 - 法的論理（外部環境に由来）
 - 出来事的論理（生活空間に由来）

このうち、村内部の政治において最も効果のあるのが出来事的論理である。法的論理は出来事的外部に位置する「法律」という外部環境に訴えるために、反発を買う原因となる。そして、理想主義的な論理はほとんど現実の社会過程では参照されない。したがって、出来事的論理が実際の政治過程において有効となるのは、行為主体としての人格が出来事を重要な要素としているためである。すなわち、この出来事的論理は生活空間における社会関係を基礎付けているのである。

しかし法的論理が無意味である訳ではない。特に、村の政治が常にフランスの行政システムのなかで展開する以上、法的論理は行政上、不可欠であると共に実質的な権力行使の手段でもある。また、出来事的論理は親密さの範囲を超えるとその適用効果は薄れてしまうため、法的論理に通じることは、今や不可避となっている親密さの範囲を超える世界との接触においては、政治や経営をうまく運営するために欠かせない。したがって、このような外部環境に由来し高い実効的権力を持つ法的論理に訴えることは、必ずしも無条件に反発を買う訳ではない。この時に重要な事は、そのような法的論理と出来事的論理とをうまく組み合わせ、法的論理を出来事的論理に翻訳することにある。このような翻訳がうまく

くできれば、その人は頭がよく *intelligent*、有能 *capable* な人という評判を得ることができ、これに対し、その翻訳がうまくできずに法的論理を振りかざす人は極威主義的と見なされることになる（もちろん、翻訳のまずさをわざとあげつらうこともできる）。

同様に、理想主義的論理も全く無意味な訳ではなく、直接の利害が絡まない限り一定の有効性を発揮し、それによって支持者を増やすことができる。しかし一定の利害が問題となる時、出来事的論理に翻訳できなければ理想主義的論理は何の効果も持ちえず、むしろ夢のようなことを言っているとしてかえって支持を失いかねない。このような出来事的論理に翻訳しやすい理想主義的論理が、自律性の価値であったり、あるいはチーズ組合という形で経験の一部となっている「協同の精神 *esprit de coopération*」である。協同という価値は、この「礼儀正しさ」や「優しさ」による友人的な領域と密接に結び付いているもので、チーズ組合を巡るいざこざに際しては、ジャン＝マリーもアルフレッドもこの協同の精神を自らの正当性の根拠に持ち出している。ジャン＝マリーはその協同の原則ゆえに自分の意見が受け入れられるべきだと考えたし、アルフレッドは同じ理由で一つの家族に優先権を与えてはならないと考えたのである（結局ジャン＝マリーの意見が村の内部で正当性を持たなかったのは、彼の家族の日頃の評判、すなわち、その人を巡る過去の出来事に対する村人の価値評価による）。こうしたチーズ組合を巡る理想主義的論理と紛争の過程を見てみると、そこには「協同の精神」というような美しい理念とは別の側面が明らかになる。それは、協同の精神を非家族的領域での出来事的論理に移しかえることにより、協同という組織と組合員間の平等性が、礼儀正しさによる秩序を保証することになり、「嫉妬」によるいざこざを最小限に食い止める役割を果たす、という側面である。その意味で、協同組合というのは彼等の人格性に基づいた最も争いを起こしにくい形の社会組織なのである。しかしながらその翻訳も限界があり、一度破綻をきたすと一気に紛争へと発展する。

このように出来事的論理は、農民たちの日々の生活の中で何が正義かを規定し、農民を一定の行動へと突き動かして社会的行為を生み出して行くが、書かれた客観的な根拠を持たないため、紛争が起きたときは守備一貫した解決をもたらすことはできない。反対に、法的論理は客観的なテキストと政治制度に基づいて紛争解決の基準とはなり、すでに存在する権利を保護することで行為を規制するが、農民を行動に駆り立てることはないのである。

5) 紛争における家族の役割

農民の行動の日常生活での正当性を規定する出来事的論理は、一定の「出来事」への参照に基づく推論である。ところで、第4章で見たように「出来事」が「語り」で示される時、その出来事を構造化においては家族的領域における人間関係が大きな役割を果たしている。そして実際、しばしばシャルルの行動に見られたように「家族の価値」が紛争過程において主張された。それでは、紛争の場において「家族」はどのような役割を果たしているのだろうか。

既に見たように、それぞれの紛争の当事者が一定の正当性の論理にしたがって支持者を集めることが、紛争過程の重要な側面をなしている。したがってまず、「家族」の意味は支持基盤という点と正当性の論理という点の、二つの点から検討することができる。しか

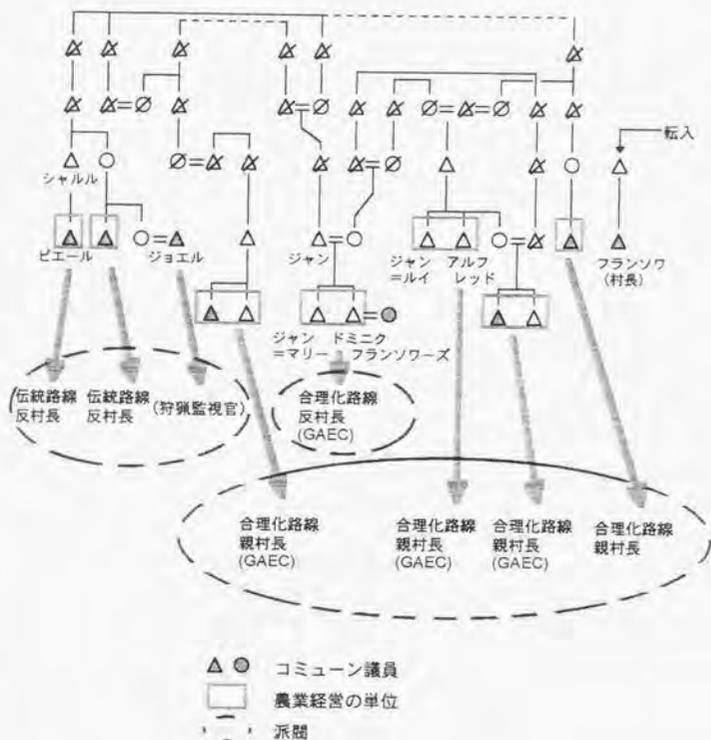
し、支持者を集める基盤としての社会的ネットワークにおいては、既に指摘したように、実際の派閥の形成や権力の独占においては家族関係が特に重要な役割を果たしているわけではない。次に正当性の根拠となる出来事的論理の参照枠としても「家族」はそれほど重要な役割を果たしているとは言えない。確かに、換地事業の過程で「家族的価値」をシャルルたちが主張したということは、土地に関しては「家族の価値」を主張しうる、ということを示してはいる。しかしそうした主張が結局は若い世代から、「先祖代々の土地なんか、どうでもいいよ」と退けられてしまうことを見るとき、土地の持つ「家族の価値」がどれほど実効性のあるものかは疑わしい（実際のところ、シャルルたちも口実以上に土地の家族的価値を重視していたかどうかは怪しい）。結局、F村の紛争においては「家族」という価値は正当化の手段としてはそれほど有効には働かなかったのである。

このように見ると、紛争においては「家族」が入り込む余地はないように見える。しかしながら、紛争において家族が全く機能していないという訳ではない。実際、既に見たとおり各々の紛争において活動の単位となっているのはしばしば家族なのである。特に、シャルルの家族の場合、その派閥形成における家族の役割は明らかである。それでは、家族は一体どのような役割を果たしているのだろうか。

ここで重要な事は、シャルルの家族の場合もジャンの家族の場合も、どちらも各々の家族のメンバーはシャルルなりジャンなりの意見に盲目的に従っている訳ではなく、各々に自分で状況を判断した結果の派閥形成である、ということである。実際、例えば家長の意見であってもそれに盲目的に従うことは、各々の自律性の原則に反し、自分の意見をもたない者としてマイナスに判断されることになるので、誰でも他の人の意見に盲目的に従うことは主張はしない。しかし、にもかかわらず家族で一つの派閥を形成する結果となるのは、家族が意見形成の主要な場だからである。確かに、家族は常に一つの意見でまとまっている訳ではなく、親子や兄弟、夫婦の間で意見が異なるということは普通に起きていることではある。しかし、家族はさまざまな機会に集まりいつも顔を合わせて話し、かつその際に「礼儀正しさ」やその構造的階層制をはじめとする家族的領域を支える価値を、なるべく損なわないような社会的相互行為を展開することを通して、意見の違いは隠蔽あるいは平準化され、家族の成員は様々な話題において互いに似通った意見を持つようになる。これは必ずしも家族による直接的な権力と言うことはできない¹⁹⁾。その際、その家族の意見に家長の意見が強く反映しやすいのは、世代の相違ゆえに年長者を丁重に扱わなければならない、という原則によっている（これは家父長制の原則とは別のものだが、類似した機能を持つ）。したがって、この様に家族のなかで意見が形成されるときは、世代の相違や同世代間の関係さらには性的役割分担といった家族の構造的側面が意見のなかに反映される。そのため極端な場合には、一つの家族は家長の名によって指示されて一つの政治的意思を持った「クラン」として日常会話のなかに現われたり、その「家族的価値」が強調されることになる。そしてまた、このような姓や家長の名前の用法は、それぞれ異なる家族の成員の間に政治的な関連性を作りだし、それによって一連の出来事を「家族」という指標の下にまとめて「家族」という出来事を生み出していく。

¹⁹⁾ もしそのような権力関係が明白な場合、人々は反発したり愚痴をこぼしたりすることも少なくない。また、自分の意見が家長のものと同じである場合も、それは自分の判断による意見であることを強調するのが普通である。

図 14：農業の現代化路線、派閥と親族関係



N.B. ここで示した農業の経営単位では、農業経営において直接決定を下す農業従事者のみを示した。ただし、各農業従事者とも、親が F 村に健在する場合は親とともに農業経営を行っている。

実は、農業経営をめぐる合理化路線と伝統路線の相違も、個々の意見形成の場としての家族の意味に由来している。先に、合理化路線は若い世代で伝統路線は古い世代と説明されると指摘したが、しかしより細かく見てみると、二つのグループの相違を単に世代の相違と捉えることはできない。というのも、合理化路線にも古い世代の者はおり、伝統路線にも新しい世代の者がいるからである。これらの違いは世代の違いというより、自らの戦略を構想する際の家族の役割にその理由が見い出される。

農民たちが自分の農家の経営を考えるとき、彼等は決して自分一人で状況を判断して経営方針を決定するのではない。彼等はその状況を知るためにさまざまな情報を集めるだけではなく、人に意見を聞き、議論をすることで、自分の考えを具体化して最終的な判断を下す。だから、農業経営戦略は、個々の農家の個別的で孤独な作業の中から生まれてきたものではない。実際、それぞれの農家の間の関係を見てみると、それぞれのグループ内部での社会関係が果たしている重要性が明らかとなる(図14参照)。まず、合理化路線の農民であるが、そこに属している農民のうち、3つのGAECに属する農民はみなほぼ同じところに小学校に通っていたものたちである。また、二つのGAECは、オジ(MB)=オイ(ZS)関係にある。彼等間のネットワークは、比較的近しい仲間として関係により成り立っている。他方、伝統路線の農民の場合は、シャルルとその息子、シャルルのオイ、そして前村長とほぼ同じ世代のもう一人の個人経営者で、シャルルを中心にネットワークが作られている。農民たちはこの親密な社会関係のネットワークの中での日常的に接触を通じて、経営方針について議論をし、意見の交換を通じて新たなイデオロギーを作っていくのである。

このような意見形成においては「有能」と評価される人物はヘゲモニーを握りやすい。シャルルが伝統路線の農民の中心に居ることが出来るのは、(彼の性格の家父長的なあくの強さもあるが)20世紀を通じて経営を拡大する一方、20年にわたって村長を務めてきたという彼の能力が評価されたためである。しかしシャルルとは年が離れ、違う社会状況を生きている若い世代の合理化路線の農民は、家族でもないなのでこの前村長の影響からは離れたところに身を置き、近い世代の仲間同士としてつきあっている中で、似たような発想を共有するようになってきているのである⁴⁰⁾。こうした中で、村の中に経済的利害をもたず他所者として古い世代とも距離のあった村長のフランソワは、合理化路線の農民たちにとってはかえって支持しやすい人物だったということが出来る。

このように、チーズ組合解散も換地事業をめぐる紛争も、実はこの二つのグループの間の社会的ネットワークの相違と、それによる変化に対する態度の不一致が紛争の背景としてあった。しかし、戦略の構築方法は全く同じであり、家族や友人といった親密な領域における話し合いの中から具体的な戦略が生み出されてくるのである。中でも家族的領域は、このような戦略形成の中心的な場である。このことは、第4章で見たように、家族的領域が出来事を生成し構造化する場であることを考えれば、必然的なものである。したがって、

⁴⁰⁾ ここにはまた、1968年の五月革命の若い世代への影響もあるだろう。もちろん、カトリックの影響力が強く政治的にも保守派指向の根強いジュラでは、五月革命の急進左翼的な思想をすべての若い世代が受け入れたというわけではない。しかしそうした大文字の政治思想とは別に、基本的な生活態度にかかわる事柄に関しては、伝統的権威への盲目的服従の拒否や女性の社会進出の承認など、ジュラでも五月革命をきっかけによりリベラルな傾向が人々の間に広く浸透していったということが出来るだろう。

紛争過程において動員される 3 つの論理も、結局は出来事的論理に従属しているといえることができる。すなわちある与えられた場において、理想主義的論理、法的論理、出来事的論理のうちどれを選択するかの決定は、出来事的論理に基づいた判断によるのである。

(3) 価値の生産と農業生産システムの再生産

1) 乳牛の価値

前章で見たように、ジュラの酪農経営は 5 つの生産要素を適正労働量と自己顕示という方向性に従って組織化することにより成り立っている。しかし、実際の具体的な組織化の仕方は、外部環境からの影響にも対応したものである。そしてその外部環境に対する各農業経営体の対応の仕方は、以上の紛争過程の分析から明らかなように、決してその外部環境や農業生産システム自体の特性のみによって一義的に決まるものではない。それぞれの農業経営体は、直面する状況に対して出来事的論理を基礎にした独自の判断を下すことにより経営方針を決定している。

この出来事的論理はさらに、農業生産システム全体の維持・再生産を支える論理でもある。経営の方向性を決める適正労働量と自己顕示という二つの原則も、実はこの出来事的論理の帰結の一つに過ぎない。そこで、出来事的論理が実際の生産活動にどのように関わっているのか、そしてその様にして行われる生産活動がどのように出来事の生成する場である生活空間を経済的にも社会的にも再生産しているのかを検討する必要がある。

農業生産システムの再生産プロセスは、単に生産の管理的な側面からのみで説明できるわけではない。というのも、生産されたものがどのように分配されるかによってその再生産は左右されるからである。その時、その生産物の分配を決定するのは、生産活動を行う主体＝人格が生産資源や生産物に対して持っている権利であり、この権利は、生産資源や生産された財の側から見れば、それぞれの財の価値ということになる。そこで、農業生産システムの再生産の在り方を見るためには、これらの財の価値がどのように生産されるのかを検討する必要がある。以下では生産資源（乳牛と土地）の価値と生産物の価値のそれぞれがどのように生産され、農業生産システムを維持させているのかを検討する。

乳牛の価値は、端的には「俺たちの牛」という言い方に集約されている。この表現には、茶色い斑点のジュラ特産の乳牛であるモンベリアルド種に対する高い価値づけがある。しかしこの価値づけは単にこの牛がこの地方の特産であることのみ由来するわけではない。やはり重要な点は、この牛がホルスタイン種に近づくほどの高い泌乳量を持ち、かつホルスタイン種とは異なり泌乳期間が長く肉も価値を持つといった、地元の人々が誇りうるだけの高い経済的価値の裏付けがある。1970年にロンヌール＝ソニエで農民たちのデモが行われ、その際にモンベリアルド種の品種改良に貢献したジュラ・ペタイユを中心とし、政府の推進する農家の資本主義経営化（これは地域性を考慮しない）に抗して「伝統的な農民の価値」（これは地域に根差した農業を志向する）を主張したが、この先端の品種改良技術と農村の地域的伝統の強調の同居は決して偶然ではない。経済的生産性の高いモンベリアルド種だからこそ「俺たちの牛」としての価値を持っていたのである。

このように、乳牛の価値においてこの経済的特性が中心的な重要性を持つ。そのため農民たちは、それぞれの個体を人格化したりその個体に感情移入をしたりといったことには

ほとんど関心を示さない。また、既に述べたように、これらの個体が何らかの地域主義的な社会関係を象徴するような表象が与えられることもない⁴¹⁾。しかしまた、タイストール式牛舎に見られるように、各個体が全く個性を持たない「牛乳生産機械」として扱われているわけでもない。経済的生産性を基礎にした形で各個体は個別化されているのである。

こうしたモンベリアルド種の経済的価値はこの牛がもともと持っていた特性ではない。19世紀以来の飼育組合の活動を通じた長い畜種事業によって、ようやくこの高い生産性は実現したのである（とくに、農業技術者 E. Richème の業績は大きな意味を持っている）。その意味で、モンベリアルドという牛の経済的価値は19世紀以来ジュラの農民たちが投下してきた努力の価値でもある。この努力の投下は、現在の農民たち、そして彼等の父親や祖父たちが実際に行ってきたものであり、その意味で乳牛の価値には家族の出来事が投影されている。すなわち、モンベリアルドという乳牛の経済的価値は、まさに出来事的論理を基礎にして作られてきたものなのである。こうして高められたモンベリアルド種の価値はさらに、コンテが AOC に指定されて、そこにおいてモンベリアルド種またはイースタン赤斑種の生乳の使用が義務付けられることによって、一層強化され再生産されることになった。

しかし一方で、技術の急速な進歩によって、モンベリアルド種の品種改良は個々の農家の手に負えるものではなくなってきている。そのため、モンベリアルド種だけにこだわらない姿勢も現われつつある（ジュラ・ペタイユ事件の背景にこうした農民たちの姿勢の変化を見ることもできる）。もはや直接畜種事業への努力の投下を個々の農家が行わなくなった現在、その個体の生産性がより一層乳牛の価値に反映されやすくなり、ホルスタイン種やシャロレー種との交配も農民たちに受け入れられるようになりはじめている。いまのところ、そのような流れが大きなものとはならない理由は、やはりモンベリアルド種の経済的生産性、AOC による規制、そして乳牛管理をめぐる生産者協同組織（飼育組合や牛乳管理、さらには農業会議所など）による支援に支えられているからである。

こうした乳牛の価値付けには、その経済的価値の背後に、個々の農民がその生産資源に投下した努力の価値を見ることができる。そしてこれは、もう一つの生産資源である土地の価値付けにより一層顕著に見られるものである。

⁴¹⁾ 個々の家畜に何らかの人格性や感情を認めないというのは、しばしばキリスト教的な動物観に由来するといわれる。その意見によれば、キリスト教では全ての動物の頂点に立つのは人間であり、他の動物は人間のために創造されたものとされるので (cf. 創世記)。動物には人格性は認められない。しかし、こうした意見はキリスト教思想とキリスト教徒の日常生活とを混同した意見である。たしかに聖書にはその様に書かれており、またヨーロッパの知的伝統においても動物はしばしば人間より劣るものとして見なされてきた。しかし、実際の人々の動物との関係にはさまざまな民間信仰（それはキリスト教以前の信仰に由来するものであったり、キリスト教の正統教義から派生したものだったり、さまざまな起源を持っている）も絡んでおり、それほど単純なものではない。たとえば、ここで議論しているジュラとは異なり、現代のスイスではしばしば乳牛が「スイス」という国を表象する象徴となっている (J. Milliet & F. Vallotton, 1991: 218)。この点について G. Berthoud & M. Kilani は、スイスのヴァレ州において乳牛は農村社会の一連の活動、行為、固有の価値を表象するものであり、またそれらのなかに表象される、と指摘している (G. Berthoud & M. Kilani, 1989-1990: 110)。そこには19世紀以来の近代化の歴史とともに、キリスト教や異教的伝統の葛藤があったという (G. Berthoud et al. 1991: 22)。

2) 土地の価値

乳牛に比べると、もう一つの生産資源である土地は、農民にとってより大きな重要性をもっている。というのも、土地は市場でのみ調達されるものではなく、また簡単に取り替えるのきくものではないからである。しかし、それゆえにこそ、土地には乳牛の場合に見られたような投下した努力の価値が、貨幣価値を媒介とせずにより一層明確な形で見て取ることができる。

既に述べたように、土地は農業経営にとって基本的な重要性をもっている。農業経営に際しての土地へのアクセスはきわめて複雑なプロセスであるが、換地事業をめぐる紛争からもわかるように、そこでは効率のみが土地戦略を決めている訳ではない。土地には経済的価値以外の価値があり、それが人々の間の対立を正当化する役割を果たしている。そのような価値は特に土地所有を巡って主張され、土地の所有権の問題とも密接に絡んでいる。

近代法治国家であるフランスにおいては、この所有権はまずなによりも、民法によって規定されている。フランス民法（ナポレオン民法）では所有権は次のように定義されている。

【フランス民法における所有権の定義 (Code civil, art. 544.)】

所有権は、法や規則によって制限されない限り、諸物を享受しいかなる形でもそれを処分する権利である (La propriété est le droit de jouir et de disposer des choses de la manière la plus absolue, pourvu qu'on n'en fasse pas un usage prohibé par les lois ou par les règlements)。

つまり法的には、ある人ないしは集団があるものを所有するとは、その人ないしはその集団がそのものに対して排他的な関係を持つことができる、ということである。この所有権は、フランス革命によって実現した近代個人主義における個人の神聖な基本的権利の一つとして、その後の度重なる体制の変化によっても変更されなかった権利である。この場合の土地私有権は土地処分権であるが、個人の土地に対する権利としてはその他にも用益権、管理権、配分権など、自己以外が所有する土地に対する権利があり、近代国家においてはこれらの権利はいずれも、近代ブルジョア哲学を背景とする民法典によって根拠づけられ、それに基づき役場に保存されている土地台帳によって保証されている。つまり、これらの所有にかかわる諸権利は、さまざまな政治システムを通じて行政によって規制されているのであり、土地と人との関係の規定の背景には、私的権利を定義して保証しそれを通して人々の日常生活を細かく規定する「国家」⁴⁾が存在する。そのため、このような所有権の正当性の根拠は外部環境にある。

しかし、一般に生活している人々の所有の観念は、必ずしもこうした近代ブルジョア的

⁴⁾ このような国家は通常「近代国民国家」と言われる。しかし、その「国民国家」なるものが生まれたヨーロッパにおいても、国民国家は極めて多様であることに注意する必要がある。例えば、フランス革命の理念を中心として極めて中央集権的なフランスと、中世以来の領邦国家の延長としての連邦国家であるドイツ、さらに地域共同体の連邦的集合であるスイスとでは、各々「国家」の意味が大きく異なっている。「国民国家」の理想型の一つはフランス革命において唱えられた「国家」あるいは「祖国」であった。したがって、「国民国家」一般（そして「近代」一般）の特徴づけは人類学的には妥当性を欠く議論となりかねない。もちろん、本論での「国家」とはフランス共和国という（一定の歴史と制度を持った）国である。ただし、その「国家」の実際の社会的意義は、フランス内部のそれぞれの地域において異なっている。

法観念とは一致しない。たとえば、換地事業に反対する声としてよく聞かれたのが、「今まで石を退けたり木を切ったりして長い時間をかけて一生懸命良くしてきた土地を、何で二東三文の土地と交換に他人に渡さなければならぬんだ」という意見である。こうした言葉の背後には、土地は長い時間をかけて作られるという事実がある。しかし、こうした技術的な理由の他に、農民たちのもっと積極的な土地に対する心情的な意識が働いている。農村研究ではこのような農民の所有観念について、農民にとっては土地は神聖なものであり、彼等は単なる権利意識以上の愛着を先祖伝来の土地に対して持ってきたと、指摘されてきた(H. Mendras, 1984: 77)。それらの土地は、先祖が代々、木々を植え、石垣を作り、雑草を抜いて働いてきた土地であり、また彼等自身が子供時代から遊び場としてきたところであるので、それぞれの土地にはそうした世代を超えた家族の記憶が染み着いており、それが土地に対する農民たちの愛着を生みだしていることは確かである。しかしながら、換地事業をめぐる紛争で見たように、所有をめぐる人々の言葉を見ると、確かに一方で「土地の家族的価値」に固執する人がいる一方で、所有に対する意識が「先祖伝来の土地への愛着」あるいは「家族に由来する土地への愛着」という解釈では必ずしも理解できない人も多い。この場合、土地の家族的価値に固執する人は、もはやその土地を生活の糧とはしていない場合が多く、他方、そのような家族的価値には必ずしもこだわっていない人は現にその土地を生産資源としている場合が多い。それぞれでどのように所有の意識が異なるのか見てみよう。

土地を実際の生活の場としている人は、必ずしも土地の持つ家族的価値には固執していない。たとえば、ある人は、祖父(FF)に由来する土地を、現在の所有者である別の村に住むオバ(FZ)から借りて耕作をしているが、その土地について彼は「俺は人から借りた土地なんかに投資はしない。金は自分の土地につき込むんだ」と言っている。実際、財産の継承が双系的で、しかも世代深度がそれほど深くないこの地方では、「先祖代々」といったところで数世代くらいの記憶しかないし、また抽象的な先祖という観念もない。

この点は土地の貸借や交換を見てみるとはっきりしてくる。一つの貸借関係や交換関係が世代を超えて維持されている場合、長い間ほかの人の耕作のために提供している土地に対して、本来の所有者は徐々にその土地を所有しているという意識を失っていつてしまう。こうして、法的にはともかく心情的にはもはや所有者ではなくなり、最後には耕作者の求めに従ってその土地を耕作者に売る場合も多い。逆に、長いあいだ耕作している土地は、たとえ借地であっても自分の土地のような意識を持つようになる。とはいえ、貸借の場合は借地料の支払や税金の納入があるので、心情的な所有意識が無くなっていったとしても所有関係の意識が無くなるということはない。しかし交換の場合は、法的には農民は自分の耕作している土地ではなく、他の人が耕している自分の本来の土地について税金を払っているとはいえ、交換がほぼ等面積の二つの土地の間で行われていれば、実質的にはそれは自分の実際の耕作地について税金を払うのと変わらないので、元からの自分の所有地に対する所有意識はそれだけ希薄になっていく。しかも、交換はあくまでも口約束なので、所有意識の希薄化をとどめて所有関係を再確認させる書類上の手続きもない。

こうした所有意識の希薄化には、農民の実際の土地への関わり方が表れている。つまり、農地は長い時間をかけて作り上げていくものなので、借りた土地や交換された土地については、土地に対する民法上の処分権はその土地の所有者に帰属するが、耕作者たちの長い

間の努力によってその土地に加えられた改良はその土地本来の属性ではない。ジュラの農民たちの土地に対する意識とは、こうして土地に対してなされた努力の結果が、所有者ではなくむしろその耕作者に帰属するという意識なのである。こうした観念の存在は換地事業の過程においても確認できる。シャルルを始め換地事業に反対する者がしばしば口にしたことは、自分の努力の結果が他の人達にとられてしまうということに対する反発である。しかしこのことは逆に、同じ土地再分配事業でも、交換などの手段で実質的な土地の集合化がかなりの程度進んでいた村では、比較的争いもなくスムーズに事業は行われるということでもあり、実際、F村の隣の村はこの理由で、F村ほどの争いにはならず、比較的平和に土地再分配事業が完了した。このような観念は、所有というのは自分がある対象に対して投資した結果生まれる利益を排他的に享受する権利であるという、一種の「労働価値説」と考えられる⁴¹⁾。この時、ジュラの人々にとっての土地の労働価値は、まさにそこに自分や身近な家族が具体的に努力を投資してきた、という実際の出来事に根拠を置いており、人格を構成する出来事的論理にその基礎があるのがわかる。そして、相続とはこうした先祖の投資の結果を子供たちが受け継ぐということである。その際に所有の主体となるのは、まずなによりも個人であり、次いで共に生活しているその配偶者と子供たちという、構造化された家族的領域のメンバーなのである。こうした労働価値的の所有観の存在は、換地事業における合理化路線の農民についても指摘することができる。換地事業はあくまでも土地の等価交換によって行われるので、本来の所有地に農民たちが投下してきた努力はその土地の評価として尊重され、それに見合った土地と交換されることになるからである。先に見た乳牛の価値もまた、この労働価値的の所有観と類似した論理によって形成されたものである。

一方、土地所有面積が小さく、必ずしもその土地でその所有地を資本として生活しているのではない者は、土地がもはやその人にとって経済的価値を生み出すことがなくても、祖父が植えた木や父が退かした岩、子供のころ遊んだ森、といったその土地に固定されたさまざまな家族的記憶をもとに、その土地の所有の心情的な根拠として所有権を主張する。この場合は、労働価値説土地所有観の場合のような土地に対する投資が土地の所有の正当性を保証するのではなく、土地に染み着いた自らの家族の思い出という象徴的価値がその正当性の根拠となっているのである。言い換えれば、土地を所有することによる自らの家

⁴¹⁾ こうした農民たちの所有観は、ヨーロッパの哲学的議論のなかに現われなかったわけではない。ある種の「労働価値説」と呼ぶことのできるこの考え方は、哲学史上では17世紀にイギリスの哲学者 J. Locke によって最初に唱えられた。彼はその『市民政府論』のなかで、「私のものである労働が、それらの物を、それらがかつて置かれていた共有の状態から取り出すことによって、それらに対する私の所有権を確定したのである (§ 28)。一人の人間が耕し、植え、改良し、栽培し、そしてその収穫物を利用しうるだけの土地、それだけが彼の所有物である。彼はその労働によって、それだけの土地を共有地から、いわば強い込めのである (§ 32) (J. Locke, 1960)」と述べている。これに対し、フランス革命に大きな影響を与えた J.-J. Rousseau は『社会契約論』のなかで「一般に、なんらかの土地に対する充占権を正当化するためには、次のような諸条件が必要である。第一にその土地にまだ誰も住んでいないこと、第二に暮らして行くのに必要な広さしか占拠しないこと、第三に空虚な儀式ではなく労働と耕作によってこれを占有すること。この労働と耕作は、法的な権原がない場合でも他人が尊重せざるをえないような、唯一の所有の標である。(J.-J. Rousseau, 1971: 524)」と、労働の結果ではなく、労働の場としての土地所有という考えを述べており、農民的労働価値説とはやや異なっているのがわかる。

族の思い出の所有が、その所有者のアイデンティティーの媒介となっているのである¹⁴⁾。換地事業をめぐる紛争において「家族的価値」と言い表されたものはこのような象徴的所有観である。

換地事業をめぐる対立では、このような労働価値的所有観と象徴的所有観を巡って対立や観念がひきおこされた¹⁵⁾。しかし、この二つの所有観は全く異なった相対立するものではない。自己の投下した努力の結果を回収する権利としての所有は、「俺たちが石を退かし、木を切って、一生懸命良くしてきた土地」という言い方はどちらの所有観を正当化する際にも用いられるが、このことは労働価値説的所有観と象徴的所有観のどちらもが、その土地をめぐる自分が行ってきたことやその土地にまつわるのさまざまな記憶に、その正当性の根拠を持っている示している。そしてこの記憶はどちらもその土地を舞台とした自分と自分の家族の歴史につながっているのである。こうして、農民たちの所有観とはともに、自分の記憶のなかに残っている自分や自分の先祖たちが、その土地に対して投資した努力の結果を享受できるのは、その出来事を共有している自分を含めたその子孫であるという、家族的領域での出来事を根拠にした意識に基づいていることがわかる。先祖がその土地に長い間投資してきた努力の結果である土地はその人の経験とアイデンティティーの媒介となり、そこからその土地に愛着が生まれると同時に、その人はその土地に対する自分の努力の結果によって自分を評価し、それによってその努力の対象に愛着を感じるようになるのである。とはいえ、一方がもはや行為の対象ではないためにもはや所有者との関係においては価値＝出来事を生まないのに対し、他方は行為の対象としてさらに価値を生み続け。それによって社会関係を物質的に基礎づけていく力を持っている点は、この二つの所有観の大きな違いである。

ともあれこのように、労働価値説的所有観も象徴的所有観もどちらも家族的領域に基礎を置く出来事の論理に属し、そのような出来事によって交えられる各々の個人の個性を高めるという点で、法的論理に従う近代法的所有観とは大きく異なっている。そこで、労働価値説的所有観と象徴的所有観を合わせて出来事的所有観と呼ぶことにしよう。このとき、所有の根拠となる出来事は、決して単なる言葉の「語り」の中に現われるだけのもの

¹⁴⁾ K. Marx は『経済学哲学手稿』の中で、「まさに対象的世界の加工においてこそ人間は一つの類的存在であることを自ら現実明らかにする。この生産は彼の活動的な類的生活である。その生産によって、自然は彼の作品および彼の現実として現われる。それゆえに労働の対象は人間の類的生活の対象化である。というのも、彼は単に、意識におけるように知的に自分を二重化するのみならず、また活動的、現実的にも自分を二重化し、そうすることによって自分自身を自らの作り出した世界のうちに観るからである。(K. Marx, 1968: 64)」と述べている。この指擧は、一見するとジュラの農民のアイデンティティーとしての所有という考えと近いように見える。しかしそこには微妙な相違がある。そこでの K. Marx にとっては生産物が生産者自身の投影であり、それゆえに資本制生産において疎外が引き起こされるということになる。一方ジュラの農民にとっては生産物は、実際には、アイデンティティー形成の媒介をするだけであって、アイデンティティーのものとなるわけではない。また H. Mendras は、農民にとっての土地の価値はまずなによりも社会的経済的なものであって、情情的価値は副次的で前者に従属すると述べているが (H. Mendras, 1984: 82)、ジュラの象徴的所有観の場合、それを主張する者はむしろ農業経営面積が小さく土地の経済的利益の少ない者であるので、この指擧は当てはまらない。

¹⁵⁾ 改めて述べれば、ここで重要なことは人々が本当にそれらの所有観を自らの論理としていたかどうかではなく（それは確認しようがなく、また方便でそのような論理を使うこともありうる）、それらが正当化の論理として有効と見なされたということにある。

ではなく、実際の労働過程を通じて価値を生み出すものである。この出来事的所有観の特徴は、ある財が本人またはその家族的領域に属するごく近い人の労働の投下によって生まれた時、労働投下の過程は一つの出来事となり、その財は出来事の一部としてその出来事を中心とする本人と特別の関係に置かれる、というものである。それゆえ、出来事的所有観では本人と財との間の関係は、本人の周囲を取り巻く出来事を構成する人間関係の反映である。そして、その財の価値は一定の人間関係に基づく労働投下によって基礎づけられる。労働価値説的所有観と象徴的所有観の相違は、前者が生産資源として現在も出来事を作り出すものに適用されるのに対し、後者が単に労働の結果として過去の記憶の対象物となっていることによる。これら二つの出来事的所有観に対して、近代法的所有観は外部環境に存する権威を基礎としている法的論理による所有観である。そのため、日常の社会的行為では出来事的所有観の背後に追いやられることになる。

このように、紛争処理過程で見られた理想主義的論理、法的論理、出来事的論理のうち、後二者はそれぞれ、近代法的所有観と出来事的所有観に対応する。理想主義的論理に対応する所有観がないのは、土地に対する権利は常に具体的実践的な形をとるからである。しかし、実践的論理に基づきつつも、出来事的所有観には大きな欠点がある。それは、出来事的所有観は近代法的所有観とは異なり、個別的な出来事への参照に基づいているため、必ずしも守備一貫した公正な解決を常にもたらすとは限らないという点である。たとえば、既に農業を退いた人が自分の土地を長い間別の農民に貸していたとするならば、そこには本来の所有者の象徴的所有意識と借りている農民の労働価値説的所有観が競合することが起こりうる。通常はこうした矛盾は当事者の冷静な対応によって解決するが、換地事業に見られたように時には感情的な対立を引き起こす。さらに、こうした出来事論的所有観は、現在の資本と労働の分離を基本とする法体系の中ではあまりにも素朴なものであり、たとえば地代の存在を必ずしも説明しない。この場合は近代法的所有観によらなければならないのである。しかし、通常は日常的社会過程においてまず参照されるのは出来事的所有観であり、近代法的所有観を強調しすぎるとかえって問題をこじらせかねない⁶⁶⁾。実際の取り引き過程ではこれらの論理が各々に組み合わせられてプラグマティックな解決が図られる。しかし、紛争における正当性の論理と同様に、そのプラグマティックな解決の過程で動員されるのはむしろ親密さに基礎を置く出来事的論理なのである。すなわち、農民を実際の社会的行動へとつき動かしているのは、農民自身の人格の基礎づけと結び付いた出来事的所有観なのである。

3) 価値の生産

農民たちの労働価値説的所有観に従えば、土地は明らかに彼等の生産物である。そして同様に、農業生産システムにおいて生産される牛乳やチーズにも同じ論理が働いている。それでは、生産物はどのような価値を与えられるのだろうか。

⁶⁶⁾ P. Perrier-Cornet は1970年代のフランスでのマルクス主義的な小商品生産をめぐる議論を受けて、資本主義社会においても農業が小商品生産として生き続ける理由として、土地という限定されかつ多くの所有者に分割されている生産資源に基づいているからである、としている (P. Perrier-Cornet, 1980: 5-9)。しかしジュラの場合、土地の流動性やその所有観を考えると、このようなまとめ方は妥当ではないと思われる。土地が農業の資本主義化を妨げているというよりは、そのような経営を農民たちは望んでいないという点の方がむしろ重要なのではないだろうか。

前章で見たように農業経営は、家族の生活を保証する範囲で労働量を最小化し、そして自己顕示を通して自己を社会関係の中に位置付けるという、二つの方向を基本的に持っている。それでは実際の農業経営においてその論理は、農業経営戦略に見られた適正労働量の追及と自己顕示という原則とどのように結び付いているのだろうか。

ジュラの農業経営は小商品生産として特徴づけられる。農業における小商品生産の特徴は次のようなものである。

[ジュラの小商品生産の特徴]

- 市場の存在を前提とする。

その生産が市場において商品となる財の生産である。

- 家族を生産活動の基本とする。

労働力は家族労働力である(労働市場において商品化された賃金労働力ではない)。
主要な生産資産は、市場ではなく相続によって調達された土地である。

- 利潤の最大化を必ずしも目的とはしていない(適正労働量と自己顕示)。

ジュラの小商品生産の場合、主として父親と息子あるいは兄弟が経営責任者として連携して主に畑や牛舎での農業労働を行い、その妻や子供たちはそれを支える補助労働と家内労働を提供する。これらはいずれも無賃金労働である。そして、男たちの労働によって生産されたものは市場を通して貨幣という一般交換形態へと変換され、その収入は個々の労働力提供者ではなくその経営を支える家族全体の収入とされる。この収入をもとに家庭の生活必需品が購入され、嗜好品が購入され、そして生産財に投資される。生産財の一部(例えば堆肥や一部の飼料の種子)と家庭の生活必需品の一部(例えば暖房用の薪や、1アール程の家庭菜園でとれるちょっとした野菜やハーブ)は市場ではなくその経営の内部や所有地や共有地で調達されるが、それによって家計の市場への依存が最小化される訳ではない。そして、土地へのアクセスに関して言えば、市場における調達も重要な手段ではあるが、相続も依然として重要なアクセス手段である。

ところで Winnie Lem は、小商品生産が無賃金労働に依存しているためにこの経営体の内部には貨幣の論理は入り込めないとする議論を批判し、彼女が調査した南フランスのラングドック地方のワイン農家では、各々の家族構成員や協同労働の相手が農業経営体に労働力を提供しようとするとき、そこにはかならず市場におけるその労働の価値の計算が入り込んでいるため、これらの労働力は潜在的に商品化されている、と指摘している。そのため、たとえば、村の外で賃金労働者となろうとする家族メンバーを、その労賃に対応する一定の経済的利益と家族的価値の強調によって父親は息子を自分の経営の内部に引き留めるといった戦略がとられる。このように、高度に市場経済の発達したフランスのような社会においては、小商品生産を行う経営体の内部にも市場経済の論理は部分的に入り込んでいるとしている(W Lem, 1988)。

ジュラではどうだろうか。たしかにある程度の賃金労働の論理は入り込んでいる。たとえば GAEC の場合、法律によって、一定の資本金を設定し各々の構成員(家族であろうとなかろうと)が賃金を受け取ることが定められ、それに合わせて農業会議などが農民たちに簿記・会計の指導をしている。しかしここで、農業経営に用いられる労働力は既に家族的領域において、構造化された社会関係のなかに置かれていることを考えなくてはなら

ない。したがって、この関係のなかで行われる労働によって生まれる生産物は、労働を提供した者にとってはこの社会関係の表現となる。そしてこの社会関係は、生産活動という経験の形成を通じてさらに強化されていく。このような社会関係が生産において重要な意味をもってくるのは、職業的知識（ノウハウ）の伝達がこの社会関係によってなされる時である。たしかに、既に記したように現在の農業技術は30年前に較べてはるかに進んだものとなっており、父親の技術的知識は既に子供にとってはそのままでは使えないものとなり、代って子供たちは農業高校などで専門技術の知識を学んでくる。しかし、通常はこのような学校で学ぶ専門知識は父親からの OJT 的な実地の知識が背景にあって始めて実践的なものとして習得される。その意味で、父親から学ぶ職業的知識がその後の技術習得の際の出発点となっている、という D. Jacques-Jouvenot の指摘 (D. Jacques-Jouvenot, 1997: 33-34) は正しいものである。

このように生産に現われた家族的領域に基礎を置く社会関係は、ジュラの労働価値説的所有観によってそのまま生産物に投影される。生産物は、家族の記憶（それは土地の所有とも関わっている）と共に父親から息子へと受け継がれてきた農業技術によって生まれるので、そこに投資される労働力は家族の記憶の物質的表現であり、そうして行われる労働等価は家族的領域においてなされる出来事そのものである。したがって、農業経営は家族的領域の再生産と不可分のものとなる。このとき、仮に GAEC のような賃労働関係がそこにあったとしても、それは書類上の名目的なものとして価値生産の場面から背景に退いてしまい、資本と労働の分離は不完全なものとなるのである。農業経営が基本的に家族のためになされる、という農民自身の指摘はこのような事を表わしているのである。

W. Lem が商品化の論理を協同労働にも見出したのとは逆に、ジュラの協同労働にはこの出来事化のプロセスが見られる。チーズ組合を始めとする協同組織は非家族的領域で形成され、あるいはメンバーはこのような領域を形成する（すなわち親称で呼び合うような友人関係になる）ことを期待される。したがって、チーズ組合のような各々のメンバーが発言力を持つことによって形成されている組織が作り出す生産物は「俺たちのチーズ」という事になるのである。チーズ組合の特殊性はこの、個々の農民の生産物に基づいて付加価値のついた新たな生産物を共同の価値として生み出すという点にある。この場合、この生産物が「チーズ組合（という法人）の生産物」ではなく「俺たちの生産物」と価値づけられるのは、チーズ組合から得る収入が各々の個人の牛乳供出量に対応しているためであり、すなわち各経営の個性が生産物の価値に反映されているからである。こうして組合の協同生産は、各経営の生産物に付加価値をつけることで経営の個性を強化するものとなる。これに対し生産手段共有組織における協同生産の場合は、そうした協同自体がなんらかの生産物を直接生み出す訳ではないので、その生産物は協同組織を通じた生産物にはならないが、それでも出来事の形成を通じて各々の生産者の個性を高めていく。しかし、こうした個性は生産物のような財による価値の生産を直接的には伴わないので、他の組織（例えば企業など）による代替も可能である。

このように、農業生産は出来事を生み出す家族的領域を基盤になされることにより、生産された財には出来事的論理に基づく労働価値説的所有観によって個性という価値が与えられる。それゆえ、ジュラの農業生産活動は生産者の個性を高め保証していくものである。この点で農民たちの労働価値説的所有観は、Adam Smith 以来の政治経済学的な労働

価値説とは対立することになる⁴¹⁾。19世紀の政治経済学的な労働価値説によれば、労働が商品の一般的等価交換を保証し、貨幣による一般的等価形態を通して資本の蓄積と生産力の拡大を強制すると同時に、生産によって自らの労働をも一般的等価形態に変える。しかし農民の労働価値説は生産物に人格を投影することにより、生産物をより個別化していくのである。この個性の確立は、適正労働量と自己顕示という原則が目指すものと実は同じものである。というのもこの戦略が意味するものは、こうした生産活動を通して農民は自分と家族の生活の自立を保証し（かつ、利潤の過度の追及による自らの貨幣価値への従属を避け）、それによって家族の絆とその中にいる自分を確立し、他方で能力による名誉を得ようとすることによって村や地域の中にいる自分を確立するという、すなわち生産によって自らの個性を確立し保証するということだからである。したがって、生活の物質的安定と社会的地位の確立という二つの目標は互いに別々ではなく、物質的安定が崩れれば社会的地位の安定も失われるといった互いに不可分のものとして、生産活動の目標となっていることがわかる。そのため、生産物の人格表現的側面と商品的側面は互いに矛盾する形態をもちつつも、相乗的なものである。個人の特異性の確立には生産性の一定の向上が必要であり、また生産性の向上は個人の個性を確立する限りにおいて価値が与えられるのである。このことはまた、それぞれの農家の経営戦略の決定には、経済的背景と村や地域に占める社会的位置という二つのファクターが重要であるということを示している⁴²⁾。

こうした価値生産を通じた農業経営体の再生産のメカニズムは、協同組織へも延長することができる。第3章の冒頭で検討したように、M. Dion-Salitor & M. Dion は共同体主義（共有財の利用を求める姿勢）と協同主義（出会いを大切にし協同で仕事をしようとする姿勢）を区別し、共同体主義は利己主義にも通じるものでジュラでは発展しているが、協同主義は不調であるとした。しかし、人格概念の分析から明らかになったように、この共同体主義と協同主義の相違は、社会的相互関係の本質的相違に由来するものではない。にもかかわらず確かにこの二つの姿勢の違いは現代のジュラ農村で見ることができる。すなわち、生産者協同組織は協同主義的な要素が強く、チーズ組合には共同体主義的な要素が

⁴¹⁾ A. Smith 以来の政治経済学がその基礎としてきた、資本制生産における労働価値説によれば、商品の実質的な価値はそれを作るのに費やされた労働ではあるが、その際、価値の尺度になるのは労働量であり、それを通じて労働は商品の一般的な交換の可能性を基礎づける (A. Smith, 1976: 47)。同様に K. Marx においても、商品の価値はそれに費やされた抽象的労働によって決定する (K. Marx, 1975: 59)。したがって、これら18世紀から19世紀の政治経済学の伝統によれば、労働はそれによって作り出された物の、貨幣を媒介とした一般的な交換可能性を保証するのである。こうした政治経済学的な労働価値説は、資本家が準備した固定資本である工場に労働者が集まり、それぞれがその労働時間とポストに応じてあらかじめ決められた賃金を受け取るという、工場労働を基本的なモデルにしていることに注意しなくてはならない。

⁴²⁾ 「農民」から「農業者」への転換という質的変化にもかかわらず、興味深いことにジュラの農業者自身は今では自分たちをむしろ「農民」と呼ぶ事を好む。これは、1960年代から1970年代の急速な成長の時代にはいちはやく新しい技術という外部の論理を取り込んできたにもかかわらず、家族関係に基礎を置く小商品生産という性格を保持し続け、経営基盤の強化とともに個性の強化が村での自己評価を高めるために必要な戦略であったことに対応している。今日ではさらに、農業状況の停滞により経営規模の拡大がほぼ頭打ちとなり、規模拡大よりもむしろ適正労働量による出来事的世界の再評価による個性の評価が重要になってきたという事情が、「農民」という呼称の価値を増大させている。したがって、今日でも農民たちは合理的経営を絶えず追及しているが、そのことはまさに家族を中心とした親密さの世界の確立のためなのである。

強く見られる。この、生産者協同組織とチーズ組合のそれぞれでの社会的行為の在り方の相違は、結局のところ、共同体主義と協同主義とでは価値生産過程において占めている位置の相違に由来しているというを示している。そして両者が目指しているものはともに、それぞれの個人の個性性の確立である。この時、生産過程に組み込まれた協同組織であるチーズ組合の場合、価値生産における農業経営体間の利害が直接絡むため、組織と個人の利害の乖離が生み出されることがあり、その際には一定の社会劇のパターンを生み出す紛争となる。この時、組織の利益より優先される個人の利益とは、価値の生産を通じて再生産される、個々人の親密さの領域という人格基盤である。

現代のジュラ農村では、協同主義も共同体主義的もともに、非家族的領域に基礎を置いている点と、基本的に「法的結社」の形態を組織原理とする点において、大きく異なるものではない。両者が大きく異なる点は、チーズ組合は一連の生産過程に組み込まれているが、生産者協同組織は必ずしもそうではない、という点である。すなわち、生産過程に組み込まれたチーズ組合においては価値生産がその組織の共有財に深く依存し、その価値生産は各農業経営体の利害と一致しなければならないため、生産活動や生産物の分配において権利・義務関係が明確にされて、組織の存在が前面に出る共同体主義という形態をまとうことになる。これに対し生産者協同組織は生産活動を側面から支援するのみであり、資源の管理を直接行うわけではないので、個々の組織は生産活動の不可欠の要素とはなっていないのである。そのため、生産者協同組織における個人のつながりは、チーズ組合の場合よりも流動的で、組織と個人の利害は乖離しやすくなる。

このように、共同体主義と協同主義の相違と見なされたものは、実は価値生産のプロセスにおける役割が異なっていたことに由来するものなのである。そしてジュラ農業では協同生産と個別経営は、単に生産物の権利の上で互いに補い合っているだけでなく、財という価値の生産を通じた人格基盤の再生産において、互いに支え合っているのである。

ジュラにおける酪農の特徴は、家族経営に基づく小商品生産とチーズ組合を軸にして、資本主義経済のなかにおいて生産者自身を個別化して行くものであるという点である。この時、ジュラの小商品生産の特徴は、家族的領域における社会関係に基づいて生産が組織され、かつその生産過程において適正労働量や自己顕示という形での個性の追及を通じて生産活動がなされることで、生産という活動自体がその家族的領域のなかでの人格という交換不可能な個別的なものの表現となっていることである。すなわち、一方で農業経営体の生産活動は新品という形の一般的等価形態を農産物に付与するが、他方で家族的領域に基礎を置く個人の個性性という、一般的等価形態には還元できない価値をも生み出し、その個性性という価値の生産を通じて生産活動はさらに、個別的な人格の基礎を作る出来事を生み出して行くのである。そしてこの個性性の確立を求める農業生産活動が、拡大する消費主義的市場経済の中で、一方で経済的アクターとしての適応を生み出し、他方で家族や人の結び付きを強調するものとなっていく。この後者の、家族や人の結び付きの強調は、同時に「調和に満ちた過去」への参照を生み出し、チーズ組合とそこで生産されるコンテ、そしてチーズの元となる牛乳を生産するモンベリアルド種を、「俺たちの」という所有代名詞をつけて呼ぶことを正当化し、これらは独特の「伝統」を持つ地域独自の価値として意識されるようになる。そしてこうしたジュラという地方の生産物の独自性は、コンテの AOC という指定により強化され、産地形成と呼び得るような効果を持って農村の

市場に対する競争力を強化する。その結果、ジュラの農村には「伝統的価値」と現代的農業経営という、一見矛盾した二つの要素の共存という状況が生まれることになる。しかしこの両者はジュラにおける価値生産の特質という同一の根から生まれているものであり、その意味で、P. Perrier-Comet も指摘しているとおり、今日のジュラの農民たちの対応を農業不利地域であるがゆえの対応の仕方と見なすような、一般的な見方は適用できないのである (P. Perrier-Comet, 1986: 111-113)。

(4) 外部環境への適応

1) 農業生産システムと外部環境

農業生産システムは、生活空間における出来事の論理を通じた財の価値の生産によって、個人の人格を再生産する。そのため農業経営戦略も、農民たちが持つ一定の人格概念を基礎とした価値の再生産に向けて構築されている。とはいえ、生産物はすべて市場において商品として貨幣という一般交換形態に変換され⁴⁹⁾、消費財はその貨幣によって始めて調達可能になる、という意味で、このジュラの小商品生産が商品化プロセスを拒否しているわけではない。そのためジュラの小商品生産では労働の成果は、一般的等価形態をとる側面と人格表現の形態をとる側面が併存しているという事ができる。確かに、生産物はあくまで消費財や生産用具を購入して新たな出来事の形成に投資される限りにおいて、貨幣という一般交換形態に変換されるため、生産活動の出発点は資本ではなくあくまでも労働となっており、そのためジュラの小商品生産は構造的に利潤の最大化は目的とはなりえない。しかしそれでも、生産物の人格表現という側面と商品という側面は、必ずしも常に一致するわけではない。この両者の不一致がひどくなるのは、外部環境が商品としての生産物の価値を何らかの形で低めてしまう場合である。このような場合、各農業経営体はこの生産物の二つの側面を一致させるべく、農業生産システムを調整する。それでは、外部環境が変化して農業生産システム全体に圧力がかかるとき、どのような形で外部環境の変化への適応が可能となるのだろうか。まず、農業生産システムと外部環境との関係を見てみよう。

外部環境は生態学的環境と政治経済的環境に分けることができる。生態学的環境は、大きな気候変動でもない限り基礎条件の急激な変化は起こらない(近年、乾燥のひどい年が増えていますが、これに対して農民たちはまだ、資本投下の方法を変えるまでには至ってはいない)。しかし、農業では生態学的環境を作り上げるというフィードバックによって生産活動が支えられるので、農業活動の生態学的環境への影響も考慮しなくてはならない。

⁴⁹⁾ もちろん、貨幣が常に一般交換形態をまとう訳ではない。人類学研究において明らかにされてきた複数の取引領域からなる市場の場合、必ずしも各々の取引領域で使われる限定目的貨幣が一般交換形態をまわっているという訳ではない。また、一般目的貨幣である現代資本主義社会における貨幣も、その価値と信用は、貨幣の流通を管理する中央銀行とそれを支える現代国家の諸制度によって保証されているのであって、貨幣による交換には常に国家によって表徴される様々な価値(マクロ経済指標や政策目標など)が反映されている。このことは、日々の高値市場の動きを見ても明らかである。つまり、現代の小商品生産が可能となる根拠の一つに国家があるということであり、したがって通貨の変更は大きな変化を小商品生産にも及ぼしうる(そのような変化が、1999年1月に導入されたヨーロッパ統一通貨ユーロによって引き起こされ得るが、そのような変化が最小限に収まるようにEC=EUでは長い間、ヨーロッパ通貨体制 EMS によって加盟国間の為替レートの変動が制限されてきた)。

この場合、大量生産を実現するために大量の資源を用いて大量の廃棄物を生み出す企業的生産活動とは異なり、適正労働量の原則に基礎を置く小商品生産は、規模が比較的小さくより生態学的環境に適応しやすい上、土地利用に見られたように生態系の論理にしたがったほうが効率的な場合もあるため、環境破壊はまだ顕在化はしていない。とはいえ、小商品生産であっても、生産活動の論理は必ずしも生態系の論理と一致するとは限らないので、生産過程における資源の過剰収穫や廃棄物投棄などによって環境汚染が引き起こされる恐れはある。たとえば肥料の大量投与は地下水の富栄養化を招き、酸性の強いホエーの未処理のままの廃棄も環境を破壊する³⁰⁾。このような場合は、政府や関係官庁、さらには環境NGOなどの政治経済的環境に属する機関が規制に乗り出すことで解決が図られる。しかし、幸いなことにジュラではまだ環境破壊は表面化してはならず、その意味で現在の農業生産システムが取り立てて環境破壊的であるということではできない(ただし、野生動物の激減など、直接農業には関わらないが見逃すこともできない環境の変化は徐々に進行している)³¹⁾。

一方、政治経済的環境は大きく変化している。こうした変化のうち第二次大戦後において重要だったのは、農業の市場経済への統合である。戦後のこの政治経済的環境の変化は、農産物の商品化という市場を通じた経路と、規制(この規制の論理形式は法的論理である)という形で生産組織に直接圧力をかける経路の、2通りの経路を通じて農業生産システムに影響を与える。同様に、このような圧力に対する農民たちの反応にも、農民労働組合などを通じて政治に働きかける方法と、農業生産システムにおける資本と労働の投下の方法を変更することにより市場を通じて適応する方法の、二つの方法がある。しかし、農民労働組合などを通じて働きかけのほうはさまざまなレベル(農民労働組合の県支部レベル、県支部と中央組織のレベル、中央組織と省庁のレベル、あるいは中央組織と政治家のレベル)での政治的取り引きが介在するので、必ずしもすぐに効果が出るわけではない。したがって各農業経営体はまず、農業生産システムを調整することにより外部環境の変化に対応せざるを得ない。

しかし、このような変化の影響によっても、ジュラ(そしてフランス)の農業生産システムが根本的に変化したということではできない。実際、特にCAPに基づいてフランス政府やブリュッセルの官僚たちが、1960年代以来、ヨーロッパの農業を生産中心主義的な産資資本主義の論理に統合しようと、大幅な介入を行ってきたにもかかわらず(G. Noel, 1997: 125-126)、農民たちがそのような外部環境の変化に対応しつつも、完全な企業家になることは拒否しえたということ(すなわち家族関係を賃労働関係に変質させたり、家族を資本蓄積の場としたりはしなかったということ)は、単にその生産単位内部の特質だけではなく、その外部との対応においても小商品生産が柔軟性を発揮しえたことを示しているの

³⁰⁾ 自然環境の過剰収穫による環境破壊は、現在ではそれほど目だつてはいない。しかし歴史的に全く無かったわけではない。特に、中世から近代初期にかけての社会的森林利用は、フランスの他の地域と同様に、かつての豊かなジュラ山脈の森林をほとんど削減させてしまった。その後の植林活動によってようやく現在のレベルにまで回復した。

³¹⁾ とはいえ、近年の環境保護の風潮の高まりのなか、環境に積極的に配慮する農民も増え始めている。また、1992年のマクシャリー改革によって、農民たちは環境に配慮することを強く要請されるようにもなった(1998年に今後のEUの農業政策方針として発表された「アジェンダ2000」でも、同じ方向が踏襲されている)。

である³³⁾。このことは、家族的農業経営のもつ柔軟性や自由度が市場の圧力に対して有効に機能するという点が、実際の農業政策において十分に考慮される必要があるということを示している³⁵⁾。

現代フランスのように高度に発達した資本主義経済に基礎をおく社会では、市場の中に置かれた行為者たちは常に競争を強いられているので、経営は常に利潤を拡大し、資本を蓄積して行かなくてはならないとされる。しかし、ジュラの酪農生産は利潤の最大化を絶えず求めることなく、比較的小規模な経営によって依然として維持され、それなりに成功してきている³⁴⁾。そのため、ジュラの農民の家族的経営がどのように経済的な再生産に成功しているのかという問題は、単に農業経営上の問題にとどまらず、市場経済化やヨーロッパ統合に直面するジュラの農民たちが、どのように現在の社会形成を行っているのかに直接関わる問題である。実際、どんなにジュラの農民たちの生産がその人格概念と密接に結び付いて展開しているとしても、それが物質的経済的に維持可能でなければ消滅してしまうだろう。

大まかに言って、フランスおよびヨーロッパにおける農産物の市場の圧力は、価格の低下という形で現われる。農産物の生産量と名目価格は、CAPをはじめとするさまざまな農業政策のおかげで戦後急激に上昇した。しかし農産物の名目価格の上昇は平均物価の上昇を下回ることが多く、実質価格は低下しているということが出来る。戦後の農業の労働投下量が減少しているわけではないことを考えると、このような価格低下という形で現われる市場の圧力は、一種の不等価交換ということになる。19世紀の種々の社会主義理論に従えば、このような不等価交換は資本家階級による労働者や農民の搾取の現われということに

³³⁾したがって、しばしば農業の現代化についていわれるような、1960年代以降はフランス農業はそれ以前の農業を全く異なってしまい、それ以前の農村社会を市場の論理に冷徹に貫徹された農業工場に完全に替えてしまった、という様な議論は必ずしも妥当ではない。G. Noel は、1992年のマクシャリー改革で、ヨーロッパ共通農業政策は生産中心主義による「農業開発 (développement agricole)」から、農業の社会的環境的機能を重視し入れた「農村開発 (développement rural)」へと転換したと述べているが (G. Noel, 1997: 137-138)、このことは戦後30年にわたる農村の資本主義化の試みにもかかわらず、農村に資本の論理を貫徹させることはできなかったという事をも意味している。

³⁴⁾農業経営学者の大泉一貫も日本の農業経営について、その意思決定における自由度が労働編成の在り方に比較的大きく見られることを指摘している (大泉, 1989: 63)。おそらく、このような農民の戦略の自由度は農業一般についていえることである。しかし行政においても研究においても、社会的規制に一方的に従属している非主体的な農民、というイメージは根強いようである (実際、フランスの農村で民族誌的調査を行ったある人類学者は、筆者に口頭で「共通農業政策のもとにあるフランスの農民たちに、選択の余地なんてある訳はない」と述べている)。こうした姿勢の背後には、市場での価格形成における農民の受動性や、農業経営に対する農業政策のもつ優越性などの過大の強調がある。このような見方は思想的には興味深い (そこには第8章で概観するような18世紀以来の「農民」と「未開人」の同一視の名残りがあろう)。しかし、現実の農業を見るに当たっては決して当を得た見方とは言えない。

³⁵⁾一時期、研究の上でも政策の上でも、かつてのイギリスや現在のアメリカにみられる様な大規模農業経営が資本主義経済下での唯一の農業の可能性と考えられたこともあったが、今日では家族的経営がきわめて柔軟で可能性を持つものであることが認められている。しかしながら、家族的経営がこの市場社会においてなぜ活力を持つのか、今後のグローバル化する社会において家族的農業はどのような可能性を持つのかは農業経営研究の大問題である。実際、確かに家族的農業は資本主義経済において大きな可能性を持つものであったとしても、現在の個々の農家がもつ悩みや農業政策の諸問題を考えると、なぜ家族的経営が可能性を持つのか改めて検討する必要がある。

なるが、高度成長を経て消費社会化が進行した今日では、誰が誰を搾取しているのかはもはや明確ではない。むしろ社会システム全体の構造的な効果であると言うべきである。そのため、19世紀流の単純の階級闘争理論や革命路線によっては農業経営に対する市場の圧力に直接抗することはできず、農民はまず市場の圧力に対して適応するという手段を取らざるを得ない。

それでは、なぜジュラの農業生産システムは市場経済のなかでどのように適応し維持されているのだろうか。この政治経済学的環境に対するシステムの柔軟性の問題は、生態学的環境に比べれば、その変化が急激であるだけに重要かつ複雑な問題となって現われる。この時、市場は貨幣価値を通じて農業生産システムに圧力を加えるが、その際に直接的に影響を及ぼすのは、一連の生産過程において生産の主体となる農業経営体とチーズ組合である。そこで以下では農業経営体とチーズ組合のそれぞれについて、市場の圧力に対する適応を見てみることにする。

2) 農業経営体の市場への適応

現代の資本主義社会では、日常生活に必要な財のほとんどは商店などで貨幣によって購入しなければ調達できない、それ以外の方法で財を調達する方法である自給や贈与交換は、現在のジュラでは非常に例外的な手段でしかない。しかし、市場に頼らざるを得ないこれらの一般消費財は現在、常に名目価格の上昇の圧力の下にあり、さらには生活水準向上を求めて消費を拡大する消費者自身による圧力もある。従って、消費のための支出は常に拡大の方向にあり、そのことは常に生産活動における収益を拡大して常に資本を蓄積して行かなくてはならない、ということの意味している。

市場からの圧力は、直接的には倉庫業者に対する農民たちの価格交渉力の低下として、すなわち生産者価格の低下として現われる。農民たちはこのような価格交渉において、自分たちには価格決定権がないと実感しており、その意味で農民たちと倉庫業者との利害は対立し、農民たちは倉庫業者に対して弱者の立場に置かれている。しかし、実際には農民たちがいないことには倉庫業者もやって行くことはできず、さらに中小業者しかないフランシュ=コンテの倉庫業者は、他の地域の大手業者に対して自らを守らなくてはならないという点でも、農民たちと利害の一致を見ている。そのため、農民たちと倉庫業者たちはDDAFの仲介で一つの交渉のテーブルに着き、利害の対立を深刻化させないようにしている。とはいえ、このような調整機構が常にうまく機能するとは限らない。特に大量販売を促進する大規模小売店(巨大スーパーなど)が大きな位置を占める現在の流通状況においては、倉庫業者もそれに応じた対応を迫られ、結果としてそのしわ寄せはチーズ組合を通して各農業経営者に來ることになる。

こうした市場の圧力、すなわち市場での生産者価格が低下に直面した場合、農民にはいくつかの対応の仕方がある。最もよくみられる方法は、消費支出の切り詰め、生産強化とコスト削減、リスクの分散化、生産物への付加価値付与、そして減資である。

消費支出の切り詰めは、農業経営体が消費の単位であることにより可能となる。すなわち、農業経営体の内部が家族的領域を構成し賃労働関係の侵入を拒否するので、資本と労働は未分化となり、牛乳という商品によって得られた売り上げの内部では、経営コスト(賃金)と利潤の区分が曖昧となり、消費支出の切り詰めによって収入の目減りを補うことが

できるのである。GAEC の場合は形式上は資本と労働が分離し、各メンバーは定められた賃金を受け取るという形をとるため、一見するとこの経営コストと利潤の分離は明確となるように見える。しかし、政府の指導と書類上の操作にもかかわらず、実際の生活ではこの分離は曖昧にすることが可能となっている。ここに農業経営の柔軟性が現われる。とはいえ、もちろん、消費支出の削減には限界がある。その時には別の方法が組み合わされることになる。

生産者価格が低下したとき、農民たちの通常の対応は、消費支出の削減とともに、生産強化とコストの削減を試みることで収益性の向上を図ることである。規模拡大による生産量の拡大という伝統路線と、コスト削減と品質重視による付加価値の付与という合理化路線という、戦後の農業経営における二つの経営戦略は、この部分にかかわっている。

生産強化は規模拡大によって行われる。しかしここに農民と DDAF の立場の相違が現われる。ジュラ県全体の農業を監督する DDAF にしてみれば、生産強化は供給の過剰を招き牛乳価格の一層の低下により農民の家計を悪化させるものである。しかし農民にしてみれば、だからといって自らの生産を削減しても市場価格が大きく上昇する保証がないばかりか、生産量低下による収入の低下を引き起こす恐れがあるので、そのようなリスクを犯すくらいならば生産量を増やすほうが安全だと考えるのである。こうして、農民から見れば、生産物価格の低下による減収は販売量の増加で補うのが最も確実な方法に見えるが、市場全体から見れば、そうした農民の行動は一層の価格の低下を招くだけなのである¹⁵⁾。しかし、市場の論理にうまく対応してこのような事態をうまく乗り切ることができれば、その農民は「有能な」人間として高く評価される。そして、実際、農民たちは市場の仕組みや現代的な経営方法を学ぶことで市場経済に対処しようとしている。これに対し、コストの削減は土地利用の効率化、経営管理のためのパソコンの導入、生産者協同組織の利用などによって可能となる。また、生態学的環境の尊重もコストの削減に貢献する。

しかしながら、適正労働量の原則により労働強化には一定の限界があり、またコストの削減にも、家族を単位とした農業経営体には一定の限界がある。労働量を極度に増やすことなく、かつコスト削減に神経をすり減らさなくてもすむようにする方法としては、生産物の付加価値を上げる方法とリスクを分散させる方法とがある。

付加価値を上げる方法とは、生産物の品質を向上させたり、地域的価値を付与するなど

¹⁵⁾ DDAF の責任者はこうした農民の行動を、市場のメカニズムがわかっていない不合理的な態度であると嘆いていた。確かに、市場の均衡という点からすれば供給が必要を上回れば市場価格は低下する。しかし農民には現実とはまったく違っていて見えている。生産者が多数の小農民からなっているという現実の下では、個々の農民は自らの行動は市場の価格形成には影響を与えないと考えてしまう。状況を直観的にこのように把握した農民にとって、自己の利益を上げるための行動は唯一生産量を上昇させることのみである。また仮に一人の農民が生産量を減少させたところで、たまたま他の農民が生産を強化していれば価格には変化がなく、かえって損失を招くことになる。このように状況を悲観的に捉えた農民たちにとって、供給が過剰であろうとなかろうと、市場価格の低下の前には生産強化しか選択肢がないのである。こうした農民たちの行動は確かに経済学的に見て非合理的である、と言うことはできるかもしれない。しかし、行為者が自らの合理的な判断にしたがって戦略を組み立てた結果、最適な分配はますます行われなくなっていくのである。そうになってしまう原因の一つは、農業部門におけるジュラの現在の農業が基本的に非弾力的で非代償的な生産原財に依存していると言うことである。彼等には、経済学的に合理的な行動は、あまりにリスクの高い選択に決るのである。それゆえ、このような農民の対応はある程度止むを得ない。その意味で合理的なものなのではないだろうか。

によるものである。また、コンテが AOC に指定されたのも、チーズという生産物に付加価値を与えることになった。しかしこれは個々の農業経営体というよりは、生産者協同組織が行うものである。

リスクの分散は、農外収入の増加を図ったり、生産物の多様化や変更を行うことで可能となる。農外収入は、畑を人に貸したり、グリーン・ツーリズムを始めたり、妻が外部に働きに出ること（もともとは女性の社会進出という経済とは別の理由によって動機づけられたものだが）などによって確保できる。また、生産物の多様化としては牛肉重視の生産の導入や、付加価値は低い規制が少ないためにコスト削減が容易なエメンタールのための牛乳生産への変更などである。

このように、農民たちは市場の圧力に対して、生産物の市場における付加価値とその生産に必要なコストや規制のバランスを考慮し、最適労働量の範囲内で自らの経営を組み立て、安定させようとする。その際、生産物の選択、土地と土地利用の選択、資金投下の方法の選択、そして協同の仕方といった点での自由度が、市場の圧力に対してある程度柔軟に対応できる手段を農民たちに与える。

しかし、これらの手段を組み合わせても市場の圧力に抗することができなくなることもある。その場合は減資をする以外には方法はなくなる。すなわち、コストのかかりすぎる生産活動を削減し、規模を縮小するというのである。現在の CAP による牛乳生産制限は、こうした規模縮小の流れを側面から支援するものである。

しかし、一定以上の減資を行えば生産活動すら行えなくなるので、その減資にも限界がある。一般企業では、こうして収益性が極端に悪化した場合、廃業に追い込まれるか、競争によって資本の集中が起こり経営体の再編成が起こる。しかしジュラの農民の間ではそれはなかなか起きにくい⁴⁸⁾。ジュラの農家の間で集中を防ぐ要因として考えられるのは、適正労働量の原則と生態学的環境である。

まず第一の適正労働量の原則は、経営規模の拡大に対して負の作用をする。すなわち、家族的領域に基礎を置く個々の農業経営体は過度の労働は望まないで、収益性の高い農家がそうではない農家を吸収しようと狙うということはない。農業経営の個性性を求める農民にとって、他の農家を吸収してまで生産を拡大する理由はない。つまり、家族的領域の価値が過度の競争を抑制しているのである。第二に、ジュラでは生態学的環境ゆえに経営規模の拡大には限度がある。実際、他の農家を吸収して経営を過度に大規模化した場合、単に労働量が増えるのみならず、そのために新たに機械を導入し、また化学肥料や合成肥料により依存しなくてはならなくなる。こうした工業製品の多用による効率性の追及は、ジュラのような自然条件の下では、農地の生態システムを攪乱し、さらには土の団粒構造を破壊して土地自体の肥沃性を低下させる。こうして、それらの化学肥料や合成肥料の継

⁴⁸⁾ フランスの他の地方同様、フランシュ＝コンテでも農業人口は漸減しているが、D. Jacques-Jouvenot によればこの人口減少は、廃業によるというよりも主として子供たちが農業経営を継がないことによるという (D. Jacques-Jouvenot, 1997: 46)。とはいえ、確かに 20 世紀を通じて個々の農家は経営の規模を大幅に拡大してきたことは確かであり、それは他の農家の土地を経営地として手に入れるという形で可能になったものである。しかしこの場合も、その農家の経営を吸収するというよりは、後継者がいないために廃業した農家の土地を購入しないしは借り受けるという形で展開するのであり、経営の吸収ということとはできない。その意味で、経営規模の拡大は農業人口の減少と並行した減少であるということができる。

秘的使用は土地をどんどんやせさせるので、一定の肥沃性を維持するためには、常にそれらの使用を拡大していかなくてはならなくなってくる¹⁷⁾。したがって、大規模経営では常に投資を拡大して行かなくてはならなくなるので、今まで以上のコストがかかることになる。しかし現在の農産品市場の動向を見る限り、その大きなコストに見合う収益が上がるかどうかはまったく保証されていない。それゆえ、ジュラの農民たちは生態学的な条件に多少とも依存した現在の小規模経営にとどまっているのである。

以上、適正労働量と個別性の維持、およびジュラという土地の持つ生態学的環境の二つ理由により、大規模経営はジュラには向かず、農家の集中化を阻止することになる。そのため、過度の減資が起こると廃業を余儀なくされることになる。しかし実際にはこのような過度の減資に迫られることはまれである。そしてその理由として考えられるのが、市場と農業経営対の間に立つチーズ組合が、市場の圧力を弱める働きをしているからである。そこで、次にチーズ組合について検討することにする。

3) チーズ組合と市場

チーズ組合は市場と農業経営体の間に立っているため、市場の圧力はまずチーズ組合にのしかかることになる。しかし、ジュラにおいてチーズ組合がよく発達しているのは、このような市場の圧力に対してもよく適応でき、かつ農業経営体に利益をもたらしているからである。それでは、チーズ組合はどのように市場の変化に適応するのだろうか。

チーズ組合の構造的特徴としては、付加価値生産を協同組織によって行っていることと、個々の農民の自律性・個別性の上に機能していることをあげることができる。そしてこの点に、チーズ組合が農民たちの協同生産へのインセンティブを強化する要因がある。そしてこの個別性の上立って、チーズ組合は市場に対応するが、その対応の仕方は受動的な対応と能動的な対応に分けることができる。

まず受動的な対応について見てみよう。農業経営体と異なり独自の生産資源を持たないチーズ組合の場合、市場価格の低下に対して生産強化やリスクの分散という方法をとることはできない。しかし、農民に対する配当を削ることで対応することはできる。

チーズ組合ではチーズ職人を雇っているため、資本と労働は分化している。しかし、通常チーズ職人の数は数人以下なので、労働賃金はそれほど大きなコストとはならない。したがって、チーズ職人に支払う労賃に比べて利潤ははるかに大きくなる。そしてこの利潤に権利を持っているのはチーズ組合という法人組織ではなく個々の組合員なので(これは、組合員への配当が、あらかじめ決められた給料ではなく、各々の生産量に応じた報酬によってのことによる)。利潤は組合員自身に還元される。そのため、チーズ組合自体の収益性は多少低くとも、若手の配当の低下で済むことになる。しかもさらに、組合自身の法人資本と組合員自身に還元される報酬との分離は固定されておらず、農業経営体のときと同様に状況に応じて変動する(この変動は理事会において決定される)。そのため組

¹⁷⁾ このことは、単にコストの問題だけではなく、要項にも深刻な影響を与える。集約的な肥料の投下によって地下水が汚染されるからである。この農業による地下水の汚染はフランス各地で、海水の汚染による漁獲量の低下や、ミネラル・ウォーターの品質低下などの問題を引き起こしている。このような環境の悪化は、農業にとっては減資と同じであり、それを貨幣資本の投下によって補うことは難しい。このように、環境という点からももはや生産力向上のみを目的とした農業は限界となっている(石井, 1994: 17)。

合全体の収益性の低下は、組合自体の減資と配当の低下によって対応されることになる。このことは、ある一定の範囲内では、かなりの程度の収益の低下があっても、チーズ組合の減資などによる対応で、農家自体の収益の過度の低下が避けられるということを示している。こうして、チーズ組合の間で経営に格差が生まれてくる。たとえば、牛乳の買い取り価格に関しては、インタビューをした範囲でも 1kg 当り 17フランから 20フラン強までの開きがあった¹⁴⁾。

一方、積極的な対応には、二つの対応がある。一つは付加価値付与であり、もう一つは価格交渉力の獲得である。

チーズ組合は付加価値生産により積極的な意味で農民の生産向上に貢献している。チーズ組合ではコンテを中心としたグリュイエール・タイプのチーズが作られる訳だが、このタイプのチーズはその多様な調理方法などの理由で極めて消費量が高く、また、コンテの場合は AOC に指定されて国家による品質保証がなされているため¹⁵⁾、比較的高い価格を維持することができている。そのため、チーズ組合が農民に支払う牛乳価格は、フランスの平均の牛乳価格よりも高くなるのが通常である（しかもこの牛乳価格はチーズ組合の規模とは明確な相関を見せない）。すなわち、チーズ組合は極めて高い付加価値を生産しているのである。このような高い付加価値は当然のごとく個々の農民の意識をも向上させることになる。チーズ組合の発展について議論するものはしばしば、協同組合というそのイデオロギイ的側面が農民たちに与えるインセンティブを強調する (ex. C. Otz, 1980) が、しかしそのようなインセンティブはこのような経済的基盤（生産物の高い付加価値と農家の自律性を高める生産）があつてのことである。

このようなチーズ組合の成功は、ジュラという地域全体をチーズ組合に基礎を置くチーズ生産主体と地域に再編成し、さらに AOC 制度と相俟って一種の産地形成を促し、結果としてチーズ組合の価格交渉力を強化する。すなわち、高い品質の「俺たちのチーズ」がその地域一帯で生産されることにより、全国市場（さらには国際市場）における積極的な価格形成力という別の価値を持つようになるのである。そのため、チーズ組合という枠のなかに置かれることにより小商品生産を行う個々の農業経営体は、競争により非効率な農家を排除するのではなく、むしろ非効率な農家を支え、協同生産という枠を通して効率的な経営へと導いていくという機能を持っていることも意味している。とはいえまた、個々のチーズ組合の倉庫業者に対する価格決定力の無さもしばしば強調される。M. Dion-Salitor & M. Dion は、チーズ組合を形成する農家が倉庫業者に一方的に従属を強いられている指摘し (M. Dion-Salitor & M. Dion, 1972: 326-327)、農民たちに価格決定力が無いことは多くの農民が実際に指摘している。その意味で確かに農民は弱い立場にいるということはでき

¹⁴⁾ このようにチーズ組合が利益を圧縮することで農民への市場の圧力を和らげた例は、1968年に起きた危機的状況において報告されている (B. Gros, 1980: 106)。ただし、この時の危機はかなり深刻なものだったので、結局農家自身の減資も招くこととなった。

¹⁵⁾ 是永東彦は、フランスのサヴォア地方におけるポーフール・チーズ (グリュイエール・チーズの一種) 生産の成功において、高いプレミアムを製品に付与することになる AOC 制度が果たした役割を強調している (是永, 1998: 168)。ポーフール・チーズほど目を見張るものではないとはいえ、戦後のジュラのチーズ生産の発展にも同様のことは言える。ここに農業において果たしている国家の役割があるといえよう。AOC 制度は高品質製品を保護し、独自の市場を形成することで生産者と消費者双方に利益を与えているのである。

る。しかし倉庫業者も彼等農民に依存しているという意味で、決して非情な資本家となることはできない。また、多くの細分化されたチーズ組合があることによって倉庫業者も利益を得ており、このことがチーズ組合がこれらの私企業にとって代わることが無いという事情の背景となっている。そしてこのような相互依存関係は、コンテの生産流通に関係する業者の協議の場として1968年にCIGC (Comité Interprofessionnel de Gruyère de Comté, グリュイエール・ド・コンテ職業間委員会) が設立されることで、一層深められた。

このような受動的対応と能動的対応を通じて、チーズ組合は市場からの農家への圧力を食い止める緩衝組織となる一方で、より積極的に生産を発展させる契機にもなっている。その意味で、チーズ組合はジュラ農業の最大の特徴であり、その小商品生産が維持される最大の要因である。しかしもちろん、チーズ組合も万能ではないということは、農家の数と共にチーズ組合の数も年々減少していることから明らかである。それではチーズ組合にその限界以上の収益性の低下が起きた場合はどうなるのだろうか。この場合、農業経営体とは異なり、チーズ組合の集中が起きることになる。この場合、集中への過程はたいいてい次のような二段階を経る。

チーズ組合の収益性の低さは競争力の欠如となり、特にコストのかかる小さなチーズ組合は競争には不利になりやすい。そこでまず第一段階として、複数のチーズ組合の合併が試みられることになる。しかし通常はこれは成功しない。と言うのも、規模拡大にはみんなが賛成するが、しかしどの農民も、自分以外の村から選出された組合長の言うことは嫌にさわるのだ、と思っているからである。チーズ組合はあくまでも「俺たちの組合」であるべきであって、組合という形式に価値があるのは、そこで「俺」が意見を言って経営に参加できるからである。農民たちは、他の村の者が組合長になってしまえば、その人が自分の村に都合のいいように組合を経営してしまうのではないか、という不信感を常に持っており、他の村の者の下にはなりたくないと思っているのである（ここには第4章で見たような「他所者」と「村の人」との区別も反映されている）。しかし、第二段階として、規模拡大をためらっているうちに経営はますます悪化していき、場合によっては組合員の間の意見の対立も顕在化し、組合の雰囲気悪化を悪化させてしまう。その結果、些細なことから組合は解散に追い込まれることになり、農民は改めて経営状態の良い他の村の組合に加入することになる。こうして結果的にはチーズ組合の統廃合が進み、収益性の良い組合が生き残っていくことになる。しかし、こうしてチーズ組合の集中が起きたとしても、生産物に権利を持つのは法人としてのチーズ組合ではなくあくまでも個々の組合員なので、農業経営の集中の場合とは異なり、個々の農家の経営の個性性はまったく損なわれない。こうしてチーズ組合の集中と規模拡大による収益性増加が、個々の農業経営を犠牲にすることなく実現する。そして、集中によって業績が非常に改善したチーズ組合に、周囲の小さな組合が進んで吸収されようとする動きも起きている。

このようなチーズ組合の柔軟な性格は、さらに倉庫業のレベルでも実現することができる。それは、個々のチーズ組合を組合員とする倉庫業の協同組合である。このレベルの協同組合でも、チーズ組合とまったく同じ機能を期待することができ、実際、過去にいくつかそうした組合が作られた例がある。とはいえ、その規模の大きさや運営の難しさから、品質低下や過剰投資などを招き、必ずしもうまく維持できるとは限らないようである (P

Perrier-Cornet, 1986: 94-98)⁶⁰。しかも、倉庫業のレベルでも、チーズ組合のレベルでも、組合の統廃合は同時に組合員の間に緊張や感情的対立を引き起こすので、こうした組合の柔軟性が常に非家族的領域の形成にプラスであるとは必ずしも言えない。そしてまた、統計が示すところでは規模が大きければパフォーマンスも良い、というものでもないのである(表 20 参照)。

ともあれ、このようにチーズ組合は市場と農家との間で、一種の緩衝帯のような役割を果たしているということが出来る。チーズ組合の存在によって、農家は自己の経営の自立性を維持しつつ、また過度な利潤の追及をすることなく、市場の動きに柔軟に対応できているということが言えるだろう。しかし、協同組合というものが常に一般的にこうした特徴を持っているとは限らない。ここで、Soon Young Song Yoon の報告する南フランスのワイン組合の例と比較することで、ジュラのチーズ組合の特徴を浮き彫りにしてみよう。

このワイン組合はワイン醸造のための農民たちによる組合で、第一次大戦直後に生まれた。その際に地元の政治的実力者が大きな役割を果たしたため、ワイン組合は常に政府による後ろ盾を得ることになった。しかし他方で、政府とつながりを持ち組合のリーダーとなった大規模経営者と、組合員の大半を占める小規模経営者の間にあった経済格差は、そのまま維持された。大規模農家はそのメリットを生かして高付加価値の高級ワインを生産したが、小規模農家は安ワインの生産を続けた。そして1960年代にCAPが実施に移されてECの域内市場の自由化が始まったとき、大規模農家はうまく適応できたが、小規模農家は打撃を受けた。それと同時に、規模と利害の異なる農家が同じワイン組合にいることによって、組合自体の急速な意思決定を行うことができなくなり、組合の活動は停滞することになった(S. Y. S. Yoon, 1975: 79-87)。

このワイン組合とジュラのチーズ組合との相違点は、ジュラのチーズ組合の場合、政府の介入がほとんどないことと、農民の間の経済格差にそれほど大きな開きがないということ、そしてワインと異なりチーズの場合は高級品と日常品との区別が無いということである。なかでも、農民の間での経営規模にそれほど大きな差が無いため利害の相違が大きくないという点は、組合員間の利害対立を小さくするので重要である。こうした組合員の均質性はまた、組合員間の競争を抑え協同へと転換していく重要な要素の一つとなる。このジュラにおける組合員間の均質性は、均等相続の長い伝統による農地の細分化や近代の早い時期での零細農民の排除、あるいはブドウ栽培とは異なる酪農の粗放的性格など、歴史的な理由によるものである。したがって、ここで見てきたような農業生産システムとその周りに構築される社会も、歴史的視野に置いて見る必要がある。

(5) 農業生産と社会の構築

「II. 人格」において検討したように、ジュラの生活空間において現われる人格は、家

⁶⁰ こうした倉庫業組合の代表的な例が、「フランシュ・コンテ・チーズ組合連合 Union des Coopératives Fromagères de Franche-Comté」である。この組合は倉庫業者からの圧力に対抗するために1937年に設立されたが、1973年以降、多角経営に乗り出したが、1980年には業績の悪化により解散に追い込まれている。この業績悪化の直接の原因は市場の変化への対応のまずさであるが、P. Perrier-Cornet はここに、多角経営戦略の確しさとともに、もともとこのチーズに特化した従来のチーズ組合の効率性を指摘している(P. Perrier-Cornet, 1986: 98)。

族的領域と非家族的領域において出来事を媒介として構築されるものであった。この人格は、実際の生活空間における社会過程の一つである農業生産活動においても重要な役割を果たしている。すなわち、ジュラにおける農業生産システムは、5つの生産要素を家族的領域と非家族的領域という人格の基盤となる社会関係に従って組織化したものであり、ここでは出来事的論理によって財が生産され、その財の生産に伴う価値が再び人格の個性性を保証し強化するという役割を担っているのである。この時、ジュラにさまざまに見られる協同組織は、非家族的領域における親密さの上に形成され、その活動を通じて個々人の個性性を物質的および社会的に保証するものとなっている。したがって、生産活動はジュラの人々の生活空間におけるさまざまな社会関係を動的に再生産するものとなっている。

このようなジュラの非家族的領域における社会的結合関係の最も典型的かつ重要な組織がチーズ組合である。さまざまな協同組織がチーズ組合を手本として作られ、チーズ組合自身も、ジュラ農業の小商品生産と環境に対する負荷の低さを保証するという重要な位置を占めている。とはいえ、チーズ組合の果たす柔軟性には限界がある。チーズ組合の集中が過度に進むと、今度では組合員があまりに多くなりすぎ、個々の組合員の意見よりもその組合長の意見が重要視されるようになる。特に、そうして生き残った組合には優れた経営手腕を持った組合長がいることが多く、その場合その手腕の鋭さに組合員が圧倒されてしまうことも多い。そうすると、形式上は組合の経営方針は組合員の総意によって決定することになっているが、こうなるとみんなが組合長の意見に納得してしまうので、実質的には組合長がすべてを決めているという状況になる。したがって、チーズ組合とはいってもその意思決定は、一般の企業と変わりなくなっているのである。ここではもはや、組合員の発言権は名目的なものでしかない。しかも、これだけ集中が進んだ段階では、他のチーズ組合を選ぶことも困難になってくる。集中が進めば進むほど、このチーズ組合という農業生産システム内のクッションは硬直性を増していくのである。つまり、チーズ組合が市場経済において首尾良く価値を生産し、自己を再生産して行くことができるのは、親密さの領域にとどまっている限りにおいてなのである。そのため、組合の規模が拡大して組合員間の社会関係が非家族的領域をはるかに超えるものとなったとき、組合内部では利害の調整に破綻が生じやすくなる。こうなったとき、チーズ組合が進む道は、分裂ないしは解散か、企業的組織への変質となってしまふのである。

ともあれ、農民たちは農業経営自体の持つ柔軟性や自由度を駆使して外部環境にさまざまな適応を試みている。そして、このような外部環境への適応が長期的には、さまざまな社会過程の中でその生活空間の性格を変質させ、ジュラの社会形成という歴史を作ってきた。現在見られる農業生産システムやそこにおける社会的結合関係もそのような歴史の帰結である。そこで、次の2章において近代以降、どのように歴史が作られてきたのかを検討することにする。



写真 7 : 現代的な牛舎



写真 8 : 牛舎の内部



写真 9：第一プラトーの放牧地 ～ モンベリアルド種の放牧



写真 10：チーズ組合のチーズ製造小屋 ～ ピカロ村



写真 11：チーズ製造作業 ～ カードのすくい取り



写真 12：チーズ製造作業
～ 型入れとホエー排除



写真 13：チーズ製造作業
～ 熟成中の加塩作業

IV. 歴史

近現代ジュラの農村変化とその政治経済的外部環境への影響

こうした体系は、虚言を通じて富を導き營利を宗教生活の地位におく文明機構とは正反対のものである。この対比によって、虚言と嫉妬感を催す産業が支配している文明状態は転倒した世界との異名をつけられ、他方、協同社会状態は、真理と魅力的産業との使用の上に築かれた正立した世界との異名を与えられるだろう。

— シャルル・フーリエ『産業的協同社会的新世界』

市民層が権力を握るための道具であった諸力の解放、普遍的自由、自律など、一言で言って啓蒙そのものは、市民層が支配の体系として抑圧に訴えざるをえなくなるや否や、市民層に敵対するものへと転化した。

— マックス・ホルクハイマー&テオドール・アドルノ
『啓蒙の弁証法：哲学的断想』

デントの中に横たわりながら、わたしは自分の属する文化、そしてエジプトのアレクサンドリアの図書館に集められた書物のことを考えた。ダーウィンとメンデルがそれぞれの分野で達成した業績について、シャルトルの大聖堂の建築学的概念について、バッハのチェロ組曲、シュヴァイツァーの哲学、ブランクとディラックの理論について、私たちは自分たちの技術によって破壊し、誤った政治や貪欲な法人によって裏切られるために、ここまで營為を積み重ねてきたのだろうか。

— バリー・ロバース『極北の夢』

農村社会の歴史的形過程

(1) 農村社会における社会的結合関係の問題

ジュラの農民たちは政治や経済の変化に対して、生活空間における家族的領域や非家族的領域の人間関係を用いて農業生産システムを柔軟に操作することにより、自らの物質的生活を維持し、併せて財の価値の生産を通じて自分たちの人格の基盤となる社会的結合関係を再生産してきた。このように農民たちにとって、チーズ組合に見られるような協同組織やさまざまな人間関係は、「出来事」を生み出すことを通じて自らの人格の基盤の一つとなるとともに、外的環境の変化により適切に（すなわち、自らの生活空間を破壊してしまふことなく）対応するために不可欠な要素となっていた。

現在見られるこのようなジュラの農村社会と農業生産システムが基礎に置いている社会的結合関係の在り方は、この地が協同組合主義的志向の強い社会主義思想家を生み出したことと併せて、しばしば「ジュラでは共同体的慣行が根強い」というような言い方などによってジュラ社会の特徴とされてきた¹⁾。確かに、一般にフランスでは農村の近代化とともに農業個人主義 *individualisme agraire* の発達が見られるのに対し、近代ジュラの場合はチーズ組合などの協同組織が根強く残るなど、むしろ協同組織や協同労働の志向が歴史的に強かったことは明らかである。しかし、この「共同体的慣習への志向」をジュラ特有の不変の精神性や文化と見なすことはできない。既に見たように、ジュラ農村には「嫉妬」や個人の「自律性」といった利己主義にも結び付きうる志向も、その人格に関わる行為の価値として存在しており、その価値に基礎付けられた諸個人の社会的結合関係は、常に

¹⁾ たとえば、1973年4月にプザンソンにあるリップ社の時計工場で、工場売却という経営側の方針に反対した労働者たちが経営者を排除して、工場の自主管理に踏み切った事件があった。こうして始まったリップ争議は、協同組合主義的志向の強い労働組合組織 CFDT（フランス民主労働同盟 *Confédération Française et Démocratique du Travail*）に主として指摘されてその後8年にも及んだ。この工場自主管理運動の参加者たちは、夜帯のいるプザンソンが二人の重要な社会主義思想家を生んだ街であったということを、常に強調していた。そしてさらに、フランシュ＝コンテがもともと、チーズ組合に代表される共同体精神の深く根差した地方であることがしばしば強調され、プザンソンに自主管理的な社会主義思想が生まれたことの必然性が指摘された。たとえば、歴史学者の G. Bordet はリップ争議についての考察の中で、共有地の存在の重要性、共有林伐採権、そしてチーズ組合を始めとするさまざまな形の生産組合が、すでにフランシュ＝コンテの文化的遺産として日常的に人々の精神に深く入り込んでいたことを強調し、リップの労働者たちの自主管理的生産組合の形成は、フランシュ＝コンテでは何ら真新しいものではないと指摘している (C. Neuschwander & G. Bordet, 1993: 49)。

果事の形成を通じた財の価値の生産という社会過程に媒介されているからである。

「共同体的慣習」として指摘されるものは、一連の社会過程の積み重ねである歴史のなかで形成されてきたものである。近代に入ってから今日に至る過去 200 年のジュラ社会の歴史的過程は、チーズ組合のフランシュ＝コンテ全域への普及、産地形成、経営規模の平準化、高い付加価値生産の実現などの変化を生み出してきた。こうした歴史を生み出す社会過程においてはさまざまな利害が絡み、必ずしもそこで形成される社会的結合関係は予定調和的にはならない。前章において検討したような紛争は、状況は異なっても過去においても常に潜在的に起こりえたものだったのである。そして、現在のジュラの農民社会に見られる人格や社会的結合関係の在り方、そしてこれらに基盤を置く農業生産システムは、この様な歴史の結果として生まれたものである。

本章と次章では、現在のジュラ社会に見られる諸個人の社会的結合関係がどのような歴史的過程の中から形成されてきたのか、そして現在のジュラの農民たちの問題がどのような歴史的な展望の中に位置付けられるのかを、ジュラ社会の大きな歴史的变化が始まった近代初頭から今日までを後付けるなかで検討する。この時、外部環境の変化にさらされているときの農業生産システムにおける、社会的結合関係と価値生産の動態的關係に注目し、社会の変化の在り方を見ていくことにする。

まず本章では、外部環境である政治経済的環境において近代に入って引き起こされた大きな変化を前に、農村はどのように農業生産システムを変化させて対応したのか、そしてそのような対応を支えた農民のイデオロギーと価値生産は社会的結合関係の在り方とどのように関わり合っていたのかを、次の 3 つの時期に分けて検討する。

[ジュラ農村の近代化]

- ・近代初頭 (18 世紀末～19 世紀初頭)
外部環境の大きな変化に対応して徐々に農村も変化を始めた時期
- ・近代中期 (19 世紀半ば)
農業革命を経て農村に大きな変化が引き起こされた時期
- ・近代後半 (19 世紀末以降)
農業危機を経て農村が市場経済に統合されていった時期

次章においては、こうして近代において引き起こされた農村の変化が、歴史的過程においてどのように外部環境である政治経済的環境に跳ね返ることになったのか、そして現在の農民たちはこの歴史的に形成されてきた外部環境に対してどのような位置に置かれているのかを検討する。したがって、本章と次章において明らかにしようとしていることは、過去 200 年の外部環境と農村の生活空間との相互作用の歴史的過程であり、言い替ればジュラにおける「近代」というものの形成とその結末としての現在なのである。

(2) 近代初頭におけるジュラの農村社会

1) 農村と外部環境の変化

近代という時代が始まる 18 世紀末には、いくつかの大きな社会の変化が見られた。そのうちの主要なものは、人口の急激な増加、農村工業の進展と貨幣経済の拡大、森林の減少、

そしてフランス革命である。このような外的環境の変化に対応してジュラの農業生産システムは、18世紀末から19世紀初頭にかけて、農業革命と呼ばれるマメ科植物による人工採草地の導入が急速に進み、生産性が急激に向上し近代化へと進み始める。以下では、この農業革命によって農村が急速に変化する前の、ジュラ農村の外部環境と農業生産システムについて検討するが、ここではまず外部環境と農村の状況の変化の概略を見ておこう。

ジュラにおける生態学的環境の変化としては、気候の温暖化と森林の減少が重要である。気候の温暖化は、農業生産の向上をもたらし、後で見えるようなジュラを含めた18世紀のヨーロッパの急激な人口の増加の一因となっている。一方、森林の減少も重要な変化である。この森林の減少は、中世以来の長期にわたる社会的森林利用の漸進的な結果に加えて、18世紀の社会的状況が影響したものである。中世以来、森林は農民たちによって、燃料、建材の資源として使われたほか、家畜の餌場としても利用され、特にフランス王国の治政下では農民たちには共有林の用益権であるアプアージュ *affouage* という権利が認められていた。しかしこのような森林利用は、その結果として漸進的な森林面積の減少を招くことになった。さらに18世紀になると、急激な人口増加によってこうした森林の利用が一層促進された上、さらにこの時期の農村工業の発達によって燃料となる森林の伐採が進む。そのため森林面積は急激に減少し、資源の枯渇に危機感を抱いた王国政府は何度も資源保全のための森林利用の制限を試みた。しかし農民たちはこのような規制を、アプアージュに見られるような既存の権利に対する侵害として強く反発をした。このような反発は、農民に対する租税の重圧とともに、ジュラにおけるフランス革命の一つの大きなきっかけとなった。

一方、フランス王国へ併合された後、フランシュ＝コンテ地方は法的には「外国」扱いとなったため、フランス王国との間に関税が設けられて、フランシュ＝コンテ地方の産業の発達は疎外された。そのため、フランス王国はフランシュ＝コンテ地方に恩恵をもたらすどころか搾取し続けたため、経済的には停滞を続けた。しかし、18世紀にはいと徐々に状況は好転しはじめる。フランス王国政府は17世紀以降、戦費の調達や増大する宮廷費を補うために国内産業の奨励に努め始めたが²⁾、その政策をフランシュ＝コンテ地方にも適用しはじめたのである。そうした事情を背景に、18世紀にはフランスの各地でプロト産業化と呼ばれる農村工業の発達が見られたが、ジュラにおいても封建領主らが中心となって製塩業や鉄工業を発達させた（ジュラに豊富な森林がこれらの産業に豊富な燃料を提供した）。こうして国全体の経済水準は徐々に上昇していった。この様な国内産業の発展は同時に貨幣経済の普及を伴っており、王国政府は18世紀の半ばにはそれぞれの村に課していた租税を金納とした。当然ながら貨幣は農地で生産されるものではないので、租税金納は農民たちにとって商品となる農産物の生産を要請されたことを意味する。

このような外的環境の変化とともに、農村では人口の急激な増加が引き起こされる。一般に18世紀のヨーロッパは急激に人口が増加した時代であり、18世紀の100年の間にヨ-

²⁾ こうした絶対王権のもとで国家財政を管理するための学問として生まれたのが、政治経済学 *économie politique* である。もともと「エノミー」とは家計の管理のための学問（家政学 *économie domestique*）のことであり（語源は古代ギリシ語で「家 *oikos*」の「秩序 *nomos*」である）。この「家」を「国家」に置き換えたのが政治経済学である。この政治経済学はやがて A. Smith を経て今日の経済学に発展する。

ヨーロッパ各地で人口は1.5倍から2倍以上の伸びを見せている。現在のジュラ県に相当する地域も、1715年から1793年までの78年の間に人口は2倍以上の伸びを見せている(表5参照)。この様なヨーロッパ全体で見られた人口増加は多くの要因が複雑に絡まった結果起きたものであるが、その要因の主なものとして、戦争の終結、ペストの終結、自然死亡率の低下(フランス全体で見れば、自然死亡率低下は、相対的な気温の上昇による農業生産の上昇、耕地の拡大と作物の多様化、保健衛生の普及による疾病率の低下、交通の発達による物価の低下など、多くの要因が絡まった結果である)が挙げられる(P. Goubert, 1970: 58-62)、フランシュ=コンテ地方においてはさらに、17世紀の戦乱の時期に激減した人口を補うために、スイスやサヴォア地方、ロレーヌ地方などからの移民を大量に受け入れたことも、人口の急激な増加の一因だった(M. Grasset & M. Debard, 1977: 263)。このような人口の急激な増加は、必然的に農村における食料需要の急激な上昇となって跳ね返ることになる。

以上のような森林規制や重税への反発、飢饉などのほか、さまざまな社会的要因(王国財政の逼迫、ブルジョアジーの台頭、啓蒙思想の普及など)が複雑に絡んで、18世紀末にはフランス革命が起こる。このフランス革命はジュラの農村の社会構造を大きく変化させることはなかったが、封建制度の廃止と新たな行政制度や経済自由主義の導入といった、19世紀の農村の変化を支える制度的基盤がここに確立されることになった。行政的には、農村はコミューンに再編され、そこに議会と役場が置かれることになり、そしてコミューンの運営には政府や県が監督として介入するようになったのである。このような介入はまず、政府による国民一人一人の健康や生活状況への関心として現われ、その結果さまざまな調査が実施されるようになる(三浦, 1997)。経済的には経済自由主義の制度的保証により、経済活動は徐々に活発化しはじめ、19世紀中頃に始まる産業革命を準備することになる。しかし、こうして産業革命とともに発達し始めた工業は主として重工業であり、大量消費財はまだ工業生産の中心にはなかった。また、ナポレオン民法によって私的所有権と均等相続が法的に確立されたが、農村において重要だったのは、そうした近代的民法の存在自体ではなく、経済自由主義の導入と封建領主の特権の消失にともなって土地取り引きが自由化されたことだった。

2) 農村生活と農業生産システム

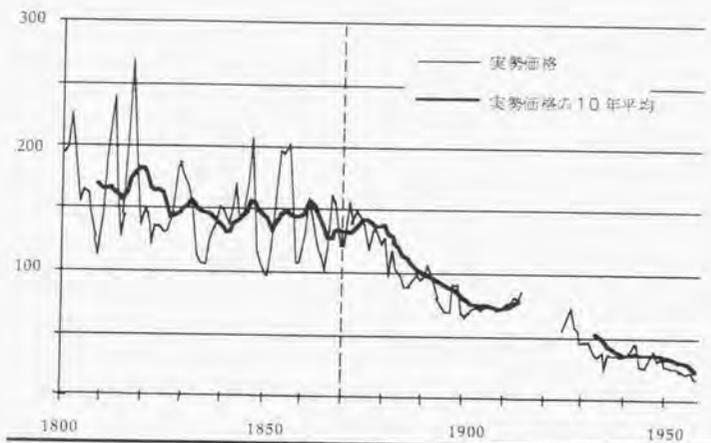
以上のような外部環境の変化に応じて、ジュラの農村社会も徐々に変化し始める。それでは、このような外部環境の変化を引き受けることになる18世紀末のジュラの農村社会の生活空間は、一体どのようなものだったのだろうか。そして、ジュラの近代化の特徴とされる協同組織は、農村の変化が始まる前後にはどのようなものだったのだろうか。

1801年のJ-M Lequinioの報告によれば、今日とは異なり当時のジュラでは一つの家屋に血縁で結ばれた複数の夫婦が同居する、大家族が多かったという(J-M. Lequinio, 1979)。この大家族はそのまま生活の単位であり、生産活動の単位でもあった。M. Vernusによれば、この当時の食生活は非常に単調で、まず、ゴード *gandes* と呼ばれるトウモロコシの粥、そして大麦、オート麦、小麦を混ぜて焼いたパンにソラマメやエンドウマメ、レンズマメなどが主であり、それにチーズと牛乳が加わった。塩づけ肉やワインはまれだった(M. Vernus, 1983: 198-199)。ジュラで農業革命が始まってから半世紀後の1838年の時点でも、

図 15 : 1800 年以降の小麦の実勢価格

資料 : J. Fourastié (1969)

(単位は、50kg の小麦の価格に相当する賃金を得るために必要な労働時間)



食生活はそれほど改善していないように思われる。Richard Pyot は次のように報告している。「朝はトウモロコシの粥かスープ、昼は野菜スープか麦粥に肉のない料理、時にはスープとパンとチーズだけ。夜はスープか、パンとジャガイモだけ、時には塩づけの豚肉。(R. Pyot, 1838 334-335)」ほかに、10 時ごろにジャガイモ、17 時ごろにパンを間食として食べていたので、食事は一日で 5 回ほどなされていた。

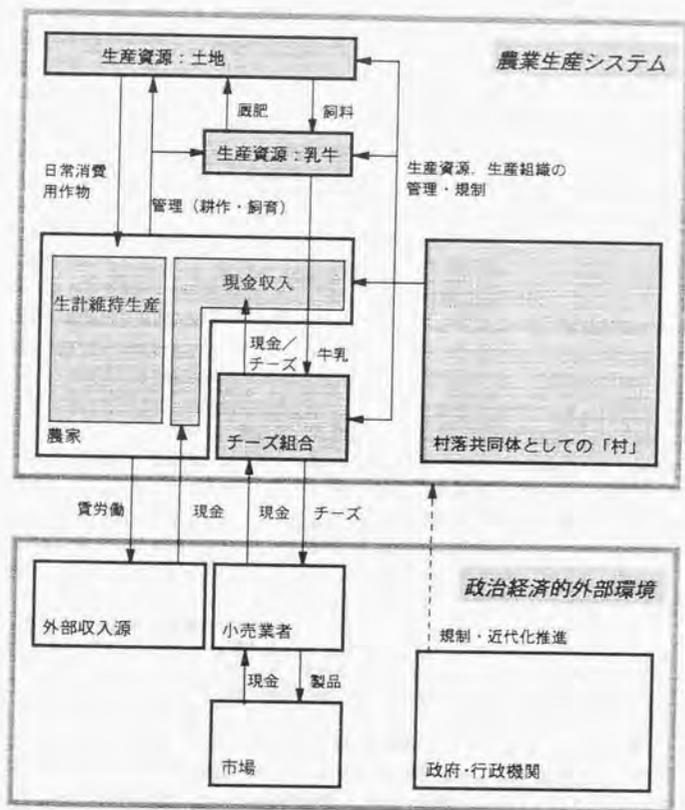
このような食生活を支えていた食料は、19 世紀中頃まではほとんど自給によって賄うことができた。この食料自給という状態は、低い生産量とともに交通機関の未発達という状況に対応し、大量輸送の手段が無い状態では、地域の生産物の多くはその地域でのみ消費された。このことは同時に、自然環境等の変化による収量の変化をその地域が直接受けるということも示している。つまり、その地域で農作物の不作が起こっても、それを補うための外部からの農作物の輸入にはおのずと限度があるので、不作そのまま農作物価格の高騰と飢饉に結び付いてしまうのである。反対にもし交通機関が発達していれば、外部から農作物を補給することでそうした事態を避けることができる。そのため、自給的経済の弊害は農作物価格の変動にも現われる。このことはフランス全土について言えることであり、たとえば小麦の実勢価格は、鉄道の建設がある程度進展する 1870 年ごろまでは常に大きな変動を繰り返しており、その後は変動幅は小刻みとなって下降傾向をたどっている(図 15 参照)。このことは、直接的には 1870 年ごろまでの鉄道網の発達により国内市場というものが生まれ、価格には地域差がなくなり平準化していったことを示している。

近代初頭においては人々の生活は、「村」（革命後には「コミューン」）というものに深く規定されていた。フランス革命によってコミューンとして法的基盤を与えられた村は、一つの行政的自治組織として村全体を管理し、水道や道路整備、役場や教会の建物の維持管理を行い、共有地を管理している。革命前の村ではこの管理は家長 *chef de famille* たちの集まりと毎年選出される助役 *echevin* によって、そして革命後はコミューン議会と役場によって、それぞれ行われていたが、その際にも村は法的共同体として機能した。革命によって選挙に基づくコミューンが生まれたが、納税額に基づく制限選挙であったために実際はそれまでの村落共同体とほとんど変わらず、したがって村人からの抵抗も少なかった (C. Grandadam & H. Hours, 1990, 204-205)。また、革命によって引き起こされた地方行政の改革も、その必要性は人々からはほとんど理解されなかった (C. Grandadam & H. Hours, 1990, 225)。コミューンの土地として管理されている共有地がコミューンの土地全体に占める割合は、フランシュ=コンテでは現在も大きい値を占め、さらにその多くは森林である。F 村の場合、現在コミューンの全面積の約 6 分の 1 がコミューンの管理する土地であり、また、他の村の領域に F 村の共有林を持っている。フランシュ=コンテの村では、住民は共有林に対してアプアーージュという用益権を持っており、クマシデヤトネリコなどの比較的細い木は薪炭材として村人に分配され、ブナやモミなどの太い木に関しては、村人に分配するほか、コミューンが業者に売って、その収入を予算の足しにしたりしている。伐採は常に択伐方式であり、伐採したあとは新たに植林される。こうした共有林の利用の仕方は、革命前から認められてきたものである。ただしこの時、共同体としての「村」は必ずしも効果的にその機能を発揮したわけではない。革命前は、しばしばその仕事は遅れがちとなり、不都合を生じさせていたし、村に対する義務から逃れようとする者も多かった (M. Vernus, 1983, 68-69)。

村はまた、さまざまな人が出会う場でもあった。村には少なくとも一つの教会があり、かつてはたいいの場合一つの村は一つの聖堂区であり、一人の司祭がいた。そして毎朝行われていたミサには村の人々が集まった。また、革命以降、村が多少とも豊かになると雑貨屋も兼ねたカフェやブラスリーが作られ、村によっては日雇労働者のための安宿があった。当時は、村の内部や近隣の村の間での通婚が頻繁に行われていたので、村とその周囲には何重にも親族関係のネットワークが張られていた。その意味で今日のジュラで見られた親族的領域と非親族的領域の区別はそれ程明確ではなかったと予想される。しかも J.-M. Lequinio の記録 (J.-M. Lequinio, 1979) などによれば、日常の社会関係においては家父長的権威に基づく世代や性による階層化が今よりも一層きつかったものと思われる。

このような自給的状况において、農民たちの日々の生活を支えていたものは、特有の農業生産システムであった。当時の農業生産システムの今日のものとの大きな違いは、18 世紀末の第一プラトーと第二プラトーの農業生産システムはまだ酪農を中心とはしておらず、また市場経済にもそれほど取り込まれてはいなかったということである。地理学者の René Lebeau によれば、当時の農家の半分は乳牛を 1 頭か 2 頭しか持っておらず、残りの農家でも、一軒あたり多くても 15 頭程度だったという。19 世紀に入っても乳牛の数はほとんど変わらず、1851 年には住人 100 人あたり 65 頭の牛がいて、そのうち 34 頭が乳牛だった (R. Lebeau, 1955, 333)。いうまでもなく、雄牛は主として耕作に使われていた。この少ない乳牛の数からもわかるとおり、生産は三圃制を基本にした穀物生産であり、チーズ生

図 16 近代初頭におけるジュラの農業生産システム



産は生産活動において重要な位置は占めてはいなかった（ただし気候的に穀種生産には不向きな高地ジュラでは、酪農が発達していた）。一つの農家は小麦を中心にさまざまな穀類を生産し、さらにブタやニワトリ、ウサギなどの動物たちも飼い、さまざまに利用していた。こうして生産された小麦を水車小屋に持っていき、水車で挽いた粉と小麦粉と交換

され、その小麦粉をいえに持ち帰って自宅の竈でパンを焼いた。このように近代初頭のジュラの農業生産システムは、一方で穀種栽培や豚などの家畜類の育成という多角経営による自給的農業と、他方でチーズの生産を通じての現金収入の獲得を目指した牛乳生産との、二つの農業によって構成されていた。前者は、市場の価格変動の影響は直接には受けないが、自然環境の変化の影響を直接受け、また、地主小作関係などの土地を媒介とした社会関係に縛られる。このときの農業生産システムは、生産活動の中心をあくまでも自給的農業に置きつつ、牛乳を余剰生産としてチーズに加工して現金化するという、単純商品生産であった。

近代初頭のこの単純商品生産の農業生産システムは、それぞれの家族（一つの家屋に同居する大家族）が生産活動の中心的担い手であったことと、穀種栽培と酪農を組み合わせる土地と牛という生産資源の管理を通して生態学的遷移を利用しているという点で、今日の小商品生産としての酪農と共通している。そして、チーズ組合が導入されたところではこれらの生産要素にさらにチーズ組合が加わることになる（図 16 参照）。しかし他方で、自給的農業を基礎にしているという点のほか、チーズ組合という生産組織に加えて土地や牛という生産資源の管理においても、「村」という組織が生産過程に介入してくる点で今日の小商品生産とは異なっている。「村」の生産への介入は具体的には強制輪作や共同放牧、そしてチーズ組合という形で現われた³⁾。

このように、18世紀末から19世紀初頭にかけてのジュラでは、日常生活においても農業生産においても「村」は法的共同体的として人々の生活を枠づけていた。しかし、村の生活は必ずしも調和的なものではなく、そこには常に争いや対立があった。アンシャン・レジーム期には身分の相違に伴う権利の相違があったし、フランス革命によって身分差別が撤廃され、全ての人に一元的な私的所有権が認められたのちも、農村内部の経済格差と資本主義的経済関係による搾取という社会経済的格差が存在した。この格差は、近世から近代の農村社会を枠付けていたもので、農民たちはその経営規模によってほぼ次の3つの階層に分けることができた。

[近代初頭の農村の階層分化]

- ・大農民 乳牛を10頭以上持っている農民
- ・小農民 わずかな乳牛（その大半は1〜2頭程度）しかもたない農民
- ・零細農民 乳牛も持てない農民（場合によっては代りに山羊を持っていた）

これらの農民の多くは小土地所有農民であったが、小作も少なくなく（小作農民の大半は小作料が一定している定額小作 *femier* であり、小作料が生産量に連動するために地主による労働力に対する搾取度の高い分益小作 *metayer* は少なかった）、地主と小作の間には土地を媒介とした支配・従属関係が存在した（M. Salitot, 1988: 99-100）。このような格差が存在する村の内部では、発言力は大農民が圧倒的に強かった。そして大農民の小農民に対

³⁾ 農業技術が未発達であった当時では、コミュン以外の生産手段共有組織はまだ存在しなかった。また、当時は結社の自由も認められてはいなかったため、農村での様々な協同組織の発達はほとんど見られなかった。ジュラでチーズ組合以外の協同組織が生まれ始めるのは1830年前後からである。なお、フランスにおいて結社の自由が認められるのは、第三共和政期の1884年であり、それ以前は当局の許可を必要とした。

する政治的優位は、革命後も納税額に基づく制限選挙などによって制度的にも強く維持された。その意味で、近代初頭のジュラ社会における非家族的領域は、身分制度や経済格差による人々の区別が重要な意味を持っていたという点と、村という法的共同体が生活空間において大きな意味をもっていたという点で、今日の平等的で常に拡大していく非家族的領域とは異なるものだった。そのため、当時は個人主義が占める位置は小さかった。

このように村の内部に経済的格差が存在するとき、そこに大きな経済的環境の変化が引き起こされると、農業生産システム全体が経済的变化へ適応しようとするため、その適応過程が社会の構造全体を変える可能性がある。近代のジュラの農村で起きたことはまさにそうしたことであった。たしかに、農業革命によって農業の近代が始まって、農業生産システムはそれまでの単純商品生産と質的には変わらず、生活の経済的再生産における現金収入の役割はあくまでも副次的なものにとどまっていた。しかし、農業革命によって引き起こされた農村の変化は現金化可能な余剰生産物を増加させ、フランス革命によって土地に対して私的所有権が適用されるようになったこと相俟って、19世紀半ば以降に起きる農業生産システムと農村の変化を準備したのである。

3) 生産活動における協同組織

近代初頭のジュラの農業生産システムにおいては、「村」が生産資源の管理とチーズ組合という生産組織の運営に直接関与していた。なかでも特に重要なのは、土地という生産資源の管理（すなわち土地利用の仕方）と、チーズ組合の運営で、ともに現在見られるものとは大きく異なっていた。土地利用では個々の農業経営者が勝手に土地経営や土地戦略を行うことはできなかったし、チーズ組合はその生産の方法も利益の分配の方法も今とは全く異なる仕組みに従っていた。そして、それぞれの農民は個別に経営上の意思決定を行っていたのではなく、常に「村」という法的共同体の中で意思決定を行っていた。そこで、近代初頭の農業生産システムにおいて社会的結合関係が果たしていた役割について検討してみよう。ここで重要なのは、土地の管理とチーズ組合の運営である。

土地については法的な土地所有権と実際の土地利用の双方から見る必要がある。まず法的な土地所有権から見てみよう。フランス革命前はジュラ農村は封建的身分秩序の中に組み込まれ、身分秩序の最下層にいた農民は様々な搾取を受けていた。土地所有に関わる搾取もその一つであり、一つの土地には身分秩序に応じて同時に国王やさまざまなレベルの領主、教会、村などが重層的に権利を持っていたため、農民はこれら一つ一つに税を払わなければならなかった⁴⁾。フランス革命は私的所有権を導入することでこの様な権利関係を一元化し、その意味で農民に対する搾取をある程度解決した。しかし他方でこの私的所有権という考えは、それまで慣行的に行われジュラの生産活動の基盤となってきた、「共

⁴⁾ 絶対王政の下では、フランス王国内の土地に対しては、まず国王がその究極的所有者として権利を持ち、税金を課していた。次に、さまざまなレベルに階層化された貴族がそのレベルに応じて一つの土地に対して権利を持っていた。さらにカトリック教会も一定の権利を持っていた。そしてまた、村自体が、村内部の土地に対して権利を持ち、共同放牧や輪作の実施など、土地利用を規制していた。一つの村は複数の領主の地に分割されていたことも多く、ある領主の領地と村の領域とは一致しないことは多かった。また同様に村と聖堂区も一致していないことが多かった。そして最後に土地所有農民や、小作農民たちが土地に対する一定の権利を持つものとして、王国内のヒエラルキーの最下層に来る (M. Vernus, 1983: 63-64)。

同放牧」と「共有地放牧」という二つの共同的土地利用を、前近代的として否定しようとする考え方を正当化するものでもあった。

実際の土地利用は、強制輪作を伴う共同放牧と共有地放牧という、中世以来の三圃制という慣習に伴う共同体規制に基づいたものであった。次に土地利用であるが、これは三圃制に伴う共同体規制としての共同放牧によって特徴付けられる。東フランスの三圃制地域では、開き込みの禁止、共同放牧、そして強制輪作という共同体規制が村によって村人に一方的に課せられ、それは均等相続によって所有地が細分化された地域で効率的に耕作を行う方法でもあった。Marc Bloch はアンジャン・レジーム期の三圃制にともなう共同体規制について、その背後に共同体的精神による強い社会的結合力があり (M. Bloch, 1988: 90)、「旧社会は、個人よりもむしろ集団からなっていた。孤立した人間は、ほとんど物の数に入らなかった。人間は、他人と結び付いてのみ労働したり身を守ったりした (M. Bloch, 1988: 185)」と指摘している⁴⁾。アンジャン・レジーム期にとどまらず、個々の農民が小さい面積で輪作を続ける限り、こうした耕作にかかわる共同体規制は続いた。土地所有権の問題の直接関わる「共同放牧」と、共有地の利用に関わる「共有地放牧」はその共同体規制の中で最も重要なものである。

共同放牧とは、フランス語で言うヴェーヌ・パチュール *vaine pâture* の訳で、中世以来第二次大戦後までジュラをはじめヨーロッパ各地で行われてきた慣習である。これは、一番草ないしは二番草の刈り入れが終わったあとは、その草地 (パチュール) は空っぽ (ヴェーヌ) になったものとみなされ、それ以降は、次の年の播種または初雪まではその土地の所有者に関係なくだれでもその草地を利用できるというもので、その際、村内の農家の乳牛は一つにまとめられて放牧されていたのである。つまり、共同放牧は村による私的所有権の強制的な一時的停止によって実現したのであり、「村」という法的共同体が土地所有権に介入しているのである。しかしながら、そうして生産された生産物は一義的にまずそれぞれの農民に属していたという点で、村は生産物に対しては「法的結社」として機能していた。

この共同放牧は通常、一つのコミューン内部にのみ適用されるので、ある村の農民が隣の村の共同放牧地に牛を放すことはできなかった。ただし、それには例外があり、関係する二つのコミューンが相互に、相手方の農民が自分のコミューンの領内に牛を放すことを認めるときは、その限りではなかった。そして、正確にはいつの時期からどこかの畑に共同放牧を認めるのか、といったことは、コミューン議会で決められた。実際の共同放牧の実施の仕方はそれぞれのコミューンによって異なっていたので、共同放牧の一般的形態を言うことは難しい。農民たちが語ってくれた、F 村での 1950 年代の共同放牧は次のようなものだった。草や作物が植えられていない地片に関しては、石の塀によって囲まれた地片では 11 月 1 日から、塀のない地片では 11 月 10 日から、それぞれ雪が降るまで共同放牧が認められていた。このように、共同放牧が行われたのはすべての地片なのではない。共同放牧は、耕作の行われていない自然探草地のみで行われた。特別の牧草が蒔かれた人工探草地では共同放牧は行われなかった。

⁴⁾ この点について A. de Tocqueville は 19 世紀前半に、「個人主義という言葉は、新しい思想が最近生み出した表現である、われわれの父親たちはエゴイズムしか知らなかった。」(A. de Tocqueville, 1961: 105) と指摘している。

高級行政官や研究者など知的エリートたちは、アンシャン・レージュム期から共同放牧を批判してきた。M. Bloch によればその批判には経済的理由と法的理由とがあった (M. Bloch, 1963: 596-599)。経済的理由とは、共同放牧による畑の泥濘化 (家畜の蹄などによって繰り返し地面が繰り返されてぬかるむこと) と技術的向上の阻害のほか、その共同体規制が生産性の向上へ向けた個人の集約化を阻害する、というものである。また、共同放牧が一定の生産性の維持のために行われた慣習であるならば、新たな農業技術の導入によってそれはもはや不要となった、という主張もなされた。一方、法的理由は、共同放牧は、16世紀ごろから徐々に神聖視されてきた私的所有権の侵害である。この私的所有権は上層ブルジョアジーによって強く主張されたもので、封建領主からの個人の解放とともに、共同体による規制からの個人の解放を目指したもので、フランス革命の共和主義の中心思想となったものである。しかし抵抗は根強く、革命前も革命後も何度も廃止や制限が試みられたが、結局実現しなかった⁶⁾。

一方、共有地放牧 *parcours* は、コミューンの共有地に村内の牛をまとめて放牧することを認める慣習で、共同放牧と類似してはいるが、別のものである。たとえば、F 村の近くの別の村では、集落から数 km 離れたところに大きな採草地が二つあり、それぞれ一年交代で共有地放牧地として利用された。この場合採草地には小屋があり、村中の乳牛をここに集めて、コミューンが一度に全部の牛の世話をしたという。一般にジュラでは共有地は生産性の低い土地が多く粗放的に使われているが、この例でも、その自然採草地の中でもより粗放的な使われ方をしている場所が、共有地放牧の土地として利用されている。共同放牧と同様にこの共有地についても、高級行政官や研究者たちは分割して私有化することが望ましいと主張していた。

以上が土地の共同体的管理についてである。次にチーズ組合であるが、この生産組織も、18世紀末ごろの組織の在り方は今日のそれとは全く異なっていた。18世紀初頭までチーズ組合は高地ジュラにのみあり、第一プラトーなどでも次々に作られ始めるのは18世紀半ば以降である (図 17)。当時のチーズ組合は村落共同体と同化しており、さらにそれは農民の組織であるとともに乳牛の組織でもあった。そのチーズ組合の運営方法は輪番制 *systeme de tour* と呼ばれるもので、まず個々の農民が宿となる農家へ牛乳を持ち寄るが、その際、その牛乳で作られるチーズは、その時に最も多くの牛乳を持ってきた者のものとなる、という方法である⁷⁾。この時、チーズの製造はその農民の家で行われ、その農民はチーズ職

⁶⁾ アンシャン・レージュム期には、一番草のみが所有者に帰属し二番草以降は土地の所有者にかわりなく刈り取られたが (M. Bloch, 1963: 601)、アンシャン・レージュム末期には、二番草までは土地所有者に帰属するとした勅令が毎年出されるようになった。同じ勅令が毎年出されたということは、その勅令がほとんど守られていなかったということを示している。また、1768年に、中央から派遣されていた地方長官からの要請で、私有地の囲い込みの権利と共同放牧の廃止が認められる勅令が頒布された。しかし、領主と十分の一税 (カトリック教会が村人に課した税) 徴収官の権利にかかわる部分に関して、地方の貴族や上層市民からなるフランシュ=コンテの高等法院は態度を保留した。こうして、勅令を実施しようとした秘密院 *Conseil privé* と共同放牧を維持しようとした高等法院の間で対立が生まれ、その結果、結局この勅令は死文化してしまった (M. Bloch, 1963: 628-629)。フランス革命期には、私有財産の保護を基本的人権の基礎にある神聖な権利と考えた革命政府は、『農村法 *code rural*』を制定して土地の共同利用の廃止を企てたが、農民たちの反対の前に結局挫折した (M. Agulhon, 1976: 40-41)。

⁷⁾ これは、世界各地でよく見られるローテイティング・クレディット・アソシエーションと機能の仕方がよく似ている。しかし、当時のジュラにはクレディット・アソシエーションはなかった。

図 17：19 世紀半ばのチーズ組合の分布とその設立時期（ジュラ県とドゥー県）

出典：J. Boichard (1977)



人の食事とチーズを作るための薪代を負担する。それぞれが供出した牛乳の数は、それぞれが持っている記録用の木の札に刻みをいれて記録され、牛乳供出量が通算して最高になった者が、その時作られるチーズを受け取ることができる。そしてその人の牛乳供出量の記録はまたゼロから始められる。チーズを作るための特別な場所はなかったため、チーズ職人は毎日、農家から農家へと渡り歩いていた。こうしたシステムは成文化された規約ではなく、「信仰に基づく良識 home for」による口頭の約束によって運営されており、また、木の札にナイフで刻みを入れるという牛乳供出量の記録も正確なものではなかった。そのため不正が行われる余地は多分にあったし、また、チーズの受け取りが後回しとなってしまう小農民にとっては不利なシステムだったため、争いも絶えなかった。したがって、チーズ組合に関して今日しばしば言われる協同性の原則以上に、この時期には村の内部の政治経済的な力関係がチーズ組合を支配していたということが出来る。その意味で、チーズ組合において製造されるチーズには、組合内部の社会経済的格差という価値が反映し、生産物に対する所有権の実際の設定は、有力な農家に有利なものとなっていた。このようなチーズ組合の組織が、現在見られる様な形へと変化をはじめたのは、18世紀後半であった。

こうした、ジュラのチーズ組合の背景にも、長い村落自治の歴史がある。18世紀のチーズ組合は村（あるいはコミュニティ）と同化し、チーズ組合は村全体の乳牛の管理を行った。その意味で当時のチーズ組合は、生産物に関しては「法的結社」的性格を持つが、組合への成員権という点では「法的共同体」としての特徴を持っていた（つまり、チーズ組合が牛乳生産を独占管理した）。つまり、村という法的共同体の存在がチーズ組合の成立の前提の一つだったのである。

以上のように、共同放牧、共有地放牧、チーズ組合を通じて、「村」は農民たちの生産活動に介入した。すなわち、村は法的共同体として、生産資源の管理の仕方を直接規定していたのである。これは、現在の生産者協同組織や村が、生産資源の管理を直接行わない法的結社（あるいは法的集合体）であり、生産過程におけるその役割が流動的であるのと対照的である。このことは当然のことながら生産物の価値に跳ね返ってくる。すなわち、農業生産物は一義的にはそれぞれの農民の所有物とはなっても、実際にはその生産物の分配の在り方に村が介入することを許すことになるのである。そしてこの際、「村」という共同体は内部に大きな社会的格差を抱えたものであったため、この村の生産物の分配への介入は有力な村人による小農民や零細農民に対する搾取となって現われ、生産を通して村の内部の社会的格差が再生産されていたのである。実際、通常の形においてであれ（たとえば、輪番性においてはまず大生産者にチーズが割り当てられるという規則）、不正を通してであれ（たとえば牛乳供出記録のごまかしや、有力農家によるチーズ職人の買収）、大農民が常に有利な位置を占め続けたのである⁶⁾。

⁶⁾ この点は、近代における「村」と現在の製酪組合のような生産資源に関する生産者協同組織との相違である。確かに両者ともに各農業経営体のもつ生産資源に関与する。しかし、近代の「村」が生産資源の生産活動への組織化に直接介入したのに対し、現代の生産者協同組織はそのような介入は行わない。このため、近代の「村」の価値は生産物に反映されて生産活動にとって重要な意味をもっていたのに対し、現代の生産者協同組織の価値は生産物に反映されず、したがってその生産における重要性も副次的なものになるのである。

(3) 近代中期における農村の変化と協同組織

1) 農業革命と農業生産システムの変化

フランス革命によって引き起こされた社会制度と経済状態の変化という外部環境の変化は、ジュラの農村に構造的な変化を引き起こす。その影響はまず、税金を貨幣で支払い、さらに増加する人口を養うために必要な食料生産を補うための、現金収入の拡大の要請としてあらわれた (M. Vernus, 1988: 5)。急激な人口増加による食料需要の上昇と貨幣経済の浸透による貨幣収入の必要は、穀物生産の拡大と商品生産の拡大の要請となる。そして農民たちはこの二つの要請にまず農業革命によって応えたのである¹⁾。そしてこの農業革命によってジュラの農村には、チーズ組合の急速な普及とその組織形態の変化、そして土地利用体系の変化が引き起こされ、農業生産システムと社会構造の根本的な変化に発展した。

農業革命は、収量の高い牧草の導入による土地利用体系の変化である。すなわち、それまでは3年輪作の中で休閑地となる牧草地にはなにも植えなかったが、そこに1786年にまずアルファルファ(ムラサキウマゴヤシ)の導入にされ¹⁾、ついでやや遅れてパークローバーやアカクローバーが導入された。こうして作られた採草地は、それまでの何も手を加えない自然採草地と区別して人工採草地と呼ばれるが、これらの採草地はマメ科植物と共生する根粒細菌によって肥沃になっていき、さらに、ある土地を一年のみならず数年の間繰り返して人工採草地とすれば、さらに牧草の収量が増えることも理解され始めた。

このような農業革命によって土地利用形態は大きく変化した。それまでの三圃制システムでは、穀物を植えないままにされる休閑地は自然採草地となっていた。自然採草地とは特別の牧草を蒔かない採草地で、自然に草が生えるに任せられている土地である。しかし、農業が生態学的遷移のコントロールの上に成り立つ以上、常に人の手が入らなかったわけではない。そのため、土地は人の手が入る度合に応じて次のように分類される。

[近代以降の農地の分類]

- 自然採草地 *prairie naturelle*

特別な牧草を特に植えない採草地で、大きく次の3つに分けられる

- バカージュ *pacage*

最も自然の状態に近い形で放置される土地傾斜の急な土地や河原なのであるが、その土地の性格上草を刈り取ることはできない

- 自然牧草地 *prairie pâture*

畑や圃に囲まれ、施肥などによってより積極的な維持の努力がなされる。放牧のための継続的な自然採草地

- 自然草地 *prairie naturelle (prairie de fauche)*

刈り取りも放牧もされ、施肥などによってより積極的な維持の努力がなされる自然採草地

¹⁾ アルファルファなどの収量の高い牧草は、それまで知られていなかったわけではなく、すでにフランス・シュニコンテの北のアルザスやロレーヌでは17世紀には導入されていた。農業革命という技術革新がジュラに18世紀末に起きた直接の引き金は、急激な人口増加による農業生産性の向上への要求であり、その意味で人工採草地の導入は人口圧の上昇によるとする E. Boserup の議論 (E. Boserup, 1981: 40) は、ジュラにおいても正しいと思われる。

¹⁰⁾ 19世紀の記録には1752年にアルファルファが導入されたことある (S. Guyéant, 1822: 318)。ここで参照した J. Brelot は当然この記録を踏まえているはずなのだが、なぜ彼がアルファルファの導入を1786年としているのかは明らかではない。

- 人工採草地 prairie artificielle

特別の牧草を植え、施肥などによって維持の努力がなされる採草地

農業革命以降、ジュラのプラトーの自然採草地は、自然牧草地なのではなく、まず初めの3年間は牧草が蒔かれたあとは雑草が生えるに任せておき、生産量が限界となると再びアルファルファが蒔かれる、という方式がとられていた。そして、人工採草地によるマメ科植物の導入は生態系の物質循環を改善し、生態系の退行遷移を引き起こすことなく生産強化を実現することを可能にした。こうして、1800年にジュラ県内ではわずか525haのみが人工採草地だったのが、その後急激に拡大し、一時的採草地と併せた人工採草地は1900年には28,000ha、1924年には47,000ha(F. Douaire, 1925: 65-66)、そして1949年には63,000ha(J. Brelot, 1953: 77)となっている。こうして農村の生産力は飛躍的に向上することになる。

土地生産性が上昇すると、チーズ製造に一層の牛乳を割り当てることも可能になり、また現金収入の増加によってもたらされる生活水準の向上への誘惑も生まれた。こうして農民たちは商品価値という付加価値をもつチーズを生産する、チーズ組合の設立を望むようになった(M. Vernus, 1988: 119-120)。これによりチーズ組合は、それまでの高地ジュラの限定された伝統的な地域の外でも次々と結成されはじめ、ジュラ県だけでチーズ組合は、1800年には320、そして1871年には517と、急速に増加した(M. Vernus, 1988: 50, 118)。ジュラ県には約500のコミューンがあり、かつ平野部のコミューンはチーズ組合を持たなかったことを考えると、この数字の大きさは明らかである。そして、このような牛乳生産の増加は、穀種栽培のための畑の牧草地への転換を促し、農業生産は徐々に穀種生産から酪農へと中心を移しはじめた。

しかし、チーズ組合の普及と農業革命による生産性の向上、さらにはフランス革命以降の市民社会の諸制度の整備のなかで、チーズ組合は18世紀末から19世紀にかけて徐々に質的にも変化をはじめた。まず最初に、特別のチーズ製造小屋が建設された(図18)。これによって、一部の農家がチーズ職人と組んで不正をすることは難しくなり利益の分配が正確かつ公平になったほか、チーズ組合の一つの社会集団としてのイメージが明確となった。次いで、牛乳供出量の記録のための木の札が紙の手帳に変わり、記録が精確になった。さらに、組合員の投票によって選ばれた理事からなる理事会が作られ、規約の成文化が試みられるようになっていく。こうした変化は、後の一層のチーズ組合の変化の前提とはなっているが、しかしまだこの段階では本質的な変化ではなかった。農村が本質的に変化するのには、むしろ19世紀半ばのことである。

農業革命とチーズ組合の普及によって引き起こされた生産力の上昇とそれによる経済条件の改善は、さらに農民たちを生産性への向上へと促した。この変化はまず土地利用のあり方に現われる。まず人工採草地が増加したが、それと同時に19世紀半ばからは自然採草地もまた増加いった。1925年に農業調査報告をまとめたF. Douaireはこの自然採草地の

図 18 : 1850 年ごろのチーズ製造風景

出典 : M. Vernus (1988)

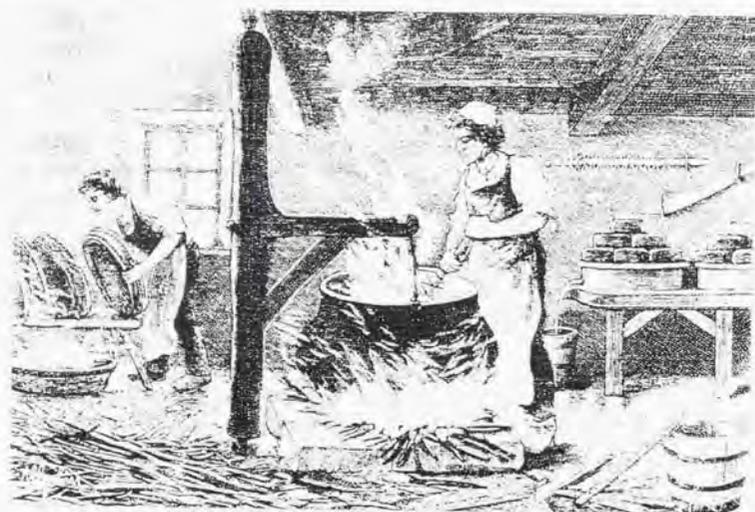


表 24 : 1853 年のジュラ県の主な小部における酪農とチーズ組合

資料 : J-B. Munier (1853), A. Rousset (1854)

小部	所在	コミュニ オン総数	チーズ組合を持つコミュニティ						
			コミュ オン数	人口	総面積 (ha)	草地面積 (ha)	組合 数	乳牛 頭数	チーズ生 産量(kg)
プレトラン	平野	12	4	4,595	6,407.16	158.93	4	530	43,000
モンバレー		13	3	2,133	5,746.44	-	3	245	20,500
クレルヴォー	第一 プラトー	24	23	7,418	18,938.19	4,046.50	35	2,620	208,840
ポリニー		9	9	2,958	7,338.79	1,316.00	14	1,585	188,000
ノズロワ	第二 プラトー	31	31	9,546	20,811.10	4,671.95	52	5,395	600,000
レ=ブランシュ		10	10	4,312	9,777.53	2,972.44	26	2,547	272,000
サン=クロード	高地	20	19	16,831	20,484.67	7,800.27	39	3,108	236,807
サン=ローラン	ジュラ	19	19	8,812	20,945.40	4,119.42	55	44,68	416,550
モレ		10	8	9,734	20,784.25	4,138.47	30	3,561	660,000

N.B. ポリニー小部は第一プラトーと平野にまたがり 30 のコミュニティを持つが、ここでは第一プラトーにある 9 つのコミュニティのみを対象とする。

増加について、鉄道の発達による物資の流通の増加で飢饉の危険が減り⁽¹¹⁾、そのために殺種生産から酪農へと重点を移す農家が増えたためであるとしている (F. Douaire, 1925, 66)。

それでは、こうした変化が引き起こされた農村においては、その農業生産性はどれだけのものだったのだろうか。当時の統計を用いて大まかな試算をしてみよう。

まずチーズの生産から見てみよう。1854年に J-B. Munier はジュラ県の各コミュニティの酪農の状況について詳細な統計報告を行っている (表 24 参照)⁽¹²⁾。その報告に基づいて第一プラトーのポリニー小部に属する 9 つのコミュニティについて平均すると、住民一人当たり 0.54 頭の乳牛がおり、一頭あたり生産されるチーズは 102.8 kg、そして一人当りのチーズ生産量は 63.6 kg である。J-B. Munier はチーズの値段を示してはいないが、1838 年には 50 kg 当り 45 から 50 フランであったと報告されている (R. Pyot, 1838, 469)。Jean Fourastié らの行った価格と賃金についての研究によれば、1831 年から 1854 年まではフランス全土での平均実質賃金 (時給) はほとんど変化していないので (J. Fourastié dir., 1959, 46)、ジュラでも状況が同様であったと仮定してこの数字を先の計算に当てはめるならば、一つのグリュイエール・チーズは一人当たり約 60 フランの収入をもたらしたことになる。当時のジュラの労働賃金は夏の労働で一日当り 1 フラン 50 だったので (R. Pyot, 1838,

⁽¹¹⁾ フランスで鉄道建設が本格化するのは 1840 年代からである。イギリスより産業革命が遅れていたフランスでは、産業革命を進めるためにまず、七月王政期に鉄道法が交付され、鉄道建設に当たっては政府がその建設費の大半を負担することになった。フランシュ=コンテではこの法律に基づいて、南部では P.L.M. 鉄道会社が、北部では東部鉄道会社が、それぞれ第二帝政初期に最初の標準軌の鉄道を建設しはじめた。次いで第三共和政期には、フランシュ=コンテ内部にいくつもの小さな鉄道会社が作られ、狭軌の鉄道網を作り上げていった。この鉄道網の発達、穀の生産というフランスにおける産業革命の進展を背景としていた。

⁽¹²⁾ ここで用いる数値は基本的には J-B. Munier (1853) で示された統計に基づいているが、さらに、A. Rousset (1854) によって補足を行った。フランス全体の賃金水準と物価水準については J. Fourastié (dir., 1959) による。なお、19 世紀の統計数値は当時としては詳細であるが信頼性はあまり高くないので、ここで示すのはあくまでも大まかな傾向である。

505)、グリュイエール一つの値段はほぼ 40 日の労働に相当し、乳牛 1 頭が年間生産する牛乳は約 65 日の労働に相当するといえる。グリュイエールは複数の農家が生産する牛乳を同時に用いなければ生産できなかったため、このチーズ生産による収入は協同生産によってはじめて可能となるものである。次に土地利用を見てみると、自然採草地は合計して 1,316 ha となり、一頭当たり 0.83 ha となっているが、この数字には人工採草地や、収穫後は放牧地となる穀物などを蒔いた畑は含まれてはいないので、それらを加えた全採草地の面積は、1,585 頭の乳牛にを養うにはほぼちょうどよい広さであるといえるだろう⁽¹⁾。

以上の計算はあくまでも概算であり、決して正確なものではないが、大まかな傾向は示している。R. Pyot は、チーズの生産は農家の家計にとって大きな比率を占めていると述べているが (R. Pyot, 1838-465)、A. Rousset が調査を行っている 1851 年の段階では、それぞれの村では穀物の自給率も高く、そのほかに村の内部で調達できるジャガイモや肉などの自給的作物の生産、および零細農民が携わることの多かった郵便配達や日雇労働などの、他の仕事による副収入を考慮にいとると、チーズ生産によって得られる現金収入は、それなりの余剰を生み出していたことがわかる、とはいえ、その余剰はそれほど多くの余裕をもたらすものではなく、やはり畑の産物だけで生活していこうとすると、物質的には生活はぎりぎりより若干上という程度だったであろう。あたかもこのことを裏付けるように、1876 年の報告ではジュラ県民の平均寿命は 37 才 7 ヶ月と、低い数値を示している (A. Joanne, 1876-29)。

2) 近代中期の農村生活

農業生産システムの急激な変化によって農民の生活は徐々に物質的に豊かになっていった。しかし、産業革命の進展は極めて緩慢であり、産業の発展において日常生活財の生産が大きな比重を占めるようになるのがようやく第一次大戦後であることなどにより、19 世紀の農民の日常の生活の在り方は 1950 年ごろまでほとんど変化はなかった。「かつて *autrefois*」と呼ばれるその時代の生活を今の人々はノスタルジーとともに理想化して思い出すが (第 4 章で見たように、この理想化は現在に対する批判である)、それは次のようなものである。

「昔はどこの家にもアヒルやニワトリやウサギがいたもんだ。それからブティ・レ *petit lai* (ホエーのこと) を飲ませるための豚もいて、秋になるとみんなを呼んでその豚を殺し、パーティーをしたもんだ。小麦も自分のところで作っていて、どの家にもパンを焼く厩があって、週に一度パンを焼いたんだ。それから、むかしはよくヴェイク *veille* といって、夜、友達同士で集まって遊んだもんだ。ソーセージを食べて、ワインをのみ、男たちはタロット (78 枚のタロットカードをつかった、大貧民に似た遊びで、タロット占いではない) をし、女たちはスクラッブル (クロスワード・パズルのようなゲーム) をしたんだ。でももうそんなこともしなくなった。今じゃみんな、家に閉じこもってテレビばかり見ている。確かに今は豊かになって、みんなテレビも車も持っている。でも、昔のほうが楽しかった

⁽¹⁾ M. Vernus によれば、アンシャン・レジーム期には一頭の乳牛を飼うためには 1 ~ 2 ha の土地が必要だった (M. Vernus, 1983-29)。また、今日でも一頭あたり約 1 ha が必要である。この点を考えると、農業革命後の時期に関するここでの数字はほぼ妥当なものと判断できる。

し幸せだった。そして昔のほうがずっと生活は自立的だった。

こうして語られた過去のイメージは美化されたものとはいえ、それなりに生活を維持することができる程度には物は豊富であったことは確かなようである。この今世紀前半のジュラ高原の農民たちの生活について、Louis Garapon は次のように報告しているが、19世紀以来の物価の推移や農村への市場経済の浸透の度合の変化から考えて、物質的豊かさという点を別にすれば、このような生活は19世紀の中頃も、それほど違わなかったと思われる。

農民家庭は概して比較的豊かである。チーズ組合は二週間ごとに牛乳の収払をするので、それによって経営はある程度保証されている。そのほかに、家畜を売ったり他の収穫物を売ることにより、若干の蓄えもできる。

農民の家族生活は、裕福な農民の場合でも、簡素で家長制的である。雇われ人は雇い主の家族とともに食事をとる。山の中では今でも、すべての家族と使用人が一つの長いテーブルに集まって食事をするということが見受けられる。→(中略)→家の主人が話しがけない限りだれも話をすることはない。会話の内容はたいていは農作業や家畜や収穫のことである。ともあれ、そこには尊敬と信頼があり、これらこそが家族生活の本質なのである。(L. Garapon, 1937: 225-226)

19世紀以来今世紀前半まで、農民の生活はまだ今ほどは市場経済に依存してはならず、ある程度の自立性を保っていた。これは、近世初頭以来の単純商品生産の構造が存続していたことに対応している。たしかに、朝食のコーヒーや食事に欠かせないワイン、それに衣服などのその他の生活必需品の一部は買わなければなかったが、19世紀のドゥー県のブラトーの農民生活について歴史学者の Jean-Luc Mayaud が指摘しているとおり、たいていの食料や燃料などの生活必需品はある程度は自分の家が自分の村、ないしは周囲の村で手に入ったし (J.-L. Mayaud, 1979: 36)、物価もそれほど高くはなかった。主食となる小麦などの穀物類は自分で作っており、小麦は近くの水車小屋に持っていき、等量の小麦粉と交換してもらって、自分の家でパン (通常は、二次発酵をさせないパン・ド・カンパーニュ) を焼いた。ジャガイモやニンジンやトマトなども自分の畑や、家の裏にある菜園で手に入れることができた。ウサギやニワトリなども飼っていた。ホエーを飲ませるための豚はどの家でも飼っており、毎年、冬になる前の10月にその豚を殺して、冬に備えて薫製やソーセージにしたが、豚を殺す時は隣近所も呼んでパーティーを開いた。チーズは当然ながら、チーズ組合で手に入れることができた。畑の周りには森があり、そこで燃料用の薪を調達することができた。自分の所有地の森で間に合えば、共有林をあてにすることができる。とはいえ、特別な行事でもない限り、火を焚いているのはいつもみんなが集まっている台所だけだったので、それほど大量の木材が必要だったわけではない。また、家や納屋を建てるときも、資材となる木材や石は森や畑から調達し、自分たちで建てた。19世紀の半ばごろからはフランスでも産業革命が始まるが、新たに生まれた産業は主として製鉄などの重工業であり、生活必需品はまだ産業的には生産されてはいなかった。

このような自給的状況は19世紀半ばのジュラの農村に共通した特徴である¹⁴⁾。しかし、だからといって農民たちの生活が閉鎖的で自己完結的であったというわけではない。県内のあちこちの村や町には毎日のように頻りに市がたち、農民たちはそこで家畜を売ったり、生活用品を調達した。県内外の聖地への巡礼も頻りに行われており、F村もまた、当時は

¹⁴⁾ F村に関して、1854年の報告には、穀物は自給していたと報告されている (A. Rousset, 1854)。

よく知られた巡礼地だった。また、日雇労働者や行商人なども常に村々をめぐってまわっていた。

3) 協同組織の経済的意義

ジュラでは、農業革命以降も生産資源である牛と土地の管理に関する共同放牧と生産物に付加価値を与える生産組織であるチーズ組合は、互いに密接に関連し合いながらともにジュラ農業の近代化に重要な役割を果たして今世紀まで生き延びることになる。

共同放牧が私的所有権を否定する遅れた慣習であるという議論が起きているのは、フランス革命以降の私的所有権の確立とともに、このような農業革命による生産性の向上を背景としている。同じ共同体的慣習ではあっても、生産組織であるチーズ組合は農村近代化の鍵として考えられたが、共同放牧のほうはむしろ無知蒙昧に基づく農村の遅れた慣習として攻撃を受けていた。共同放牧を批判する行政官や知識人たちは、土地の私的所有権を一時的にせよ反故とするシステムでは、人工採草地の導入などの土地への投資の集約化を行うことができず、ブルジョア的で神聖な私的所有権を侵すのみならず、農業生産性の向上の妨げとなって農業の近代化を遅らせる、と考えたのである。彼等は、食料生産を上げるためには土地の共同利用を廃止し、私的所有権を保護しなくてはならないと考えていた。同様に、一部の大家農民は自らの生産を引き上げるために共同放牧の廃止を主張した。このような逆風にもかかわらず、ジュラの農業の近代化は「共同体的慣習」と呼ばれるチーズ組合と共同放牧の維持の上で成り立っていた。それでは、ジュラ農業の近代化において協同組織はどのような役割を果たしたのであろうか。

まずチーズ組合からみてみよう。すでに見たようにチーズ組合は個々の農家の余剰生産物に高い付加価値を与えて現金収入を可能にする組織であり、グリュイエール・チーズというその生産物の特性からこの組織は協同組織でなければならなかった。しかもこの協同組織は、各農家の経営形態の変化を前提とはしないので、個々の農業経営の急激な変化を招かないですむ。したがってチーズ組合は近世以来の村落協同体に基礎を置きつつも、農業生産を維持し拡大するために不可欠の組織であったし、また農民の市場経済への編入をスムーズに行うことのできる組織でもあった。そのため、行政側もチーズ組合がジュラ農業の鍵であると考えていたし、また、後に見るように当時盛んになりつつあった労働運動においても理想の一つと見なされていた（もっとも、現実には必ずしも思想家たちの理想どおりの組織というわけではなかった）。そして、この協同組織によって生み出された高い生産物の価値はそのまま、チーズ組合という組織自体を再生産する。したがってチーズ組合という協同組織は、歴史的な村の社会的結合関係に基礎を置きつつも農業経営の市場経済への適応を促すものであった。

一方、共同放牧は生産性の向上を妨げるものとして政治的にも廃止への圧力がかかっていたので、チーズ組合ほどの近代化への役割は明白ではない。共同放牧が行われたのは、人工採草地ではなく、自然採草地に限られていた。バカージュの場合は、もともと生産性も低く、草が刈られることもなかったので、この土地においては共同放牧はそれほど問題とはならなかっただろう。

共同放牧は、公式には1890年の国会決議によって、1891年6月23日までにコミュニケーション議会での決定を経た存続の申し出がなされない限り、廃止されることになった。しか

表 25 : 1891 年に共同放牧存続を申請したジュラ県のコミューン

J. Simonot (1933: 13-14)

郡	地理的位置	コミューン総数	共同放牧存続
ドール	ドール平野、プレス平野	138	105 (76%)
ロンスール=ソニエ	プレス平野、第一プラトー	213	130 (61%)
ポリニー	主として第一・第二プラトー	152	87 (57%)
サン=クロード	主として高地ジュラ	81	14 (17%)

N.B. ポリニー郡は 1926 年にロンスール=ソニエ郡に吸収されたので、現在は存在しない。

し、ジュラ県の場合、当時県全体の 584 のコミューンのうち、共同放牧の存続が決議されたのは 336 に止った。共同放牧の存続を決めたコミューンの地域別の分布を見てみると(表 25 参照)。平野部に数が多く、標高が上がるにしたがって少なくなり、特に高地ジュラでは極端に少なくなっている。さらに、決議はなされなかったが共同放牧を実質的に続けているコミューンもあり、それは法的には認められないことではあったが、実際には黙認されていた。共同放牧廃止決議の地域的片寄りについて、J. Brelot は、高地ジュラや第二プラトーでは乳牛の数に比べて牧草地や森林が豊富にあったので共同放牧は必要とされず、またもともと農民の数に比して土地が多く、共同放牧がそれほど重要な位置を占めていなかったからであると述べている。そして彼は、共同放牧廃止の傾向は、穀物生産の減少による牧草地の拡大で良い草が手にはいるようになったからであり、プラトーのように生産性の低い土地でのみ共同放牧は維持された、と指摘する(J. Brelot, 1953: 67, 88)。もし J. Brelot の指摘が正しければ、放牧地の面積が牛の頭数に比べて比較的少ない地方でこそ共同放牧は必然性を持っている、ということになる。この点について検討してみよう(表 24 参照)。当時の統計に従えば、スイス国境に接する高地ジュラのモレ小郡では 4,375 ha の自然採草地があり、3,561 頭の乳牛がいたので、一頭当りの面積は約 1.23 ha となる。先に示した計算に従えば第一プラトーではおなじく一頭当り 0.83 ha なので、確かに高地ジュラには第一プラトーよりも 1.48 倍も土地があり¹⁵⁾、その意味で J. Brelot の指摘が正

¹⁵⁾ ただし、J.-B. Munier の統計を見る限り、この傾向を高地ジュラ全体について一般化することはできない。たとえば、モレ小郡の西にあるサン=ローラン小郡では一頭当り 0.92 ha と、モレ小郡を大幅に下回っている。一頭当りのチーズ生産量も、モレ小郡では 185.34 kg となるが、その南のサン=クロード小郡では 76.19 kg とその半分以下となっている。とはいえ、この点については J.-B. Munier の統計そのものの信頼性の問題もある。というのも、19 世紀半ばという時期は、まだ十分に社会調査や経済調査の手法が確立されてはなかったので、データの質に大きなむらがあるからである(J.-B. Munier の調査は、基本的には聞き書きかそれに類する方法を使っていたようなふしがあるが、実際にどのような調査方法を使ったかは明らかではない)。したがって、他で行われた調査報告によってデータを批判的に吟味しなくてはならないのだが、ここでの目的は、あくまでも全体の傾向を出すことであって、厳密な統計処理をすることではないので、この問題にはこれ以上深入りはしない。また、人口と乳牛数の関係では、単純に数値の比較だけをすれば、モレ小郡では一人当り 0.37 頭、サン=クロード小郡では 0.18 頭と、第一プラトーを大きく下回っているが、これは、モレやサン=クロードなど、高地ジュラの都市は精密機械工業の盛んな工業都市で、多くの労働者を抱えて統計上の人口が増えているためである。厳密に比較するためには農業人口同士で比べなくてはならないのだが、そうした統計は残ってはいないので比較

しいと考えられる。

こうして見ると明らかに、共同放牧は乳牛の数に比べて土地面積が少ない時に大きなメリットとなることがわかる。このような状態で個々の農民の経営規模に格差があると、土地をまったく持たないか、あるいはほとんど持たない農民が、酪農経営に必要な土地にアクセスすることができなくなってしまう恐れがあるが、共同放牧はこれらの農民に低いコストで必要な面積の牧草地へのアクセスを可能にし、小農民の酪農経営の維持に貢献したのである。つまり、わずかの土地しか持たない数多くの小農民にとって共同放牧は、低いコストで少ない所有地を補うことのできる、貴重で死活にかかわる慣習だったのである。同様に、自らの本来の経営面積以上の土地を使うことができるという点で、共同放牧は経営規模の大きな農民にとっても利益をもたらした。また、土地の細分化と分散という事態に対しても、借地などの方法を使わなくても質の良い土地や牛舎に近い土地を調達することが共同放牧によって可能となる。という利点もある(ただし、ハイブライン・ミルク方式の搾乳機を使っていなかった時代にはもちろん、搾乳が牛舎で行われる必然性はなかった)。さらに、乳牛頭数に比して所有面積が大きい農家に対しては、多くの乳牛の排泄物によって土地の物質循環が改善され、土地も肥沃化させるというメリットもあっただろう。

しかしメリットだけではない。デメリットとしては、たとえば、良い土地というものは限られているので、その土地には牛が放されることが多くなってしまいが、そうすると泥濘化や過剰な食圧により、過度に草原が荒されるといって「共有地の悲劇」(G. Hardin, 1968)を生み出してしまふ。また、共同放牧に伴う共同体的規制のため、自分の土地すら自由には使えなくなってしまう。

とはいえこうしたマイナス点は、乳牛の数が少なく、したがって必要とされる土地面積が実際にある土地に対して低い水準にとどまっている限り、それほど大きな問題にはならなかったと思われる。むしろこの段階では、農民の間での経営面積の格差が大きく、一方に非常に零細な農民が多いうちに、そうした土地の片寄りを是正し、零細農民に生産の手段を提供するという土地の有効利用の役割を、共同放牧は果たしたのである。そして、共同放牧にともなう共同体的規制も、生活に必要な一定の生産を上げるという目的に貢献している限りにおいて、おおむね同意されるものとなるだろう。乳牛の数が牧草地の面積に比べてさらに一層少ない時は、土地の私的所有権を一時的に棚上げするまでもなく、必要で十分な牧草地にアクセスすることが可能である。この場合は共同放牧をすることもしないことも、それほど大きな問題とはならないだろう。このことが、高地ジュラではそれほど共同放牧は盛んに行われず、かつ共同放牧存続の決議もそれほどなされなかった理由の一つであろう。反対に、たとえば、農業生産が上昇して農家その保有頭数を増やし続けて、使用できる牧草地が養うことのできる最大許容頭数を乳牛の総頭数が超えたときは、一頭あたりの消費可能な牧草の量は減ってしまい、過剰消費によって牧草地には退行遷移が引き起こされる。その結果牧草地は荒廃して深刻な生産性の低下を招き、農家の経営を圧迫する。

以上から、共同放牧は土地面積に対して乳牛頭数が多すぎもせず少なすぎもしないとき

することはできない。

に、土地の分配を適正化しつつ生態系の物質循環を効率化し、生産量を引き上げるシステムであったということがわかる。純粋に物理的に見た場合、共同放牧が制度として必要となるにはまず二つの条件が必要である。一つは農家の間で経営規模に大きな差が見られ、土地の偏在性と地片同士の不均等性が高いことであり、もう一つは、そのとき零細農家の経営面積が家計を支えるには不十分であることである。こうした条件の下、零細農家の経営面積（所有面積+借地面積）で養いうる最大頭数が家計を支えるには不十分となったとき、共同放牧が必要となり、かつ効果的となる。逆に乳牛頭数がこの値以下の場合、共同放牧は絶対的に必要ともならないが、農業経営にマイナスをもたらすわけでもない。それゆえ、共同放牧を行う必然性もないかわりに、乳牛頭数が減少してこの境界値を割ったとしても、敢えて共同放牧を廃止する理由もないのである。このような共同放牧のメリットは、共有地放牧についても言うことができる。共有地放ばくは農民に自らの経営地以上の土地へのアクセスを可能とし、零細農民の生活を支えたのである。

反対に、乳牛頭がその牧草地全体で生態学的に養いうる最大許容頭数を超えると生産性の低下を招く。こうした事態を避けるには、乳牛頭数の増加にともなって牧草地の絶対数を、畑から牧草地への転換などの方法によって、増やすという手段がまず考えられる。実際、先のポリニー小郡に属する第一ブラトーのコミュニティの場合、1851年の段階では全体の面積のわずか18%が自然採草地として利用されていただけで、穀物などを植えた畑がまだ多くの割合を占めていたので、まだまだ牧草地拡大の余裕はあったのである。さらに、化学肥料や生産性の高い牧草の選択的な播種などの方法による、牧草地自体の生産性を向上させて、乳牛の最大許容頭数を引き上げることを試みることもできるだろう。実際、農業革命以降の農業技術の発展は、土地生産性を大きく引き上げた。したがって共同放牧は、19世紀の多くの知識人が非難したほど、農業経営にとってマイナスだったわけではない。

このように、チーズ組合はもちろんのこと、共同放牧もまた、一定の条件において農業生産性の改善に貢献した。そして、酪農に重点が移行し始めていた近代中期においては、このような共同放牧は放牧地の拡大に寄与することで、この重点の移行を容易にした。しかし、このような生産の効率性からみた協同組織の利点はあくまで経済的なものである。そのため経済的効率性は、「私的所有権の侵害」という共同放牧に向けられた攻撃に対して、必ずしも法的正当性を主張するための論拠とはならず、またジュラの近代化における「共同体的慣習」の全体を説明するものではない。たとえば、以上のようなメリットにもかかわらず、人工採草地は共同放牧の対象とはならなかったし、第二次大戦後、土地生産性は大きく飛躍したが、まさにその時期にジュラの村々の共同放牧は廃止されているのである。これらの点は、共同放牧が経済的効率性のみでは説明できないことを示している。たがって、経済的効率性は近代の農業生産システムにおける協同組織の役割を維持させる役割を果たしたとはいえ、そのような慣習の制度的正当性を保証したものではなかった。それでは、このような慣習の制度的正当性はどこに由来するものであったのだろうか。

4) 協同組織と価値の生産

近代ジュラの「共同体的慣習」は近代法によって支えられた制度ではなく、あくまでも慣習的なものとして始まっている（ただし、近代後半になると相次いで成文化され、法的効

力を持つようになる)。したがって、その慣習が経済性のみでは説明できないのであれば、その慣習の正当性は日常の社会的行為における「価値」の在り方が大きく反映されていたと考えることができる。それではその「価値」とはどのようなものだったのだろうか。まず、土地をめぐる「価値」の形成について見てみよう。

作物の収穫が終われば次の作付けまでその土地の所有権は反故にされるという共同放牧の慣習について、M. Bloch は「世襲地が守られ、保護されるのは、ただ作物のあるときだけである。そして、作物が取り去られるや否や、土地は、一種の万民法によって富者も貧者も等しくすべての人々にとって共有物となる (M. Bloch, 1988, 91)」という考え方の存在を指摘する。これは、逆に言えば世襲地の価値が作物の価値に結び付けられていることを意味している。一方、19世紀半ばの『ジュラ県年鑑』においてジュラの二月革命の記録を残した D.-M. Marmorat は、当時、影響力を持っていた社会主義思想を批判するなかで土地の価値について次のように述べている。

資本は、最も広い意味で言えば、土地のことであり、われわれの祖先たちの労働によって改善され磨かれてきたものである。それはわれわれの祖先の汗であり、それによって形をなし美しくなってきたものである。何世紀もの間の蓄積された労働である資本によって、そして所有によって、ちょうど子が父に経ばれるように、異なった時代が富という点で経ばれるのである。
= (中略) =

真実は、過去から伝えられ磨かれてきた資本や土地は、それがさらに伝えられ、磨かれ、生産をもたらすようになるためには、新たな労働が必要であるということである。真実は、人は資本に社会によって求められる質と新たな形態を与えるためには、資本を必要とするということである。したがって、資本と労働の間には密接な依存関係があるのである。(D.-M. Marmorat, 1849: 346)

ここでは土地は過去の労働の蓄積であるがゆえに価値があり、私的所有の対象となるとされている。同様に、第二プラトーのある農村の社会変化を検討した M. Salitot も、19世紀以来の農民の土地への態度に関して次のように指摘している。

土地は長い歴史、すなわち過去を待つ不可視の関係の総体に関わっている。土地は二つの定着を同時に媒介する。一定の土地という拠り所と時間という拠り所である。この二重の — 空間的および時間的 — 性格を知らないと、〔農民たちの〕土地に対する行動の非合理性という主張が生まれることになる。(M. Salitot, 1988: 93)

このような土地の価値の捉え方は、一見すると M. Bloch の指摘した共同放牧の根拠となる、一時的な所有権の反故という土地を巡る観念と相容れないように思われる。しかし実際には、前章で見た出来事的所有観を前提とすれば、近代のジュラの農民の土地への態度と共同放牧を正当化する論理とは一致することになる。つまり、共同放牧が可能なのは、自らの努力である播種が行われ、その結果である作物が収穫されてしまえば、農民がその土地に対して主張する利益はもう何もなくなってしまふ、すなわち「からっぽ(グェーヌ)」になってしまうからである。これ、今日のジュラの農民たちに見られるような、「所有権とは自らの投下した努力を排他的に回収する権利である」とする出来事的所有観に近い所有の観念である¹⁶⁾。そして、今日の出来事的所有観が一定の人格概念を伴っているも

¹⁶⁾ 後に検討するが、D.-M. Marmorat の批判にもかかわらず、同時代の社会主義思想家 P.-J. Proudhon の所有の捉え方も、実は D.-M. Marmorat の所有観とほとんど変わらない。

のであると同様に、19世紀のジュラの所有の観念の背後にも、「労働」を通して行為の在り方を規定するという人格概念が前提とされている。行政官や農学者によって何度もの廃止が唱えられてきたにもかかわらず共同放牧が維持されたのは、大規模農家と小規模農家が得ていた物質的利益に加えて、このような農民たちの人格概念が共同放牧に正当性を与えたからであろう。そしてその人格概念は、今日のジュラに見られる人格概念とかなり類似したものであったと予想される。すなわち、19世紀の人格は一方で階層的側面を強く持ちつつも、出来事的所有観に基礎を置いていたのである。そして、この点から近代ジュラにおいて農業生産システムを支えていた、チーズ組合、共同放牧、共有地放牧の3つの協同組織における社会的結合関係の在り方を良く理解することができるのである。

まず共同放牧から見てみよう。農業革命が始まる前のアンシャン・レジーム期には、牧草地はすべて自然草地か休耕地だった。これらの土地には農民たちの手は最小限にしか加わっていなかった。その農民たちの投資した努力は一番草で回収されたときみなされた。この段階ではまだ、土地を作るという意識は低かっただろう。したがって、共同放牧廃止の命令は農民レベルでも、そして大土地所有者のレベルでも、拒否されたのは当然といえる。しかし、農業革命が始まり人工採草地が増え始めると、人工採草地では共同放牧は行われなかった。それは、選択された牧草の投入と施肥によって土地への投資の集約化が進み、その投資の結果である牧草は一番草の刈り取りのあとも土地に残っていたからである。この点は純粋に物質的な要因では説明はつかず、農民たちの出来事的所有観の存在によってのみ説明がつく。しかし他方で自然採草地も増加していき、ここでは農業革命以前の共同放牧と同様の理由で共同放牧は維持され、一番草の借り入れの後は土地所有者は他の村人がその土地を使うことを拒むことができなかった。19世紀末の共同放牧廃止の国会決議の後、ジュラでは共同放牧が維持されていたことの原因の一つは、こうした自然採草地がジュラで常に大きな面積を占めていたということだろう。

しかしその共同放牧をめぐる規制（共同放牧を始める期日や範囲の決定）は法的共同体としての村（コミュニティ）によって規定されたので、その意味で共同放牧には村落共同体の価値も介入した。そして、共同放牧が土地の効率的利用を促すことで利益を生み出す限り、外部環境（行政や知識人）からの圧力に対して共同体として抗することに成功した。しかし、このような共同体の価値は、共同放牧によって得られる利益の各農家への分配の仕方にも介入したり、あるいはそれぞれの利益に共同体の分の対価を要求するものではなかった。共同放牧における共同体の価値は生産物の価値には反映されなかった。したがって、共同放牧は共同体を物理的に再生産するものではなく、その意味で、一方で土地の無秩序な利用による「共有地の悲劇」という事態を引き起こしうるものであり、他方で財の価値の生産形態の変化による農業生産システム自体の変化には抗しにくいという特徴を持っている。

これに対し共有地放牧では、共有地は法的共同体としての村（コミュニティ）が管理しているため、そこでの生産活動（放牧）には「村」という法的共同体の価値が付与され、「村」は共有地の利用による農家の生産の一部は共有地使用料として要求する。したがって、生産性が極端に低い零細農民の場合は、この共有地使用料は大きな負担となってくる。そしてその共有地使用料は村の予算に組み込まれ、村は共有地の維持管理を行い、それを通し

て財は再生産された¹²⁾。

一方、法的結社であるチーズ組合においては、原則としては生産されたチーズの価値は、協同労働による付加価値と、各農家の牛乳生産のための労働から成り立っており、各農家はその牛乳供出量に見合う対価を得ることになっていた。したがって、チーズの価値は、一義的にはチーズ組合という生産組織ではなく個々の農家に帰属し、その農家の労働力を含めた家族生活と農家経営の再生産に使われた。輪番性においてチーズ職人にかかる費用が各当番農家の負担となったのは、このチーズの価値の特性のためである。しかし実際には、技術的な不備（木札による不正確な牛乳供出記録や、輪番制での大きなチーズの現物配給による必ずしも牛乳供出量に正確に比例しない利益分配）や種々の操作（チーズ職人の買収など）により、各農家が受け取るチーズには各農家の労働投下は正確には反映されず、そのかわりチーズの分配が村の有力農家に有利になされるという形で、村の内部の社会的格差が増幅されて生産物の価値に反映された。このように生産物に反映された社会的格差は、生産プロセスの中で再生産され、協同労働を不可能にはしない範囲で維持されることになる。しかし、このような不正確な分配は不正と見なされ、19世紀前半の生産量の拡大と民主主義思想の普及にともなって、不正の改善を目指した組織改革（チーズ製造小屋の建設による輪番性の廃止、木札ではなくノートによる牛乳供出記録の正確化、規約の成文化、理事会の設置）が行われるようになった。

このように、近代中期のジュラの農業生産システムを構成したそれぞれの「共同体的慣習」は、それぞれ独自の価値生産プロセスを持っていた。そしてこれらが互いに絡まり合うなかで、近代ジュラの農村と社会的結合関係自体の変化が引き起こされることになる。そしてその変化の直接の現われが、次に見る農村内部の対立であった。

5) 農村内部の対立と農村構造の変化

近代初頭に起きた変化に対する農村の適応戦略として、農業革命とチーズ組合の普及が引き起こされ、単純商品生産という大枠は維持されたものの、穀種栽培から酪農へと重点

¹²⁾ 近世から王政復古期にかけてジュラでは、共有林の過剰利用によって森林資源が枯渇の危機に瀕したが、この「共有地の悲劇」が引き起こされた原因もこの財の価値の論理によって説明できる。共有地放牧と同様に共有林についてもその利用の仕方は法的共同体としての村（コミュニティ）によって管理され、村は森林資源の各農家への分配に介入したため森林資源には村という共同体の価値が反映され、したがってその分に見合う利用料を村は各農家に請求した。この時、村による森林資源の利用に対する規制が資源の保全に向けた方向には機能しえなかった理由は二つ考えられる。一つは、徴収された利用料は森林資源の再生・管理に投資されるのではなく、単に村の財政に寄与しただけであったため、森林資源は財の再生産プロセスには乗らなかったことである。労働投下がなされなかったという点では共同放牧と同様であり、森林は休閑地と同様に、労働投下がないからこそ誰でもアクセスできたのである。そのため、森林に対する村人の過剰利用を村や行政が制限しようとしたとき、村人たちは正当とは認めなかった。もう一つは、牛乳のための共有地放牧（そこで生産物である牛乳は、近世から近代初頭においては生計にとってはいくまでも補助的な生産物であった）の場合と異なり、森林資源は日々の生活の食事の準備や暖房、あるいは種々の建材などとして日常生活において不可欠のものであった点である。このことは、森林資源は牛乳よりも重要で高い価値が置かれていたということであり、森林資源の利用の制限は死活問題に関わったのである。こうして引き起こされた過剰利用は、王政復古期に制定された森林法（これによって国家が森林資源の価値に介入するようになる）、および同時に導入されたドイツ林学（これによって森林には労働が投下されるようになり、それまでの森林利用は林業へと変化することになる）によって歯止めがかけられることになる。

は徐々に移行していくことになった。そして、このような移行は共同放牧とチーズ組合という「共同体的慣行」によって一層促進され、生産力も強化されていくことになった。しかし、この変化は同時に、農村の内部での持てる者と持てない者との間の対立を先鋭化させた。この対立は、共同放牧、共有地利用、およびチーズ組合の運営という、共有財産を巡る複雑な過程を経て生じている。このような農村の生活空間の変化への対応は、大農民、小農民、零細農民の、それぞれの階層によって異なっていた。

まず、共同放牧から見てみよう。共同放牧の廃止を強く主張したのは、農業研究者、県議会議員、それに自分の畑に囲い込みをして生産量を上げようと考えていた大地主たちである。反対に、共同放牧の存続を強く主張していたのは小農民たちで、彼等は農民の大半を占めていた。それほど多くの土地を持っていない彼等にとって、共同放牧は牧草の必要量を確保するための、農業経営にとっては不可欠のものとなっていたので、共同放牧の廃止はそのまま離農を意味していた (J.-L. Mayaud, 1986: 89)。とはいえ共同放牧に関しては、対立はそれほどには先鋭化はしなかった。と言うのも、もともと数少ない大地主のほとんどは不在地主であり、その土地は多くの小作に貸し出されていたが、村の協同組織に直接関わっていたのはこの小作農たちだったからである。つまり、共同放牧の利害はこれらの小作たち（そのほとんどは定額小作）には大きな問題だったが、生産性に関わりなく一定の小作料を徴収していた地主たちにとっては、共同放牧の是非はどうでもよい問題であったのである (C.-I. Brelot, 1977: 362)。零細農民にとっても状況は同様で、共同放牧は不可欠のものであった。一方、大農民にとっても、共同放牧は使用可能な牧草を増やすという意味で、むしろ利益をもたらすものであった。それゆえ、村の内部で共同放牧をめぐる争いが起きることはあまりなかった。

大きな対立を引き起こしたのはむしろ共有地放牧に関してだった。フランシュ＝コンテの多くのコミューンでは、その面積のかなりの割合をコミューン自身が所有しており、ジュラ県だけでも 1846 年の時点で全面積の 26 % が共有地だった (J. Brelot, 1953: 68)。しかし、フランス革命以降こうしたコミューンの所有地の共同利用には、共有地利用料や共有地利用税が設定されて利用は徐々に制限されるようになり、農学者や行政官は、この税金の普及の必要性を主張した。さらに、七月王政期から第二共和政期にかけて、政府は共有地を分割して個々の農民に貸し出すことを勧めた。このような状況に直面した村では、事態は共同放牧のように進まなかった。まず大農民は、共有地の利用により自分の本来の土地を穀種生産や人工採草場などに使い回すことができたため、共有地放牧の維持を主張した。同様に小農たちも、夏の間自分の牛を共有地に放すことにより、自分の土地を冬に備えて干し草を作るために取って置くことができた。小農民にとって共有地の貸し出しはむしろ大きな問題を突きつけた。共有地が貸し出されると、農民には借地料として現金が必要となるが、規模の小さな農家になればなるほど自給的農業に依存していたために現金の蓄えはなく、しかも仮に共有地の一部を借りることができたところで十分な道具も肥料も持っていなかったで、それらの土地は荒地のままに放置されたのである。つまり、小農民にとって共有地は農業の生産手段としては利用価値が低く、結果として彼等にとって共有地の分割はプラスにはならなかった。しかし、逆に零細農民は、分割された土地をさらに人に貸すことによって利益を得ようとした。こうして、共有地の分割は農民たちの間での紛争の種となった (J.-L. Mayaud, 1986: 99)。しかし、結局のところこうした共有地の

分割は広い土地の使用を制限し、当時徐々に進んでいた酪農への経営の専門化に対しては妨害となったので、この分割はほんの限られた範囲にとどまった。

一方、チーズ組合においては、その経営をめぐる大農民と小農民が対立した。チーズ組合ではその漸進的な組織改革によって不正が行われる余地は少なくなっていったが、しかしたいのものは理事を務めていたのは規模の大きな農民だったので、理事会の決定はしばしば規模の小さな農民には不利なものとなった (J.-L. Mayaud, 1986: 118-119)。この点に関して M. Dion-Salitor & M. Dion は、第二プラトーの村でフランス革命期に起きた小農民の排除について報告している。そこでは、ある規模の大きな農民がチーズ生産の拡大と質の向上を目指して、それまで認めていた山羊乳を受け付けることをやめようとした。こうした質の重視は、自分の家族の日々の生活のためにチーズを受け取る、小農民や零細農民の生活を犠牲にすることを意味している。また他の村では、規模の大きな農家が自分たちだけのチーズ組合を作ってそれまでの組合を離れてしまったので、残された小さな農家ではチーズを作るのに十分な量の牛乳を集められなくなってしまふ、ということも引き起こされた。排除の対象となった小農民は全体から見れば限られた少数の農家だったが、こうした小農民の排除の傾向は 1840 年以降特に多くなり、これはまた、ジュラの農村からの人口流出の増加と時期的にも一致している (M. Dion-Salitor & M. Dion, 1972: 268-271)。とはいえ、J.-L. Mayaud は、チーズ組合は必ずしも常に豊かな農家の言いなりにはならなかったことも指摘している。彼によれば、当時一つのグリュイエールを作るために必要な 400 kg の牛乳を集めるには、100 頭程の乳牛が必要だが、仮に豊かな農家であってもせいぜい 10 頭程しか持っていなかったために、自分だけでそれだけの牛乳を集めるのは不可能であり、結局はより規模の小さな貧しい農家との協力が欠かせなかったからである (J.-L. Mayaud, 1986: 111)。

以上のような農村の変化を通じて一般的に言えることは、単純商品生産という特徴を残しつつも、多角経営による自給的農業から現金収入の多い酪農への比重の移行、そしてゆっくりとした貨幣経済の浸透である。そしてその過程で協同組織は、協同生産に不都合な零細農家を排除していき、そして均質化する実際の村人たちの社会経済的地位を基礎に、人々の間の水平的な社会的結合関係を強化していった。この、農民たちのさまざまな経営戦略の間の一種の階級闘争¹⁸⁾の結果である零細農民の排除は、七月王政期後半からの人口の都市への流出となって現われ、どの農家でも親戚や家族の誰かが都市に出て働いているようになった。このことは、農村と都市のそれぞれに変化をもたらすことになる。農村では人口の減少は、集約的な経営を必要とする穀種栽培から粗放的に管理のできる酪農への転換を促した。こうして、J. Brelot によれば、19 世紀半ばから 20 世紀半ばにかけての約 100 年間の間にバカージュは減少し、また、過疎化による労働力の減少のために自然草地も減り始め、それに対して自然放牧地が増えていき (J. Brelot, 1953: 77)。ジュラの酪農経営においては自然採草地が大きな位置を占めるようになっていった。1800 年以來のジュラ県の農業の変化は表 26 のとおりである。この表において、1924 年に残っていた畑の大半は平

¹⁸⁾ 19 世紀のフランスにおいては、「階級闘争」というものは一定の社会理論における抽象的概念ではなく、実際に日々起きつつあった現実であった。まさにそれゆえに、労働運動や社会運動が活発化していったのである。

表 26：近代におけるジュラ県の農業の変化

	自然採草地 (ha)	人工採草地 (ha)	畑 (ha)	年間泌乳量 (kg)
1800		525		
1837	50,457	1,500	183,113	
1852				1,500
1882	64,758	13,577	179,512	
1900		28,574		
1913				4,800
1923				2,000
1924	77,006	47,038	137,235	

出典：採草地と畑の面積の変化は F. Douaire (1925: 59-66)、泌乳量の変化は J. Brelot (1953: 77) と A. François (1925: 201) による。

野部のものであった¹⁹⁾。

一方、都市においては、資本家たちが流入する農民を労働者として安く雇い入れることになる。また、農村からの出稼ぎも多かったが、この場合は彼等の生活の再生産は、その労働者の家族が行う自給的農業に頼っており、貨幣収入はまだ農村生活の再生産には本質的には関わってはいなかった。逆に、都市の資本家たちも、労働者の生活の再生産の一定の部分を自給的農業に頼ることで、労賃を低く抑えて自らの利益を増やしておくことができた。こうした状況は労働者の社会生活をきわめて抑圧的な状態にとどめておくことになったが、このことは必然的に、富の不平等な分配と貧困に対する、抵抗思想としての社会主義思想が大きく成長していく基本的な条件となった。全国レベルでは、工業の発展は都市では労働者と資本家の対立となって先鋭に現われた。こうした労働運動が最初に暴力的な形で現われたのは、1831年のリヨンでの織物工たちによる暴動で、これ以降、労働者と資本家の対立は物理的な形で激しさを増して行った。そして1834年には、リヨンの労働者の暴動に触発されて、アルポアでワイン農家たちが一時市庁舎を占拠して王政の廃止と共和政の樹立を宣言するまでになった²⁰⁾。

(4) 近代後半における農村の市場経済への統合

1) 農業危機と第二次大戦までの農業の発達

19世紀半ばにはジュラでは、生産力上昇と現金収入拡大のために、穀種栽培から酪農への重点の移行、チーズ組合の組織変化、そして零細農民の排除という社会の変化が現われていた。このような変化は、農民の経済生活を市場経済へと適応させることになる。そし

¹⁹⁾ 土地利用の変化については、体系的な調査が継続的になされてきたわけではないので、系統的な比較を行うことはできない。ここで提示する数値は、F. Douaire (1925) と J. Brelot (1953) の要約に従っている。

²⁰⁾ こうして農村から排除された零細農民の一部は国境を超えてスイスに行き、スイス・ジュラの時計工場の労働者となるが、彼等は1860年代に展開するスイス・ジュラの無政府主義運動（ここに第一インターナショナルの最初の支部である「ジュラ連合 Fédération Jurassienne」が置かれる）の一翼を担うことになる。

表 27 : 19 世紀末のチーズ組合の状況

出典 : A. Gobin (1891)

■規模別チーズ組合数							
生産規模 (kg/年)	3,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	
	-3000	-10,000	-15,000	-20,000	-25,000	-30,000	-
組合数	24	236	128	64	32	19	10

■郡別チーズ組合の状況							
郡	組合数	組合員数	組合員数 /組合	乳牛数	乳牛数 /組合	乳牛数 /組合員	チーズ価格 (F/kg)
ポリニー	184	5,372	35	20,561	111.74	3.80	112.01
ドール	143	2,201	16	5,025	139.45	2.27	99.26
サン＝クロード	36	3,250	90	10,574	75.20	2.83	103.44
計	548	19,752	47	55,899	108.25	2.78	103.80

てこのプロセスは19世紀の終わりがさからさらなる新たな段階にはいる。それは、チーズ組合の組織変化の完成とジュラ農業の市場経済への統合の促進、そして農家の均質化である。このような新たな変化はそれまでの変化の延長上にあるが、1870年頃から世紀末まで続いた農業危機によって一層促進されたものだった。

この時期以降のジュラ農村には、大きな変化が見られたものと変化しなかったものとが見られる。変化したものは、生産の形態、家族形態、そして法的共同体としての村の役割である。これに対して変化しなかったものは、相続や継承の形態、酪農生産の重要性、そしてチーズ組合における協同生産の重要性である。

1870年前後は、さまざまな意味でフランス社会の一つの区切りとなる時期である。まず、フランス全国の鉄道網がほぼ完成し、国内の各地域が一つの国内市場に統合され、さらに海外の市場と密接に結ばれるようになった。このことはまた、第二帝政期に本格化した産業革命がほぼ全国的に浸透し、国内の工業生産の基盤が確立されたことをも意味している。このような国内の産業基盤の強化は、近代初頭以来の国家間（特にフランス対イギリス）の勢力争いと相まって、アジアやアフリカに対するフランスの本格的な帝国主義的侵略を促進することになった。また、1870年に普仏戦争でフランス帝国がプロイセン王国に負け（この時、フランシュ＝コンテをプロイセン軍が通過した）、同時に第二帝政が崩壊して第三共和政に移行することで、不安定ながらも共和主義が徐々に根付いていった。

この時期に始まる農業危機は、さまざまな原因が複合されて西ヨーロッパ全般を襲った農業セクターの経済危機である。産物によってその危機の原因は異なるが²¹⁾、酪農の場合の農業危機の原因としては、過疎の進展にともなう農業人口の減少、土地価格の低下、そ

²¹⁾ たとえばブドウ栽培の場合は、19世紀後半に大流行した寄生虫フィロキセラ（ブドウネアブラムシ）によって、フランス全国のブドウの木がほぼ全滅したこと、およびイタリアやフランスの植民地であったアルジェリアなどから安いワインが流入してきたことが、大きな原因となっている。

して安くて質の良い外国産チーズの輸入の増加が上げられる²³⁾。ジュラに関していえば、19世紀半ばに始まった人口の減少は、1870年以降ますます増加していった。土地価格の低下について、J. Brelot は農業生産がそれほど伸びず収益性が改善しなかったことをその原因としてあげている (J. Brelot, 1953: 81-84)。また、交通の発達とともにスイス産の良質のグリュイエールの輸入が年ごとに増大していき、質的に劣るフランス産のグリュイエールは強く圧迫されていた (表 27 参照)。

農民や行政はこの農業危機に対して何もしなかったわけではない。農民たちはさまざまな農民組織を通じて技術革新を試み、特にモンペリアル下種の品種改良は一定の成果を収め、1852年には一頭あたり年間 1,500 kg、一日平均約 5 kg (もちろん、分娩後の日数によって泌乳量は変わってくる) だった泌乳量が (J. Brelot, 1953: 77)、1913年には 1,800 kg、1923年には 2,000 kg と上昇している (A. François, 1925: 201)。こうして急激な伸びを見せた泌乳量は、農村の物質生活を支えるものとなっていった。また県議会も、優秀なチーズ製造技術を持つスイスに視察団を派遣したり、発酵化学研究や品質改善に向けた支出を行い、ジュラの酪農の体質改善に努めた。

こうした危機の中で、土地価格の低下 (すなわち地代の低下) ともなって土地を手放す地主が増え、それらの土地は小農民や小作農の間で分割されていった。こうして中規模農家が残り、小規模農家も経営を拡大することによって、一方で農村人口の一層の減少に拍車がかかり、他方でジュラの農家の経営規模は徐々に均質化へと向かい始めた。前章の最後で見たような、南フランスのワイン協同組合と比べたときのジュラのチーズ組合の特徴である組合員の間の均質性は、ジュラの農業の本来の特徴というよりは、長年の均等相続とともにこうした歴史の中での大農と小農の排除、および大土地所有者層の解体による小作農の自作農化という、農業の近代化プロセスにおける階級闘争の結果だった。今日のチーズ組合という協同組織を支える社会的結合関係の特徴である平等性は、このような農村の均質性によってはじめて可能となる。そして次章で見るように、危機に対応するために結成されたさまざまな法的結社という特徴をもつ組織 (研究会、農民組合、農業信用金庫 *crédit agricole* など) が、このような共同のつながりを強化していくことになる。

こうして農業危機を通じて社会構造が均質化していったことに対応して、「人格」の在り方のほうも、それまでの封建的ないしは経済的格差や法的共同体としての村に強く制約された「人格」から、現在見られる平等的な非家族的領域が重要になる「人格」へと変質し、親密さに基礎を置く社会的結合関係が社会秩序の主要な原理となり始めたと考えられる。とはいえ、経済的格差による村の内部の対立はなかなか無くならなかった。相変わらず豊かな農民と貧しい農民との間の対立は続いていった。その対立は、第三共和政下の国政レベルでの保守派と社会主義派の対立を村レベルで反映したような形で、「赤」と「白」の対立として表現された²⁴⁾。そしてその対立に応じて二つのチーズ組合が村の中に作られ

²³⁾ 19世紀末に県知事の依頼で調査を行った A. Gobin は、チーズ価格の低下の原因を停滞する需要と過剰生産にあるとしている (A. Gobin, 1891: 13-14)。

²⁴⁾ ここで言う保守派とは、主として穏健共和派とも言うことができる。国政レベルでは正党派 (ブルボン派とオルレアン派に分かれる) やナポレオン派も保守派に含まれるが、これらはジュラではきわめて少数に限られた。1900年ごろの政治は急進派と呼ばれる政治家たちが力を持っていたが、村レベルで保守に属する農民は必ずしもこうした明確なイデオロギーを持っていたわけではない。初めに、社会主義派にしても、マルクス主義に限られるわけでは決してなく、単に偶然

ることもあった。しかし、このような社会的・イデオロギー的対立の根底にあった経済的格差は、20世紀の中頃にもなると徐々に解消されていくことになる。

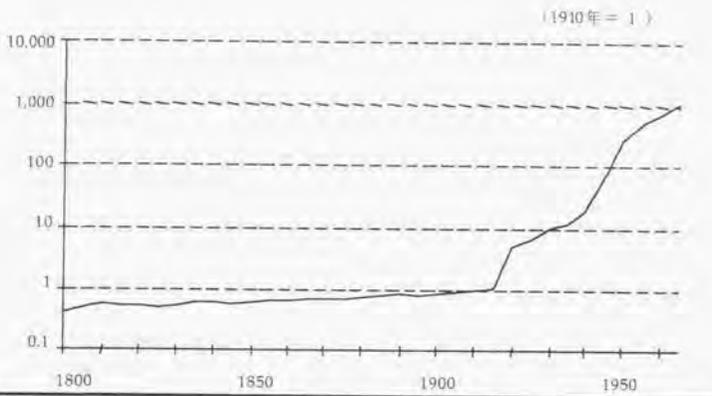
農業危機が終わり、さらに第一次大戦が終わると、経営規模の均質化とともにそれぞれの経営規模の拡大が始まり、チーズの生産も大幅に伸びていった。一方、近代中期に始まったチーズ組合の組織の近代化もほぼこの時期に完成し、今日見られるようなチーズ組合の組織が確立された。その組織は近代法に基づく法的地位を与えられることになり、組合員はその牛乳の供出量に正確に対応した報酬を現金で受け取るようになった。また同時に、化学研究の進歩にともなってチーズの製造技術も次々と革新されていき、チーズ産業に関する国際会議なども開かれるようになった。こうしてチーズ組合は農村の資本主義経済への統合を促進し、またそれにより農村では中規模農家を温存することに貢献することになる（このことは、より環境的に負荷の少ない経営が市場経済の発展のなかで生き延びたということでもある）。これはまた、工業における日常消費財の生産と実質賃金が相乗的かつ指数関数的に急速に上昇し始める時期でもあり（図19参照）、一口にいえば資本主義経済のフォーティズム的な質的変化する時代である。しかし他方で、農村人口の減少にともなってチーズ組合の数も相次ぐ合併によって減り始め、複数のチーズ組合があった村でも一つのチーズ組合に統合されていった。こうして、1889年には548にまで増えたジュラ県内のチーズ組合は、1900年ごろには再び500を割り、その後減少の一途をたどって、1951年には330、1971年には263にまで落ち込んだ（M. Vernus, 1988, 184, 212）。

19世紀半ば以来のこうした社会的経済的情勢の変化は、家族構造にも影響を与える。均等相続と一人の子への農業経営の継承、そして継承における男子の重視は、近世以来今日に至るまで変わることはなかったが、外部環境の変化に応じてそうした原則が適用された際の実際の効果には大きな変化が見られる。M. Salitot は、ジュラの農村では今日も19世紀においても核家族（一組の夫婦が中心となっている世帯）が最も良く見られる世帯形態だが、19世紀にはそれ以外にも単独家族（一人のみで構成される世帯）が比較的多く見られるということを指摘している（M. Salitot, 1988, 99-100）。この単独家族の場合、兄弟や姉妹が同じ村、あるいは同じ建物の中の別の家に住んでいることが多いため、単独家族はむしろ兄弟姉妹家族（兄弟姉妹同士のみで構成される世帯）の変形の一つと考えることができ、その意味で中世のブルグンド人以来の兄弟姉妹の連帯が生きている、と指摘している（M. Salitot, 1988, 121）。これに対し、20世紀初頭以降は、依然として核家族を主体としてはいても、同時に一つの世帯の中に複数の世帯が同居する複合家族も増えはじめる。この複合家族は主として若い夫婦が年老いた親世代の夫婦と同居するという、直系家族の形態をとっている。こうして、中世以来の兄弟姉妹関係という水平的関係に基礎をおいた世帯形態から、親子関係という垂直的關係に基礎を置いた世帯形態に移行しはじめる（M. Salitot, 1988, 109）。こうした移行の原因は、農業危機などにより零細農民たちの生活が苦しくなり、農家を継がない兄弟姉妹たちは次々と村を離れて行ったこと、そしてそれに対応して村に残った農民たちが経営を拡大し始めたことに求められる（M. Salitot, 1988, 164）。

と貧しい者の側に立つ者がこう呼ばれていたにすぎない）したがって、彼等は必ずしも受宗教の立場をとっていたわけではない。

図 19 : 1800 年以降のフランスの実質賃金の変化

資料 : J. Fourastié (1969)



以上のような変化の一方で、相続形態および協同生産の重要性は維持された。このどちらもが日常の社会的相互行為と密接に関係した。ジュラの人々の人格の在り方と深く結び付いていることを考えると、18世紀末以来の社会の大きな変化にもかかわらず、日常の社会的相互行為の在り方はそれ程大きな変化はなかったと考えることができる。この点における大きな変化は、社会の均質化に伴う階層的人間関係の希薄化であるが、この変化も結局のところ出来事に基礎を置く人格概念から導かれるものである以上、やはり基本的な社会的相互行為の在り方と、行為主体としての人格の在り方は、それ程変化がなかったといえることができる。そして、この人格に基礎をおいて、酪農とチーズ組合は資本主義への適応の鍵として一層強化されていったのである。

このように、農村の均質化、人口減少、資本主義経済への統合といった要素が、近代後半はジュラ農村に引き起こされた変化である。そして、このような変化にもかかわらずジュラの人々の社会的主体性の在り方はそれ程大きくは変化しなかったと考えられる。むしろ、その人格の在り方を基礎に、ジュラの人々は社会の変化に適応していったと考えることができる。そして、前章までに見てきた現在のジュラの人格のありかたと農業生産システムは、このような近代における変化の結果生まれてきたものである。

2) 第二次大戦後のジュラ農業

酪農に専門化した小商品生産という現在見られるジュラの農業生産システムと、各農業経営体の間に見られる均質な経営形態は、このように18世紀末以来第二次大戦に至るまで

の大きな農村の変化の中で生まれてきたものである。しかしこうして生まれた新たな農業生産システムの在り方が確立されて独自の発展を始めるのは、マーシャル・プラン²⁴⁾やフランス政府によるケインズ政策の採用、およびフランス経済のフォーティズムの発展による高度成長を背景に、ジュラでも本格的な農業の発展が始まる第二次大戦後である。この時期、ジュラでも農業の集約化の進展、トラクターの導入などの機械化、そして農業経営の近代化（酪農への専門化）が進化した。こうして生まれた新たな農業システムは、現金収入を求める酪農に特化した小商品生産であるという点で、酪農に重点を置きつつも基本的には単純商品生産であった近代の農業生産システムと、質的に異なるものとなった。こうして農民たちの消費生活は市場に強く依存するものとなった。そして、このような農業経営の変化は、ヨーロッパ統合に向けた CAP とそれに基づくフランス政府による農業基本法の制定という、新たな外部環境の変化によって促進されることになる。

ジュラの共同放牧が廃止されるのもこのような農業生産システムの変化が完成する1950年代であった。つまり、共同放牧の存続と廃止は、近代市民社会的なイデオロギー論争の結果起こったのではなく、農民自身の耕作方法の変化によるところが大きいのである。この時期の共同放牧の廃止の理由を、J. Brelot は穀物生産の停止と生産性の高い草地の増加に求めている (J. Brelot, 1953: 67)。現在生きている農民たちの証言によれば、共同放牧の廃止の主たる動機は、電気柵の導入と、化学肥料や生産性の高い牧草の使用による土地への投資の集約化の進展であった。

つまり、1950年代になっての共同放牧が廃止されたのは、このような農業システムの構造的変化への適応のためである。この時期は、農業経営は小商品生産の形式が確立し、過疎化にともなって個々の農家の農業経営規模は拡大する一方、トラクターや電気柵の導入などによって急速に農業経営が集約化していったが、こうした投資はまた、土地に対しても集約化していった。農民たちは化学肥料や配合飼料を用いつつ、生産性を向上させるために土地利用を計画的に行うようになり、牧草地には注意深く選定された粗飼料用作物が蒔かれるようになった。こうして生産性の向上した土地はより多くの乳牛を養いうるようになり、物理的には共同放牧の可能性を拡大したが、しかし所有観という観点からは逆の方向に向かうことになった。全ての土地は明らかに意図的に、長期的展望をもって作られていくものとなっていったので、努力の投下はもはや作物のみならず、土地そのものに対しても意識的になされるようになり、その結果生産される牛乳の質と量は大幅に向上することとなった。こうなるもはや、収穫後の土地は決して「空っぽ」になってしまったのではなく、土地自体が明確に投資の結果として意識されるようになるとともに、そこに生えている牧草も常に投資の結果として意識されるようになったのである。こうして農民たちは自ら作り上げた土地から共同放牧のデメリットを排除するために、電気柵によるストリップ放牧を行うようになったのである。この時、共同放牧は協同の価値を生産物に反映させるものではなかったため、土地への投資による農家の個別性の確立によって、共同放牧は容易に消滅してしまったのである。

また同時に、こうした生産性向上のためのトラクターや合成肥料などの工業製品が生産

²⁴⁾ マーシャル・プランは、第二次大戦後に戦争によって荒廃したヨーロッパの立て直しのためにアメリカが行った多額の復興援助プログラムで、欧州経済の立て直しに大きく貢献することにも、世界経済におけるアメリカの支配力を決定的なものにした。

へ投入されるようになると、農民たちはこれらの購入のために現金を必要とするようになる。そのため、現金収入を目指す生産活動の比重を増やしていかざるを得なくなる。こうして、経済のフォーディズムの発展は農業の小商品生産化を促した。

こうして、農業経営の集約化は土地の生産性を上げると同時に、土地の個別化を押し進めて農業個人主義を前進させ、村の法的共同体としての機能を著しく低下させた。そして農業生産システムも、完全に小商品生産を志向するものとなり、それに応じて女性は農作業から徐々に身を引いていくことになる。そして、1980年代になるとこうして農業の現場を離れた若い女性は徐々に、フェミニズム思想の影響と経済的必要から、農外収入を求めて都市などの賃金労働に携わりはじめた。

それでは、共同放牧の持っていたメリットはどうなったのだろうか。19世紀から20世紀にかけての農業危機にともなう急速な過疎化によって貧農の数は減少し、さらに20世紀前半からそれぞれの農家で規模拡大が徐々に進み、その結果、第二次大戦後は共同放牧もそれほど大きなメリットをもたらさなくなった。つまり、農業経営規模の拡大が共同放牧を、経済的に不必要なものとしたのである。

しかし、このような共同放牧の廃止の一方で、もう一つの「共同体的慣行」であったチーズ組合は、第二次大戦後も農業の現代化の難として重要な役割を担い続け、また農家の規模拡大に向けた市場と政府からの圧力にもかかわらず、農地の均等相続の慣行は維持された。しかし、農業生産システム全体の変化にともなって、チーズ組合や農業の家族経営がジュラの農業において果たしている役割も大きく変化した。近代においてチーズ組合は、農村の均質化と酪農化、そしてそれに伴う産地形成に大きく貢献し、農村を市場経済に統合する役割を果たしたが、現代になってからはむしろ、各農業経営体を市場の圧力から守りつつ農村の生産を向上させる役割を担った。そしてこの変化にともなって、家族的農業も単純商品生産から小商品生産へと移行した。こうして引き起こされた生産の上昇は、農家の規模拡大や乳牛の品種改良とともにチーズ生産の機械化によって実現したものであり、これが1960年代以降のフランス経済の急速な成長の一翼を担っていたのである。

(5) 社会変化と社会的結合関係

以上で見てきたように、現在見られるジュラの農業生産システムとジュラの社会的結合関係は、過去200年にわたるさまざまな歴史的過程の結果として生まれてきたものである。この歴史的過程は大きく、単純商品生産による多角経営から小商品生産による酪農経営への移行による市場経済への統合、貧富の格差の大きい農村構造から経済的に標準化した農村構造へ、そして「法的共同体」である村（コミュニティ）から共同体的規制の緩いコミュニティとしての村へ、という変化にまとめることができる。ところで、財の価値の生産という点から見た場合、このような近代から現代にかけてのジュラの農業システムの変化はどのように理解できるだろうか。今一度整理してみよう。

財の価値の在り方は、「所有」というものの捉え方と密接に結び付いている。19世紀の中頃には、既に出来事的所有観が存在していたことは明らかである。そして、まさにこの所有観が共同放牧による私的所有権の一時的反故を正当化していた。しかしそれとは別に、国家レベルで知識人たちによって作られ行政を通じて農村に適用される法によっても、農

民の生活は規制されていた。この二つの所有観の併存は、複数の異なった形の所有権が互いに矛盾することなく重層的に存在していたアンシャン・レジーム期には、自然採草地や休耕地（したがってほとんどの農地）においては大した現実的問題は引き起こさなかった。しかし、ブルジョアジーが政治的な力を持つようになると、神聖不可侵な私的所有権という考え方が支配的になってくる（とはいえ、この時期にはまだ所有権をはじめとするさまざまな近代社会を基礎付ける諸概念はさまざまな定義の間で揺れ動いていた）。そこでは、一つの土地には一人の個人が権利を持つという考え方が強くなり、この考えによってフランス革命後に封建的特権が廃止される。こうして、投資の有無にかかわらず、ある人の名前で役場に登記された土地はその人のものであり、その所有権は神聖なものとされたのである²⁵⁾。19世紀に起きた共有地分割をめぐる農民の間の対立は、この出来事的所有観とブルジョア的な法的所有観との対立である。すなわち、ほとんど農業に投資していなかった零細農民には、ブルジョア的な法的所有観は受け入れやすくまた分割によって利益も得られると考えられ、他方、農業によって生活していた農民には投資のなされていない共有地の分割は受け入れ難く、また酪農への専門化による経済的利益にも反していたのである。

この出来事的所有観とそれから導き出される経営戦略は、19世紀のジュラの農村のように家計の自給の割合が高く、市場を通じた財の調達はまだ大きな比重を占めていなかった時期には、その自給すらままならなかった零細農民を除けば、経済的にはそれほど大きな問題を引き起こす要因とはならず、むしろ適合的であった。しかし他方で、その個別性の志向ゆえに、決して生活空間を構成する村の内部の階級格差を和らげるものとはならなかった。この階級格差を和らげるのは、その階級格差が必然的に生み出した零細農民の排除、および農業危機という外部からの要因によるのである。

1870年代までみられた農産物価格の大きな変動は、自給的な穀物生産の不安定さの現われだった。こうした不安定な状況のなかで家計の安定を救おうとすると、交通の発達で可能となった市場での財の調達に依存せざるを得ない。したがって、家計を安定させるためには現金の調達が不可欠となる。穀物生産のための畑が牧草地に徐々に転換されていき、それとともにチーズ生産のための酪農が大きく発展して行ったのは、大都市における消費の拡大によって引き起こされたグリユイエール・チーズの需要の急激な増大とともに、こうした農村の事情があったからだが、しかし農業危機が示しているように、こうした市場化した農業は市場で価格の変動に大きな影響を受けるようになってしまう。牛を二頭も持っていないなど十分な生産基盤を持たない零細農民は、こうした過程のなかで排除されざるを得なくなる。しかし、ある程度の生産基盤を持っている農家の場合は、適正な労働量によって必要十分な生産を上げるという目的の範囲内で、自給的農業と市場向け生産とが互いに補充しようという形で、生産上のリスクを分散していたということができよう。協同組合という形式と共同放牧を支えた農民的所有観は、低いコストで農地の偏在を是正し、それほど大きな資本を持たない農民が大きな投資をせずとも市場経済に参加できるようにしたという意味で、このようなリスクの分散化を支えていたということができる。

²⁵⁾ 現在の法律では土地は一義的にある特定の人や集団にのみ配分しているわけではなく、いくつかの種類の所有権が設定されている。それは、たとえば抵当権であったり、営業権であったりする。しかし、それぞれの権利は常に特定の個人や団体に一義的に割り振られており、論理的な守備＝買性は保たれている。

こうして19世紀の前半から半ばにかけて徐々に形成された、協同組織を重要な要素とする単純商品生産の農業システムは、第二次大戦後になって目的的セクターがなくなり市場のための酪農生産に一本化して小商品生産となるまで続いた。しかし、穀物生産と酪農という二つの農業生産に基礎を置いた農業システムは、決して安定的なシステムであったわけではない。すでに見たように、このシステムは共有地利用の有料化とチーズ組合内部の対立を通して、一部の零細農民を排除した。そしてさらに農業危機による現金収入の低下によって大土地所有者と一部の零細農民を排除する一方、土地を新たに手に入れる小農民も生まれ、農民層の平準化が進んだ。こうして20世紀初頭から戦間期にかけてシステムは一時的に安定するが、その安定は農民たちの生産性の向上への努力を導きだし、マクロレベルでの経済の発展と相まって、農民の貨幣経済への依存は高まって行った。こうして徐々に実現した集約化の結果ようやく、農民的土地所有観はジュラにおいて農業個人主義を生み出すことになったのである。しかしそれは、投資が個人の努力のみによってなされる土地に関してであり、このような農業個人主義の進展とともに、チーズの協同生産はジュラ農業の現代化の鍵として生き続けることになる。

このように、近代ジュラ農業生産システムは酪農にやや重点を置いた単純商品生産であり、農民の間の一定程度の経済格差をもちつつも貨幣経済への依存度の低さによって維持されてきたのである。しかしながらこうした単純商品生産の特性は、一部の農民層の排除による均質性の進展は生産性の向上を生み、それによって自給的セクターの比率を低下させることを通じて、自らのシステム全体を変えてしまうものであった。その意味で、このシステムは過渡的で不安定なものである。そして、戦後になってこのシステムに代って生まれた現代酪農システムは、市場に完全に依存するという形で、リスクの分散よりも生産性を重視した。確かに市場経済体制下において生産性を重視すれば、ある程度の専門化が避けられなくなり、リスクの分散を犠牲にしなくてはならなくなる。しかしすでに見たように、こうした状態においてもチーズ組合は、その柔軟性を効果的に発揮して小商品生産を支えているのである。

こうして、一方で農村の階級闘争の結果と、他方で酪農への専門化とチーズ組合の進展により、ジュラの農民たちは発展する市場経済に「適応」していく。ところで、このような農民たちの変化は、「適応」という言葉で示すことができるものなのだろうか、それとも、しばしばマルクス主義系の議論 (ex: M. Dion-Salitor & M. Dion, 1972) が示すように農民たちの資本主義システムに対する敗北と言うべきなのだろうか。この点は微妙な問題をはらんでいる。しかし、第6章で見たように、近代における市場や農業政策による圧力にもかかわらず、農民たちの農業生産は資本の論理によって貫徹されたものとはなりえなかったという点を考慮すれば、やはり、近代の農業生産システムの変化を農民たちの資本主義に対する闘争での敗北と捉えることはできない。たしかに、農民たちが市場に対して置かれている位置は決して強固なものではない。しかし、そのことは必ずしも農民たちを階級闘争の敗北者と見なすことを正当化するわけではない。その意味で、本論で用いてきたような「適応」という言い方は、農民たち自らの状況打開への努力に焦点を当てるといって意味で、ある程度は適切であると思われる。現在のヨーロッパ社会は19世紀的な階級闘争理論を単純に当てはめることができないほど複雑化した社会なのである。

(1) 農村と外部環境

18世紀末以来のジュラの農村の変化は、人口増加、貨幣経済の浸透、フランス革命といった外部環境の変化に対応したものであった。そして農村では農業革命やチーズ組合の普及が引き起こされ、さらに農村の社会構造と農業生産システムの在り方を根本的に変えることになった。しかし、農村はこのような外部変化に対して常に受動的であったわけではない。こうした農業生産システムの変化はまた、外部環境に対して一定の影響を引き起こすことになる。それではその影響とはどのようなものだったのだろうか。

まず、生態学的環境について見てみよう。近代ジュラに起きた農業生産システムの変化は、環境利用という点では穀種栽培に基礎を置いた三圃制による多角経営から酪農への漸進的以降であり、草地の拡大と土地の肥沃度の改善を引き起こした。こうした変化はジュラの景観を大きく変え、特にジュラ高原では穀種栽培を行う畑は大きく後退して代わりに採草地が拡大した²⁹⁾。そしてこのような景観の変化は、高地ジュラをジュラの農村の原イメージとする「フランスのチロル」という言い方を生み出すことになる。とはいえ、二次遷移過程にある生態系のそれぞれの段階から一定の利益を引き出しつつその全体をコントロールするという、農民の生態系の管理の仕方を根本的に変化させることはなかった。その意味で、この変化は量的な側面のみの変化にとどまり、環境利用の在り方を本質的に変えたわけではなかった。そのため、で生態学的環境への影響はそれ程大きなものではなかった。

次に政治経済的環境について見てみよう。これには経済的環境への影響と地域意識への影響、そして社会的環境への影響の3つの側面がある。

経済的環境への影響は、農村から排除された零細農民が都市の工場労働者となって産業革命を支えたこと、そしてまた彼等が労働運動の担い手として社会主義運動の一翼を支えたことがまず上げられる。そして、農村に残った農民の間では、酪農への重点の移行が生産全体における商品生産物（すなわちチーズ生産のための牛乳）の割合を増やし、現金収入の拡大による貨幣経済の浸透を促すことになった。こうして農民の生活は市場経済に統

²⁹⁾ 近代以降、森林の景観も変化する。ジュラの森林では、19世紀の半ばから林学の導入による林業経営が始まり、経済的価値の高いモミがさかんに植えられるようになっていく。そのため、それまでは標高700m以上の地域でモミ林が見られたが、そのころから徐々に標高の低い地域でもモミ林が見られるようになっていった。

合されることになり、20世紀になってからのフォーディズムの発展が可能となった。

地域意識への影響は、酪農への重点の移行とそれによる草地の拡大は、当時生まれつつあったロマン主義思想における田園志向と相まってある種の地域意識を生み出した²⁷⁾。それは、「ジュラはフランスのチロルである」という19世紀中頃の政治家 C. de Montalambert の言葉に要約される。チーズ組合を中心に酪農で生きる高地ジュラの生活をジュラ全体の理想とするものである。ただし、この地域性の主張はフランシュ＝コンテでは決して政治的な地域主義にまで拡大されることはなかった。地域主義運動を支える以上に、個々人の自主独立の指向が強かったせいであると思われる。

社会的環境への影響は、さまざまな組織の結成として現われている。すなわち、近代の農業生産システムの変化の過程で農民たちはさまざまな組織を作り、より良い適応のためのさまざまな模索が行ったのである。このような模索は、単に農業生産システムや農民の生活の改善にとどまらず、さらに「フランシュ＝コンテ派社会主義」と呼ばれる一連の社会主義思想や社会主義的運動を生み出し、大きな政治運動として国やヨーロッパのレベルで政治的影響や知的影響を持つことになる。

以上の、生態系への影響、経済への影響、地域主義への影響、社会への影響のうち、生態系への影響と地域主義への影響はそれほど大きなものではなかった。これに対し、経済的影響と政治への影響は、ヨーロッパ全体の大きな社会変化の一翼を担ったものであり、重要なものであった。

このようなジュラの農村に引き起こされた変化は、単に農民たちの生活空間を変えただけではなかった。さらに、一方で当時の知識人の中での社会についての知識の形成に対して影響を与え、他方で社会運動としてさまざまな政治制度の形成や政治運動の発展にも一定の形で貢献していくことになる。19世紀のフランスにおいては政治制度の形成は常に社会をめぐるさまざまな知識の法体系への統合を伴っており、その意味で社会についての体系的知識である社会科学と実際の社会の運用のシステムである政治制度は表裏一体の形で発展していった。たとえば、19世紀に現われる共同放牧をめぐるさまざまな議論は、現実の農民の生活と農業生産の在り方と密接に結び付いた、社会運動の一つの現われであった。ここにおいて共同放牧について議論を戦わせた人々は、単なる社会哲学を展開していたのではなく、当時の農業をめぐる全体的な現実や制度に直面していたのである。そして同様のことは、フランシュ＝コンテに生まれた二人の社会主義思想家、C. Fourier と P.-J. Proudhon についても言うことができる。一種のアマチュア哲学者であった彼等の社会哲学は、フランシュ＝コンテの社会の歴史や現実と密接な関係を持ちつつ、全国レベルの影響力を持つようになる。現在のフランス、さらには EC=EU のさまざまな行政制度や政策は、こうした多様な社会運動のなかから形成されてきたものであった。

このように、ジュラの人々はその生活空間において単に外部環境の変化を受動的に受け入れただけではなく、一定の範囲で外部環境に対しても働きかけをしたのである。そして、ジュラを含めたさまざまなフランスの地域の社会運動の成果が今日みられるフランスの行

²⁷⁾ この地域意識が生まれる背景にはもちろん、フランシュ＝コンテはもともとフランスではない(ウィーンのハプスブルク領であった)とする地域の独自性への主張と、当時のロマン主義の影響による農村の再発見と地域アイデンティティの創出という事情もあった。ただし、このような地域意識の創出は必ずしも成功したとは言い難い。

政制度であり、ヨーロッパ中の社会運動の成果が今日の統合ヨーロッパである。しかし、このようにして生まれた今日の社会制度が本当に人々の望むものとなったかどうかは、また別の問題である。むしろ、今日の農民たちの置かれている状況は、こうした過去200年の間に作り上げてきた制度の欠陥を暴露してしまっているように見える。

この章では、このような現在みられる社会状況の歴史的由来を、生活空間と外部環境との関わりの中で検討し、農業生産システムの外部環境への影響がどのような形で実現したのか、そしてそれはどのような形で、農民たちが望んでいたものとは異なったものとなってしまったのかを見ていくことにする。以下ではまず、ジュラの社会変化が外部環境に対して与えた経済的影響と政治的影響のそれぞれの特徴を見た後、生活空間と外部環境がどのように絡み合って現代社会が構築されてきたかを検討する。そして最後に、そのような歴史の未作り上げられた統合ヨーロッパが、現在の農民たちに対して持っている社会的意味について検討する。

(2) 経済的環境への影響

近代ジュラにおける経済的变化は、酪農への専門化、社会階層の平準化、そして生産量の増加（第一次大戦前は漸進的な増加、第一次大戦以降は指数関数的な増加）によって特徴付けられる。これらは総体としては農村の資本主義経済への組み込みというプロセスとして理解することができる。

こうした農村の経済的变化が外部環境に与えた影響は二つの点から把握することができる。一つは人口動態であり、もう一つは農村経済の変化である。

まず第一の人口動態から見てみよう。それは農村の平準化に伴うものであり、零細農民と大農民の排除によって引き起こされた人口減少である。特に重要なのは、19世紀の前半から顕著になる零細農民の農村からの流出である。酪農への専門化、チーズ組合の組織改革といった農村の変化の犠牲者でもある彼等は、パリやリヨンなどの大都市をはじめとするさまざまな都市、あるいはスイス・ジュラに流出して、19世紀中頃から徐々に進展しはじめた産業革命と労働運動を担う労働者となっていく。たとえば、スイス・ジュラに流出した零細農民は時計職人となるものも多かったが、スイス・ジュラの時計職人たちは1864年に第一インターナショナルの最初の支部である「ジュラ連合 Fédération Jurassienne」を結成し、当時のヨーロッパで最も急進的な無政府主義運動を展開した。

こうして農村から流出して労働者となった農民たちは二つの点で外部環境の変化に重要な貢献をする。一つは、彼等が当時活発化したつづいた労働運動や社会主義運動の担い手となっていったことである。また、ジュラ南部の工業都市サンクローードには周囲の農村から労働者が流入し、彼等はチーズ組合をヒントにして消費協同組合「ラ・フラテルネル」を結成するが、この協同組合運動は20世紀初頭にはサンディカリズムへと発展することになる。こうした社会運動・労働運動は、後に政治への影響との関連で見ると、19世紀においてはまだ十分には確立されていなかった資本主義経済の諸制度や近代行政制度の形成において、社会民主主義的な制度の確立という形で一定の役割を果たすことになる。

農村から排除されて零細農民から転化した労働者たちによる、もう一つの外部環境への影響は、彼等の労働が産業の発展に貢献することになったことである。18世紀から徐々に

封建領主たちによって始められた鉄工業などの農村工業、そして19世紀の産業革命によって発展する諸工業においては、まだ農民や労働者たちが使用する日常生活用品はまだほとんど生産されていなかったため、零細農民に由来する労働者たちが作っていたものは彼等自身の生活と関わりあるものではなかった。そのため、産業の発展は必ずしも直接労働者の生活を物質的に豊かにしたわけではない。また、一つの家族の内部に労働者として工場などで働く者と小さい農地で作業するものとのがいる場合もあり、この場合は生計はその農地における自給的生産によってある程度補われるので、労働者としての賃金のほうは低く抑えておくことが可能だった。このような賃金体系は、資本家たちの資本の蓄積を促していく一方で、労働運動の発展を促すものでもあった。とはいえ、19世紀の後半になると労働者の賃金は常に上昇傾向を示すようになる (R. Boyer, 1978: 28-29)。

このように、農村の人口の変化は都市の産業の発展と労働運動の形成を促した。一方、農村経済の方はどうだろうか。19世紀を通じて農村は徐々に酪農へ専門化し商品としての酪農生産物の生産が拡大していったが、それにより農村は徐々に貨幣経済のなかに組み込まれていくことになる。こうして農村には貨幣が流入するようになり、その貨幣により農民たちは新たな技術を導入することが可能となる一方、農民自身も徐々に市場における消費者へと転化しはじめた。これによって、ジュラ農民の主流であった小規模自作農民は徐々に規模を拡大していき、19世紀には明白にあった貧富の差と階級対立は徐々に不明瞭なものとなり、農民たちは現金を求める「農業者 *agriculteur*」へと変質しはじめた。

こうした農村の貨幣経済への参入は、産業革命の進展とともにフランスやヨーロッパの資本主義の在り方を大きく変化させていくことになる。こうした急速な変化のなかで農民たちは、より効果的な対応を目指して、生産者協同組織をはじめとするさまざまな組織を作って対応しようとするが、こうした組織は同時期の社会運動・労働運動とともに、単に経済的外部環境にとどまらず政治的外部環境の変化をも引き起こすことになる。

このように、農村の経済変化は一方でフランスやヨーロッパの貨幣経済の確立の貢献するが、他方でさまざまな社会組織や社会運動の形成を通じて政治的環境へも大きな影響を与えることになる。それでは、その政治的環境への影響はどのようなものだったのだろうか。

(3) 社会運動の形成と政治的環境への影響

1) 社会科学と社会調査

農村の経済的な変化は、農民たちの政治的外部環境への働きかけを生み出すことになる。しかし、19世紀においてジュラの人々の生活空間の変化が政治的環境へ一定の影響を与えるのは、議会や行政といった何らかの制度的なプロセスによってではなかった。実際、納税額に基づく制限選挙が行われていた19世紀前半には、多くの者にとってこれらの制度的な政治参加は、アクセスできないものであった²⁸⁾。彼等が政治的環境に何らかの影響を与

²⁸⁾ フランスの選挙制度は、第一共和政期に一時、男子普通選挙が実施された後、制限選挙に移行し、そして第二共和政期に再び男子普通選挙が実施されるようになって、男子普通選挙は定着する。しかし、第二帝政期（特に前半の権威帝政期）は議会自体の権限が弱かったため、参政権も形式的なものだった。なお、女性の参政権が認められるのは第二次大戦後になってからである。

えることができたとしたら、それは社会運動を通じてであった。この社会運動は、農村におけるさまざまな組織設立、社会主義運動、さらには労働運動などの形で直接間接に政治に働きかけることになる。

しかし、これらの社会運動は盲目的あるいは即興的に行われたわけではない。こうした社会運動が形成されるに当たって、さまざまな社会についての知識の形成が重要な役割を果たしていた。そこで、ジュラにおけるこうした社会運動による政治的環境への影響を見るために、まずジュラにおける社会運動と知識の関連を検討しておこう。

「社会」というものがどのようにできているのかという問題は、ヨーロッパにおいては古代のギリシャ哲学やユダヤ=キリスト教以来の哲学の大きな問題であった。しかし、このような問題が現実の社会制度の問題として政治と密接に関わるようになるのは、絶対王政が確立する17世紀である。17世紀から18世紀にかけては、社会契約論や啓蒙思想などさまざまな思想が現われ、また、実際に王国（あるいはドイツの場合は領邦国家）を維持管理するためにさまざまな社会調査が行われ、こうした社会についての実際の知識の蓄積ともなっていく政治経済学 *économie politique*、政治算術 *political arithmetics*、国勢学（統計学）*Statistik*、さらには林政学 *Forstökonomie* など、さまざまな知識体系が構築された。

フランスにおいてはこうした動きは、啓蒙思想（特に百科全書派）の影響のもとに、その膨大な博物誌的知識を体系的に整理しようという試みと、理性による社会秩序の確立を提唱しようとする試みとして現われる。この二つの傾向は互いに密接に結び付きながら、フランス革命によって生まれる新たな社会制度の思想的基盤を構成し、さらにはナポレオン時代には、観念学派 *Ideologues*²⁹⁾ の思想家たちの活躍により、直接政治に関わることになった。この観念学派の思想は啓蒙思想とカント哲学の合理主義を受け継ぐもので、Napoleon の下で学制や法制度などの確立に貢献した。また、この観念学派に属する思想家たちは人間観察学会 *Société des Observateurs de l'Homme* という最初の民族学的組織を作り、海外での社会調査や民俗調査の指針を作り、民族誌博物館 *musée d'ethnographie* の構想も練っていた。彼等が作ったこの調査指針では、参与観察法も提唱も含めて海外へ向かう専門家のための様々な人類学 *anthropologie* の研究テーマが列挙されている。

フランス革命以来、新たな政治制度の下で機能を始めたフランス政府は、社会の実態を知るためにさまざまな社会調査を実施した。そしてこのフランス革命期から第一帝政期にかけての時期には、人間観察学会の構想した社会調査・民族調査はフランス国内でも応用されることになった。こうした調査には次のような目的があった。まず実践的レベルでは、行政上の目的（選挙人名簿や選挙区の確定、徴兵のための人口調査、税金徴収のための社会情勢の調査など）があり、また同時に「共和主義政府」としての人々の生活状態の改善という使命の達成のための現状把握という目的があった。さらにイデオロギーのおよび知

²⁹⁾ 「観念 *idée*」の学として「イデオロギー」という言葉を最初に使ったのは彼等だったが、彼等は観念学 *Ideologie* を、博物学の中核の動物学の一部門として、人間の観念の在り方やその発達を研究する学問として定義された。アントロポロジー *anthropologie* という言葉を今日でいう「人類学」の良みで使いはじめたのも彼等である。ここには（ヨーロッパ人を含めた）人間を他の動物と同列に置いて網羅的に分類して行こうとする、啓蒙主義的あるいは百科全書的自然観が見られるほか、カント哲学の影響も見られる。実際、観念学派は哲学的にはカント哲学とユート社会学を構築したといわれている。社会的には、彼等は Napoleon の下で学制や法制度の整備を行うことで、近代国家としてのフランスの社会制度の基礎を作ったという点が重要である。

的レベルでは、普遍の原則により「一つの祖国 *une patrie*」を作り上げるためのフランス国内の地域的多様性の把握という目的と、それに併せて地域の様々な事情を明らかにするという啓蒙思想以来の博物学的目的が関わっていた。

以上のような目的に沿って、フランス革命期・第一帝政期にはジュラでも多くの調査がなされている。行政による調査としては、「知事による調査 *Enquête des préfets*」と呼ばれる全国調査をはじめ、種々の人口調査がなされている。また、こうした行政と連携する形で、民間によるさまざまな社会調査が実施され、地域の風景や習慣を正確に記述することで、政府が地方の人々の生活の中にある非合理で誤った慣習の改善を図り、さらにはそれによって共和国の統一を促進して新たな社会の建設にすることが目指されていた⁴⁹⁾。

このように、近代という時代は社会についての知識の探究が、社会運動や社会変化と密接に結びついていた時代である。ジュラにおいても、知識の発展と運動した形でさまざまな社会運動が形成される。チーズ組合の組織改革もこのような社会運動の一貫として理解することができるが、その他にも農事研究会の結成 *comice agricole*、さまざまな研究グループの結成や研究誌の発刊、農業信用組合や農民労働組合、飼育組合といった農村組織の結成などが上げられる。

農事研究会はチーズ組合以外では最も早い時期に各地で作られた農村組織（生産者協同組織）で、1830年代から県の後押しで篤農家によって県内に相次いで作られた。これは農業技術の発展や生産性の向上を目指して地域でコンクールなどを行って、近代化のプロモーションを行った。

研究活動に関しては、まず、王政復古直後にジュラ学会 *Société d'Emulation du Jura* が設立され、当時の様々な知識人の研究や創作活動の発表の場となった。そこでは主として歴史、自然科学（数学や地理学、地質学など）、文学創作（主として詩）などがその研究発表会と機関紙を通じて発表されたが、その研究においては農村生活の改善は重要なテーマの一つだった（ジュラ学会は現在も活動しているが、現在では歴史研究が主体となっている）。また、歴史学者 *Désire Monnier* は1840年に『ジュラ県年鑑』の編集者に就任すると、

⁴⁹⁾ このような目的は、革命期の社会調査報告書に明確に記されている (*J.-M. Lequinio, 1979: 5-6*)。ほか、王政復古期や七月王政期に行われた社会調査の報告書にも明記されている (*S. Guyétant, 1822: 6, R. Pyot, 1838: V*)。こうした調査報告書は統計 *statistique* と呼ばれ18世紀末ごろは、旅行記的なものであったが、後には総合的な地誌 *géographie* といったもの変化していき、19世紀半ばにはこれらの調査報告書はたいてい場合 *statistique* と題されていた。統計 *Statistik* という言葉が最初に用いられたのは18世紀半ばの現在のドイツにあるゲッティンゲン大学においてであり、それはもともと国のさまざまな地理的、社会的、歴史的状況（ラテン語で *status*）についての包括的概観的な報告・研究という意味だった（当時のドイツは小さな領邦国家に分かれていたので、国と地方はほぼ対応する）。したがって、そこにはその地方の様々な博物誌、経済、風俗・習慣など、あらゆる側面が記述された。このような *Statistik* は日本語では「国勢学」と訳されるが、それが生まれた背景には、「国家」が近代化する過程において政府が国を管理すること (*gouverner*) に重点を置くようになってきたからである（その様な管理は、戦費や兵隊を調達したり産業を起したりするのに不可欠だった）。本来「家政学」という意味の「エコノミー」が「経済」を意味するようになる（すなわち、*économie domestique* から *économie politique* へと変化する）のも、このような国家の質の変化による（重農主義理論家でありフランス王国の財政立て直しを試みた *F. Quesnay* が総括的に統一的な社会調査の必要を唱えたのも、その百科全書派による影響の他にこのような背景がある）。こうした「統計（国勢学）」はフランス革命期にフランスに導入され、今日の社会統計、地誌、そして民族誌の、フランスにおける起源の一つとなった。そして、「統計」は19世紀を通じて徐々に、現在で言うような数理統計にとって代わられていく。

それまで暦や行政サービス案内程度の内容だった年鑑に地域の歴史の紹介や博物誌を加えて大幅に頁数を増やし、合わせて農業技術の改善やジュラ農業の特徴についての記述も加えた。そして1861年にはポリニーにポリニー農業科学芸術協会 *Société de l'Agriculture, la Science et l'Art de Poligny* が作られ、他の知的活動と共に新しい農業技術の紹介や研究が主要なテーマとして機関紙に掲載された。C. Fourier の孫弟子でヴィニョブルに生まれた Wladimir Gagneur は、19世紀なかばごろはフリーエ主義者たちの機関紙にチーズ組合改善の提言などを発表していたが、第三共和政期にはいるとジュラ選出の国民議会議員（下院議員）として活発に農村の改善に発言するようになり、その提言で新技術の研究と普及のためにポリニーに国立乳業学校が作られることになった。

農村組織としては、まず、フリーエ主義者 W. Gagneur によって、1850年代に農業信用組合がヴィニョブルの村に作られた。これはチーズ組合をフリーエ的な社会主義の理想の現われと考えた W. Gagneur が、農村でのフリーエ主義的理想の実現を一歩進めるために試みためので、それ自体は長続きはしなかったが、フランスで最初の農業信用組合の試みとして現在の農業信用金庫 *Credit Agricole* の先駆けとなったものである³¹⁾。また、1884年に結社の自由が法律によって認められると、その直後に各地で農民組合 *syndicat paysan* や信用金庫 *credit agricole* が結成され、さらに乳牛の品種改良を目指した飼育組合 *syndicat d'élevage* も各地で設立された。

2) 共同放牧と社会科学

このように社会に対する知識体系が生まれつつあった近代初頭においては、農村の現実はいくつかの知識体系を担っていた知識人にさまざまな問題を突きつけた。その最も大きな問題の一つが、貧困を前にしての個人と社会の関係についての問題である。そしてこの問題は、共同放牧をめぐる最も活発に行われることになる。この状況はこの慣習が根強く維持されていたフランシュ＝コンテでも同様であり、フランス革命の前から多くの批判が共同放牧に対しては噴出していった。知的エリートたちは個人の価値を重視し、それを制限する社会的共同体的規制こそが人々を抑圧し、経済的な貧困を生み出していると考えていたからである。そして、1768年に共同放牧禁止の勅令が出されることになり、一度はブザンソンの高等法院の抵抗で結局は死文化したが、それでも共同放牧の是非をめぐる議論はその後もくすぶり続けた。そして制度的には、フランス革命において共同放牧の廃止を宣言した農村法が制定されることになったが、実際には共同放牧は根強く生き延びた。

19世紀にはいると、農村の貧困問題を解決し生産性を向上させるために、行政機関によってさまざまな社会調査が実施された。この社会調査は、初めは見聞録という体裁をとり、まとまりのない形で見聞きした話や博物誌的報告が並べられていたが、19世紀のなかばごろまでに徐々に体系的に形式が整えられるようになっていき、概算ではあるがさまざまな数値も載せられるようになっていった。この時期は徐々に社会の調査法が確立していき、それともなって報告書の記述の体裁などが整えられていき、社会についての実証的な考察

³¹⁾ 現在の農業信用金庫は、もともとはこのような農村の相互信用組織が発展したものであるが、今でもその協同組合的要義は残しているとはいえず実質的には全く銀行と同様になっており、農民自身も他の銀行と同列に考えるようになっていっている。なお、このフランスの農業信用金庫は預金量でも世界でもトップの水準となっている。

の形式が徐々に確立して行った時期である²⁾。

こうした背景の中で、農村の在り方をめぐって二つの対立するイデオロギーが現われてきた。一つは農村社会の協同組織を支える社会的結合関係を、個人の自由を抑圧する悪弊と捉えて批判するものであり、もう一つは、このような社会的結合関係を人間本来の「共同性」、すなわち互いに共通の利害を持って互いに助け合い理解し合う調和的な社会関係の現われとして、混乱する世の中でむしろ復権すべき美德であると賞賛するものである。この論争は、特に共同放牧の慣行をめぐって展開された。そしてその一部は、19世紀初頭にフランス各地で生まれた、地方の知識人たちによる地方学会 *société savante* の機関誌にも現われた。こうした論争は、言うまでもなく当時の社会哲学上の論争を一定の形で反映しており、その意味で社会科学というものの考え方の出発点を明確に反映している。そこで、以下では、七月王政下になされた論争でのそれぞれの主張を、J.-L. Mayaud の行った報告 (J.-L. Mayaud, 1981) をもとに検討してみることにする。

共同放牧に反対する議論として彼が取り上げるのは、1840年に発表された、オート＝ソーヌ県の医師 François Pratbernon の議論だが、この議論はすでに当時なされていた共同放牧反対論の延長に位置するといふ。F. Pratbernon はまず、共同放牧を経験的に定義した後、共同放牧は草地を台なしにしてしまい、また、個人の努力による投資を無にして農業経営の改善にブレーキをかけてしまう、と指摘した上で、共同放牧はさまざまな悪徳の温床であると断じている。彼によれば、こうした慣行を行っている農民は、無知で汚く野蛮であり、性的にだらしがなく、また怠け者で働かない、と述べている。

これに対して共同放牧を擁護する議論として J.-L. Mayaud が提示するのは、弁護士 Jean-Baptiste Perin のものである。この議論は、1835年に当時の商業省が各県議会に対して共同放牧廃止に向けて委員会を開くように要求したときに、ジュラ県議会で発表されたものである。そこで J.-B. Perin はまず共同放牧の法学的な定義をした後、共同放牧は決して私的所有権を侵害しないばかりか、農業の技術改良にも障害にはならないと指摘し、共同放牧がむしろ生産性の向上と貧農の生活の維持に貢献していると述べている。そして彼は、農民の行動は常に合理的であり、共同は人々全体の利益のためになされるものであるとしている。

J.-L. Mayaud も指摘しているように、また前章でも検討したように、当時の共同放牧は決して農業生産活動のブレーキとなっていたわけではなく、むしろ一定の安定をもたらしていたので、F. Pratbernon の主張は必ずしも当を得たものではなかったが、ここで興味深いのはむしろ、これらの主張の背後にあるイデオロギーである。F. Pratbernon の議論は、農村は進歩を知らない無秩序な状態にあり、その野蛮な状態をなくするためには法や教会、さらには大土地所有が必要である、という考え方に基づいている。この考えの背後には、共同所有は悪徳と野蛮の名残であるという考え方がある。これに対し J.-B. Perrin は、農民は基本的に合理的な能力を持っており、共同放牧はその秩序だった判断から生まれた生活のための組織であり、その点で市場のための生産とは異なり、また、大土地所有とは利害が対立するものである、と考えていた。彼にとっては所有権とは自然権によってあらかじめ与えられていたものではなく、社会という枠組みの中で初めて成立するものだったので

²⁾ ジュラにおけるこのような社会調査法の漸進的な確立と農村開発の関連については、三浦 (1997) 参照。

ある。

このように二種類の議論を明確に対比させた後、J.-L. Mayaud はそれぞれの根底にあるイデオロギーの抽出を試みる。彼はまず、これらの議論がともに、一種の民族誌的な観察に基づいていることに注意を促し (J.-L. Mayaud, 1981: 346)、どちらの議論も、社会は法によって秩序づけられている、という前提を持っていることを指摘する (J.-L. Mayaud, 1981: 342-343)。しかし共通しているのはそこまでである。F. Prateron の議論は明らかに、私的所有権の確立によって人は文明的になるという、啓蒙思想の影響を受けた近代ブルジョアジーの、典型的な個人主義的進歩史観に基づいている。一方 J.-B. Perrin は農村の共同体的慣習を賛美し、Jean-Jacques Rousseau と同様に農村を理想化している。しかしそれは彼が保守的な伝統主義者だからではない。彼は、法秩序の基盤を社会と捉え、農村の共同体的慣習こそが進歩の基盤となると考えていたのである。

これら二つの議論には、「共同性」が重要であった時代から個人主義が重要となった時代に社会は移行しつつあり、農村はまだその「共同性」の時代にとどまっている、という認識が共通の基盤としてある。そして、そのうち F. Prateron は個人主義の時代を、J.-B. Perrin は共同性の時代を、それぞれ他よりも高く評価していた。そして J.-B. Perrin の場合は、彼自身は社会主義者ではないが、共同性こそが社会生活の基本であると考えて共同放牧を支持している点で、社会主義思想に近い発想をしていたといえることができる。このような農村を理想化した議論はそれほど強く主張されたわけではないが、それでも常に存在していた。他方、農村の野蛮性を告発する議論は行政のなかではより強く主張されていた。この議論は根強く、今世紀にまで維持され、戦間期にドゥー県で行政によって実施された農業の実態調査のなかで、L. Garapon も次のように述べている。「よく知っておかなければならないことは、これらの小規模の農業経営者たちは、教育の不備のために視野が狭く、自分に直接かかわる具体的な利益にしか関心を持たないということである。(L. Garapon, 1937: 339)」

このように農村は、一方で野蛮で汚らしく正義を知らない場として、他方で調和と正義に満ちた、「善良な農夫たち」が住む理想的な場所として、議会や研究者に報告された。そしてこれらの報告書は、社会制度の改革による貧困の絶滅と進歩の達成という、19世紀のフランスの一般的な行政目的のために利用されていった。ところで、このような農村についての二つの議論を見る人類学者は、この農村に対する見方が、今までの人類学の「未開社会」に対する見方と、全く同じであることを知って驚くのではないだろうか。実際、人類学において暗黙のうちに捉えられてきた「未開社会」とは、一方で野蛮で利己的な人々からなる社会であり、他方で調和的な「共同性」の中で善良な野蛮人たちが住む社会だったのである。

この19世紀のイデオロギーに見られる農村と未開社会との類似性は、何を意味しているのだろうか。まず、「未開社会」のイメージがフランスの農村に投影された、と考えるのは不自然である。というのも、F. Prateron も J.-B. Perrin も共に、植民地侵略のイデオログだったのではなく、農村の社会秩序と生産性の向上がどのようにしたら達成できるのか考える地元の知識人だったのであり、彼等の関心はあくまでも目の前の農村の社会状態にあったからである。ここで、彼等の生きていた時代が、フランス革命から第二帝政に至る時代だったことに留意する必要がある。この時代には、フランス革命によってもたら

されたブルジョアの秩序はまだ社会的制度としては安定してはならず、他方で産業の進歩にともなう経済秩序の混乱も拡大しており、それは貧しい都市労働者が急増し、農業生産は危うい均衡の上に成り立っていた混乱の時代だったのである。

こうした決して肯定することのできない社会状態において、社会について論じる者の正たる関心は、いかに現状を変えるか、ということに向かわざるを得ない。そして、現状が多く解決されるべき構造的な不都合を含んでいると考えるならば、社会への視点は必然的に過去から現在を通して未来を見通すという、歴史的視点をとらざるを得なくなる。すなわち彼等の視点は、現状の改善を目指す限りにおいて進歩史観になってしまうのである。このとき、現状の不都合の原因をいまだ克服されざる過去の遺制に求めたとき、近代個人主義が賞賛されるようになり、逆にその原因をブルジョアの個人主義が急速にもたらされたことによって引き起こされた混乱の中に見るとき、過去の「共同性」が賞賛されることになる。しかし、後者の場合、議論は単純に過去の賞賛へと向かうわけではない。論者は皆、フランス革命によって達成された封建的諸特権の破壊が不可逆的なものであったことを知っていたし、また社会の幸福を論じる者の多くも封建制への復帰は望んではいなかった。彼等にとって、封建社会の内的な崩壊がフランス革命を招いたということは、当然のことだったのである。

したがって、近代個人主義によってもたらされた弊害を克服するには「共同性」を回復する必要があるが、その「共同性」とは過去にあったものへの単純な復帰ではなく、新たに創出される、個人の尊厳を否定しない「共同性」でなければならなかった³³⁾。こうした不可逆な歴史のなかでの共同性の回復というテーマは、時間の不可逆性の認識とつながっており（この点は、第4章で見たジュラの人々の単線的な時間認識と類似している）、また、失われた過去へのノスタルジーという、ロマン主義的な社会観と表裏一体のものである。

このように、F. Prateron と J.-B. Perrin の議論は、その法学的枠組みと一定の歴史認識によって特徴づけられ、それは当時の社会状況において、農村の観察から必然的に導かれたものだった。ところがこれらの議論をジュラの農村の状態についての今までの議論に照らして見れば、そこには同時に、農民的土地所有観に対する無理解と、ジュラの農民にとつての「共同」的な社会的結合関係に対する無理解とがみられる。このことは、彼が自分たちの観察した事実を理解するための解釈枠組みが、ジュラの農村自体とは別の領域である外部環境から引き出されたものである、と示している。そしてこの場合の外部環境とは、実はフランスの知的エリートたちの間で鍛えられた政治哲学の領域であり、自然法思想、社会契約論、そして啓蒙思想などの問題領域であった。

それゆえ、19世紀前半に生まれた社会についての議論は、それまでの社会哲学の知的伝統を背景に、農村の状況の観察によってもたらされたものである、と示すことができるだろう。そして、これらの議論の発展の背後には常に、農業生産と社会秩序をどうしたら良いのか、どのような展望が持てるのか、といった問いがあった。これらの問いはフランスにおいて社会主義思想、そして社会科学と呼ばれる知の体系を生み出し正当化したものだった。今日「社会科学」と呼ばれる知識体系はこのような背景から生まれてくるが、フラ

³³⁾ このような共同社会にある種の理想を求めるといふ考え方は、歴史性を帯びることによって、ある種の弁証法的な考え方における「螺旋的な発展」という歴史の捉え方と類似性を持つてくる。

ンシュ=コンテでは、社会哲学の知的伝統からやや離れたところで、農民的土地所有観やジュラの個人把握を基礎とした独自の思想が育っていくことになる。中でも地域を越えて最も影響力のあった思想家が、プザンソンに生まれた C. Fourier と P.-J. Proudhon だった。

3) C. Fourier と P.-J. Proudhon

すでに見たように、19世紀前半のジュラの農村は、生産レベルはぎりぎりの自給レベルかその若干上といった程度で、交通機関も未発達だったので、気候に大きな変動があればたちまち飢饉に襲われた。そしてフランス全体で、フランス革命とナポレオン戦争によってもたらされた社会的混乱と、生まれつつあった資本主義による経済的無秩序状態により、社会は貧富の差の拡大社会秩序の混乱の中にあつた。このような時代において、農村の生産性を上げたり社会的不平等と不正義をなくすことで貧困や抑圧を解決しようとする社会運動が、さまざまな組織の結成や集会の開催、独自の新聞や雑誌の発行などを通じて生まれ、それらは徐々に社会主義運動へと発展していく。

社会主義運動の時代ともいえるべき19世紀のフランスでは、さまざまな社会主義思想家たちが活躍し政治的影響力を持ったが、なかで特に影響力のあったのは C. Fourier, P.-J. Proudhon, そして Henri de Saint-Simon のである。そのうち二人のプザンソン出身の思想家の議論には、今まで論じてきたジュラの農村を特徴づけるいくつかの要素が見られる。

プザンソンの富豪の家に生まれた C. Fourier は、協同組合的社会を理想的な社会として唱えたことで知られる。彼は、文明社会と呼ばれるものの中にも貧困が大きな問題となっていることを取り上げ、現実には存在している貧困から目をそらして文明を賞賛する人々を批判しつつ、貧困と混乱を克服するための方策を探る。そして、それらを乗り越えて幸福を実現する社会として提示されたのが、彼がファランジュと名付ける農業協同社会 association agricole (C. Fourier, 1966a, 6)である。

この協同組合的社会ファランジュを構想するに当たって、彼がその理論の基礎に据えたのが、ニュートンの万有引力の法則に匹敵する社会運動の法則であると彼が考えた。「情念引力 attraction passionnée の法則」である。彼によれば、人間は神によって12の基本的な情念 passion を与えられている。この情念はさらに細かく分類され、それに応じて人間も細かく分類されていく。そして彼は、社会に幸福がもたらされるためにはこれらの情念を抑圧するのではなく完全に解放し、その情念本来の「引力」によって人々は結び付く必要があると考えた(興味深いことに、これはジュラの人々が親密な領域の拡大を求めるという事実と類似している)。彼の構想したファランジュは、情念を完全に解放して人々を貧困から導きだし、幸福をもたらす組織なのである。ここでは多様な流動的な情念(好みや欲望)の動きに応じて、家事労働や農業労働などを協同でおこなう多様な作業集団が作られる。こうした作業が集団化されることにより人は孤独から解放される一方、集団内部で競争が起き、それが生産性の向上へとつながる。また、人は移り気なものであるから、一つの作業集団に常にとどまる必要はまったくなく、飽きることがないように2時間ごとに仕事を変えることができる。こうした流動的な分業を通じて仕事は魅力的な遊びとなり、人は調和のなかに生きることになる。この調和人はそれほど多くの睡眠を必要とはしなくなる一方、食事は一日5回となる。

このファランジュの発想には、ジュラの農民生活とチーズ組合が何らかの形で一つの直感を与えたと考えられる。と言うのも、彼はこのチーズ組合の組織に、将来の協同組合的社會の萌芽の一つを見出し、それを完全な協同組合的社會に至るための出発点の一つとして考えていたからである。

この「協同」という解は、あらゆる經濟の基礎である。その芽は、イノド会社のように大きな会社から、特定の仕事のために集まった村の小さな集まりにまで、あらゆる經濟機構の中に見られる。ジュラ山地では、この協同は「グリュイエール」と呼ばれるチーズの生産の中に見られる。20軒から30軒の農家が毎朝しぼった牛乳をフリユイティエと呼ばれるチーズ製造者を持っていき、シーズンの終りにはそれぞれが、毎日つけられた記録に従って、自分が供出した牛乳の量に見合った報酬をチーズによって得るのである。(C. Fourier, 1966b: 37, cf 1966d: 7)。

また、ファランジュの生活はジュラの農民生活と共通した特徴を持っている。たとえば自給的な農業の多角経営(当時の農民たちは、同時に、穀物を栽培し、牛や馬や兎の世話をし、キュウリやトマトなどの野菜を栽培していた)に基づき一人一人が多様な労働に参加している点や、一日の食事の回数が5回であるという点で両者は共通している。そして、おそらくより本質的なことは、ジュラの農民たちの間にごく普通に見られる嫉妬や野心などの感情や、他人を出し抜こうとする欲求(自己顕示もその一つである)を、C. Fourierは社會を作り出すのに重要な基本的信念の一つとして考え、これらの信念から現実の農民の社會生活を捉えようとしたことである。一方、彼の議論には現実の農民の生活との相違点もある。C. Fourierの説く信念の解放は、性の欲望の解放も含まれるのだが、これはカトリックが深く浸透したジュラの農民たちにとっては受け入れられなかった。また、ファランジュは必ずしも家族組織を重視してはいないが、現実の農民の生活にとって生産の単位は家族だったのであり、この点でも相違が見られる。

しかしここで重要な点は、社會が外的で客観的な法による統制ではなく、あくまでも個人を出発点にして個々人の多様な信念によって規定されるした、その社會の構想の仕方である。同様の点は彼の所有についての考え方にも垣間見ることができる。所有への欲望を人間の基本的な信念の一つと考えた彼は、「所有権の精神は文明人を最も奮い立たせてこである」として私的所有権の廃止に反対し(C. Fourier, 1966c: 171)、労働への報酬をその人の資本と才能と努力のそれぞれに応じて配分されるべきであると主張した(C. Fourier, 1966c: 445)。C. Fourierは所有権の問題に関してはそれほど多くの議論を展開していないので、はたして彼のこのような所有観が、本論で今まで議論してきた出来事的所有観とどのような関係にあるのかを見極めることは難しい。しかし、彼が商業活動を大した労働もすることなく利益を得る詐欺的活動とし、実際の労働による農業こそが社會の基本であると考えたことや¹⁴⁾、所有という権利と労働という行為を信念を介して連関したものと捉える彼の所有観は、出来事的所有観と同じではないにしろ近いものだった、と考えると良いのではないだろうか¹⁵⁾。

¹⁴⁾ 商人の農民に対する搾取を発見したことが、彼を壮大な社會理論の構想へと奮き動かした最初の動機だったが、彼はこうした階級対立が貧困の原因の一つであると考えた最初の社會理論家であり、その点でマルクス主義の先駆者となっている。

¹⁵⁾ C. Fourierの弟子であるV. Considerantは所有権の理論を提出している。そこで彼は、労働によって生まれたものへの所有権の正当性を主張し、所有権一般を否定する共産主義思想と、労働に

こうした C. Fourier の社会構想は、その当然の帰結として自主管理的な農村社会の構想となる。そして彼は、これらのファランジュの間のさまざまな水平的交換ネットワークによって結ばれた、ファランジュの連合体としての全体社会を構想したが、これは、法と中央政府という特定の中心を持つ近代的国家組織とは対立するものであった。

この近代的国家組織と対立する社会観をよりラディカルな形で提示したのが、無政府主義理論家の P.-J. Proudhon である。プザンソンの下町の貧しい磚職人の家に生まれた彼は、「所有とは盗みである」という衝撃的なテーゼによって言論界に現われ、ブルジョア的私的所有権は、搾取の上に成立しているとして告発する。P.-J. Proudhon は C. Fourier とは異なって、ユートピア的未來社会を明示的には描かなかったが、あらゆる形での国家と支配を拒否し、相互主義に基づく自主管理的協同社会を正義と自由の実現する搾取のない社会と考えた。その際、彼は「一言でいえば、社会的な約束によって決められ条件づけられた、人としての尊厳とその利益を、互いに承認しあうこと、これが法的システムである正義なのであると、まずは言うことができる。(P.-J. Proudhon, 1868b: 120).」と指摘し、社会の根本の原理としての正義を、まず個人レベルの問題と考えた。このようなベースの上に彼は、国家ではなく連邦主義 (fédération) による社会を提案する (P.-J. Proudhon, 1968a: 46)。このように、個人を考察の出発点に置いていることと、そして中央権力を拒否して協同性に基づく協同社会と連邦主義を指向していることの、二つの点において、彼の社会批判は C. Fourier のそれと同じであるということが出来る³⁶⁾。

それでは所有権についてはどうだろうか、当時は彼は私的所有権の否定者と考えられたが、実際の彼の考え方は微妙である。「所有の理論」の中で彼は次のように述べている。

所有の基本は、すべての労働生産物はそれを生み出したものに帰属する、と言うことである。(中略) …しかし、土地所有はこの原則では説明できない。これは生産者の権利を超えてしまう新たな事柄である。生産者は大地を作り出しはしない、大地はみんなに共通のものである。確かに、土地を整備し、耕し、水を引き、開墾した場合、土地所有者はそれによる報酬を求める権利を持つ。この報酬は、一定の金額によってではなく、一定期間の間そこに種を播くという労働によって支払われるということがわかるだろう。この論理を押し進めれば、毎年の耕作において、土地は改良されていくので、耕作者は常に新たな報酬への権利を手にするようになる。よろしい、しかしそれはいつまでたっても土地そのものの所有ではないのである。(P.-J. Proudhon, 1871: 222-223; cf 1873: 88)

ここから明らかなように、P.-J. Proudhon の所有観は、所有を労働の結果とみなしている点で実際はジュラの出来事的所有観とほとんど同じである。彼が「盗みである」としている所有とは、そうした労働を経ない所有のことなのである。そして、労働によって正当化された労働を、彼は個人の自立性の保証として、むしろ積極的に擁護する。

よらない事柄である土地そのものへの所有権を認めるブルジョア思想とをともに拒否している (V. Considerant, 1848: 34-35)。ここには同世代の P.-J. Proudhon の影響もあるかもしれない。

³⁶⁾ P.-J. Proudhon は若いときに印刷所で活字工として働いていたときに C. Fourier の著作を校訂する機会を得、熱中してその本を読んだという。しかしその後、彼はファランジュの思想を専制に道を開くものとして拒否した。とはいえ、彼が社会を形成する諸原理の一つを構成するものとして「愛 amour」を挙げ、愛こそが男女を結婚へと導き家庭を形成する原動力になると指摘するとき (P.-J. Proudhon, 1869: 224-236)、そこにある種のフリーエ主義との類似を見出すことはできるのではないだろうか(また同時に P.-J. Proudhon のこの議論には、「男は外、女は内」というような近代的なジェンダー観も見い出される)。

このように、C. Fourier の思想にも P.-J. Proudhon の思想にも、ともに個人の擁護と、中央集権的権力の拒否による協同組合主義、相互主義への志向を見て取ることができ、そこにある種のフランシュ＝コンテ性を見ることができる。この時、当時発展しつつあったチーズ組合の存在が、彼等の末来社会の構想に大きな影響を与えたと考えるのは妥当なことだろう (C. Neuschwander & G. Bordet, 1993: 44, M. Vernus, 1993: 19)。

この二人に代表されるフランシュ＝コンテ派社会主義 *école socialiste comtoise* の特徴は、もう一人のフランスで影響力が強かった社会主義思想家、H. de Saint-Simon の思想と比較して見るのとより明確となる。C. Fourier が直面したのと同じ社会的困難に対して、H. de Saint-Simon (1760 - 1825) は科学と産業の進歩に絶対的信頼をおいて、社会についての正確で科学的な知識を持った少数の人間による社会の管理の必要を唱え、産業主義と官僚主義を擁護した。ここでの H. de Saint-Simon は、社会を個人から出発して考えるのではなく、全体的システムとして捉え、その全体の人々の利益と生産性に、個々の人を従属させて社会を組織しようとする。そして、そのために社会を構造化する外的な権威である法として、新キリスト教を唱える。このサン＝シモン主義も後の社会主義運動に大きな影響を与えたが、個人の行動から全体が構築されると考えて中央権力を拒否し、産業発展が引き起こす社会的対立を見逃さなかったフリーエ主義やブルードン主義とは、正反対の方向を指向している。H. de Saint-Simon をはじめとする多くの当時の社会主義者にとっては、社会的平等を達成するためには私有財産を廃止し、社会全体を管理する公正な政府が実現されなければならないが、ブザンソン生まれの二人の社会主義者にとっては、自己の労働の成果である私有財産は、個人の自立性と平等、および人々の連帯の基盤だったのである。

このように、C. Fourier と P.-J. Proudhon という二人のアマチュア哲学者は、進化主義的な歴史認識を持ち、弁証法的な志向を持っていたが、F. Prätbernon や J.-B. Perrin などの知的エリートたちが持っていたような、社会は一連の法体系によって支えられていると考えるような法学指向は、持っていなかった。二人のブザンソン生まれの社会主義思想家は、個人の利益を社会の利益に従属させるのではなく、逆に、個人の解放と社会の前進とが同じであると主張し、その原理をジュラのチーズ組合の中に（ある程度理想化して）見出した。そしてその個人の把握の仕方は、ジュラの農民によって支持されていた出来事的所有観における個人の把握の仕方とも共通するものであった。このことは彼等の独特の思想形成において、彼等が日常的に知っていたフランシュ＝コンテの農民の日々の生活の任り方が、人間というものの把握の仕方や協同組合主義の評価など、基本的な点においてインスピレーションを与えたと考えられる、と言うことである。このことはまた、C. Fourier と P.-J. Proudhon の思想が基本的には、自給的セクターがまだ大きな位置を占めていた時代の農民の社会主義であったということでもあり、その点でもフランシュ＝コンテ派社会主義は、産業社会における社会主義を構想したマルクス主義やサン＝シモン主義とは正反対の方向性を持っていたのである。

フランシュ＝コンテに生まれた二人の社会主義思想家は、農村の現実から出発して体系的知識を形成し、そこから社会運動を生み出そうと志向した。今までは一般的には、この二人は単に青年時代までをフランシュ＝コンテで過ごしたというだけにすぎず、その思想はむしろリヨンやパリで形成されたと考えられてきた (C.-J. Brelot & J.-L. Mayaud, 1987: 8-10)。しかし彼等の思想をよく検討してみると、やはりそこには、協同組合や自主独立へ

の志向、さらにはその根底の「人悪」概念において、フランシュ＝コンテ社会の特徴と共通するものが見えてくるのである。一種のアマチュア哲学者であった彼等の社会哲学は、フランシュコンテの社会の歴史と密接な関係を持っているのである。

このような彼等の思想は、多様な社会主義思想が花開く19世紀のフランスにおいて、社会の他の動きとさまざまに絡み合いながら当時のヨーロッパの知識人たちや国政レベルにまで影響を与えることになる。特に P-J Proudhon は、その著書「所有とは何か」で一躍有名になった後に、1848年の二月革命の直後に国民議会議員となつて、その政治的影響力を強め1865年に結成される第一インターナショナル・パリ支部では、ブルードン主義者が主導権を握ることになる（第一インターナショナルは1864年にロンドンで結成されるが、その時にロンドンで主導権を握っていたのは、P-J Proudhon の思想に批判的な K. Marx だった）¹¹⁾。こうしたさまざまな社会運動の中から形成された、一方でエリート主義・貴族主義を貫きつつも他方で社会的連帯も重視するフランス政治の特質は、20世紀末という時代に至るまで変化はない。第二次大戦後に生まれるさまざまなフランスやヨーロッパの行政制度（第四共和政や第五共和政を初めとする諸制度、および EC=EU）は、こうした社会科学と社会制度の発展の上に生まれたものであった。

（4）近代社会の構築

1) フランシュ＝コンテ社会の保守主義と社会主義

以上で見てきたように、ジュラの農村の変化は、フランスやヨーロッパ全体で起きつつあったさまざまな社会変化（科学の発達、産業革命、他の地域の農村の変化、政治体制の変化など）とも絡み合いながら、農村への貨幣経済の浸透、排除された零細農民たちの都市への流入・プロレタリア化による都市経済の発達、そして農村と都市におけるさまざまな社会組織の結成と社会運動の促進、そして社会主義思想の形成といった形で、政治経済的外部環境に影響を与えた。近代という時代はこれらの複雑な絡み合いのなかから生み出されてきたものである。それでは、その近代の社会はどのような形で構築されていったのだろうか。以下では、ジュラ農村の生活空間とその外部環境との相互作用に注目しながら、今日の農民たちが置かれている現代社会の形成を見てみよう。

農村への貨幣経済の浸透による農民の消費者への転化（すなわち、貨幣による余剰の蓄積）は、工業的に生産され貨幣とのみ交換可能な日常生活財への需要を高めることになる。また同時に、一方でフランス政府の経済政策により、他方で農村から排除されて労働者となったものたちの生産活動によって、資本主義経済は徐々に発展し、都市の経済発展と消費社会化が促されていく。こうして豊かになったパリやリヨンといった都市の市民によつ

¹¹⁾ただし、今日「ブルードン主義者 proudhonien」と呼ばれる当時の運動家たちの活動の原点が真に P-J Proudhon の思想であったかどうかは問題のあるところである。歴史学者の谷川暎は、第一インターナショナル・パリ支部の中心メンバーに対する P-J Proudhon 自身の直接的影響に疑問を投げかける（谷川、1983：124）。彼は、自立的な個人による結び付きを重視し人間的な意思や制約によって作られた組織を警戒した P-J Proudhon は、労働者の組織化に必ずしも肯定的ではなかった点を指摘し、フランスの労働運動に見られるブルードン主義的伝統とは、P-J Proudhon 自身の思想というよりも、その思想と親近性を持っていた当時の労働者たちの日々の運動に根差した精神的土壌であると述べている（谷川、1983：172）。

て、グリュイエール・チーズは大量に消費されるようになり、グリュイエール・チーズの消費量は急激に増加した。今日、フランスのチーズ消費において最も大きい割合を占めているグリュイエール・タイプのチーズのシェアは、19世紀に急速に拡大した結果である。そしてこうした産業資本主義の発展とチーズの売り上げの増加は、ジュラの農村においても経済的な向上をもたらした。それはさらに新たなチーズ小屋の建設や新たなチーズ製造技術の導入という投資となって現われる。

ジュラの農業生産物であるグリュイエール・チーズの大量消費財化は、農村の酪農への専門化と相まって農民たちの貨幣収入を拡大させた。そしてこうして生まれたジュラの農民たちの日常消費財への需要は、産業におけるフォーディズム的経営の導入（すなわち、労働者の賃金の切り上げやテイラー・システムの導入）によって、一層促進されることになる。戦間期から徐々に始まるフォーディズム的生産は、一定の消費者の存在を前提とするが、こうして始まるフォーディズム的生産はさらに一層の消費者を作り出すことになる。こうした日常消費財の大量生産は、より一層農村を貨幣経済のなかに統合していく働きをし、種々の生産用具や日常消費財の調達に貨幣が不可欠となっていき、農業生産は単純商品生産から小商品生産へと変質させられていくことになる。

このような農村の変化はまた、農村にさまざまな社会組織や社会運動を引き起こした。そしてこれらの社会運動は社会主義運動と密接な関係を持っていた。とはいえ、社会主義思想家を生み出す土壌はあったとはいえ、フランシュ＝コンテの人々は必ずしも社会主義に肯定的であったわけではない。ジュラの多くの人々は社会主義運動には距離を置いていた。なぜ、ジュラにおいて地元生まれの社会思想が拒否されたのだろうか。そして、経済的变化、社会についての知識や科学技術の進歩、そしてさまざまな社会組織や社会運動の形成は、どのように絡み合って近代と現代のジュラ社会を構築していったのだろうか。まず、社会についての知識と社会運動との結合である社会主義運動のジュラにおける展開から見てみよう。

フランシュ＝コンテ派社会主義の思想はジュラの農民の志向と同じものを持ち、K. Marxをはじめ、多くの当時の社会主義思想家に深い影響を与えた。しかし、ジュラの農民たちは、社会主義思想というものに全般的に良い印象を持ってはいなかった。19世紀なかばにおいては、ジュラの人々にとって社会主義とは次のようなものだった。

紙幣やアシニア¹⁸⁾の発行は社会主義につながる。それは自分の仕事と能力によって稼ぐことのできない人に金を与えるという目的を持つからである。

労働の権利を求めるものは社会主義者である。というのも彼等は、弾のように、夏の間は歌って過ごす者が、北風が吹く時は漁師家の隣人の蟻に助けてもらうことを望んでいるからである。労働の権利とは、長い年月をかけて蓄積してきた蓄えである資本を、備えを怠る怠け者たちのために破壊することだからである。

…（中略）…

累進課税制度も社会主義の一形態である。それは財産の平等化を目的とするもので、富を拒否し、行為と自発性の上に重くのしかかり自由の需求を空しくする。

そして、資本に関する労働者の解放と呼ばれるものも、社会主義のガモブラージュされた形態である。資本から労働を解放することはばかげた実現不可能なことである。

…（中略）…

¹⁸⁾ アシニアは、フランス革命のときに革命政府が戦費を調達するために大量発行した紙幣で、当時のフランス経済を混乱させた。

だから、この過去の労働の果実である資本の利益を無にしようとする者は社会主義者である。
(D-M Marmorat, 1849, 345-346)

ここでは「所有」を否定して労働の成果の横取りを正当化する思想として社会主義が提えられ、出来事的所有観に基づいてその思想に対する批判がなされている。ここで主として攻撃の対象となっていると思われるのは、「所有」を否定した思想家とされている P-J Proudhon であるが、ここには当時の人々に抱かれていた「社会主義」一般のイメージが現われている。一方、C. Fourier もまた、地元の知識人から攻撃を受けている。『ジュラ県年鑑 *Annuaire du département du Jura*』の編者である Desiré Monnier は二月革命の前夜に、C. Fourier が主張するはるか以前から、フランシュ＝コンテでは協同社会はチーズ組合という形で、しかも情念の解放という非道徳的な基礎を持たずに存在していたと指摘して、協同組合主義は肯定しつつもその情念理論は否定し、あわせて彼のオリジナリティーも否定している (D. Monnier, 1847: 89)。また、ジュラの二月革命についての記録を残した D-M Marmorat は、社会主義を快樂至上主義と同一視してブルジョアジーの放蕩とともに拒否し、キリスト教的価値の復権の必要性を唱えている (D-M Marmorat, 1849: 209)。このような、社会主義者たちの説く「協同社会」はジュラにおいては既にチーズ組合として古くから存在しており、しかも快樂ではなく信仰に基づいている分だけチーズ組合のほうが社会主義者の考える理想社会よりも優れているという、カトリック的倫理観に基礎を置く穏健で保守的な意見は、知識人のみならず多くのジュラの農民たちに共有されていた意見であったと思われる。

とはいえ、D-M Marmorat が「所有」を否定した思想家としている P-J Proudhon は、既に見たように、実は同じ理由で資本主義を攻撃したのであった。「所有」というものが、ジュラの農民たちにとっても P-J Proudhon にとっても、ともにそれぞれの個人の人格の個性性の支えとして機能していることを考えると、この D-M Marmorat と P-J Proudhon の一致は、ジュラの人々の政治的行動を支えていたのは、出来事的論理に基づいたそれぞれの生活空間の個性性と自立性の確保への志向であることを示している。

このように、社会主義思想はジュラではそれ程普及しなかったが、しかし限られた範囲では無視できない影響力も持っていた。特にフーリエ主義は一部の富裕層で大きな影響力を持ち (A. Désaunais, 1948: 358)、何人もの活発な活動家を生んだ。C. Fourier の死後、運動を率いていたのは、かつてジャン・ド・シャロンが13世紀に最初に免税特権を与えたジュラの町、サラン (サラン・レ・バン) に生まれた Victor Considerant である⁹⁾。彼が発行したフーリエ主義の機関紙にはフランシュ＝コンテでも、中流のブルジョアジーを中心に 48 人の定期購読者がいたが、それは全定期購読者の 15% に当たる数だったという (M. Vernus, 1993: 82)。これらの活発な活動家の中で最も興味深いのは、ヴィニョーブルの大土地所有者の家に生まれ、後に第三共和政下で国民議会議員にまでなった、W. Gagneur である。

⁹⁾ しかし、C. Fourier の後継者たちは、師の思想の最も革命的な部分でかつ理論の根幹にあった、情念引力の理論とそれに基づく情念の解放の理論とを、保守的な倫理的観点から切り捨ててしまい、協同組合主義という社会理論のみを継承しただけだったため、フーリエ主義はまったく毒を抜かれた穏健な思想になってしまった。この著作が再発見され、C. Fourier の思想の革命性が再び認識されるようになるのは、ようやく 1966 年になってからのことだった。

W. Gagneur の最も興味深い点は、彼が、チーズ組合の組織こそ個と共同体の対立を解消し、自由と規律を調和させることで農民を貧困から解放する、フーリエ主義の理想であるファランジュに近いものであると捉え (W. Gagneur, 1839: 12-13)、さらには、それがすでに存在して機能しているという意味で、ファランジュ以上のものとする考えていたことである (W. Gagneur, 1850: VIth)。そして彼は、そのチーズ組合の可能性をさらに引き伸ばして農村を再編するために、ヴィニョーブルにあるブレリー村のチーズ組合長となった。さらにフランスで最初の農民相互信用組合を作った。また、チーズ組合の規約の成分化を進めており⁴⁰⁾、これは社会が法によって支えられているという法学的発想の反映である。さらに彼は、第三共和政になるとジュラ県ポリニー郡選出の下院議員となり、商人による農民への圧迫を乗り越えるために消費者組合の創設と、消費者組合とチーズ組合の直接取引引きを提案する一方、技術革新を押し進めて製品の質を向上させるための、研究施設の設立の必要性を訴えた (W. Gagneur, 1881)。特にこの研究施設の設立の要請は、ポリニーの国立乳業学校として実現し、農業危機の下にあったジュラの農村においてチーズ製造技術の充実を通じてチーズ組合の活動に貢献した。

W. Gagneur が活動を行っていた 19 世紀後半は、チーズ組合がフランシュ＝コンテ全体に広がりがつあり、また鉄道網が発達し始め、国内市場が単一化しつつあった時代である。したがって、彼の提案は常にこうした社会状況にのっかったものであった。しかし、M. Dion-Salito & M. Dion も指摘しているとおり、W. Gagneur には現実のチーズ組合がどのように機能しているのか、その社会的背景はどのようなものだったのか、といったことに関する分析はなかった (M. Dion-Salito & M. Dion, 1972: 313)。W. Gagneur がチーズ組合を個人と集団の利益の対立を解決するものと考えていたちょうどその時期、ジュラの多くのチーズ組合では零細農民が排除されていっていたのであり、その意味で彼の視点は中流以上の農民のものであったのである (J.-L. Mayaud, 1986: 120-121)。

一方、P.-J. Proudhon については、フランシュ＝コンテでの彼の影響関係ははっきりしていない。かれは心情的には深く自分の生まれた地方と結び付いていたとされるが、D.-M. Marmorat の批判に見られたように彼の過激な所有権への攻撃はおそらく誤解されて多くの反発を買っていたであろうと思われる。しかし同時に、G. Border は「相互主義、人民銀行、連邦主義、そして特に労働者協同組合と労働者協会 (労働組合の原形) といった彼の考えは、フランシュ＝コンテ各地で多くの同調者を得た (C. Neuschwander & G. Border, 1993: 46)」と指摘している。

全体としては、たしかに社会主義思想家の直接的な影響は限られた範囲にとどまっていた。しかし、その思想を生み出した精神を受け継いで、農村ではさまざまな生産者協同組織や農民労働組合が、そして都市では労働組合やその他の協同組織が、それぞれ次々と結成されていった (それらはみな法的結社という特性を持っている)。このような近代のフランシュ＝コンテに現われたさまざまな社会組織や社会運動は、どれも自立性の確保のた

⁴⁰⁾ 彼は「能力に依らない固定された報酬は労働への情熱や魅力、競争心、そして労働者と親方との協同を殺してしまう (W. Gagneur, 1839: 10) と述べているが、これはまさに個別性の過激さというジュラの労働の側面を表現したものは言えないだろうか。

⁴¹⁾ これ以降、19 世紀末にかけて、何人もの学者や法律家がチーズ組合の規約の成文化を試み、理想的協同組合を法律上で実現しようとしている (三浦, 1997)。

めの戦略として見なすことができる。そしてその戦略の実際は、それぞれの個人の置かれた社会的経済的条件によって異なってくる。長い年月をかけて土地を作ることから自分たちの生業活動が始まる農民たちにとって、その土地の耕作権の維持は絶対的な生活の条件であり、土地の所有を否定したり土地政策を安易に変更することは、自らの生活を物質的にも価値生産の上でも破壊を招くものであるため、その自立性の確保の戦略もおのずと保守的なものとなる。しかしその保守主義も、決して封建的秩序への復帰を願う「王党派」的なものではなく、むしろ自らの生業基盤の確保を保障する「共和主義」を志向するものであった。こうして、19世紀半ばには中小の土地保有農民が大半を占めていたジュラでは、共和主義が19世紀後半に定着していくことになる¹²⁾。これに対し、資本家に所有されている生産手段を用いる都市の労働者たちにとっては、生産手段の所有の保証は意味がなく、むしろ労働条件の改善（あるいは労使関係の変革）と賃金の確保が重要な意味を持つてくるため、社会主義という形をとることになる。したがって、農民たちの保守志向と都市労働者たちの社会主義志向は、一見、相対立するものに見えるが、実は異なった社会的経済的条件における同じ価値の追及なのであり、実際、と謂労働者の大半は農民出身だった。フランシュ＝コンテ派社会主義といわれるものも、ジュラ的な社会的結合関係が思想という形とさまざまな社会組織の結成という形で、それぞれ近代における外部環境からの影響に対して反応として生まれていったものであった。

このように、ジュラの人々の政治的姿勢は、簡単に右（保守）か左（社会主義）かという二分法で捉えることはできない。E. Todd がフランシュ＝コンテを含めた核家族地域に見られる保守志向を、心情による保守主義 *conservatisme de cœur* というよりは計算に基づく保守主義 *conservatisme de raison* であるとし、政治的にはフランシュ＝コンテ地方は全体として右を支持したり左を支持したりと一定していない、と指摘したのは（E. Todd, 1981: 53-54）、このような事態を指しているのだと考えられる。そして、このような右/左という二分法の適用不可能性は、フランシュ＝コンテの地方政治の特徴ともなる。1982年にはじまるフランシュ＝コンテ地方の地方分権化過程を分析した Jean-Philippe Leresche は、地方議会での議員の意思決定行動に関して、右か左かのイデオロギーや政党にかかわらず、それぞれの問題に応じて既存の政党を横断する形で賛成派と反対派が生まれる「意見に応じた多数派形成 *majorités d'idées*」を、この地方における政治の中心的な特徴の一つとしてあげている（J.-P. Leresche, 1991: 7）。すなわち、ジュラの人々の政治への姿勢の特徴は、保守主義ないしは社会主義といったイデオロギーよりも、むしろそうした理想主義的論理を忌避しようとするところにあると言えるのではないだろうか。その意味で、ジュラの人々が依拠する出来事的論理とは、それ自体が一つのイデオロギーであると言うよりも、むしろ一定の条件においてイデオロギーを生み出すものなのである。

それでは、こうして生活空間の内部に作られて行った社会組織はジュラ社会にどのような意味を持っていたのだろうか。

¹²⁾ フランスにおいて共和主義が政治制度として何とか確立するのは第三共和政においてであるが、その最初の大統領となった J. Grevy はジュラ県出身であった（彼は、二月革命直後にジュラ県参事としても赴任している）。このジュラ出身の政治家の国政への進出には、ジュラ社会での共和主義的風潮も無縁ではない。

2) 協同組合主義の発展

1830年代までは村落共同体を除けばチーズ組合以外には見られなかった農村組織も、その後には農事研究会をはじめとして新たなさまざまな組織が結成されはじめる。19世紀の後半にはいと、産業革命の進展と市場の発達によって、農民の生活水準も向上していったが、そうした中でフランス・コンテでは、農村信用組織や研究会などが数多く生まれはじめ、ブドウ畑が点在するヴィニョーブルではチーズ組合を模したワイン組合も作られていった。こうした農村組織の結成には県議会も積極的に支援をした。1884年に結社の自由を認める法律が成立すると、フランスで最初の農民組合がポリニーの近郊で結成され、ついで各地で正式に労働組合や農民組合が結成されていった。ポリニーの農民組合はさらに信用事業をはじめ、その活動は農村信用事業に関わる法律制定に向けた国会での議論の参考にもなった（その議論は1894年に法律として実現する）。

一方、都市でも労働者の組織化が進み、協同組合的で自主管理的な労働者の組織が各地で生まれた。都市部の組合運動の中で最も有名だったのが、ジュラ県南部の高地ジュラの町サン＝クロードに結成された消費組合である。パイプ生産とダイヤモンド研磨を主要産業とするこの町は、農村から流出する人口を吸収して、急速に工業都市として成長していた。主としてアメリカなどへの輸出のための高級品を作っていたこの都市は、それによって経済的には恵まれていたが、労働者の運動はその繁栄の上に乗る形で展開した。まず、1881年に消費協同組合が作られ、ついで次々とパイプ生産とダイヤモンド研磨のセクターにおいても生産協同組合が作られていった。また、1860年代にヨーロッパで最も急進的な無政府主義運動が展開したスイス・ジュラから、サンディカリズムがもたらされた。

サン＝クロード派社会主義 *Ecole de Saint-Claude* と呼ばれるこの協同組合主義は、チーズ組合の伝統に刺激されたものだった (C. Fohlen, 1977: 444-445)。その中でも最も成功し、かつ最も知られているのが「ラ・フラテルネル *La Fraternelle*」（「博愛」）という名の消費協同組合である。そこでは組合員が資本を持ちより、得られた利益は労働者に分配されるのではなく、組合員の共済のための資金と固有資本として協同組合に蓄えられ、その意味で「共産主義的」とみなされていた (F. Golden, 1981: 372)。チーズ組合と比べるとこの経済的な組織形態は、無制限の利潤の追及が目的とされていないという点が共通しているが、利潤が組合員に分配されないという点が異なっている。しかしそれは、ラ・フラテルネルが生産のための組合ではなく消費のための組合である、という点に由来する。消費組合の利益は言うまでもなく個々人の投資への努力によって実現するものではなく、協同の投資によって利益を生み出すので、利潤は共同化されるのである⁴³⁾。これに対し、パイプ生産の協同組合の場合、労働者はその能力と働きに応じて給料が支払われたという (H. Gaston-Meyer, 1953: 228)⁴⁴⁾。この点でパイプ生産ではチーズ組合に見られた利潤分配の原

⁴³⁾ この点は、19世紀の消費協同組合の成功例として有名なイギリスのロッチデールの協同組合とは大きく異なっている。ロッチデールの消費協同組合では利益はその購買量に応じて組合員に割り戻された。この割り戻し方式は消費協同組合を組織として維持していくための重要なメカニズムであるが、ラ・フラテルネルはそのようなメカニズムを持たなかったにもかかわらず、20世紀に入ってから維持されていった。

⁴⁴⁾ 1950年代におけるサン＝クロード派社会主義の生き証人だった H. Gaston-Meyer によれば、このサン＝クロードでの組合運動の指導者で、ラ・フラテルネルの発展に貢献した H. Ponard (後にサン＝クロード市長やジュラ県サン＝クロード都選出の国民議会議員となる) は、高邁な哲学的理

則は生きていたという事ができる。

さらに第一次大戦後は、協同組合主義の経験を基にした急進的サンディカリズムが發展し、労使強調による労働者の経営参加と、給料の物価スライド制が実現した。こうしたサン＝クロード派社会主義は、大恐慌によって町の産業全体が没落するまで続いた。

一方農民の間でもさまざまな組合や協同組織が作られた。こうした協同組織の結成は、当初は、農業危機の進展により農産物価格の低下に脅かされたブルジョアジーが中心となって急速に展開したが、後に飼育組合や農業用機械運用組合など、中小の農民たち自身による組合も次々と作られるようになった。とはいえ、これらの運動は都市の労働運動とはつながりはなく、むしろ社会主義思想は怠け者を利用し秩序を破壊する思想と見られてほとんど顧みられなかった。また同時に、重い税金を課す国家に対しても不信感があった（A. Merlin, 1990: 239）。反対に、都市の労働運動とは異なり、カトリック教会の存在は農民の間では大きかった⁴⁵⁾。全体として農民の協同組合主義は保守的であり、共和主義的であった（A. Merlin, 1990: 240）。

このように、同じ協同組合運動とはいえ、農村部と都市部ではそのイデオロギー的な基礎は大きく異なっていた。しかしそれでも、ジュラの人々の社会主義思想に対する態度と同様に、農村部と都市部の運動の間に共通の土台を見出すことは容易である。まず、特定の理論に依拠することのないその実践的性格と、組合員間の平等に基礎を置き上位の権威を認めないその自主管理的傾向が、それらの運動には確認することができる。そして、これらの運動の背景にはチーズ組合が一つのモデルとしてあった。つまり、農民たちが拒否した社会主義とは都市の大理論家たちの理論的社会主義だったのであり、日々の生産活動のなかで形が生まれた実践的な社会主義⁴⁶⁾とはまた別のものであったのである。言い換えれば、農民や労働者たちの協同組合運動は、ともに同じ「人格」概念に基づきつつ自分たちの生活を守るために生まれたものだったのであり、それは状況に応じて保守的なものとして現われたり急進的なものとして現われたりするものである。今日でも見られる、協同組合というある意味での社会主義的な遺産を追及しつつ、政治的には右寄りであるという、一見矛盾しているような農民たちの状況も、実は共通した基盤に由来するのである⁴⁷⁾。そ

論を嫌い、実務的な議論を好んだという。また同様に、労働者たちも非常に現実主義的で（それはまた逆に視野の狭さにもなったという）、現実離れした理想には関心をもちなかったという（H. Gaston-Meyer, 1953: 229, 249）。ここにもジュラの人々の理想主義的論理への警戒が現われている。

⁴⁵⁾ キリスト教と社会主義は必ずしも水と油のように相容れないものだったわけではない。19世紀末にはカトリック教会も積極的に社会主義的運動にかかわっていった。19世紀前半に始まる社会カトリシズムと呼ばれるこの運動は、フランシュ＝コンテではきわめて大きな影響力を持っていた。のちにリップ争議の主役となる CFDT の前身は、リヨンで結成された社会カトリックの理想に基づく労働組合 CFTC (Confédération Française des Travailleurs Chrétiens、フランス・キリスト教労働者同盟) であり、それはフランシュ＝コンテでも大きな力を持っていた労働組織だった。しかし、宗教色を排した CFDT が生まれたからは CFDT に移る労働者も多かった。CFDT は現在、CGT (フランス労働総同盟、Confédération Générale du Travail) に次いでフランスで 2 番目の規模を誇る労働団体である。

⁴⁶⁾ 「実践社会主義 socialisme pratique」とは、W. Gagneur が 1850 年に発表した論文の題名でもある。

⁴⁷⁾ P.-J. Proudhon の思想に見られる同様の点を、谷川は次のように指摘している。「人間の自由や労働者の自立の境りどころを、大所高所論や革命的ロマンティスムに委ねるのではなく、日常的な生活感覚に根ざしたところに求めていく彼の個性的発想は、一面で極めて保守的になる。だが、彼の保守性は、保守的であるがためにかえって根底的になるといった性質のものである」（谷川、

してその基礎としてチーズ組合を基礎付けている実践的性格や平等性に基づく自主管理的傾向は、ジュラの人々の持つ人格概念の現われの一つなのである。

こうした協同組合運動は、なぜこの時期にこのような展開をしたのだろうか。19世紀初頭のフランシュ＝コンテ派社会主義とチーズ組合の展開は、明らかに低い自給水準による貧困の問題をどのように克服するが、という点に主要な課題があった。この時代の社会主義者たちにとっては、貧困を克服し社会的秩序をもたらす社会をどのように構築するかが差し迫った問題であった。それに対し、19世紀末のフランシュ＝コンテでは、チーズ組合はすでに全体に普及し、交通手段の発達、零細農の排除による農村人口の減少と都市人口の増大、そして生産力の増大がある程度実現し、すでに C. Fourier の時代とは大きく変わっていた。しかし他方で農村では農業危機が反市場経済の運動を刺激し (A. Moulin, 1988: 135)、危機にともなう人口の都市への流出によって都市問題と労働問題は深刻化し、都市での社会主義的運動を一層刺激した。このような危機的状況は、国政レベルではマルクス主義などの革命的社会主義の進出、帝国主義戦争の激化、植民地侵略の活発化となってあらわれた。そして、ジュラではおそらく、チーズ組合を一つのモデルとする協同組合が日常的な参照枠組みとなったことが、それはまた当時ヨーロッパ全体で活発化していた社会主義運動と、他方でようやく安定を見出しつつあったフランスの共和主義の発展とに、同時に呼応していた。そこにはまた、第三共和政の安定とともに増大しつつあった行政権力への反発もあっただろう。

このようにフランシュ＝コンテ派社会主義とは、農民たちの間にあった自主独立の指向や独自の所有観が、フランス革命と農業革命の後の絶えず変化する社会状況の中で、時代に対応するために生み出したものである。そしておそらくこうした特徴ゆえに、フランシュ＝コンテでは外部の政治組織とは多少とも距離を置いた、自主管理的な社会主義的運動が展開してきたのである。今世紀に入ってからのこうした運動としては、プザンソンの人民大学や、プザンソンの社会主義市政が上げられ、また、キリスト教的社会主義への強い支持があった。そしてこの伝統は、1970年代に大きな事件となった時計会社リップ社での工場自主管理運動である、リップ争議にも現われるのである。

これらの社会運動は、さらに国政レベルに跳ね返ることになる。19世紀半ば以降活発化したさまざまな農村組織の結成は、一方で農民たちの知的水準を向上させることで生産の効率化に貢献し、他方で学問研究の進展を促すことでアカデミズムの発展に貢献し、さらにはこれらの組織を通じた政治運動を通じて政治に対しても一定の発言力を持つことになる。このとき、これらの政治運動は、それぞれの組織が単独で行ったわけではなく、農民組合や農業信用金庫などさまざまな組織が互いに連携しつつ、さらには同様に発展していた他の地域の同様の組織とも連携し、そして政党や全国的組織 (たとえばフランス社会党の前身である SFIO や全国的規模の労働組合である CGT や CFTC など) と密接に関わりながら展開し、これらの組織や国会議員の活動を通じて国政に対して発言力を持った。このような発言力は、第三共和政期における共和主義の定着と社会主義運動の進展のなかで徐々に増していく。

第二次大戦後は、マーシャル・プランの導入に始まり、ヨーロッパの復興とともに、20

世紀前半までの政治経済の在り方への反省から、新たなヨーロッパ社会の構築が模索されはじめた。そのようなヨーロッパとは、一方で国家間の対立と戦争をなくすとともに、経済の復興・貧困の解消を目指すものであり、その目標に向けたさまざまな努力は、まず1951年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) として、次いで1957年にはヨーロッパ経済共同体 (ECC) とヨーロッパ原子力共同体 (Euratom) として結実する。この三者は1965年に統合されてヨーロッパ共同体 (EC) となり、そしてさらに1993年にはヨーロッパ連合 (EU) へと発展する。一方、経済的には政府によるケインズ政策の採用と産業のフォーディズム的發展により生産力は飛躍的な伸びを示す。そしてジュラの農村もその恩恵に浴し、1970年代にはもはや、19世紀に見られたような貧困や階級対立は明白な形では見られなくなった。

しかし、このような経済状況の改善は必ずしも社会運動の衰退を意味したわけではない。むしろその精神はそのまま受け継がれたのである。実際、第二次大戦中のレジスタンス運動で共産党が中心的な役割を果たしたことで⁴⁸⁾、戦後の第四共和政期に左翼の発言力が一気に高まり、社会主義的傾向の社会運動もより一層国政レベルでの影響力を持つようになる。第二次大戦時に自由フランス政府を結成して亡命先にロンドンから対独抵抗運動を指揮したC. de Gaulle は、第二次大戦後もその政治的影響力をもち続け、アルジェリア戦争を期に第五共和政を樹立してその初代大統領となったが、保守派にして常に「フランス」の価値を唱えた彼も、常に C. Fourier に言及しつつ資本と労働の連携による新たな社会の必要を説いていた。また、戦後のフランス社会党において F. Mitterrand のライバルだった M. Rocard も C. Fourier や P.-J. Proudhon の説いた、規則や法よりも交渉に基づく柔軟な社会の必要を訴えた。そして、ドゥー県を拠点に活躍し、C. de Gaulle 大統領の下で首相も努めた政治家 E. Faure は、プザンソンに生まれた二人の社会主義思想家が唱えた社会モデルを常に高く評価した。もちろん、これらの発言は必ずしも彼等の施策の本質を示しているわけではないが、しかし、これらの社会主義者が唱えた原則を通じて、19世紀を通じて社会変化から生まれたフランシュ=コンテ社会の構築原理は、より一般的なフランス、さらにはヨーロッパの政治における正当性の一つの基準としての位置を占めるようになったということが出来る⁴⁹⁾。そして、これらの社会運動が政治レベルで実現していったさまざまな労働者や農民の権利の確立は、そのまま労働者や農民の経済的地位の向上と安定を促して資本主義経済におけるフォーディズムの体制を強力に変えることになり、それはそのまま、

⁴⁸⁾ 第二次大戦中のフランスの対独レジスタンス運動には二つの焦点があった。一つは C. de Gaulle 将軍が率いた自由フランス政府で、もう一つは共産党である。自然発生的に生まれたレジスタンス運動で最初に主導権を握ったのは共産党であったが、ロンドンに亡命政府を作っていた自由フランス政府は連合国に対して発言力を確保する必要から (自由フランス政府はフランス国民全体の代表を自認しながらも、最後までイギリス政府とアメリカ政府から軽んじられたり無視されたりした)、各地のレジスタンス運動の組織化を試みるようになった。レジスタンス側も自由フランス政府の資金と武器供給を必要としたため、共産党と自由フランス政府の協力により全国抵抗評議会が1943年に結成された。

⁴⁹⁾ このような社会運動の発展は19世紀のヨーロッパ社会全般を特徴付けるものである。そしてこの発展は単にヨーロッパ諸国のさまざまな政治体制や行政制度のみならず、ヨーロッパの経済運動の在り方にも影響を与えている。M. Albert は、同じ資本主義経済とはいっても競争原理を前面に出すアメリカ風の資本主義と社会的連帯を強調するヨーロッパ風の資本主義とは大きく異なっていると指摘している (M. Albert, 1991: 117-120)。このヨーロッパ風の資本主義の特徴は、19世紀以来のヨーロッパの歴史と密接に関わっているのである。

戦後のフランスの驚異的な経済発展の原動力となっていくのである。

以上で見てきたような、近代のフランシュ＝コンテにおけるさまざまな社会運動とその外部環境である政治的経済的環境への影響は、フランスおよびヨーロッパ全体（さらには植民地化が進む世界全体）という枠のなかで捉えられなければならない。これらの運動は明らかに当時のヨーロッパの他のさまざまな運動と呼応していたからである。そして、これらの運動の結果引き起こされる外部環境の変化には、フランシュ＝コンテの社会運動は唯一ではないにしろ重要な貢献をしていたのである。

〔5〕そして21世紀を前に

1) 現代社会の構築

本論ではジュラの人々の社会的行為がどのように社会と歴史を構築してきたのかを見てきた。個人主義志向と協同組織や親密さの領域の拡大の追及、現実主義と理念の追及、政治的保守主義と社会主義的運動という、それぞれ一見すると相矛盾するように見えるジュラの人々の社会生活のテーマは、実は一つのテーマが各々の状況に応じて現われ再生産されたものでしかない。そして、彼等の根底にある一つのテーマ、すなわち出来事を通しての親密さの領域の確立による各人の個性の追及は、過去において様々な歴史の過程を生みだし、それらが互いにもつれあいながら今日のジュラの社会というものを作ってきた。

このジュラの歴史をもう一度振り返って見ると、そこにはもう一つの隠れたテーマがあることがわかる。それは、ある種のユートピアへの志向である。18世紀なかばに建築家 Claude-Nicolas Ledoux がジュラ山脈の麓の村であるアルケスナンに王立製塩都市 Saline Royale という理想都市を建設しようとして以来、ユートピア思想と関わり合う出来事がこの地方には相次いで現われる。ユートピア社会主義者として知られる C. Fourier とその弟子たちである V. Considerant や W. Gagneur、同じく社会主義者として理想社会を構想しようとした P.-J. Proudhon の無政府主義、ジュラの農民たちのチーズ組合活動とそれに触発された、農民組合、飼育組合、信用金庫のような様々な協同組合的活動、スイス・ジュラの無政府主義運動、そしてそのスイス・ジュラに生まれた建築家 Le Corbusier のユートピア的建築。彼等が求めた「ユートピア」は、互いに皆が理解し合う夢のような理想の国ではなく、実際の様々な社会生活の問題をより現実的に解決していくためのものである。それゆえ協同組合という理想は、様々な異なる人々の利害を一つの価値の生産を軸に調整して行くことで、各々の個人の自律性を確立していく手段なのである。

このような理想の追及は、哲学的というよりも実践的な性格と地域的な特徴を持つものではあるが、古代ギリシャや古代ユダヤ以来の西洋のユートピア思想の伝統にもつながるものである。西洋のユートピア思想は、17世紀末以来のヨーロッパの社会の動きを様々な形で正当化し、かつ社会をめぐる様々な考察である社会哲学や社会科学を基礎づけてきたものである。そこから生まれる未来への展望を求める姿勢は社会運動となって現実化し、アカデミズムの内部での議論とは離れたところにいたジュラの農民や労働者たちの運動と結び付き、さまざまな社会状況に即した実践的な形の社会主義を作っていった。そしてそのような社会主義運動がアカデミズムのなかにも反映され、社会科学と呼ばれる新たな社会の展望を開くために現実を分析する「科学」の萌芽が生まれた。そして、その「科学」

と運動を基礎づけるための社会調査の指針は、当時生まれつつあった「人類学」に求められた⁵⁰⁾。

こうした理想の追及の根底には、共同放牧をめぐる F Præbenon と J-B Perin の論争にみられたような、直接的には社会契約思想に由来する「未開」と「文明」をめぐる法学的思考があった⁵¹⁾。社会契約思想は決して一枚岩の思想ではないが、秩序の保証されない「自然状態」あるいは「野蛮状態」(T. Hobbes にとっては「万人の万人に対する闘争」の時代、J-J. Rousseau にとっては幸福な調和に満ちた時代)から、人類は社会契約によって法と政府が秩序を保証する「市民社会」=「政治社会」へと移行する、という考え方を基礎としている(ただし J-J. Rousseau は、「それは現実の歴史ではない」と断言している)。このような思想は、絶対王政の下にあったヨーロッパ社会をユートピアとしての市民社会に移行させようというものであり、その点において社会主義思想の原形となったものである。このような思想は現代政治システムの基本的枠組みを作りだし、それなりに社会の解放に貢献した。しかし他方で、この枠組みのなかで非ヨーロッパ社会における「未開」人とヨーロッパ社会における「農民」が、共に「自然状態」と等置されることになる⁵²⁾。こうして啓蒙思想を通じて明確化されるグレート・ディヴィジョンは、社会契約思想

⁵⁰⁾ J-L. Mayaud は、先の F Præbenon と J-B Perin の議論について論じた際に、彼等が二人とも民族誌的な知識(すなわち、人々の生活の詳細な観察に基づく知識)に基づいて議論していることを指摘し、彼等の議論の根底には共通して一つの人類学的視点があり、19世紀に生まれつつあった社会科学が歴史研究と民族誌に基礎を置くものであった、と指摘している。(J-L. Mayaud, 1981: 346)。

⁵¹⁾ 社会を法の体系として捉える見方の歴史的起源を探れば、ヨーロッパのユートピア思想の二つの主要な源泉である、プラトン哲学(特に「国家」、「法律」、あるいは「アトランティス」)と古代ユダヤ教(特にモーゼ五書に見られる律法思想)に行きつく。そしてこの法学的発想と同様に、ユートピア思想もプラトン哲学(「アトランティス」)とユダヤ・キリスト教(黙示思想など)に淵源を辿ることができるとは。ただし、これらの古代の思想はそのままヨーロッパ近代の知識人に伝えられたのではなく、そこにはさまざまな軋余曲折の歴史があった。たとえば、歴史を進歩の過程として捉える見方が生まれるのは16世紀になってからであり、それまでは人類の歴史とは「原初の黄金時代からの墮落の歴史」として捉えられていた(このような転換の背後には、ルネッサンス、宗教改革、印刷術の発展、地理上の発見の進展など、様々な要因が絡んでいる)。

⁵²⁾ このような未開人と農民の同一視について、M. Kilani はその起源を人間観察学会に求める(実際、人間観察学会が提案した調査マニュアルは非ヨーロッパ社会のみならずフランス社会の調査にも適用された)。彼によれば、J-M de Gerando をはじめとする観念学院の研究者たちは、海外調査の様々な困難ゆえに国内のなかに原住民 indigène(外部の他者)に対応する貧民 indigent(内部の他者)を見出し、地域的多様性を超えた普遍的共和国と社会政策の進展(すなわち社会開発)のために国内の調査に専念するようになった。そしてこれが、民族学的調査を志向する人間観察学会が短命に終わり、国内の社会発展を目指す博愛主義的組織に吸収されていった原因だとしている(M. Kilani, 1994: 102-103)。しかし、以上で見た来たような社会契約論の歴史を考えると、未開人のイメージが農民にまで拡張されたというよりは、社会改革=社会思想というプログラムのなかに既に自然状態=未開/政治社会=文明という二分法が存在し、それが国内と国外に各々適用された、と見るほうが自然である。なお、歴史を過去の安定した自然状態と現在の変遷する政治社会とに区分する見方は、既に本論でも論じたような一般の人々の間に見られる「今」と「昔」の区別にもある程度対応する。しかし、こうした歴史観が農民社会でいつごろ成立したもののなか、それは知的エリート思想に影響されたものなのか、それとも逆に影響を与えたのか、といった点にははっきりしない。J. Le Goff はこうした二分法が古代ギリシャ時代からヨーロッパに存在することを指摘したと、19世紀のヨーロッパではこうした二分法を基礎にしたロマン主義における過去への参照が、社会的政治的に大きな力を持っていたと述べている(J. Le Goff, 1977: 45-51)。

が支持を失うフランス革命後も、社会科学の枠組みとして維持される。こうした観点は E. Durkheim と M. Mauss を通して (M. Mauss, 1967: 183-184)、非歴史化されて現代人類学にも受け継がれる。このような未開/文明 (あるいは、血縁社会/地縁社会、機械的連帯/有機的連帯、伝統社会/産業化社会など) という形をとる社会科学的思想におけるグレート・ディヴィジョンは、M. Abélès が指摘しているように 17 世紀以来の社会契約思想に由来する (M. Abélès, 1990: 13-18)。そしてこの法学的枠組みは、19 世紀という混乱した時代において何らかの展望を見い出そうとする際の、大きな枠組みとなった。

他方、社会主義運動のほうも、社会科学の形成や社会制度の確立などに一定の役割を果たしている。特にサン=シモン主義は、社会をさまざまな部分が有機的に結合して構成されると捉えた点でデュルケム社会学 (さらには後の構造機能主義) に影響を与え (E. Durkheim, 1937: 15-16, 1971: 118)、他方で知的エリートを通してフランスの行政の在り方に影響を与えるようになる⁵³⁾。一方、フーリエ主義は、政治的には大きな目に見える結果は残さず、何度かにわたるファランジュの実際の設立の試みもほとんどは失敗に終わった。しかし、文学や都市計画⁵⁴⁾などに大きな影響を与え、19 世紀の社会思想家でフーリエ主義の影響を受けていない者はいないといわれている。ブルードン主義のほうもその自主管理的・相互主義的志向は、19 世紀末の革命的サンディカリズムの展開を経て今日に至るまで、フランスの社会主義運動の大きな潮流の一つとして続いてきている。

今日、社会科学において用いられる多くの概念は、このような近代の歴史のなかで作られてきたものである。たとえば、政治制度が模索の段階にあった 19 世紀前半のヨーロッパにおいては、本論でも長く論じてきた「所有権」の概念もまだ確定してものではなく、P.-J. Proudhon の著作に見られるように社会的には多くの論争の種だった。また、今日の近代国家の法体系を基礎付けている「個人」の概念も、ブルジョアジーの支配と社会の改善という目的に沿ってフランス革命前後に生まれてきたものであった。既に見たように、この近代的な「個人」の概念は、ジュラの人々の日常生活のなかで参照される「個人」とは異なったものであり、その意味で「個人」概念は今日でも日常生活において、現実の出来事の論理と知的な理想主義的ないしは法的論理の間で曖昧さを残している⁵⁵⁾。

⁵³⁾ 第二帝政をひらく Napoléon III 世もまたサン=シモン主義に深く傾倒し (彼は「馬上のサン=シモン」とも呼ばれていた)。皇帝になってからは周回してサン=シモン主義者を従えていた。他の有名なサン=シモン主義者としては、第二帝政期にセヌヌ県知事で、パリ市の再開発を行った今日の都市パリの基礎を作った G. Haussmann、スエズ運河を建設した H. Duplex がいる。また、多くのサン=シモン主義者が海外に理想郷建設を目指し、あるいは鉄道などの建設による産業開発を目指し、海外の植民地に進出していった。

⁵⁴⁾ 現代建築と都市計画思想に大きな影響を与えたスイス・ジュラ出身の建築家 Le Corbusier の設計思想には、多くのフーリエ主義的要害が見られる。特にその「輝ける都市 ville radieuse」と名付けられた集合住宅は、M. Ragon によれば、協同社会ファランジュの宿舎であるブラランステールを現実化したものである (M. Ragon, 1986: 170)。

⁵⁵⁾ 相対主義と普遍主義の区別もまた、近代ヨーロッパの歴史に由来するものである。普遍主義は 18 世紀ヨーロッパの啓蒙思想を特徴づけるものであり、普遍的理性による世界の統一の把握と人間の解放を唱えるものであった。このような普遍主義は、一方で「人類」の単一性が認識されて絶対主義の批判と革命による人種の確立に根拠を与えたが、他方で科学的な姿をもった人種の分類を正当化し、地域的多様性を批判して植民地拡大を正当化するものともなった。相対主義が生まれるのはこうした背景からである。18 世紀半ばのドイツの思想家 F. Herder が唱えた文化相対主義は、ナポレオンのフランス帝国における普遍性の名によるドイツ侵略の正当化を前にして、当時分裂状態にあったドイツの文化的独自性と政治的統合を求めてナポレオンに対抗する政治的

ジュラの歴史に戻るならば、共同放牧をめぐる F. Prathernon と J-B. Perin の議論はともに、市場経済が農村に浸透し始めたこの時期、社会契約論的歴史観を基準として、自然状態であった過去を参照して市場経済の持つ欠点を見抜き、あるべき政治社会の未来を構想しようとしたのだった。そして C. Fourier や P.-J. Proudhon、あるいは W. Gagneur たちは、ジュラの農村の発展を背景としつつ社会哲学における「発展」観を基礎に独自の社会主義思想を唱えたのだった。このように、社会契約論や様々な博物学・哲学研究などの知的伝統と、ヨーロッパ近代における社会の変革に向けた様々な政治運動や社会運動が互いに合流するなかで、行政制度や法律制定、そして経済条件の変化という、ジュラの農民たちの生活を規定する政治経済的外部環境が形成されていった。このように形成されていった政治経済的環境は、対外侵略戦争・帝国主義戦争およびファシズムの台頭や階級対立など、さまざまな矛盾を露呈しながら 20 世紀の歴史の砕の一つを作ってきた。

そして今日、このような歴史の形成の大きな流れが、一方でヨーロッパ統合として、他方で中央集権国家フランスの地方分権化として結実する。ヨーロッパ統合においては、通貨統合による「経済ヨーロッパ」と共に強く主張されている、弱者保護や社会的連帯のための「社会的ヨーロッパ」という理念は、まさにこうした社会科学と社会主義運動などのヨーロッパの歴史の産物であり、それゆえにこそ新自由主義者たち（彼等が「経済ヨーロッパ」の理論を構築した）からの批判の大合唱にもかかわらず、この「社会的ヨーロッパ」はヨーロッパ連合の中心的柱の一つとして切り捨てられることなく守られているのである。この社会的ヨーロッパの理念には、教科書的に説明されるサン＝シモン主義の影響はもちろん、フリーエ主義やブルドン主義といった、ヨーロッパ近代の社会運動において大きな役割を果たしてきた諸思想の影響もまた見られるのである。

他方、地方分権化（1972 年に地方議会が設置され、1982 年には大幅な自治権が「地方」に与えられる）においては、ジュラの協同組合主義の歴史を踏まえつつ協同組合や自主独立というジュラの人々の行為を日常生活において支える価値が唱えられることになる⁶⁰。J.-P. Leresche は、フランシュ＝コンテ地方議会内部では、既成の政党を横断するような形で意見形成が行われ、与党と野党の明確な対立が現われないと指摘した上で、そこでの意

主張へと発展する。こうして繁いを得た文化相対主義は、ロマン主義や民族主義とともに全ヨーロッパ的な運動となり、さらに今世紀には、民族自決運動や黒人解放運動など、植民地を解放や普遍の名の下に抑圧されたマイノリティーの権利を擁護する運動を支えて行くことになる。

⁶⁰ この地方分権化を裏方として支えてきたのは、中道よりの共和主義者（急進主義者 radicaliste）であり、C. de Gaulle の片腕として長い間フランス政治の中枢で活躍してきた E. Faure であったが、興味深いことに彼はフランシュ＝コンテ地方に自らの政治基盤を置き、国会議員や閣僚として活躍する一方で村長や市長も務めていた（ただし、彼はもともとは南フランスの出身である）。そして、1972 年に地方議会が設置されると最初のフランシュ＝コンテ地方議会議長（内務省の役人である地方知事とは異なり、地方議会議長は自治行政単位としての地方の代表者である）を務めた。彼は、フランシュ＝コンテ地方では強い支持を得ていたが、彼のフランシュ＝コンテ地方議会議長としての地方政治における姿勢について J.-P. Leresche は、「地方議会のこの独自の行動は実家、社会主義全般、とくにユートピア社会主義に固有の“社会的探究”の論理に完全に収まっている。フランシュ＝コンテの農業環境に見られる小さな協同組合の数々は、19 世紀の V. Considérant や Ch. Fourier, J. Proudhon と同様に、E. Faure にも良い意味で印象付けた。E. Faure の目には、大半のユートピア社会主義者がフランシュ＝コンテ出身であるということは、“彼等が協同組合の実例を見ていた”という事実によってまさに説明されるものであった。」と指摘している（J.-P. Leresche, 1991: 424）。

見形成は北部（ドゥー川流域の工業地域を中心とする）と南部（ジュラ山脈の農村地域を中心とする）の対立および都市と農村の対立という社会的背景に根を降ろす問題を軸に展開すると述べているが（J-P. Leresche, 1991 7）、それは、ジュラの人々の日常的な行為を支える価値が、ジュラの人々を何らかの一定のイデオロギーの拘束から逃れさせ、それぞれの社会的経済的条件に即したより現実的で柔軟な姿勢をとらせるからであろう。J-P. Leresche はさらに、フランシュ＝コンテ地方政治においては地域主義がほとんど主張されないことを指摘しているが（J-P. Leresche, 1991 435-436）、こうしたことは全て、ジュラの人々の日常的行為の価値と人格の在り方、そして19世紀以来のさまざまな社会運動の歴史の帰結として現われたものである。確かに、地方分権化そのものはフランスの中央集権的政治システムに対する根強い批判から実現したものであり、そこにはジュラ独自の歴史は直接に関わっていない。しかし、そのような地方分権化の思想には19世紀の社会主義者たちによって代弁された、ジュラの人々の価値が繰り込まれているのは確かであり、また、そのような意見が現在の地方分権化において一定の形で生きているとしたら、それはその意見が協同組合主義運動の歴史のなかで再生産され強化されてきたからである。

このように、第二次大戦後に確立したヨーロッパの民主主義制度、そして国民国家の理念が完成すると同時に動き出した国民国家という枠を乗り越えようとするヨーロッパ統合の動き、そしてそのヨーロッパ統合と対をなす形で現われている地方分権化は、近代ヨーロッパの歴史の中で重要な役割を果たしてきたユートピア的運動の一つの帰結でもある。統合ヨーロッパが必要とされる背景には、国家に分断されたヨーロッパでの経済的非効率性と紛争の可能性（その最も極端なものが第二次大戦）、そして超大国となったアメリカとソ連に対する発言力の確保の必要性などがある。しかし、重要なことは、ヨーロッパ統合を支えているのはそうした経済と外交からの必要性のみではなく、まさに新たな社会秩序を作ろうとする志向なのであり、それは過去200年のヨーロッパの歴史のなかで育まれてきたものなのである。

2) ジュラの理想的矛盾

こうして近現代のジュラの人々のさまざまな活動は、経済のフォーディズムの発展による貧困の消滅、協同組合的理想の拡大、さらには農村での明白な階層間格差の消滅を、それぞれある程度実現した。しかし、そうした歴史の結果生まれた今日のジュラ社会が理想に近い社会かという点、決してそうは言うことはできない。実際、近代初頭以来の社会的「進歩」は1970年を境にして急速に暗転していくことになる。ドル・ショック、オイル・ショック、農業収入の停滞、さらには失業問題や移民問題の深刻化は、1970年代以降、ヨーロッパ社会にさまざまな問題を引き起こすことになる。そして、こうして到達した20世紀末という時代は、失業や移民問題をはじめとする様々な問題に取り囲まれ、必ずしも彼等が求め続けてきたものとは言えないようである。同様のことはジュラについて言うことができる。チーズ組合を発展させ生産力を向上させ、そして生活を豊かにしては来たものの、20世紀の末になって彼等が手に入れたものは、必ずしも彼等が求めて来たものではなかった。そこには、外部環境との関連で経済と政治という二つの側面に矛盾が現われている。その点を農業に焦点を置いて見てみよう。

フランスの農業は、20世紀前半まではイギリスやオランダなど他のヨーロッパ諸国に比

べて遅れていた。第二次大戦後の農業政策は CAP に支えられて、生産力拡大、そして競争力強化という方向へ進んだ。その中心となった CAP は価格政策は、市場での支持価格を設定して、市場価格が支持価格を下回った農産物にはその差額の補助金を支出する、という政策を基本としていた。農村ではその経済的な変化によって、明白な階層間格差と階級対立は見られなくなり、かつての小規模農家はみな中規模農家となった（もちろん既に見たように、このプロセスには零細農民の排除という抑圧過程があった）。しかしこのことはかならずしも、現在の農業経営が市場経済に完全に適応して市場経済が安定する限り農業経営も安定するようになった、というわけではない。

直接農民たちの生活空間に影響を与える経済的外部環境に関していえば、市場経済とジュラの小商品生産との間にあるずれば、1950年代に始まる高度成長の時期には、急速に伸びる消費と生産に隠れてそれほど問題とはならなかった。そこでは、生産の核となる家族の個性の強化という方向性は、市場における成功とほぼ一致する形で、家族の生産基盤を強化していったからである。

しかし、他の産業部門と同様に、こうして実現した順調なフランスの農業生産の拡大は、1973年のオイルショックを機に停滞へと転じることになる。農業の停滞の主な原因は、石油価格が上昇して生産コストが上昇したにもかかわらず農産物価格はそれほどは上昇しなかったこと、市場がほぼ飽和し慢性的な生産過剰に陥ったこと、にもかかわらず EC 諸国の農産物の国際市場での価格は依然として高い値にとどまり、国際競争力に欠けていたこと、などである⁽⁷⁷⁾。こうした状況の変化に対応して、1980年代に社会党政権は、中規模小規模農家の保護に政策を転換し、EC は補助金削減と牛乳生産制限を実施に移し始めた。特に牛乳生産制限は、その硬直的な実施方法と相まって、それぞれの農業経営者の行いうる経営戦略上の選択の幅を狭めることになり、その厳しい経営状況とともに農民の生産意欲を殺ぎ、後継者育成を一層難しくする原因となっている。しかも、こうした施策にもかかわらず（あるいはそれゆえにかえって）、農業を取り巻く現状はそれほど改善されたわけではない。1990年代初頭のヨーロッパでの乳製品を含めた農産物市場も、依然として農民にとっては決して望ましいと言える状態にはない⁽⁷⁸⁾。1992年の OECD の報告は、乳製品の消費量の上昇はほぼ人口の増加に一致し、生産者価格は下降しており、さらに、旧ソ連の解体と湾岸戦争の影響で輸出が減少したため在庫量が非常に増え、今後の予測として、チーズの消費量に大きな変化は望めず、さらに動物性脂肪の消費は減少していくだろうとした (OCDE, 1992: 63, 67-68)⁽⁷⁹⁾。

現在のジュラの農業も決して望ましい状態にあるとは言えない。戦後の経済発展のなか

⁷⁷ フランス全体でもこうした状況は、1960年代の末に既にその兆候は見えていたが、具体的に現われるのは1980年代になって補助金の削減、牛乳生産制限の適用などの政策がとられるようになり、農家の収入を直接圧迫するようになってからである。しかし興味深いことに、このような厳しい状況の一方で、農業生産自体は1970年から1980年を通じて順調な上昇を続けていた。この当たりの事情については多くの報告がある (ex P. Lacombe, 1989)。

⁷⁸ このような農業の危機的状況は、他の経済セクターに較べるとやや遅れて1980年代に顕在化した。その理由として P. Lacombe は EC およびフランス政府からの補助金政策の存在を理由に挙げている (P. Lacombe, 1989)。

⁷⁹ その後1997年に EU 委員会は、チーズのセクターでは過去数年にわたって大きな変化は見られず、その傾向は今後も続くと思われる、と結論付けている（ただし、そこではアジアに始まる金融危機の影響は考慮されていない） (European Commission, 1997)。

で農業は完全に商品化され、牛乳生産は完全に市場での交換価値に規定されるようになったが、シェンゲン協定と統一通貨ユーロの導入により EU の域内流通が自由化された今日、牛乳価格の低迷と牛乳生産制限は、自然条件のそれほど恵まれていないジュラには非常に厳しいものとなっている。たしかに、AOC やチーズ組合のおかげでジュラの牛乳生産者価格は国内平均を若干上回ってはいるが、こうしてコンテが他の地域の生産物に対して差別化されたとしても、ジュラ内部のコンテ生産者間の競争はやはり厳しいものとなっている。そして、こうした競争の上にブリュッセルによる牛乳生産制限が重くのしかかっているのである。このような時期に東欧の崩壊が起きた。政治体制の激変とともに経済が悪化した東欧諸国を支えるために、1991年にフランス政府は東欧からの安い牛肉の緊急輸入に踏み切った。このことはフランスの農民に危機感を与え、フランシュ＝コンテの農民たちは高速道路にトラクターを乗り入れて、東欧から牛肉を運んで来るトラックの通行の実力阻止に乗り出した。

ジュラ農業の危機的状態について、DDAF の責任者は「プラトーより上の農業はもう凍り付いてしまっている」と言っているが、ジュラの農民たちの不満は相当高まっている。彼等はフランス政府や EC に対して不信感を隠さず、「DDAF の奴は農民にあしろこうしろというが、その通りにやっとうまく行ったためしが無い、あいつらは信用できない。」と批判する。確かに、フランス農民に直接関わるような政策の決定は今やほとんどがブリュッセルでなされる様になっているが、地域的な条件の異なる様々な地域を抱える EC=EU 加盟国（調査当時は 12 カ国、1999 年現在で 15 カ国）全体に一律に適用できる政策の実現は実際には不可能であるのは明らかであるし、また、地域の農業当局者の対応も農業の実情に即した柔軟なものとは言えないようである。こうして農民をめぐる状況はたいして改善されず、とうとう 1992 年には CAP の見直しが行われた。この時期になると、EC 予算の実に 60% 近くが農業補助金の支出に当てられ、その他の農業関連の支出を併せると 70% 以上が第一次産業関連の部門に支出されるようになっていったのである。こうして提案された CAP の改革において強調されるようになったのは、環境保護と地域重視の農村開発である⁹⁰⁾。これらの改革は地域のイニシアチブをより重視しようというものであるが、しかし決して問題なしとはいえない。実際、1993年に施行されたマーストリヒト条約によって統合への歩を一歩進めた EU は、その経済政策の根底に新古典派経済学の理論を置いているが、既に見てきたような農民の意思決定における非経済的な社会的要因の介入は、ブリュッセルの官僚たちのたてる政策と実際の農民たちの行動の間に微妙なずれを生み出すのである。

おおむね、農民たちは農業政策という形での政府やブリュッセルによる経営への干渉には辟易し、不信感をあらわにする。農民たちに言わせれば、これらの農業政策は規制だらけなので新しいことは何もできないのである。ここに現われている経済的矛盾と政治的矛盾とは、次のようなものである。

まず経済的矛盾であるが、それは、19世紀以来の歴史を通じて生産量を拡大し、そして市場経済への適応を図ってきたが、そのことは一方で農民たちの生活の物質的水準を引き

⁹⁰⁾ CAP の改革については水尾 (1994)、CAP の改革の一つの柱である地域重視の開発計画については石井 (1994) を、それぞれ参照。

上げ、18世紀や19世紀に頻繁に見られたような飢饉をなくすことに成功したが、他方でそうした経済活動は市場経済の発達を促し、そうして世界規模に拡大した市場経済はかえって、その発達を支えた農民たちの経済生活を脅かすようになったのである。今や農民たちは、他の産業部門とともに他の地域（北アメリカやオーストラリア、あるいは第三世界）の農業との競争も強いられている。そしてこのようなジュラ、そしてヨーロッパの農業の位置は今やヨーロッパ、そして世界の経済全体に構造化されているがゆえに（たとえば、ジュラの農産物の国際価格は、単にその生産物の需要と供給のみならず、為替レートにも大きく影響されるが、為替レートには世界規模で比較したときのフランスという国のマクロな経済状況や政治状況が反映される）。個々の農業経営者の個人的な適応戦略だけでは容易に対応できないものとなっているのである。したがって、ここには政治的な介入が必要となる。しかし矛盾は政治的側面にも見られる。

政治的側面に見られる矛盾とは次のようなものである。社会主義運動をはじめとする19世紀以来の社会運動により、ある点においてジュラの人々が日常生活において価値を置いているような社会組織や、社会的連帯の在り方は、地方や国のレベルで徐々に制度化されていった。しかし、一度そうした行政レベルにおいて制度化されると、もはや政治的決定が行われるのはジュラの人々の生活空間の内部においてではなく、政治的外部環境においてということになってしまった。さらに現在では決定権はブリュッセルに移行しつつあり、CAPによって決定される牛乳生産制限などの政策にはもはや農民たちはほとんど決定権を持つことができなくなっている。もちろん、さまざまな農民労働組合はこうした状況に対処する圧力団体として存在してきたし、今でもこれらの農民組織は実力行使などの強行手段も用いる。しかし、全国中央委員会レベルで決定されるこの農民労働組合の方針とジュラの農民が望むものが一致するとは限らない。全国レベルにおいては農民労働組合も通常の農民たちにとっては外部環境となってしまうのである。こうして、自らの権利の拡大と自主独立の確立を求めた近代ジュラ農民の歴史は、その成功によってかえって自らの権利を実質的には失うことになってしまったのである。このような状況に、高級官僚や大資本による中小農民たちの搾取という図式に当てはめることは不可能ではない。確かに一見すると、農民たちが築いてきたものをエリートたちが自分たちのために利用しているようにも見える。しかし、近代の政治運動と経済のフォーディズム的發展の結果として、20世紀後半においては経済的政治的な関係は極めて複雑になり、19世紀の階級闘争理論が示したような形での支配者階級と被支配者階級という様な単純な二分法は、もはや成り立たなくなっている。

政治的生活空間からの遊離という問題は、地域分権化についても言うことができる。フランスは政治的には高度に中央集権的な国として知られている。しかし、それに対する様々な批判や地域運動の結果、1980年代のミッテラン政権時代に一部の中央の権限を地方に移すようになった。このことは一見、民主的な方向を目指しているように見えるが、実際には「地方」という、国家と村（コミュン）との間にある中間領域（それは既に小さなコミュンからは十分遠い）に新たな政治資源を与えたものであり、地方の官僚制を強化したものに過ぎない。と小さな村の人々には映る。実際、地方分権化と並行して、経済状態の悪化や過疎を口実として小学校の統廃合、小さな村の消防団の廃止、高校の廃校（高校は地方が直接管理している）などが次々と行われ、各々の村や地域の活力を奪っている（他

方、地方や県レベルでは大規模土木工事を中心とした利権政治も散見する)。そして、その結果として1980年代から既に多くの若者が、フランシュ=コンテに職がないという理由で、他の地方に出て行ってしまった⁶¹⁾。こうして、地域分権 *décentralisation* は地方の政治家を潤わせることに終わっている(フランスでは公職の兼任が認められているので、多くの国会議員は県や地方の議員や首長でもあることに注意すべきである)。このような状態をF村の村長は「地域集権化 *re-centralisation* だ」と批判している⁶²⁾。そして、これらの政治家たちが選挙などの機会に主張する地域活性化計画では、農村や農業に言及がされることは余りない⁶³⁾。

しかし、地域の活力がなくなることと学校や消防団などの組織を廃止することの間にある悪循環は、いつかどこかで止められなくてはならない、そして、本来ならばこのような状況に対してジュラの協同組合的運動は貢献しなくてはならないはずである。しかし現実には、紛争の例で示したようなある種の「社会劇」的過程を経て、嫉妬や利害の対立といった感情的な口実の下に様々な形で協同は行き詰まり、ちょうど小さなチーズ組合が大きくなチーズ組合に吸収されて行くように、協同と自律の原則は内部から崩壊していく。このような時、自律性と個性性を高めるという方向性はかえって協同を行きづまらせ、完全に裏目に出てしまっている。そして、各々の農家では子供たちはもはや農業を継ぐことはなく、外部から来た若い農業志望の青年たちに農地を譲り渡すことが多くなっている。

現在のこのようなヨーロッパとジュラの事情を見ると、そこには歴史の皮肉が見えてくる。フランス革命以来(あるいはもっと前から)ヨーロッパが様々な社会的闘争や葛藤の中で求めてきたものは、このような失業と異邦人嫌いの社会だったのだろうか。そして、過去200年の間、ジュラの人々が求めてきた社会は、自律と嫉妬の狭間で相互不信に陥るような社会だったのだろうか。彼等が農業を貨幣経済に適応させてきたのは、農業を崩壊させるためだったのだろうか。

もちろん、第5章と第6章において検討したように、農民たちの経営戦略はフランス政府やヨーロッパ連合の農業政策によって一方的に規定されるものではない。そこにはある程度の自由度があり、農民たちはある程度独自の適応戦略を構築することはできる。しかし、現実の農業政策はそのような状況への処方箋として提示されることによって、逆に農民たちの自由度を制限する機能を果たしている。ここにおいて農民たちは、一定の政策理論によって操作される対象となる。そして農民たちがその理論によって予見されるような行動をしないとき、農民たちは不合理だとして非難される(そして時には、農民は知的に劣っているという、知的エリートたちの伝統的な偏見を再生産することになる)。このような官僚と農民たちの対立は、農民たちの生活空間から官僚たちが離れていけば離れてい

⁶¹⁾ 精密機械工業などが好調な高地ジュラを除き、フランシュ=コンテ地方でも他のフランスの地域と同様に失業率は高くなっている(高地ジュラの産業のおかげでジュラ県の失業率は低くなっているが、現実には厳しい状況がある)。私の調査中にも私の周囲に何人も職を失っていった人がいた。

⁶²⁾ フランシュ=コンテ地方の地方分権化のプロセスを検討した J-P. Leresche は、教育機能の地方委譲に関連して、実際に地方分権化は地方集権化(すなわち、地方に新たな「中心」を作ることによってコミュニティや県が地方に従属してしまう)ともなってしまうことを指摘している(P.-L. Leresche, 1991: 125)。

⁶³⁾ 地理学者で地方議会議議員の J.-C. Duverget は21世紀に向けた地域活性化計画を提示しているが、そこでは農業はほとんど触れられていない(J.-C. Duverget, 1995)。

るほど強いものとなり、農民たちは政治に対する不信感を強めていく。そして農民たちの自由度を奪うような政策は、自らの自立性を強めようとする農民たちのインセンティブを失わせ、結果的には農業を崩壊させることになる。

それでは、政治的介入を拒否して農業をもっぱら市場の「神の見えざる手」に任すべきなのだろうか。もちろん、1999年に始まった通過統合は、ヨーロッパ全体の経済状況を好転させることによって、ジュラの農民たちにも一定の恩恵をもたらすことはできるかもしれない。しかし農業を市場原理に任せてしまつたら、少なくともジュラの農業は危機に陥るだろうし、農民たちも黙ってはいないだろう。ここで問題なのは、(WTO の場で議論されるような) 政府が介入すべきかすべきではないかということではなく、農業生産と他の生産活動の、価値生産の在り方に配慮した、農民たちに意思決定の主体性を与えるような政策の可能性を探ることである。実際、ジュラの酪農の行き詰まりの原因の一つは、その構造的欠陥というよりは、現実のジュラ農業の小商品生産という特性と自由化という農業政策のずれに由来するからである。

それでは、どのようにすれば農民たちに意思決定の主体性を与えることができるだろうか。それは、農民たちの生活空間を再び活性化させるような対策であり、その例としては19世紀以来ジュラの農民たちが試みて来たような、農村の再組織化という方法が考えられる。そしてこの点に関しては必ずしも状況は悲観的なわけではない。子供たちが農業を継がなくても農業志望の青年は常にいるし、そのような若い世代は積極的に状況を改善しようとしている。そのような試みの一つとして、第一プラトーではある村の比較的若い村長が中心となって、1990年の終わりに第一プラトーの活性化のためのアソシエーション ASSIPP が作られた。そしてこの組織は長期的な地域活性化のためのプログラムを練りながら人々をまとめて行こうとしている。この試みは多くの賛同者を得て徐々に活動を広げてきているが、このような方向は一つの可能性を持つものであろう。過疎といわれつつもこうして実行される農村の組織化の動き、そして、1960年代以来、その規模の小ささゆえにやがては資本主義的経営にとつかわられ、そしていずれは消えていくものと考えられてきたジュラの酪農生産が、その小商品生産という特徴をもって生き続けていること、これらはいずれも、ジュラの農民たちの経営戦略の柔軟性と、協同組合の意義を証明するものとなっているのである。

この ASSIPP の活動の根底にある問題意識としてそのアソシエーションのリーダーは1998年にその機関誌で、この農村空間を生き生きとしたものとするために「私たちはどんな文明を求めているのか、どんな新しいことをすべきなのか」と改めて問うている。ここで言う「文明」は、研究者が大理論のなかで用いる「文明」ではなく、日常の生活の在り方の総体を意味する(したがって、この言葉は明らかに出来事的論理の内部に位置している)。そして、まさにこのような問いこそが、ジュラの過去200年の紆余曲折の歴史を作ってきたものだった。それは必ずしも望ましい結果をもたらしただけではなかった。13世紀末以来のジュラ農村の歴史は、近代社会の歴史というものがもつ皮肉をそのまま示している。その結果もたらされた現在のジュラ農業の状況は、必ずしも農民たちが望んだものではなかった。このジュラの農村社会を再び活性化するためには、農村の組織化が再び必要と考えられる。そしてその農村の組織化を政府が支援することで、間接的に競争力を強めていくことは可能だろう。

とはいえ、フランスという国がそうであるように、今後ジュラの農民たちがどのように
なっていくのか、ジュラの農業は破綻したユートピアになってしまうのか、それとも新た
な展望を見出ししていくのかは、ヨーロッパ農業市場と共通農業政策、さらには統合ヨー
ロッパの行く末が不透明なために、予測することは難しい。しかし、ジュラの農民の生活
空間は単にそうしたマクロな政治経済的環境の受け皿なのではなく、ジュラという場にお
いて一定の歴史的な適応を生み出し、そしてさらには困難を伴いつつもマクロな政治経済
的環境をも改変して「現代」という時代を作っていくものである。その意味で、今後作ら
れていくジュラ社会、そしてさらには新たな実験に乗り出しつつあるヨーロッパという社
会の在り方は、ブリュッセルの高級官僚の施策によって一方的に決定してしまうことはな
い。むしろ、ジュラの社会を覆う現在の危機に対して、行き詰まった「近代のユートピア」
を単にノスタルジーを込めて慨嘆するだけでなく、農村を再び組織化していくことを通
じて生活空間を再構築していく必要があるのである。

V. 結論

ヨーロッパ統合に直面する農民たち

経済や政治の領域と同様に、建築と都市計画においても、20世紀は19世紀の大きな希望の挫折である。

— ミシェル・ラゴン『現代建築都市計画史』

フランシスコ・コンテの思想家たちのユートピア的と呼ばれる社会理論は、実現していく多くの進歩の出発点にあり、改革や実験、そして社会工学と呼ばれるような方法によって達成されるべき別の進歩に関して、多くのヒントとなる考えを提供しうるものである。

— エドガール・フォール『地方=ヨーロッパ』

ジュラ社会の形成とヨーロッパ

(1) 現代ジュラ社会の形成と人格概念

現在のジュラ社会は長い歴史の過程の中から生まれてきたものである。なかでも、アンシャン・レジーム期における生存維持経済に基づく村落共同体的な社会から、酪農への専門化による市場経済への統合、零細農民や大農民の排除、および経営規模の拡大やチーズ組合の発展といった変化を経て今日に至るフランス革命以来の近代の歴史は、現在のジュラの人々の生活の在り方を大きく規定している。そして、この現代に至るまでの近代史上のさまざまなジュラの社会変化を生み出してきたのは、直接的にはこの諸個人の社会的結合関係の動的な性格である。

生活空間における諸個人の社会的結合関係の動的な性格は、協同への志向と個人主義への志向という、一見矛盾して見える二つの志向を持っている。協同への志向は、特に共同放牧とチーズ組合の歴史に典型的な形で見られる。ジュラにおける共同放牧の存続について議論する論者はたいいてい、共同体精神が個人主義と対立するという前提のもとに、チーズ組合を引き合いに出しつつジュラ社会における共同体精神の伝統と重要性について指摘する。そして、その重要性を前近代的と見なして私的所有権の適用による農民社会の改革を求める知的エリートたちの意見と、逆に共同体の慣習こそが近代における生活の基盤であると考へた農民たちの意見とが、明確に対立することになる (cf. M. Vernus, 1983: 76-77, J.-L. Mayaud, 1986: 88-89)。こうして生まれる利害の対立の中で、チーズ組合と共同放牧は近代における産業革命と貨幣経済の浸透に直面する小農民たちに最低限の生存の可能性を保障する一方、零細農民と大地主を排除して農民の平準化に寄与した。こうして平準化された農村では人格概念における階層的な要素が希薄になって非家族的領域における平等的人間関係が強化される。ここにおいてチーズ組合における社会的結合関係は個人の自立性を確立するものとなり、協同組織の基盤は強化され、各農家の個性も強化された。したがって、ジュラ社会の実際の機能の仕方において、個人主義への志向と協同への志向は同じものの二つの側面であると言えることができる。そして、その社会的結合関係に基づいて生み出された生産性の向上は、ジュラの酪農化と産地形成を促してそれぞれの農民の現金収入を増やしたため、ジュラの農業は、単純商品生産を徐々に小商品生産へと移行させながら市場経済に適応していった。

このような協同組織の発展は、一方でさまざまな社会主義思想の形成にインスピレーションを与え、他方で信用組合や農民労働組合をはじめとする一層の多様な協同組織や社会

運動の発展を促した。これらの社会主義思想と社会運動は互いにさまざまな形で影響を与え合い、その中で「所有権」をはじめとする近代国家を基礎付ける諸概念や、協同組合や信用組合といった近代社会を支える諸制度が、徐々に整備され、ジュラ農村における社会の変化は他の地域の社会変化と共に、農村社会にとっての外部環境である政治経済的環境の大きな変化に寄与することになる。しかし同時に、交通や経済の発達とともにこのような協同組織や社会運動の発展は、それまでの村落共同体の範囲を大きくはみ出す人間関係を、大幅に親密さの領域に取り込みはじめる。こうして農村の人間関係にも大きな変化が引き起こされる。共同放牧は廃止され、それぞれの農民の間の村内部でのネットワークは希薄化し、社会関係構築の場としての村は大きく変化した。

このような運動や社会生活を支える社会的結合関係は、まさにその社会的結合関係自体が日常の生活空間を支えるさまざまな価値を、理念的にも物質的にも再生産しているがゆえに、現在も生き続けている。このような価値の在り方は、ジュラの人々の社会生活を支える人格概念に明確に現われる。ジュラの人々の人格はまずなによりも人格指示詞の使用の仕方に見られる。この時、個々の人格は、家族的領域と非家族的領域という、互いに連続はしているが質的に異なった「親密さ」の領域によって規定される。このとき、その親密さの領域は生活空間の核を構成するが、その構造化と再生産を媒介して一人の人間のアイデンティティの確立に寄与しているのが、「出来事」である。出来事は、実際に人々が出会い話しをする場で生まれる。このような場では、一定のコミュニケーションの意図をもって話や議論がなされ、社会的相互行為は「親密さ」の非家族的領域の拡大という方向に導かれ、それを通じて人格概念は再生産されていく。しかしこのような場が生まれるにはまず、その場が構造化されたものとして存在しなくてはならない。ジュラにおける家族とは、物質的にも社会関係の上でもこのよう「親密さ」の領域形成の中心となり、親密な人間関係と出来事を構造化する場である。こうして生活空間はこの「親密な社会関係」によって基礎付けられる。

ジュラ社会において人格概念の再生産の基盤となっている家族の再生産は、家族という生活単位の経済的再生産と、それを基礎とした婚姻や出産などの家族的出来事の再生産によって可能となる。この時、家族的経営による小商品生産という経済活動は、族の物質的生活基盤の再生産を通じて家族的出来事を再生産に関する。そのため、農業という経済活動は単にその物質的基盤を再生産するだけでなく、その価値の生産を通して新たに親密さという構造化された出来事の領域を作り出し、それによってジュラ的な人格を再生産している。言い換えれば、このような価値の生産と循環というプロセスに支えられて、ジュラの人々の人格は社会的なものとして確立するのである。このことは、価値生産の形態が異なればその出来事形成の在り方も異なってくる、という事を意味している。

このようにして、個人を社会のなかに位置付ける「出来事」はさまざまな彩りを得ることになる。協同組合の発達や農地経営構造の大きな変化といったジュラの歴史は、自らと外部世界との間にわたりをつけようとした人々の、このような行動によって生み出されてきたものである。この時この人格概念は、人々の行動を一定の方向へと導いては行くものの、一つの固定された社会構造に対応するものではなく、社会過程において様々な相互矛盾を引き起こしてもいくものである。この様にして生まれる相互矛盾は、人格概念と結び付いた「優しさ」や「嫉妬」などの社会的価値によって調整はされるものの、常に人間関

係を調和へと導いていく訳ではない。したがって、ジュラの人々の行動の根底にある人格概念は、人々を一つのまとまった社会構造に組み入れようとするものではなく、むしろ様々な活動を生み出して行くものである。このことは、「親密な領域の拡大」という基本的な戦略は、一方で疑心暗鬼や嫉妬を生みながらも、人々を自らとは異なる様々な人との接触を促す事を通じて、人々を歴史に開かれたものになっている、ということを意味している。そしてそのような新たな事態に直面したとき、ひとびとは自らの経験をもとにして状況を判断し、行動を生み出すのである。その意味では、人格概念は各々の人が新しい情報を判断し処理する際の基準となっているのである。このような形で社会関係を規制し歴史の動きの背後に現われるジュラの人々の人格概念は、歴史を超えた実体なのではなく常に歴史のなかで再生産されてきたものである。

ジュラにおける人格概念は、このような一定の社会的結合関係の再生産プロセスと不可分の関係にある。そしてこの再生産プロセスが、一方で個人主義的といわれる姿勢を生み出し、他方でさまざまな協同組織の形成をはじめとするジュラ社会のダイナミズムを生み出している。

個人という点から見ると、この再生産プロセスは個人をその労働によって特異化し、その人の意思表示の可能性と自立性を確保する。しかし、それは無制限に行われるのではない。自己の必要な努力を超えると判断された範囲のものについては、自己が過剰に主張されることはなかったし、そうした主張に正当性が認められることもなかった。こうしたジュラ的な個人主義は、確かに場合によってはエゴイズムに傾く可能性を持っている。しかしエゴイズムとは別のものである。実際、たとえばこの地域で影響力の強いカトリック教会は博愛主義を説いているが、親密さの領域の拡大に基礎を置くジュラ的な個人主義はこの博愛主義とは必ずしも矛盾はしない。しかしまた反対に、さまざまな人との出会いを重視し互いに話をすることを重視する価値観も、それが自分や他人の自立性を脅かすものであってはならない、という前提を否定するものではないのである。

一方、社会的結合関係という点では、ジュラにおける共同体的慣行といわれるものが、こうした社会と人格の物質的再生産プロセスの中で維持されてきた。そうした慣行の最も典型的なものであるチーズ組合という生産組織では、生産物は集団によって付加価値が与えられるが、その価値に対して所有権を持つのは個々の組合員であった。その意味でチーズ組合の生産は、貨幣という一般交換形態による評価によるものではあるが、個々の組合員の労働の個別性を保証するものとなっている。ジュラの小商品生産のばあいも、労働生産物には労働における社会関係が反映され、生産物は貨幣に交換されるが、その収入には法的共同体としての家族的価値が反映されて家族の所有物となるため、一人で自由に使うことはできない。一方、CUMAのような生産者協同組織では、協同組織は生産過程に直接関わるのではなく、実際に労働を投下するのは個々の農民であるので、共同所有の価値は生産物には直接は反映されない。また、収穫などに際しての労働交換も、作業後に軽食を提供や労働の等価交換により労働の貸し借りは精算される。したがって、生産者協同組織は生産物に協同労働の価値は直接は反映させない。しかしこうした協同組織は外部資本への依存を減らし農家の自律性を高めるという利点がある。とはいえ、生産者協同組織は生産過程に直接関与していないため、農民たちとそれらの組織との関係は自由度の高いものとなっている。

このように、生活空間におけるジュラの農民たちの行動の原点には一定の再生産過程に基づく人格の在り方があり、それが協同組合主義の発展と今日までテーズ組合の興隆、そして近代ジュラ農村の構造変化を引き起こすダイナミズムを生み出してきた。こうした再生産過程の存在は、さまざまな協同組合運動や労働運動が発展を促しながらも（これらの労働者も、大半は周辺の農村の出身であった）、ジュラの農民たちは常に政治的には保守的だった、ということの説明する。そもそも農業においてはその生産財である土地は、一定の生態学的環境において極めて長い時間をかけて作られていく農民たちの労働成果でもあるという点にその特徴がある。これに対し工場の機械は資本家の固定資産であり、資金によって自らを商品化している労働者にとってはそれらは所有物でも直接の生産物ではないので、そこには生産資源の労働による再生産というファクターは入りにくくなってくる。このような時、大きな政治的变化により所有関係が変化することがあった場合、資本を所有しない工場労働者は（固定資本の所有者である資本家とは違って）必ずしも困るわけではない。しかし農民の場合は、政治的变化による所有関係の変化はその価値生産の根本に関わる問題となる。とはいえ、どちらの場合も自分の親密さの領域における自律性の保証を求めているという点で、農民と労働者の違いはそれ程大きい訳ではない。現在のジュラの人々の大半はオフィスや工場で働く資金労働者であることを考えれば、ジュラ社会の再生産において農業生産活動が本質的な役割を果たしているとはいえない。フランスの他の地域と同様、ジュラでも農業人口は減る一方である。しかし大事なことは、経済構造が変化して新たな価値生産のプロセスが採用されたとしても、その根底にある社会関係の構築の原理である人格概念とその再生産プロセスは、依然として生きていくということである。

ジュラにおいて地域主義の主張がほとんど見られないということも、以上のような人格概念と密接に関わっている。フランスでは、1980年代に社会党政権が地域分権化を押し進めたのとあわせて、それまでは否定的に見られがちだった地域主義運動や地域アイデンティティーの見直しも、様々な地域で活発になされる様になった。なかでも、西部のブルターニュ地方や南部のオクシタニー地方やコルシカ島などではその文化的独自性を拠り所とした地域主義運動が盛んである。しかしフランシュ＝コンテでは、地方議会や一部の文化機関（博物館や政府の文化施設など）がフランシュ＝コンテの地域性の再評価を行おうとしているが、一般の人々はそのような地域アイデンティティーの問題にはほとんど関心を示していない。その意味で、J.-L. Mayaud & C.-I. Brelot による歴史研究が明確に示しているとおり、フランシュ＝コンテには地域主義運動はほとんど見られないのである（J.-L. Mayaud & C.-I. Brelot, 1987: 2-5）。その理由は、自分の経験の領域を超えた「フランシュ＝コンテ」の地域アイデンティティーというのは、ジュラの人々にとっては出来事的論理ではなく理想主義的論理に属するものであり、彼等の日常生活における人格とは直接は関わらないためと考えられる。つまり、社会的結合関係は親密さの領域のなかで追及されるので、たとえば一つの地域全体を一つの明確な特徴を持った運命共同体として捉えることはないのである。もしジュラの社会的経済的状態が悪いというのなら、彼等は地域主義運動に訴えるのではなく、自分で何とか事態を改善するほうを選ぶのであり、それが「地域」なるものどう関わるかは、彼等にとっては二義的な問題となる。こうした生活空間の重現は、地域主義に限らず、政治的ドクトリン一般に対する不信感ともなっている。

しかし、ジュラの人々が政治に関心を持たなかったり、地域の問題を考えようとしな

ということでは決してない。それは、ジュラの人々の人格概念の柔軟さと密接に結び付いている。彼等にとって個人とは、根源的で普遍的な法的主体ではなく、日々の生活の労働と社会生活の中で自分を再生産させて行くものであり、所有権をはじめとする農民の法的地位は、こうした生活の中から生まれてくるものなのである。そして、農民にとってはそれが生活の中から生まれてくるからこそ尊いものであり、保護するに値するものである。こうした農民的な個人の在り方は、知的エリートたちの持っていた、哲学的伝統の中で定式化された、社会の最も根源にあるものとしての「個人」というブルジョア的なイメージとは大きく異なっている¹⁾。

ジュラにおける人格概念は書かれた客観的な根拠を持たないが、情報処理の基準として新しい事態や状況を構造化し、そのなかに物理的な形で自らの再生産プロセスを組み込みつつ、日々の生活の中でさまざまな交渉を通して再生産されているものである。このようなプロセスに直接関わらない理想主義に彼等は懐疑の目を向けるが、日々の生活の経験を通して新たに受け入れられるものは積極的に取り入れ、それを通して新たな自己を構築しているのである。もはやジュラの人々の経済基盤が農業ではなくなり、大半のジュラの人々がオフィスや工場などでの賃労働による収入によって生活している現在でもこのようなジュラの人格概念が生きているとすれば、このような人格概念の柔軟さとその人格概念を基礎に広がっていく社会関係の連鎖によるところが大きい。そして、このような柔軟さゆえに、ジュラの人々は単に社会の変化に受動的に対応してきたのではなく、むしろ積極的にその変化を受け入れ、その変化を望ましい方向、すなわち自らの自律性のより一層の確立という方向へ導こうとしてきたのである。そして、そのような方向性の追及こそがジュラの、そして引いてはフランスやヨーロッパの近代という時代が作り出される原動力であったのである。

(2) 近代という実験とその歴史的経験

ジュラで見られたような歴史の構築過程は、ジュラ以外の他のフランスの地域や他のヨーロッパの地域でも見られ、近代行政システムが徐々に形成され交通網が発達していく中で互いに影響を与えつつ、時には内戦や対外戦争、経済恐慌などのより大きな外部環境の影響を受けつつ、全体として今日のヨーロッパの諸社会を構築していった。その意味で、ヨーロッパの近代史とは、社会運動や社会科学および政策の絡み合いの中で、それぞれの階級やそれぞれの地域の人々がさまざまな実効的の制度を模索し、形式的にしる実質的にしる貧困や抑圧からの解放を求めて試行錯誤を行ってきた、社会的実験の歴史である。ヨーロッパ統合とはこのような「近代」という社会的実験によって構築されてきた、歴史の帰結の一つである。その中で農料の変化とそこから生まれた社会運動が、社会調査という技法を発展させつつあった社会科学と結び付く中で、現代社会を支える社会制度とその制度を支える社会科学の諸概念が形成されてきた。19世紀の社会科学は、貧困と抑圧の克服のた

¹⁾ すでに第3章において指摘したように、このようなブルジョア的な個人のイメージ（それは「西洋近代的個人」と呼ばれるものである）は、法的論理と結び付いた象徴的な人格概念であり、理論的な仮説である。しかし、神話的英雄の様な単なる象徴的人格とは異なり、現代の法や行政制度の基本にあるという意味で、このブルジョア的な個人は実質的な権力関係と結び付いている。

めの「社会の变革」という政治的プログラムと密接に関わっていた。しかし、その編結である現代は決してユートピアとはならなかった。確かにこの政治的プログラムは、一方でさまざまな経済の発展や民主的制度の形成に貢献したが、他方でヨーロッパ列強の植民地侵略やファシズム体制、さらには東西冷戦や低開発を生み出す際の道具ともなってきた。そして現在のヨーロッパもまた、さまざまな問題を抱えている。本論の最後を締めくくりに当たり、こうして生まれた歴史が現代という時代に生み出した問題について概観しておく。

20世紀という時代の社会状況は、近代という制度と社会科学を生み出した19世紀の初頭の状況とは全く異なるものとなった。社会のユートピア的理想の多くはグロテスクな極端主義体制となり、「進歩」という概念に基づく経済発展のプログラムは世界各地で摩擦と挫折を生みだし、東ヨーロッパの社会主義国は次々に破綻して崩壊し、ヨーロッパも「統合」という一つの理想を実現しようとするまさにその時、高い失業率と非ヨーロッパ系移民の増加、そして不寛容な民族主義の台頭に頭を抱えている。これらの問題は、近代という実験が必然的に生み出した「理想」のもう一つの側面である。今やこれらの問題は、20年前からさまざまな試みを通して展開してきた社会の变革の、ある種の行き詰まりとなっている。「近代」という実験が目指したものは、貧困や抑圧の根本的な解決であったが、20世紀の末に至ってこれらの問題は解決されないばかりか、ますますひどくなりつつある。そして、世界中の大都市が移民問題を抱えるようになり、多くの紛争が民族の名の下に行われるようになった20世紀末では、一方で文化相対主義が偏狭な民族主義を助長する結果となり、他方でまさにそれゆえに再び普遍主義の必要性も認識され始めている²⁾。

このような行き詰まりの一つの現われは、ヨーロッパの近代における諸経験の非普遍的性格が自覚され始めたことである。近代におけるさまざまな社会的実験の試みは、経験的知識として豊富に蓄積され、それはさらにあらたな社会的実験に齊与してきた。たとえば、本論で展開してきた農業経営と協同組合の問題はごく古典的な政治経済の問題であり、その意味で本論は今までの政治経済学の蓄積に大きく拠っている。一般に、自主管理的な社会開発が目指されるとき、あるいは地域主義的な社会発展が試みられるとき、協同組合という形式がクローズアップされる。協同組合は単にブルドン主義的な社会主義の切り札にとどまるものではなく、さらに農村での開発主体としても重要な役割を果たすと期待されている。そして確かに本論で検討してきたように、協同組合は農民たちの行動を規制してその自由を奪うというよりも、むしろその自由を強化する手段となりうる。しかしそれは一定の条件においてである。ジュラの場合、農業革命や農民の平準化といった何世紀にもわたる独自の歴史の結果が、今日のチーズ組合の存続の条件となっている。ヨーロッパでは近代に入ってから数多くの協同組合が各地で作られていったが、それらもやはりそれ

²⁾ かつて、植民地解放や黒人公民権運動などにおいて重要な役割を果たした文化相対主義は、いまやマイノリティー排除の論理となっている。たとえばフランスでは、極右政党である国民戦線はそれぞれの民族固有の価値を口実に、フランスから移民を追い出そうとしている（同じ理由で国民戦線はイラクのクウェート侵攻を支持した）。同様の論理は、旧ユーゴスラヴィアの紛争で民族浄化の正当化に使われている。しかしもちろん、文化相対主義と普遍主義はどちらか一方が正しく他方が誤っている、という類のものではない。18世紀以来のヨーロッパの歴史は、文化相対主義も普遍主義も、一定の政治的な文脈において使われるある種の方便にすぎないことを示している。結局問題なのは、文化相対主義と普遍主義の二者択一なのではなく、そこで賭けられている両岸はどのようなものなのか、ということである。

それぞれの独自の歴史を担っている。たとえば、スウェーデンでは19世紀に全国規模で協同組合運動が活発に展開したが、その協同組合はスウェーデン独自の歴史と主体性（人格）の在り方によっているものであった（A. Daun, 1991; P. Stromberg, 1991）。この点が、全国規模の広がりを持って今日のスウェーデンという国家の社会民主主義を基礎づけていくスウェーデンにおける協同組合と、自律性を目指すがゆえにさまざまな対立を抱えて大きな統合には向かわないジュラの協同組合の、それぞれの間の相違となって現われている。

したがって、協同組合というモデルは決してどこにでも無条件に適用できるものではない。たとえば、André Gibbs は協同組合という組織が第三世界の農村開発で必ずしもうまくは機能しなかったことについて考察を加え、政府が権力的に一つの形の協同組合を農民に押し付けたことに原因があることを指摘し、その改善のためには文化的に定義された人々の基本的要求を把握した新しいかたちの協同組合が必要である、と述べている（A. Gibbs, 1995⁴）。そしてまた協同組合主義が長い歴史を持っているジュラにおいても、すでに議論してきたようにその協同組合の先行きはだいたい怪しいものとなっている。

このような「近代」が一面で持つ普遍性への志向への懐疑と、統合ヨーロッパという国家を超えた社会の構築がなされているのと同時期に、「地域」や「民族」の個別性の復権が試みられようとしていることは、それなりの政治的な意味を持つ、このような状況は、社会科学のおかれていく状況とも密接に関わっている。たとえば人類学的フランス研究においては、フランス文化省による「民族学的遺産調査プロジェクト」に参加する研究はしばしば、人々の地域性の再発見を試みるものであることが多い。同様に、1990年代になってから、ヨーロッパ統合に加えて様々な民族紛争や移民問題が、社会的に大きく取り上げられるようになり、それに対応して人類学的ヨーロッパ研究でも民族アイデンティティや国民国家の問題を取り上げる研究が多くなってきている。

こうしたヨーロッパ各地の地域性が強調されるようになったことには様々な社会的背景がある。その主要なものを3つほど上げてみよう。まず第一にフランスに関しては、1980年代から推進されるようになったフランス政府による地方分権化政策があげられる。これにより、それまでは行政から無視されたり抑圧されたりしていた地域の特性（既に見た様にフランス革命以来フランス政府は地域的多様性の存在に否定的だった）が、逆に持ち上げられ強調されるようになった。第二に、観光における人々の嗜好がビッグ・ツーリズムからスモール・ツーリズムに転換するにつれ（この背景には、好みの変化のほか経済的停滞という理由もある）、地域の特殊性が観光資源として注目されるようになってきたことが挙げられる。この点は、地域性の再発見も目指すエコ・ミュージアムの活動とも連携したものである。第三に、ヨーロッパ統合の進展が大きな意味をもっている。ヨーロッパ統合は単に行政や経済システムの面だけでなされるだけではなく、様々なシンボルを駆使して「一つのヨーロッパ」を演出することを通じてもなされている。しかし、このような「一つのヨーロッパ」の強調は今までの「国家」の独立性を弱め、その結果それまで「単一の国家」の標語のもとに無視されてきた地域の多様性を相対的に強調する事になった。

⁴ 近年、開発の分野では盛んに「住民参加」の必要性が主張されている。その点、協同組合は最も古典的な形の参加型開発の手法と見なすことができる。しかし、こうした開発における参加の在り方をめぐる議論に過去の協同組合（さらには自主管理型民主主義）の経験や政治経済学的手法が応用されることはそれほど多くはないようである。

さらに「国家」という枠組みの重要性の相対的低下は、他方で「国家」というものの文化的次元での見直しをも引き起こす。こうしたなかでフランスでは「遺産 patrimoine」の重要性が盛んに強調されるようになり、その「遺産」の掘り起こしと研究に人類学者を含めた多くの研究者が動員されることになった。

しかしこのような地域文化への着目に問題がない訳ではない。そこには、「地域」のルソー主義的な理想化と、排外主義を助長する傾向の、二つの問題が指摘できる。

国家や普遍性に対するものとして地域の生活が描かれるとき、地域生活はしばしば、「現代社会の害悪に害されていなく地域の人々の生活」というスタイルにより価値が与えられる。これは言うまでもなく、「調和に満ちた平和な昔／不安定で先の見えない今」という、ジュラをはじめヨーロッパ各地で見られる民俗の歴史認識（そしてルソー主義的な社会認識）のパターンと共通し、その結果こうした地域文化の紹介は必ずノスタルジックな装いを持つ。しかしこのような記述では、市場経済の圧力、失業、移民問題など、現在の地域の人々が直面する現実の様々な困難は隠されてしまう。ジュラの人々が「今」と「昔」という区分を歴史認識に導入するときは常に現在への視点があるが、人類学的フランス研究においてこの様に提示された地域性からは、現在への問題意識は抜け落ちやすい。

その様になったとき、研究者が提示する「地域性」はジュラの人々の地域への意識とは関わりのないものとなり、現実の問題を隠蔽する。この点について D. Jacques は、「農民たちが私に与えようとした自分たちの表象は、支配システムが彼等にこうあるようにと要求するものにしばしば一致する。農民たちが社会的アイデンティティーというものを持つのは、支配階級がフォークロアの必要のためにそれを使うとき、支配階級がそのときに採用すべき社会的行為として農民たちにそのアイデンティティーを強いるときだけであり、それ以外にはもはや彼等は社会的アイデンティティーというものは持っていないのである。したがって、彼等が自分自身をどのように認識するかは、支配階級と支配イデオロギーが彼等について与えるイメージによるのであり、彼等はそれをうまく採用して自分たちのものとするのである。」と指摘する (S. Bulle & D. Jacques, 1983: 197)。同様に、人類学者が彼等の間に見い出したと考える「地域的アイデンティティー」も、人類学者が地方分権化と民族学的遺産調査という政治状況のなかで作り上げたものとなる。そしてその様に作り上げられた地域アイデンティティーを支えるノスタルジーは、Jeremy Boissevain も指摘するように博物館や遺産を通して商品化される (J. Boissevain, 1994: 52)。しかし日々の生活の問題に直面するジュラの人々にとって、このような「地域アイデンティティー」は遠い世界の話である（彼等は「地域アイデンティティー」の消費者でもない）。実際、地方分権化という名のもとで現実に地域で起きていることは、高校の統廃合や消防団の集中化であり、地方分権化は「地方」レベルでの政治家の権力基盤の強化には力があっても、より小さなレベルの地域（コミューンや小郡）はかえって取り残されている。このように、社会の「民族学的」側面に注目することが現実の問題の隠蔽につながってはいないかどうかを疑う必要がある。

*) こうした点で、理念の上からも実践の上からも、エコミュージアムが積極的な役割を果たさざるべし。実際そのようなエコミュージアムも存在する。たとえば、ジュラに隣接するブレス地方（ソーヌ・エ・ロワール県）のエコミュージアムでは、地方の生活の歴史の変遷の展示と合わせて、現代の農業の諸問題をも提起しているものがある。とはいえ、たいていの場合はそこまで展示の手を延ばす事は難しいようである。

「地域性」の強調はまた、「道産」や国民文化の強調を通して、排外主義につながるような極めて保守的な思想を支持する。この点について M. Segalen は、「道産」の強調は研究を自分の国の内部に閉じこめ、自分の国のアイデンティティの追及へと導いてしまふとした上で、フランス社会の民族学を含めたヨーロッパの各々の国の民族学的研究では、研究者は自分たちの国の内部に閉じこもるばかりで、そうした環境を乗り越えようと全くしないということを描く (M. Segalen, 1997: 372)。⁵⁾ このような自閉という問題は、なにも各々の国の「自国人類学 national anthropology」にのみ言えることではない。ヨーロッパ共同体 (ヨーロッパ連合) の文化政策を分析した Chris Shore は、ブリュッセルの官僚が作り出した「人々のヨーロッパ people's Europe」と「ヨーロッパ文化」を演出するための様々なシンボル操作が、中央の権力を強化する一方で愛国主義と排外主義を生み出す危険を描いている (C. Shore, 1993: 795)。そしてこのような傾向は、近年フランスを含めたヨーロッパ各地で極右勢力の著しい台頭と機を一にしている。⁶⁾ こうした状況は、グローバル化のなかで資本と人との物の移動が地球規模で活性化し、高い失業率にあえぐヨーロッパでも非ヨーロッパ系移民が増えている状況も一つの背景としている。しかし、排外主義的政策が現実のヨーロッパの失業問題を解決するとはとても思えないばかりか、移民排斥という政策がさまざまな政治摩擦を引き起こす上、実効上も不可能であることを考えると、排外主義の台頭は一つの政治的危機の兆候を示しているといえることができる。

このような、地域文化の復権に伴う人類学研究の興隆は、人類学や社会科学の研究が歴史的に担ってきた「社会の変革」というプログラムという側面の一つの帰結である。人類学をはじめとする社会科学もこのような近代という実験の中から、社会の変革の方向性を明らかにしようとする社会科学のひとつとして生まれてきた。E. Durkheim はその社会学を、19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランス社会に見られた倫理観の混乱に対して、科学的実証性を満たしつつ一定の答えを導き出すという目的を持ったものとして構想した (E. Brehir, 1964: 986)。そしてその後の人類学も、Jean-Loup Amselle も指摘しているように (J.-L. Amselle, 1991: 15)、常に応用人類学という側面を常に持っていたが、それは植民地においてだけではなく、その学問が行われていたヨーロッパの本国においてもそうだったのである。こうした社会科学が持つ歴史的特徴は、現在の社会科学においてもその問題枠組みや概念設定を深く規定している。

しかし、農民たちはヨーロッパ統合のもとでのこうした地域文化の強調とは別の世界で

⁵⁾ ヨーロッパ人類学のこのような「道産」への注目について Isaac Chiva は、過去にヨーロッパの脱植民研究がしばしば政治的に利用されてきたことに注意を促し、人類学の科学性の復権のために「比較」が不可欠であることを強調している (I. Chiva, 1996: 78-83)。このような指摘は、日本人による日本社会研究と比較すると、とても興味深い。

⁶⁾ 統合ヨーロッパは、ある意味で既存の国民国家を超越しようという試みであり、その意味では (ヨーロッパ合衆国を目指すのが国家連合を目指すのか、という根本的な路線対立は存在するにせよ) 近代ヨーロッパの国家システムを乗り越えようとするものである。その点で、M. Abélès が指摘するように「ヨーロッパ」は既存の国家とは異なり、常にその圏域は拡大へ向けて開かれており、またその理念の達成は常に未来のこととしてその実現は先延ばしにされている (M. Abélès, 1996)。とはいえ、ヨーロッパ・アイデンティティの創出の試みやシengen協定に見られる「圏域」の強化、そしてトルコの加盟の拒否は、ヨーロッパ内部の圏域という場を代わる新たな場への創出を意味しており (C. Shore & A. Black, 1994: 293)、このことはヨーロッパ統合が、「ヨーロッパ」という新しい国民国家創出の試みという既存の枠への後戻りを意味しているのではないが、という危機を抱かせる (このような危機は、旧ユーゴスラヴィアをはじめとするヨーロッパ各地での民族運動の活性化によって一層高められる)。

日々の生活を営んでいる。彼等にとっての問題はまず、相変わらず不透明なフランス農業の先行きである。このような人類学研究と実際の農民たちの姿勢の乖離は、人類学の研究の基盤を「距離をおいて見ることに求める人類学者たちの主張の再考を迫る。フランス社会では研究者は被調査者と同じ社会に在るがゆえに「距離を置くこと」は幻想ではない」という F. Zonabend は指摘するが (F. Zonabend, 1979: 361)、これは自国人類学の側面ではない。フランス研究に限らず全ての人類学研究(さらには社会科学研究)において社会を研究することは、研究者と調査の対象となった人という各々が各々の歴史を限った存在として、互いの間の社会的背景の相違から来る対立や行き違い、そして意見の交流を行うという歴史的過程に参加するということである。その意味で、人類学研究における「地域の復権」は、それ自体が近代という歴史の経験の一つとして、人類学的研究の対象となる。そしてその研究の目的は、人々の歴史的経験を通して「社会」というものを明らかにすることにある。

人類学者の地域の復権とは離れたところで、現実の農業はますます困難の状況に陥っている。しかも、近代の結末の一つとしての統合ヨーロッパと CAP は、農民の自主的で柔軟な経営戦略の余地をますます狭めている。この状況に対する芽立ちの一部は農民の政治行動となって現われる。1991年には、フランス政府は崩壊の危機にあった東欧諸国を支援するために、東欧からの牛肉の緊急輸入を決めたが、それは畜産農家の神経を逆なでし、その輸送経路上にあるフランシュ＝コンテの農民は高速道路にトラクターを乗り入れるという実力行使に出た。また、同じ年の9月には、FNSEA がフランス全国の農民に呼びかけてバリで大デモ行進を行ったが、それにはジュラからも多くの農民が参加した。さらに、より過激な活動を提案する農民組織が翌年に再び高速道路の閉鎖を行ったが、多くの農民が彼等の行動を支持していた。こうした政府に対する農民の不満の高まりは、1993年以降1997年までの間の一年毎の政権の交代、RPR (保守派) の J. Chirac 大統領登場、そしてその一年後の社会党政権誕生という、不安定な政治状況の背景の一つだった。

現在のヨーロッパが抱えるこのようなさまざまな問題は、「近代」という実験の単なる失敗なのではない。ヨーロッパ統合とともに、それは近代という歴史の帰結なのであり、そこに見られる地域生活の理想的表象と現実の困難という相反する側面は、近代という実験の歴史が同時に生み出した、互いに不十分の側面である。ヨーロッパが統合通貨ユーロの導入やヨーロッパの政治統合の進展といった新たな段階に入る一方で、世界的には19世紀以来のさまざまな近代の遺産が現在の社会をプラスの面でもマイナスの面でも深く規定している今、必要なことはこのようなヨーロッパ近代の否定的側面をあげつらうことでもその普遍性を強調することでもなく、ヨーロッパ近代の実験の理想と結末を同時に視野に入れ、その経験の肯定的側面と否定的側面とを歴史的総合的に把握し、その皮肉を冷静に分析することである。そのような作業は、近代ヨーロッパに生まれた諸制度を採用しつつ、現在の噴出する諸問題に対処していかなばならない非ヨーロッパ社会の人間にとって、自分たちが置かれているそのヨーロッパ由来といわれる諸制度の意義と限界、そしてその歴史的意味を問うために必要なことである。そういう点において、社会科学の視点を再検討するためにも、現代世界の今後の動向を考察する上でも、ヨーロッパ社会の経験から学ぶものがまだまだ多い。本論は、ジュラという小さな地域に焦点を置いた、そのような目的に向けた小さな試みでもある。

■ 参考文献

SEJ = SOCIÉTÉ D'ÉMULATION DU JURA

- ABELLES, Marc
 1986 "Le degré zéro de la politique: réseaux de pouvoir et espace intercommunal dans le canton de Quatre-les-Tombes (Morvan)." *Études rurales*, no. 101-102, p. 231-269.
 1990 *Anthropologie de l'État*, Paris: Armand Colin.
 1996 "La Communauté européenne: une perspective anthropologique," *Social Anthropology*, vol. 4, no. 1, p. 33-45.
- AGHA, Asif
 1994 "Honorification," *Annual Review of Anthropology*, vol. 23, p. 277-302.
- AGULHON, Maurice
 1976 "La Révolution et l'Empire," in G. Duby & A. Wallon dirs. (1976).
- AIT Abdelmalek, Ali
 1996 *L'Europe communautaire, l'État-nation, et la société rurale*, Paris: L'Harmattan.
- ALBERT, Michel
 1991 *Capitalisme contre capitalisme*, Paris: Seuil.
- AMSELLE, Jean-Loup
 1991 *Logiques métisses: anthropologie de l'identité en Afrique et ailleurs*, Paris: Payot.
- ANONYMAT (éd.)
 1849 *Annuaire du département du Jura pour l'année 1849*, Lons-le-Saunier: Frédéric Gauthier.
- APPELL, George
 1976 "The Rungus: Social Structure in a Cognatic Society and its Ritual Symbolization," in G. Appell eds. (1976).
- APPELL, George (ed.)
 1976 *The Societies of Borneo: Explorations in the Theory of Cognatic Social Structure*, American Anthropological Association.
- ARÉEAR (Atelier Régional d'Études Économiques et d'Aménagement Rural de Franche-Comté)
 1980 *L'agriculture comtoise en 1980*, Besançon: Service Régional de la Statistique Agricole.
- AUGE, Marc
 1975 *Théorie des pouvoirs et idéologie*, Hermann.
- AUGUSTIN, Georges
 1989 *Comment se perpétuer?: devenir des lignées et destin des patrimoines dans les paysaneries européennes*, Paris: Société d'Ethnologie.
- BAILEY, Frederick G. (ed.)
 1971 *Gifts and Poison: The Politics of Reputation*, Basil Blackwell.
- BAKHITINE, Mikhail
 1984[1979] *Esthétique de la création verbale*, trad. par A. Aucouturier, Gallimard.
- BANDELIER, André & BARRELET, Jean-Marc (éds.)
 1987 *La Révolution dans la Montagne jurassienne (Franche-Comté et pays de Neuchâtel)*, Regards sur le Haut Jura/L'impartial (Actes du colloque historique de La Chaux-de-Fonds).
- BARLETT, Peggy F.
 1980 "Introduction: Development Issues and Economic Anthropology," in P. F. Barlett ed. (1980).
- BARLETTE, Peggy F. (ed.)
 1980 *Agricultural Decision Making: Anthropological Contributions to Rural Development*, Academic Press.
- BELMONT, Nicole & LAUTMAN, François (dirs.)
 1993 *Ethnologie des faits religieux en Europe*, CTHS.

- BENTLEY, Jeffery W.
1987 "Economic and Ecological Approaches to Land Fragmentation: in Defense of a Much-Maligned Phenomenon." *Annual Review of Anthropology*, vol. 16, p. 31-67.
- BENVENISTE, Emile
1966 *Problème de linguistique générale, tome 1*, Gallimard.
- BERNOT, Lucien & BLANCART, René
1953 *Nouvelle, un village français*, Paris: Institut d'Ethnologie.
- BERTHOUD, Gérard & KILANI, Mondher
1989-1990 "Identité régionale et passion de l'élevage en Valais: une approche anthropologique," in M.-O. Gonseth éd. (1989-1990).
- BERTHOUD, Gérard, et al.
1991 "La vache: corps, symbole et décor," in B. Crettaz et al. dirs. (1991).
- BERTRAND, Michèle
1993 "La prière: rituel, pragmatique et présence du corps," in N. Bermond & J. Lautman dirs. (1993).
- BLOCH, Marc
1963 "La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIIIe siècle: l'œuvre des pouvoirs d'Ancien Régime," *Mélanges historiques, tome II*, Paris: S.E.V.P.E.N. (Bibliothèque générale de l'E.P.H.E., VIe section).
1988 [1931] *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, Armand Colin.
- BOICHARD, Jean
1977 *L'élevage bovin: ses structures et ses produits en Franche-Comté*, Paris: Belles Lettres.
- BOISSEVIN, Jeremy
1994 "Toward an Anthropology of European Community?" in V. A. Goddard et al. eds. (1994).
- BOISSEVIN, Jeremy & FRIEDL, John (eds.)
1975 *Beyond the Community: Social Process in Europe*, The Hague: Department of Educational Science of the Netherlands.
- BOSERUP, Ester
1981 *Population and Technology*, Basil Blackwell.
- BOURGOIS, Michel
1979 *Franche-Comté météo: contribution à l'étude du climat comtois*, Besançon: CRDP (Centre Régional de Documentation Pédagogique).
- BOYER, Robert
1978 "Les salaires en longue période," *Economie et statistique*, no. 103, p. 27-57.
- BREHIER, Emile
1964 *Histoire de la philosophie, tome III: XIXe - XXe siècles*, Presses Universitaires de France.
- BRELOT, Claude-Isabelle
1977 "Un équilibre dans la tension: économie et société franc-comtoises traditionnelles (1789 - 1870)," in R. Fiétier dir. (1977).
1987 "La Révolution française et la Franche-Comté: propositions pour une réinterprétation," in A. Baudelot & J.-M. Barrelet eds. (1987).
1994 "Les «fédéralistes» jurassiens: républicanisme, infiltrations contre-révolutionnaires, et réseaux d'amitié," in SEJ éd. (1994).
- BRELOT, Claude-Isabelle & MAYAUD, Jean-Luc
1987 *Images, représentations, identités en Franche-Comté depuis la Révolution*, rapport pour l'Appel d'offres 1983, Mission du patrimoine ethnologique, Paris: Ministère de la Culture.
- BRELOT, Jean
1953 "Traits généraux de l'évolution agricole," in SEJ éd. (1953).
- BRAUDEL, Fernand & LÉVY, Ernest (dirs.)
1970 *Histoire économique et sociale de la France, tome III (1660 - 1789; des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel)*, Paris: Presses Universitaires de France.

- 1976 *Histoire économique et sociale de la France, tome III (1789 - années 1880): l'avènement de l'ère industrielle*, Paris: Presses Universitaires de France.
- BROWN, Penelope & LEVINSON, Stephen C.
1987 *Politeness: Some Universals in Language Usage*, 2nd ed., Cambridge University Press.
- BRUCKERT, Sylvain & GAIEFF, Michèle
1985 *Les sols de Franche-Comté*, Besançon: Centre Universitaire d'Etudes Régionales - Université de Franche-Comté (collection Connaissance de la Franche-Comté).
- BUCHER, Bernadette
1995 *Descendants de chomans: histoire et culture populaire dans la Vendée contemporaine*, Maisons des Sciences de l'Homme.
- BURGUERE, André et al (dir.)
1986a *Histoire de la famille, tome 1: mondes lointains, mondes anciens*, Armand Colin.
1986b *Histoire de la famille, tome 2: le choc des modernités*, Armand Colin.
- BULLE, Sylvie & JACQUES, Dominique
1983 "Etude de deux milieux ruraux en Franche-Comté," *Revue des sciences sociales de la France de l'Est*, no. 12-12bis, p. 179-198.
- CAVALHIER, J. & PERRIER-CORNET, Philippe (éds.)
1980 *Couches sociales agricoles et différenciations sociales dans six petites régions*, INRA-Dijon (Document de recherches, no. 21).
- CHAMBARD, Clément
1914 *La montagne jurassienne: essai de géographie régionale dans le cadre du département*, Lons-le-Saunier: Imprimerie Moderne.
- CHAPUIS, Robert
1982 *Les ruraux du département du Doubs: élément de géographie sociologique*, Besançon: Cêtre.
- CHIVAS, Isac
1987 "Entre livre et musée: émergence d'une ethnologie de la France," in J. Chivas & U. Jeggle éds. (1987).
1996 "Ethnologie, idéologie et patrimoine," in D. Fabre éd. (1996).
- CHIVAS, Isac & JEGGLE, Utz (éds.)
1987 *Ethnologies en miroir: la France et les pays de langue allemande*, Paris: Editions de la Maison des Sciences de l'Homme.
- CICOURIEL, Aaron
1985 "Text and Discourse," *Annual Review of Anthropology*.
- C.N.I.E.L. (Centre National Interprofessionnel de l'Economie Laitière)
1984 *L'économie laitière en chiffre*, C.N.I.E.L.
- C.N.R.S. (Centre National de la Recherche Scientifique) (éd.)
1973 *La notion de personne en Afrique Noire*, Editions du CNRS.
1979 *Anthropologie en France: situation actuelle et avenir*, Editions du CNRS.
- COLÉ, John W.
1977 "Anthropology Comes Part-Way Home: Community Studies in Europe," *Annual Review of Anthropology*, Vol. 6, p. 349-378.
- CONSIDERANT, Victor
1848 *Théorie du droit de propriété et du droit au travail*, 3e éd., Paris: Librairie Phalanstérienne.
- COULOMB, Pierre (éd.)
1990 "Les agriculteurs et l'Etat," in P. Coulomb et al. dirs. (1990).
- COULOMB, Pierre et al. (dirs.)
1990 *Les agriculteurs et la politique*, Paris: Edition de la Fondation Nationale des Sciences Politiques.
- CRÉTEAZ, Bernard et al. (dirs.)
1991 *Vache d'otopie*, Genève: Slatkine (col. Itinéraire Amoudruz VII).

- DAUN, Åke
1991 "Individualism and Collectivity among the Swedes," *Ethnos*, vol. 56, p. 165-172.
- DAVEAU, Suzanne
1959 *Les régions frontalières de la montagne jurassienne: étude de géographie humaine*, Institut des Etudes Rhodaniennes de l'Université de Lyon, (Mémoires et Documents no. 14).
- DAVIDSON, Andrew P.
1991 "Rethinking Household Livelihood Strategies," *Research in Rural Sociology and Development*, vol. 5, p. 11-28.
- DDA (Direction Départementale de l'Agriculture du Jura)
1980 *Jura, climatologie, géologie, hydrologie*, Service de Statistique Agricole.
- DDAF (Direction Départementale de l'Agriculture et de la Forêt du Jura)
1988 *Lait, produits laitiers*, Lons-le-Saunier: Service Statistique.
- DE PINA CABRAL, João
1989 "L'héritage de Maine: repenser les catégories descriptives dans l'étude de la famille en Europe," *Ethnologie française*, tome 19, p. 329-340.
- DESAUNAIS, A.
1948 "La révolution de 1848 dans le département du Jura (24 février - 10 décembre 1848)," *in* SEJ éd. (1948).
- DE TOCQUEVILLE, Alexis
1961 *La démocratie en Amérique*, vol. II, (Œuvres complètes, tome 1, Paris: Gallimard).
- DIETRILAIN, Germaine
1941 *Les âmes des Dogon*, Institut d'Ethnologie.
- DION-SALITOT, Michèle & DION, Michel
1972 *La crise d'une société villageoise: "les survivanciers" les paysans du Jura français (1800 - 1970)*, Paris: Anthropos.
- DOUAIRE, F.
1925 "Les céréales," *in* F. Douaire éd. (1925).
- DOUAIRE, F. (éd.)
1925 *Le Jura agricole; étude sur l'agriculture du département du Jura*, Lons-le-Saunier: Office Agricole Régionale de l'Est-Centre et Office Départemental du Jura.
- DUBY, Georges & WALLON, Armand (dirs)
1976 *Histoire de la France rurale, tome 3, apogée et crise de la civilisation paysanne de 1789 à 1914*, Paris: Seuil, (Collection Point).
- DU CROIX, Oswald
1983 *Le dire et le dit*, Minuit.
- DUMONT, Louis
1966 *Homo hierarchicus: le système des castes et ses implications*, Gallimard (collection tel).
1983 *Essais sur l'individualisme; une perspective anthropologique sur l'idéologie moderne*, Seuil.
- DIRKHEIM, Émile
1937 *Les règles de la méthode sociologique*, Presses Universitaires de France.
1971 *Le socialisme*, Presses Universitaires de France.
- DI VERGET, Jean-Claude
1995 "La Franche-Comté existe-t-elle encore au XXI^e siècle?" *Précis-verbaux et mémoires de l'Académie des sciences, belles-lettres et arts de Besançon et Franche-Comté*, volume 191 (année 1994-1995), p. 13-32.
- ECK, André (coordonné par)
1987 *Le fromage*, Paris: Technique et Documentation - Lavoisier.
- ENCKEL, Marianne
1971 *La fédération jurassienne: l'origine de l'anarchisme suisse*, Lausanne: La Cité.
- EUROPEAN COMMISSION

- 1994 "EC Agricultural Policy for the 21st Century," *European Economy: Reports and Studies*, no. 4.
- 1997 PAC 2000, *document de travail: situation et perspectives du secteur laitier*, Direction Générale de l'Agriculture (DG VI).
- FABRE, Daniel (éd.)
1996 *L'Europe entre cultures et nations*, Paris: Editions de la Maison des Sciences de l'Homme.
- FEBVRE, Lucien
1970 [1912] *Philippe II et la Franche-Comté*, Paris: Flammarion, (collection champs).
1983 [1922] *Histoire de Franche-Comté*, Marseille: Lafite Reprints.
- FIETIER, Roland (dir.)
1977 *Histoire de la Franche-Comté*, Prival.
- FLANDRIN, Jean-Louis
1984 *Familles: parenté, maison, sexualité dans l'ancienne société*, Seuil.
- FOHLEN, Claude
1977 "La Franche-Comté de 1870 à 1945," in R. Fiétier dir. (1977).
- FOUCAULT, Michel
1976 *Histoire de la sexualité, vol. 1: la volonté de savoir*, Gallimard.
- FOURASTIE, Jean (dir.)
1969 *L'évolution des prix à long terme, tome 1*, Presses Universitaires de France.
- FOURIER, Charles
1966a "Théorie des quatre mouvements et des destinées générales," *Œuvres complètes, tome I*, Paris: Anthropos.
1966b "Traité de l'association domestique-agricole: avant-propos et plan de l'ouvrage," *Œuvres complètes, tome II*, Paris: Anthropos.
1966c "Théorie de l'unité universelle, 3e volume," *Œuvres complètes, tome IV*, Paris: Anthropos.
1966d "Le nouveau monde industriel et sociétaire ou invention du procédé d'industrie attrayante et nouvelle distribuée en sexes passionnées; Préface," *Œuvres complètes, tome VI*, Paris: Anthropos.
- FRANÇOIS, A.
1925 "La production du Gruyère dans le Jura," in F. Douaire éd., (1977).
- FURET, François & OZOUF, Jacques
1977 *Lire et écriture: l'alphabétisation des Français de Calvin à Jules Ferry, tome 1*, Minuit.
- GARAPON, Louis
1937 *Enquête agricole 1924. Département du Doubs, rapport général*, Besançon: Jacques et Demonfont.
- GAGSEUR, Wladimir
1839 *Des fruitières ou associations domestiques pour la fabrication du fromage de Gruyère*, Paris: Bureau de la Phalange.
1850 *Socialisme pratique*, Paris: Librairie Sociétaire.
1881 *Réforme de la fruitière: association pour la fabrication, la conserve et la vente du Gruyère*, Paris: Typographie N. Blanpain.
- GASTON-MÉYER, Henri
1953 "Parmi les industries du Haut-Jura," in SEJ éd. (1953).
- GIBBS, André
1995 "Rôle des coopératives dans le développement des pays du Tiers Monde," in M.-T. Seguin dir., (1995).
- GOBIN, A.
1891 *Rapport de M. Gobin sur la situation de l'industrie fromagère dans le Jura en 1889 (Enquête préfectorale de janvier 1890)*, Lons-le-Saunier: Declume.
- GODDARD, V. A. et al. (eds.)

- 1994 *The Anthropology of Europe: Identities and Boundaries in Conflict*, Berg.
- GOULDEN, François
1981 "Contrat collectif et collaboration de classes: l'idéologie réformiste du syndicalisme sans-claudien de 1919 à 1939," in SEJ éd. (1981).
- GONSIEH, Marc-Olivier (éd.)
1989-1990 *Images de la Suisse*, Berne: Société Suisse d'Ethnologie (Ethnologica Helvetica 13-14).
- GOUBERT, Pierre
1970 "Révolution démographique au XVIII^e siècle?" in F. Braudel & E. Labrousse dirs. (1970).
- GRANDADAM, Catherine & HOURS, Henri
1990 "Les élections municipales du début de l'année 1790 dans le Jura," in SEJ éd. (1991).
- GRASSET, Maurice & DEBARD, Marc
1977 "La Franche-Comté dans la monarchie française," in R. Fiérier dir. (1977).
- GRESSET, Pierre, et al.
1990 *Les hommes et la forêt en Franche-Comté*, Éditions Bonneton.
- GRESSET, Pierre & VION-DELPHIN, François
1990 "Des origines au XVIII^e siècle: mutations et permanences," in P. Gresser et al. (1990).
- GROGER, B. Lisa
1981 "Of Men and Machines: Co-operation among French Family Farmers," *Ethnology*, vol. 20, p. 163-176.
- GRUS, Bernard
1980 "Evolution des secteurs de la production et de la transformation du lait en Franche-Comté: le cas de la région d'Orgelet dans le Jura," in J. Cayallès & P. Perrier-Cornet eds. (1980).
- GROSPERRIN, Bernard
1967 *L'influence française et le sentiment national français en Franche-Comté: de la conquête à la révolution (1674 - 1789)*, Paris: Les Belles Lettres (Cahier d'études comtoises 11).
- GUYETANT, Sébastien
1822 *Essai sur l'agriculture dans le département du Jura*, Lons-le-Saunier: Gauthier.
- HABERMAS, Jürgen
1986[1962] *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Darmstadt: Luchterhand.
- HARDIN, Garrett
1968 "The Tragedy of the Commons," *Science*, vol. 162, p. 1243-1248.
- HEGEL, Georg Wilhelm Friedrich
1986 *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse: mit Hegels eigenhändigen Notizen und den mündlichen Zusätzen*, Suhrkamp.
- INSEE (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)
1980 *Populations communales du Jura 1790-1975*, Besançon: INSEE - Service régional de Franche-Comté.
1984 *L'année économique et sociale 1983 en Franche-Comté*, Besançon: INSEE - Direction Régionale.
1990 *Annuaire rétrospectif de la France 1948 - 1988*, Paris: INSEE.
1992a *Tableaux de l'économie franc-comtoise*, Besançon: INSEE - Direction Régionale.
1992b *Evolutions démographiques 1975 - 1982 - 1990, résultats provisoires: Jura*, Paris: INSEE.
1993 *Annuaire statistique de la France: résultat de 1992*, Paris: INSEE.
- 石井圭一
1994 『フランスの農村と開発計画: EC 農村区域開発計画から』農業総合研究所 (研究資料第 3 号)。
- JACQUES, Dominique
1989 *Voyage au pays des Montbéliards: «au champ les vaches»*, Lyon: Textel.
- JACQUES-JOUVENOT, Dominique
1997 *Choix du successeur et transmission patrimoniale*, L'Harmattan.

- JAMIN, Jean
1985 "Le texte ethnographique. Argument," *Études Rurales*, no. 97-98, p. 13-24.
- JOANNE, Adolphe
1876 *Géographie du département du Jura*, Paris: Hachette.
- JOLAS, Tina, et al.
1970 "«Parler famille», " *L'Homme*, tome 10, no. 3, p. 5-26.
- KARNOUCH, Claude
1971 "L'oncle et le cousin," *Études Rurales*, no. 42, p. 2-53.
1980 "Le pouvoir et la parenté," in H. Lamarche et al. (1980).
- 川田頼造
1988 『聲』筑摩書房。
1992 『西の風・南の風：文明論の組みかえのために』河出書房新社。
- KILANI, Mondher
1994 *L'invention de l'autre; essais sur le discours anthropologique*, Lausanne: Payot Lausanne.
- KIRKPATRICK, John
1983 *The Marquesan Nation of the Person*, UMI Research Press.
- 高安 朗
1994 『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』平凡社。
- 是永東彦
1998 『フランス山間地農業の新展開：農業政策から農村政策へ』農文協（全集世界の食料・世界の農村第7巻）。
- 是永東彦他
1994 『ECの農政改革に学ぶ：苦悩する先進国農政』農文協（全集世界の食料・世界の農村第14巻）。
- KRISTEVA, Julia et al (éds.)
1975 *Langue, discours, société: pour Emile Benveniste*, Seuil.
- LACOMBE, Philippe
1989 "Agriculture, familles, exploitations," in P. Coulomb éd. (1989).
- LAMARCHE, Hugué et al.
1980 *Paysans, femmes et citoyens: lutte pour le pouvoir dans un village lorrain*, Actes Sud.
- LAYTON, Robert
1971 "Patterns of Informal Interaction in Pellaport," in F. G. Bailey ed. (1971).
- LIBEAU, René
1955 *La vie rurale dans les montagnes du Jura méridional; étude de géographie humaine*, Institut des Études Rhodaniennes de l'Université de Lyon. (Mémoires et Documents, no. 9).
- LE GOFF, Jacques
1988[1986] *Histoire et mémoire*, Paris: Gallimard, (collection Folio).
- LEM, Winnie
1988 "Household Production and Reproduction in Rural Languedoc: Social Relations of Petty Commodity Production in Murviel-les-Béziers," *Journal of Peasant Studies*, vol. 15, p. 500-529.
- LE PICHON, Alain
1991 *Le regardinégale*, Paris: J-C Lattès.
- LEQUINIO, Jean-Marie
1979[1801] *Voyage pittoresque et physico-économique dans le Jura, tome I*, Marseille: Laffitte Reprints.
- LIBESCHIE, Jean-Philippe
1991 *La Franche-Comté réinventée: la décentralisation en pratique(1982-1986)*, Berne: Peter Lang (Publications Universitaires Européenne).
- LE ROY LADURIE, Emmanuel

- 1986 "Nord-Sud," in P. Nora dir. (1986).
- LEVINSON, Stephen
1983 *Pragmatics*. Cambridge University Press.
- LEVI-STRAUSS, Claude (éd.)
1977 *L'identité*. Presses Universitaires de France
- LEVI-STRAUSS, Laurent
1975 "Pouvoir municipal et parenté dans un village bourguignon," *Annales ESC*, vol. 30, p. 149-159.
- LOCKE, John
1960 *Two Treatises of Government*, ed. by P. Laslett, Cambridge University Press.
- LULLIN D'ORCHAMP, Charles
1811 *Des associations rurales pour la fabrication du lait, connues en Suisse sous le nom de fruitières*, Paris: Paschoud.
- LIQUET, François M.
1986 *Lait et produits laitiers, vache-brebis-chèvre, vol. 3: qualité, énergie et tables de compositions*, Paris: Technologie et Documentation - Lavotier.
- MARANDA, Pierre
1974 *French Kinship: Structure and History*, Mouton.
- MARMORAT, D.-M.
1849 "Histoire de la révolution française de février dans le département du Jura," in Anonymat éd. (1849).
- MARX, Karl
1968 *Manuscrits de 1844 (économie politique et philosophie)*, [*Ökonomische-philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1844*], trad. par E. Bottigelli, Paris: Editions Sociales.
1973 *Le capital, critique de l'économie politique, livre premier*, [*Das Kapital*], tome II trad. par J. Roy, Paris: Editions Sociales.
1975 *Le capital, critique de l'économie politique, livre premier*, [*Das Kapital*], tome I trad. par J. Roy, Paris: Editions Sociales.
- MAUSS, Marcel
1967[1947] *Manuel d'ethnologie*, Paris: Payot.
1989[1950] *Sociologie et anthropologie*, 3e éd., PUF.
- MAYAUD, Jean-Luc
1979 *Les paysans du Doubs au temps de Courbet*, Paris: Belles Lettres.
1981 "La persistance des droits d'usage communautaire en Franche-Comté au XIXe siècle: controverses autour de la vaine pâture," in SEJ éd. (1981).
1986 *Les secondes républiques du Doubs*, Paris: Belles Lettres.
- MÉNDRAS, Henri
1984 *La fin des paysans*, Actes Sud (Collection Babel).
1985 *La seconde révolution française 1965-1984*, Gallimard.
- MERLIN, Pierre
1990 "Une réponse à la crise économique et aux innovations techniques: un enjeu politique: la fondation des syndicats agricoles dans le Jura," in SEJ éd. (1990).
- MILLIET, Jacqueline & VALLÖTTON, François
1991 "Petites histoires à corne," in B. Crettaz et al. dirs. (1991).
- MINISTÈRE DE L'AGRICULTURE ET DE LA FORÊT
1990 *Agriste, la statistique agricole: recensement agricole 1988, Jura - principaux résultats*, Lons-le-Saunier: Direction Départementale de l'Agriculture et de la Forêt.
1993 *Les chiffres du lait 1992, Franche-Comté, l'année laitière*, (no. spéc. d'Agrista: la statistique agricole - Franche-Comté).

三浦 敦

- 1995 「夏の夜のシャトー—シャロン：フランス・ジュラにおける演劇的想像力」『民族学研究』第 60 巻第 3 号, p. 210-233
- 1997 「近代ヨーロッパにおける農村開発と社会科学の形成：フランス・ジュラの社会調査の歴史を通して」川田頼造他編『歴史のなかの開発』岩波書店（岩波講座開発と文化第 2 巻）。
- 1998 「ババ・マクシムの葬儀：葬送のミサに見られる人格概念の語用論的分析（フランス・ジュラ）」『民族学研究』第 62 巻第 4 号, p. 441-469.
- MONNIER, Désiré
1847 "Economie domestique: four et boulangerie," in D. Monnier éd. (1847).
- MONNIER, Désiré (éd.)
1847 *Annuaire du département du Jura pour l'année 1847*. Lons-le-Saunier: Frédéric Gauthier.
- MOREAU, Richard & SCHAEFFER, René-André
1990 *La forêt romioise*. Besançon: Société Forestière de Franche-Comté et des Provinces de l'Est.
- MOULIN, Annie
1988 *Les paysans dans la société française: de la Révolution à nos jours*, Paris: Seuil (collection point).
- MUNIER, J.-B.
1853 "Fromageries Gruyères du Jura," in D. Monnier (éd.), *Annuaire du département du Jura pour l'année 1853*. Lons-le-Saunier: Frédéric Gauthier.
- NETTING, Robert McC.
1981 *Balancing on an Alp: Ecological Change and Continuity in a Swiss Mountain Community*, Cambridge University Press.
- NEUSCHWANDER, Claude & BORDET, Gaston
1993 *Lip, vingt ans après: propos sur le chômage*, Paris: Syros.
- NOËL, Gilbert
1997 "La Politique agricole commune (PAC): une rupture et continuité dans l'histoire de l'Europe rurale," *Histoire et sociétés rurales*, no. 8, p. 121-145.
- NORA, Pierre (dir.)
1986 *Les lieux de mémoire, tome II: la nation, vol. 2*, Gallimard.
- OCDE (Organisation pour la Coopération et le Développement Économique)
1992 *Politiques, marchés et échanges agricoles: suivi et perspectives 1992*. OCDE(OECD).
- 大泉一貫
1989 『農業経営の組織と管理』農林統計協会。
- OTZ, Cyrille
1980 "Evolution des secteurs de la production et de la transformation du lait en Franche-Comté: le cas de la région de Pontarlier," in J. Cavailhès & P. Pernier-Cornet eds. (1980).
- PERISTIANY, J. G. & PITT-RIVERS, Julien
1992 "Introduction," in J. G. Peristany & Julien Pitt-Rivers eds. (1992).
- PERISTIANY, J. G. & PITT-RIVERS, Julien (eds.)
1992 *Honor and Grace in Anthropology*, Cambridge University Press.
- PERRIER-CORNET, Philippe
1980 "Différentiations sociales, question foncière et innovation technique dans la paysannerie," in J. Cavailhès & P. Pernier-Cornet eds. (1980).
- 1986 "Le massif jurassien: les paradoxes de la croissance en montagne: éleveurs et marchands solitaires dans un système de rente," *Cahiers d'économie et sociologie rurales*, no. 2, p. 61-121.
- PINGAUD, Marie-Claude
1978 *Paysans en Bourgogne: gens de Minot*, Paris: Flammarion.
- POUILLEARD, François
1984 *Les hauts de Montigny: résistance paysanne en Comté Franche*, (Champagnole (Jura))

Imprimerie Comtoise.

- PROUDHON, Pierre-Joseph
1868a "Du principe fédératif et de la nécessité de reconstituer le parti de la révolution." *Œuvres complètes, tome 8*. Paris: Librairie Internationale.
1868b "De la justice dans la révolution et dans l'Eglise, tome 1." *Œuvres complètes, tome 21*. Bruxelles: A. Lacroix, Verboeckhoven et Cie.
1869 "De la justice dans la révolution et dans l'Eglise, tome 4." *Œuvres complètes, tome 24*. Bruxelles: A. Lacroix, Verboeckhoven et Cie.
1871 "Théorie de la propriété." *Œuvres posthumes*. Paris: Librairie Internationale.
1873 "Qu'est-ce que la propriété?: premier mémoire." *Œuvres complètes, tome 1*. Paris: Librairie Internationale.
- PYOT, Richard
1838 *Statistique générale du Jura: recherches et documents préparatoires exposés conformément au programme donné par l'Institut de France, d'après les ordres du Ministère de l'Intérieur*. Lons-le-Saunier: Athalin Courbet.
- RAGON, Michel
1986 *Histoire de l'architecture et de l'urbanisme modernes, tome 2: naissance de la cité moderne 1900 - 1940*. Paris: Seuil, (collection points).
- RAMEAU, Jean-Claude et al.
1980 "Végétation et écologie des forêts comtoises." *Bulletin de la Société de l'Histoire Naturelle du Doubs / Bulletin de l'Association Univers*, numéro spécial «Nos forêts comtoises». p.
- ROBERT, André
1990 "Paysages comtois," in P. Gresser et al. (1990).
- ROGERS, Susan Carol
1980 "Les femmes et le pouvoir," in H. Lamarche et al. (1980).
1991 "L'ethnologie nord-américaine de la France: entreprise ethnologique «près de chez soi»," *Ethnologie française*, vol. 21, no. 1. p. 5-12.
- ROUSSEAU, Jean-Jacques
1971 "Du contrat social." in *Œuvres complètes, tome 2*. Paris: Seuil.
- ROUSSET, Alphonse
1854 *Dictionnaire géographique, historique et statistique des communes de la Franche-Comté et des hameaux qui en dépendent, classés par département, Département du Jura, 6 vols.*, Besançon: Binot.
- ROYER, Claude
1969 "Les Jurassiens du département français du Jura au XIXe siècle." *Revue de Psychologie des Peuples*, p. 382-403.
1977 *L'architecture rurale française: corpus des genres, des types et des variantes, tome 11 - Franche-Comté*. Berger-Levrault.
- SAINT-SIMON, Duc de
1948 *Mémoire de Saint-Simon, tome 2*. Gallimard (collection Pléiade).
- SALITOT, Michelle
1988 *Héritage, parenté et propriété en Franche-Comté du XIIIe siècle à nos jours*. Paris: A.R.F. Editions / L'Harmattan.
- SCOTT, Alison MacEwen
1986 "Introduction: Why Rethink Petty Commodity Production?" *Social Analysis*, no. 20, (special issue *Rethinking Petty Commodity Production*).
- SEGALIN, Martine
1980 *Mari et femme dans la société paysanne*. Flammarion.
1981 *Sociologie de la famille*. Paris: Armand Colin.
1985 *Quinze générations de Bas-Bretons: parenté et société dans le pays bigouden Sud 1720-1980*.

- Presses Universitaires de France.
- 1997 "Ethnologie française, ethnologie européenne," *Ethnologie française*, vol. 27, no. 3, p. 367.
- SEGUIN, Marie-Thérèse (dir.)
- 1995 *Pratiques coopératives et mutations sociales*, Paris: L'Harmattan
- SEJ (Société d'Emulation du Jura)
- 1948 *Volume du centenaire de la révolution de 1848 dans le Jura*, Lons-le-Saunier.
- 1953 *Enquête sur le Jura depuis cent ans: étude sur l'évolution économique et sociale d'un département français de 1850 à 1950*, Lons-le-Saunier.
- 1981 *Travaux présentés par les membres de la Société en 1979 et 1980*, Lons-le-Saunier.
- 1990 *Travaux présentés par les membres de la Société en 1989*, Lons-le-Saunier.
- 1994 *Le Jura contre Paris: le mouvement fédéraliste jurassien en 1793*, Lons-le-Saunier.
- 1997 *Tombees d'autrefois*, Lons-le-Saunier.
- SHORE, Chris
- 1993 "Inventing the 'Peopel's Europe': critical approach to European Community 'Cultural Policy'," *Man (n.s.)*, vol. 28, p. 779-800.
- SHORE, Chris & BLACK, Annabel
- 1994 "Citizen's Europe and the Construction of European Identity," in V. A. Goddard et al. eds. (1994).
- SIMONIN-GREMBACH, Jenny
- 1975 "Pour une typologie des discours," in J. Kristeva et al. eds. (1975).
- SIMONOT, J.
- 1933 *Les usages locaux ayant force de loi dans le Jura*, Conseil Général du Jura.
- SMITH, Adam
- 1976 *An Inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations*, vol. 1, ed. by R. H. Campbell & A. S. Skinner, Clarendon Press.
- SPEERER, Dan & WILSON, Deirdre
- 1989[1986] *La pertinence: communication et cognition*, traduit par A. Gerschenfeld & D. Sperber, [version française de *Relevance: Communication and Cognition*], Minuit.
- STRAWSON, Paul
- 1959 *Individuals*, London: Methuen.
- STRONBERG, Peter
- 1991 "Cooperative Individualism in Swedish Society," *Ethnos*, vol. 56, p. 153-164.
- SUTTER, Jean & TABAH, Léon
- 1948 "Fréquence et répartition des mariages consanguins en France," *Population*, no. 3, p. 607-630.
- SWARTZ, Marc
- 1968 "Introduction," in M. Swartz ed. (1968).
- SWARTZ, Marc (ed.)
- 1968 *Local Level Politics*, Aldine.
- 谷川 稔
- 1983 『フランス社会運動史: アソシアションとサンディカリズム』山川出版社.
- TODD, Emmanuel
- 1981 *L'invention de la France*, Librairie Générale Française.
- TURNER, Victor
- 1969 *The Ritual Process: Structure and Anti-Structure*, Aldine.
- 1976 *Dramas, Fields, and Metaphors: Symbolic Action in Human Society*, Cornell University Press.
- VARENNE, Hervé
- 1986 "Love and liberty: la famille américaine contemporaine," in A. Burguière et al. dirs. (1986b).
- VERNUS, Michel
- 1983 *La vie comtoise au temps de l'ancien régime (XVIII^e siècle), tome 1*, Lons-le-Saunier.

- Marque-Maillard,
 1988 *Le Comté: une saveur venue des siècles*, Lyon: Textel.
 1993 *Victor Considérant 1808-1893: le cœur et la raison*, Dole, Canevas.
- VUILLEUMIER, Mario
 1988 *Horlogers de l'anarchisme: émergence d'un mouvement, la fédération jurassienne*, Lausanne: Payot Lausanne.
- WIEBER, Jean-Claude
 1988 "Milieu naturel," in P. Gresser et al. (1988).
- YOON, Soon Young Song
 1975 "Provençal Wine Cooperatives," in J. Boissevain & J. Friedl eds., (1975).
- ZONABEND, Françoise
 1977 "Pourquoi nommer?" in C. Lévi-Strauss éd. (1977).
 1979 "Anthropologie de la France et de l'Europe," in CNRS éd., (1979)
 1980a *La mémoire longue*, Presses Universitaires de France.
 1980b "Le nom de personne," *L'Homme*, tome 20, no. 4, p. 7-23.
 1986 "De la famille: regard ethnologique sur la parenté et la famille," in A. Burguière et al. eds. (1986a).

